

令和6年3月定例会

委員会会議録

〔 総務文教常任委員会
建設環境常任委員会
健康福祉常任委員会 〕

行田市議会

令和6年3月行田市議会定例会委員会会議録目次

◎総務文教常任委員会（3月13日）

付託案件	1
出席委員（7名）	2
欠席委員（0名）	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会（午前 9時29分）	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議案第5号について	4
休憩（午前10時14分）	15
<hr/>	
再開（午前10時23分）	15
議案第5号の質疑	15
休憩（午前11時20分）	30
<hr/>	
再開（午前11時33分）	30
議案第12号について	31
議案第12号の質疑	31
議案第12号の討論、採決	33
議案第14号について	34
議案第14号の質疑	35
議案第14号の討論、採決	38
休憩（午後 0時02分）	38
<hr/>	
再開（午後 0時59分）	38
議案第32号について	39
議案第32号の質疑	40

議案第 3 2 号の討論、採決	4 4
休 憩 (午後 1 時 1 7 分)	4 4
<hr/>	
再 開 (午後 1 時 1 9 分)	4 4
議案第 5 号について	4 4
休 憩 (午後 2 時 0 1 分)	5 6
<hr/>	
再 開 (午後 2 時 1 3 分)	5 6
議案第 5 号の質疑	5 6
散会の宣告	6 5
散 会 (午後 2 時 4 7 分)	6 6



◎総務文教常任委員会 (3月14日)

付託案件	6 7
出席委員 (7 名)	6 8
欠席委員 (0 名)	6 8
説明のため出席した者	6 8
事務局職員出席者	6 8
開 議 (午前 9 時 2 9 分)	6 9
開議の宣告	6 9
議案第 5 号について	6 9
休 憩 (午前 1 0 時 4 0 分)	8 7
<hr/>	
再 開 (午前 1 0 時 5 3 分)	8 7
議案第 5 号の質疑	8 7
休 憩 (午後 0 時 0 3 分)	1 0 8
<hr/>	
再 開 (午後 1 時 0 4 分)	1 0 8

議案第 5 号の質疑続行	1 0 8
休 憩 (午後 2 時 0 6 分)	1 2 5
<hr/>	
再 開 (午後 2 時 1 8 分)	1 2 5
議案第 5 号について	1 2 5
議案第 5 号の質疑	1 2 7
休 憩 (午後 2 時 2 6 分)	1 2 7
<hr/>	
再 開 (午後 2 時 3 0 分)	1 2 7
議案第 5 号について	1 2 8
議案第 5 号の質疑	1 2 9
休 憩 (午後 2 時 3 6 分)	1 3 0
<hr/>	
再 開 (午後 2 時 3 7 分)	1 3 0
議案第 5 号について	1 3 0
議案第 5 号の質疑	1 3 2
議案第 5 号の討論	1 3 3
議案第 5 号の採決	1 3 3
閉会の宣告	1 3 4
閉 会 (午後 2 時 5 0 分)	1 3 4
署名委員	1 3 5



◎建設環境常任委員会 (3月7日)

付託案件	1 3 7
出席委員 (6 名)	1 3 8
欠席委員 (0 名)	1 3 8
説明のため出席した者	1 3 8
事務局職員出席者	1 3 8

開 会 (午前 9時30分)	139
開会の宣告.....	139
現地視察について.....	139
休 憩 (午前 9時31分)	139
<hr/>	
再 開 (午前10時56分)	139
開議の宣告.....	139
議案第33号及び議案第34号について.....	140
議案第33号及び議案第34号の質疑.....	141
議案第33号及び議案第34号の討論、採決.....	143
休 憩 (午前11時11分)	144
<hr/>	
再 開 (午前11時13分)	144
議案第5号について.....	144
議案第5号の質疑.....	153
休 憩 (午後 0時05分)	157
<hr/>	
再 開 (午後 1時04分)	157
議案第5号及び議案第10号について.....	158
議案第5号及び議案第10号の質疑.....	161
議案第10号の討論、採決.....	164
休 憩 (午後 1時27分)	164
<hr/>	
再 開 (午後 1時32分)	164
議案第5号及び議案第11号について.....	164
議案第5号及び議案第11号の質疑.....	168
議案第11号の討論、採決.....	170
休 憩 (午後 1時57分)	171
<hr/>	
再 開 (午後 2時05分)	171

議案第 5 号について	1 7 1
議案第 5 号の質疑	1 7 7
散会の宣告	1 8 0
散 会 (午後 2 時 3 8 分)	1 8 1



◎建設環境常任委員会 (3月8日)

付託案件	1 8 3
出席委員 (6名)	1 8 4
欠席委員 (0名)	1 8 4
説明のため出席した者	1 8 4
事務局職員出席者	1 8 4
開 議 (午前 9 時 3 0 分)	1 8 5
開議の宣告	1 8 5
議案第 1 6 号について	1 8 5
議案第 1 6 号の質疑	1 8 8
議案第 1 6 号の討論	1 9 0
議案第 1 6 号の採決	1 9 0
休 憩 (午前 9 時 4 6 分)	1 9 1

再 開 (午前 9 時 4 8 分)	1 9 1
議案第 5 号について	1 9 1
休 憩 (午前 1 0 時 2 6 分)	2 0 2

再 開 (午前 1 0 時 3 5 分)	2 0 2
議案第 5 号の質疑	2 0 2
休 憩 (午前 1 0 時 5 9 分)	2 0 9

再 開 (午前 1 1 時 0 1 分)	2 0 9
----------------------	-------

議案第7号について	209
議案第7号の質疑	211
議案第7号の討論、採決	211
休 憩（午前11時07分）	211
<hr/>	
再 開（午前11時10分）	211
議案第5号について	211
議案第5号の質疑	223
議案第5号の討論、採決	229
閉会の宣告	229
閉 会（午後 0時06分）	229
署名委員	231



◎健康福祉常任委員会（3月11日）

付託案件	233
出席委員（7名）	235
欠席委員（0名）	235
説明のため出席した者	235
事務局職員出席者	235
開 会（午前 9時30分）	236
開会の宣告	236
開議の宣告	237
議案第29号について	237
議案第29号の質疑	238
議案第29号の討論、採決	239
議案第30号について	240
議案第30号の質疑	241
議案第30号の討論、採決	242

議案第 5 号について	2 4 2
議案第 5 号の質疑	2 4 6
休 憩 (午前 1 0 時 2 4 分)	2 5 0
<hr/>	
再 開 (午前 1 0 時 3 3 分)	2 5 0
議案第 1 7 号について	2 5 1
議案第 1 7 号の質疑	2 5 2
議案第 1 7 号の討論、採決	2 5 4
議案第 1 8 号について	2 5 4
議案第 1 8 号の質疑	2 5 5
議案第 1 8 号の討論、採決	2 5 9
休 憩 (午前 1 0 時 5 9 分)	2 5 9
<hr/>	
再 開 (午前 1 1 時 0 2 分)	2 5 9
議案第 6 号について	2 5 9
議案第 6 号の質疑	2 6 1
議案第 6 号の討論、採決	2 6 9
議案第 9 号について	2 6 9
議案第 9 号の質疑	2 7 0
議案第 9 号の討論、採決	2 7 1
休 憩 (午前 1 1 時 4 6 分)	2 7 2
<hr/>	
再 開 (午後 0 時 5 9 分)	2 7 2
議案第 1 9 号について	2 7 2
議案第 1 9 号の質疑	2 7 3
議案第 1 9 号の討論、採決	2 7 7
議案第 2 0 号ないし議案第 2 3 号について	2 7 7
議案第 2 0 号～議案第 2 3 号の質疑	2 8 6
議案第 2 0 号～議案第 2 3 号の討論、採決	2 8 9
休 憩 (午後 2 時 0 2 分)	2 9 0

再 開 (午後 2時04分)	290
議案第8号について.....	290
議案第8号の質疑.....	295
議案第8号の討論、採決.....	304
散会の宣告.....	304
散 会 (午後 2時53分)	304



◎健康福祉常任委員会 (3月12日)

付託案件.....	305
出席委員 (7名)	306
欠席委員 (0名)	306
説明のため出席した者.....	306
事務局職員出席者.....	306
開 議 (午前 9時29分)	307
開議の宣告.....	307
議案第5号について.....	308
休 憩 (午前10時26分)	321

再 開 (午前10時38分)	321
議案第5号について続行.....	321
議案第5号の質疑.....	327
休 憩 (午前11時56分)	343

再 開 (午後 0時58分)	343
発言の申出.....	343
議案第5号の質疑続行.....	344
休 憩 (午後 1時57分)	361

再 開（午後 2時07分）	3 6 1
議案第5号の質疑続行	3 6 1
議案第5号の討論、採決	3 6 7
閉会の宣告	3 6 8
閉 会（午後 2時30分）	3 6 8
署名委員	3 6 9



総務文教常任委員会

3月13日（水曜日）

令和6年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和6年3月13日（水曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算
議案第12号 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を
改正する条例
議案第14号 行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正
する条例
議案第32号 行田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例
- 審査日程 **【総合政策部】**
議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算
- 【総務部】**
議案第12号 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を
改正する条例
議案第14号 行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正
する条例
議案第32号 行田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例
議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算

○出席委員（7名）

委員長	梁瀬里司	委員	3番	新諒平	委員
副委員長	町田光	委員	4番	大屋彰	委員
1番	香川宏行	委員	5番	村田秀夫	委員
2番	駒見行彦	委員			

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

岡登圭太	総合政策部長
諸貫忠秋	参事兼総合政策部 秘書課長事務取扱
細谷博之	総合政策部次長兼 財政課長
川上清	企画政策課長
風間重文	広報広聴課長
柴崎英明	財産管理課長
横山敦亮	情報政策課長
浅見知正	総務部長
橋本雅至	総務部次長兼 税務課長
松田正	総務部次長兼 人事課長
菅原広志	総務課長兼 選挙管理委員会 書記長
野辺博彦	人権推進課長
瀬尾昌之	契約検査課長
渡辺正道	総務部副参事 (工事検査担当)

○事務局職員出席者

書記 大澤光弘

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆様おはようございます。

本日は早朝よりお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

本日より総務文教常任委員会、2日間にわたりますけれども、委員の皆様には慎重審議よろしく願いをいたします。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお願い申し上げます。なお、審議中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用の上お願いいたします。

また、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今回当委員会に付託されました案件は議案4件であります。審査についてはお手元に配付した審査日程により行います。

なお、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、明14日、議会事務局所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

それでは、総合政策部所管の議案について審査を行います。

まず、岡登総合政策部長にご挨拶をお願いいたします。

○総合政策部長 おはようございます。

梁瀬委員長、町田副委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、日頃より総合政策部の事務事業の推進に格別なるご支援、ご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日ご審査いただきます案件は、議案第5号、令和6年度当初予算のうち総合政策部が所管する部分でございます。説明につきましては担当課長からさせていただきます。どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

△議案第5号について

○委員長 初めに、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、総合政策部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、川上企画政策課長、お願いいたします。

○企画政策課長 それでは、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、企画政策課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに歳出からご説明申し上げますので、厚いほうの冊子、予算に関する説明書の79ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、説明欄の一番上の◎企画政策課関係経費は、職員3人分の時間外勤務手当でございます。

少し飛びまして、88ページをお願いいたします。

7目企画費、右ページ説明欄の◎行政企画費は、前年度と比較して3,670万5,000円の増額となっております。主な要因は、ふるさと納税の寄附額の増加を見込み、これに併せて返礼品等の所要経費を増額したことによるものでございます。

主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬から5行目の労働保険料までは、本市への移住・定住の促進に向け、新たに移住・定住コンシェルジュを配置する経費でございます。

7節の1行目、委員謝金は、ふるさとづくり事業選定委員会及びまち・ひと・しごと創生有識者会議に加え、新たな行田市基本構想の策定に係るアドバイザーボード5名分を計上してございます。3行目の記念品費は、ふるさと納税の寄附者への返礼品等に係る経費でございます。

11節の4行目、手数料は、クレジットカードによるふるさと納税を寄附いただく際の決済手数料などでございます。

12節の1行目、ふるさと納税管理業務委託料は、ふるさと納税の受入れ、返礼品の発送、寄附者情報の管理などの業務を一括して委託するものでございます。

91ページをお願いいたします。

13節の2行目、OAシステム利用料は、ふるさと納税ポータルサイトやデジタル版官庁速報等の利用料でございます。

18節の3行目、秩父鉄道整備促進協議会負担金は、同社が実施する鉄道施設や設備の更新

などの安全対策事業について、国・県及び沿線市町が連携して支援するものでございます。その下の市制施行75周年記念事業実行委員会交付金は、さきの12月議会で債務負担行為を設定させていただきましたが、本市が今年市制施行75周年を迎えることから、実行委員会形式で市民の提案による記念事業を実施するものでございます。その下のふるさとづくり事業補助金は、ふるさとづくり基金を活用して足袋蔵等の歴史的建築物を保存・活用しようとするための補助であります。B事業の歴史的まち並み景観整備事業2件及びC事業のおもてなしにぎわい創出事業4件の合計6件分を見込み計上してございます。その下の奨学金返還支援金は、さきの12月議会で債務負担行為を設定させていただきましたが、本市に移住する奨学金返還者を対象とした支援施策を新たに実施するものでございます。

次の◎行政改革推進費は、行政改革推進委員会に係る経費でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、戻りまして、42ページをお願いいたします。

15款県支出金の中ほど、1項1目地方分権推進交付金は、本市が県から権限移譲を受けた事務の必要経費について県の基準に基づき交付されるもので、令和5年度の交付実績に基づき計上してございます。

少し飛びまして、52ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項1目ふるさと納税寄附金は、寄附実績に基づき、前年度より寄附総額が3,677万4,000円増加すると見込み計上してございます。

右側の説明欄をお願いいたします。ふるさとづくり基金寄附金及びその他寄附金につきましては、個人のふるさと納税に係る寄附金でございまして、近年の寄附額増加を踏まえ、寄附見込み総額を1億8,000万円、うち1割をふるさとづくり基金寄附金として計上してございます。

54ページをお願いいたします。

18款繰入金、2項2目ふるさとづくり基金繰入金は、ふるさとづくり事業として歳出に計上いたしました6件分及び都市計画課において実施いたします八幡通りにおけるまち並み景観形成事業3件分の財源として措置するものでございます。

以上で、令和6年度一般会計予算中、企画政策課所管部分の説明を終わりにさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

次に、諸貫秘書課長、お願いいたします。

○秘書課長 それでは、一般会計予算のうち、秘書課所管部分につきまして説明させていただきます。

きます。

それでは、予算に関する説明書74ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費のうち、右ページになります説明欄、上2つ目の◎秘書課関係経費544万5,000円は、前年度と比較いたしまして30万6,000円の増額となっております。主な要因は、18節負担金補助及び交付金の増額によるものでございます。

主なものを申し上げますと、3節時間外勤務手当は、各種行事への特別職出席に伴う運転手等の時間外勤務手当で、前年度と同額の計上でございます。

8節普通旅費ですが、特別職用務に係る主に県外への出張旅費で、例年開催されます行事、あるいは全国都市問題会議、令和6年度につきましては兵庫県姫路市で開催が予定されております。

次に、9節交際費ですが、公職者への弔慰金や各種会合に出席する際の会費などでございますが、前年度と同額の計上でございます。

次に、少し飛びまして、18節負担金補助及び交付金の1行目、市長会関係負担金ですが、このうち埼玉県市長会につきましては、令和5年度はコロナ禍で事業の実施回数の減が予定されておったためおおむね2分の1に減額されておりましたが、令和6年度については通常どおりの事業に戻るため負担金も通常どおり、その結果、年額で25万6,000円の増額となっております。また、1つ下の行の内外情勢調査会につきましては、調査会全体において月額の会費として3,000円の値上げとなり、年額では4万円の増額となっているものでございます。

その他の費目については、ほぼ例年どおりの計上となっております。

以上、簡単ですが、秘書課所管分の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

次に、細谷財政課長、お願いいたします。

○財政課長 続きまして、財政課所管部分について説明をさせていただきます。

初めに歳出について申し上げますので、予算に関する説明書の77ページをお願いいたします。

説明欄の◎財政課関係経費は、財政課職員の時間外勤務手当でございます。

84ページをお願いいたします。

3目財政管理費、右ページ説明欄の主なものは、10節印刷製本費でありまして、予算書や

決算書の作成費用でございます。

次に、飛びまして、256ページをお願いいたします。

11款公債費は、前年度対比2億26万8,000円の減額となっております。

1項1目元金、右ページ説明欄の◎市債元金償還金は、前年度対比2億514万4,000円の減、2目利子、説明欄の◎市債利子償還金は、前年度対比487万6,000円の増となっております。これらは、償還表や借入見込額に基づきまして計上したものでありますが、元金につきましては、過去に借り入れた市債の償還が進んだことによる減額、利子につきましては、借入金利の上昇を見込んだことによる増額となっております。

その下の◎一時借入金利子は、資金不足が生じた場合の一時借入金に係る利子見込額を計上したものであります。

260ページをお願いいたします。

13款予備費であります。前年度と同額の2,000万円を計上しております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、12ページをお願いいたします。

2款地方譲与税であります。1項地方揮発油譲与税から3項森林環境譲与税までの各項目については、地方財政計画や交付実績を踏まえ予算計上をしております。

1項地方揮発油譲与税は、前年度対比100万円の減、2項自動車重量譲与税は、前年度と同額となっております。

3項森林環境譲与税は、森林整備や木材利用の促進などに充てる財源として譲与されるものでありまして、前年度対比186万1,000円の増となっております。なお、令和6年度の森林環境譲与税の譲与額につきましては、農政課で実施する県産木材活用促進事業への充当を予定しているものでございます。

14ページをお願いいたします。

このページの3款利子割交付金から24ページの8款環境性能割交付金までの各交付金については、県税の一部を交付基準に基づき市町村へ交付されるものでありまして、予算額については、交付実績や地方財政計画などを勘案し、それぞれ見込んだものとなっております。

各交付金のうち、前年度対比で増減のあるものに対し申し上げます。まず、16ページになりますが、4款配当割交付金は、前年度対比1,000万円の増となっております。

18ページをお願いいたします。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、前年度対比100万円の増でございます。

22ページをお願いいたします。

7 款地方消費税交付金は、交付実績等を勘案し、前年度対比 2 億5,000万円の増としております。

次に、26ページをお願いいたします。

9 款地方特例交付金は、国の制度変更等により地方に負担増や減収等が生じた場合に特例的に交付されるものでございます。

1 項地方特例交付金は、個人市民税における定額減税の実施に伴う減収と住宅ローン控除の適用による減収分を補てんするもので、前年度対比で 3 億3,581万3,000円の増を見込んでおります。

2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、中小企業者等が生産性の向上に資する先端設備等を導入した場合における固定資産税の軽減措置による減収分が補てんされるものでございます。

28ページをお願いいたします。

10款地方交付税であります。右ページ説明欄の普通交付税は、令和6年度地方財政計画において、交付団体ベースの一般財源総額は前年度を上回る額が確保されておりました。地方交付税の総額は前年度対比1.7%の増となっていることと交付実績等を勘案いたしまして、前年度対比で 4 億6,000万円の増を見込んでおります。また、特別交付税につきましては、交付実績を踏まえ、前年度と同額を見込んでおります。

30ページをお願いいたします。

11款交通安全対策特別交付金は、交付実績を踏まえ、前年度と同額の計上としております。次に、少し飛びまして、54ページをお願いいたします。

18款繰入金であります。2 項 1 目財政調整基金繰入金は、財源不足の補てん及び経済対策の財源として措置するものであります。国の令和5年度補正予算につきまして、国税収入の増加に伴う臨時経済対策費として普通交付税の追加交付がございました。本議会の補正予算においては、追加交付された普通交付税の8,300万円を含めた 2 億8,300万円を財政調整基金に積み立てる措置をしておりますが、令和6年当初予算におきまして、今回追加交付された趣旨を踏まえまして、追加交付分も含めた 5 億円を取り崩すものでございます。

6 目減債基金繰入金は、ただいまの財政調整基金における臨時経済対策費と合わせまして、臨時財政対策債の償還財源といたしまして償還基金費が措置されております。こちらも、本

会議の補正予算において償還基金費9,569万8,000円を減債基金に積立てを行いまして、後年度の臨時財政対策債の償還財源に充てることとしたところでございます。このため、令和6年度当初予算では、臨時債の一部償還に充てるため、この減債基金を取り崩すものでございます。

56ページをお願いいたします。

19款繰越金は、前年度対比2億5,000万円の増であります。令和5年度の決算見込みなどを勘案し、計上したものでございます。

60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の4節交付金及び助成金収入でございますが、右ページ説明欄の1行目、埼玉県市町村振興協会市町村交付金は、市町村振興宝くじであるサマージャンボ及びハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部が均等割と人口割によりまして交付されるものでございます。前年度と同額を計上しております。

68ページをお願いいたします。

21款市債の1項9目臨時財政対策債は、普通交付税の振替え財源として発行するものでありまして、地方財政計画を踏まえ、前年度対比1億3,000万円の減となっております。

以上で財政課所管分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、風間広報広聴課長、お願いいたします。

○広報広聴課長 広報広聴課所管部分について、歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の78ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、右ページの説明欄、上から2番目の◎広報広聴課関係経費は、職員3名分の時間外勤務手当を計上したものでございます。

次に、80ページをお願いいたします。

2目文書広報費のうち、右ページの説明欄の◎広報活動費でございますが、前年度に比べ576万9,000円の増額となっております。この主な要因は、市民意識調査の実施に伴う委託料や紙単価の高騰による市報「ぎょうだ」印刷製本費の増額などによるものでございます。

主な内訳についてご説明申し上げます。

初めに、10節の需用費のうち、2行目の印刷製本費は、市報「ぎょうだ」の発行経費と写真のプリント代でございます。

次に、11節の役務費のうち、4行目の広告料は、テレビ埼玉のデータ放送及び市のPR広

告を新聞に掲載する経費でございます。

83ページをお願いいたします。

12節の1行目、市民意識調査委託料は、おおむね5年に1回実施している市民を対象にした市政全般に関する調査費であります。次に、2行目のOAシステム構築委託料は、ホームページを多言語に翻訳する機能を導入するための経費でございます。次の3行目のホームページシステム保守点検委託料は、ホームページ作成管理システムの保守費用でございます。

次に、13節の2行目、OAシステム利用料は、ホームページの翻訳機能を運用するための利用料でございます。次の3行目のホームページシステム借上料は、ホームページ作成管理システムの借上料でございます。

少し飛びまして、116ページをお願いいたします。

5項1目統計調査総務費のうち、右ページ説明欄の◎統計調査一般管理費でございますが、統計調査業務に係る職員2名分の人件費及び事務費でございます。

次に、2目諸統計調査費のうち、右ページ説明欄の◎人口統計調査費は、令和7年度に国勢調査が実施されるため、その準備作業に必要な経費を計上したものであります。

119ページをお願いいたします。

次の◎経済統計調査費は、5年に一度行われる全国家計構造調査及び農林業センサスに係る経費を計上したものでございます。

次の◎教育統計調査費は、学校基本調査に係る事務経費でございます。

次に、歳入を説明いたしますので、戻りまして、46ページをお願いいたします。

15款県支出金であります。3項1目総務費委託金の5節統計調査費委託金は、説明欄に記載の各統計調査の実施に対する委託金であります。

62ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、10節広告料収入のうち、右側の説明欄、市報広告料であります。市報「ぎょうだ」内の掲載広告料とホームページのバナー広告料を合わせて見込み計上したものでございます。

以上で、令和6年度一般会計予算中、広報広聴課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

次に、柴崎財産管理課長、お願いいたします。

○財産管理課長 初めに歳出について申し上げますので、予算に関する説明書の79ページをお

願いいたします。

説明欄、上から3つ目の◎財産管理課関係経費は、職員の時間外勤務手当でございます。

84ページをお願いいたします。

5目財産管理費は、前年度と比較して3,093万1,000円の増額となっております。この主な要因は、公共施設マネジメント計画改定に伴う12節委託料の増及び本庁舎平家部分屋根の防水改修事業に伴う14節工事請負費の増によるものでございます。

右ページ説明欄、◎市有財産維持管理費は、市役所本庁舎や市有地などの維持管理に必要な経費を計上したもので、前年度と比較して3,151万円の増額となっております。

主なものを申し上げます。

10節の3行目、電気料及びその下のガス料は、主に本庁舎の電気料金及び冷暖房に係るガス料金で、エネルギー価格の高騰が落ち着いてきたことに伴い、それぞれ減額となっております。

次に、11節の3行目、保険料は、市民総合賠償保険の保険料でございます。市有施設の瑕疵、あるいは、市が主催または共催する行事におきまして、利用者や参加者がけがをされた場合に対応する保険でございます。その下の火災保険料は、市有施設の火災等による損害に対する保険でございます。

87ページをお願いいたします。

次に、12節の2行目、公共施設マネジメント支援業務委託料は、大きく2点の内容がございます。1点目は、旧太田東小学校の跡地利活用についてございまして、本年度策定する活用計画を踏まえ、事業者選定に当たっての公募条件の整理から契約締結に至るまでの支援業務でございます。2点目は、公共施設マネジメント計画の改定についてございまして、令和7年度末をもって現行計画の第1期計画期間が終了することから、令和8年度からの第2期に向け、計画策定以降の社会情勢や施設の利用状況等の変化を踏まえ、再編検証や施設の集約・複合化を含めた計画の見直しを実施するものでございます。

次の庁舎総合管理業務委託料は、本庁舎の電話交換業務及び夜間警備業務でございます。次に、2つ下の清掃委託料は、本庁舎の日常清掃、定期清掃及びガラス清掃業務でございます。その下の除草委託料は、本庁舎の敷地内及び当課で管理しております市有地の除草に関する経費などでございます。次に、4つ下、施設機械設備保守点検委託料以下各種委託料は、庁舎設備における法令等に基づく保守点検業務でありまして、ほぼ例年どおりの計上となっております。

次に、13節の5行目、電話交換機借上料は、本庁舎の電話交換機の借上料でございます。

次に、14節の設備改修工事請負費は、本庁舎照明LED化改修事業、本庁舎平家部分屋根の防水改修事業等に係るものでございます。

次の◎車両管理費は、公用車の運行及び車検整備などに要する経費で、前年度と比較して57万9,000円の減額となっております。

主なものを申し上げます。

10節の2行目、修繕料は保険等の法定点検に要するもの、2つ下の燃料費はガソリン代でございます。

11節の3行目、車両保険料は、自賠責保険や任意保険料でございます。

89ページをお願いいたします。

13節、3行目、自動車借上料は、新たに導入予定の1台分を含めた公用車の借上料でございます。

次に、左側、88ページになりますが、6目基金費は、基金の運用利子や寄附金等を見込んだものでございまして、前年度と比較し81万8,000円の減額となっております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして、48ページをお願いいたします。

主なものを申し上げます。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入の右ページ説明欄、1行目の交番等敷地貸付収入から6行目の一般土地貸付収入（財産管理課）までは土地貸付収入でございます。

次に、7行下の建物貸付収入（財産管理課）は、庁舎1階に設置している周辺案内板や証明写真機のほか、旧北河原小学校の跡地活用に係る建物貸付収入などを見込んだものでございます。9行下の電柱等設置料は、市有地に設置を許可している電柱や公衆電話等の設置料収入でございます。

続きまして、左側の48ページになりますが、2目利子及び配当金は、右側説明欄の財政調整基金利子以下、51ページにかけて記載をしております14の基金の運用利子収入でございます。

60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の7節施設貸付収入ですが、右ページ説明欄の1行目、市庁舎電気料は、庁舎内に設置しております自動販売機や周辺案内板等の電気使用料に係る実費相

当分を見込んだものでございます。

62ページをお願いいたします。

10節広告料収入のうち、右ページ説明欄の3行目、周辺案内板広告料は、周辺案内板設置業者からの広告料収入でございます。

次に、15節雑入でございますが、65ページをお願いいたします。

一番下の行、高压送電線下補償料は、市有地に係る線下補償でございます。

続いて、66ページをお願いいたします。

21款市債、1項1目総務債ですが、右ページ説明欄の1行目、本庁舎設備改修事業債は、本庁舎における平家部分屋根防水改修及び照明LED化事業に対するものでございます。

以上で財産管理課所管部分の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

次に、横山情報政策課長。

○情報政策課長 それでは、情報政策課所管分について着座にてご説明申し上げます。

初めに、継続費について説明いたしますので、薄いほうの予算書の7ページをお願いいたします。

第2表継続費の一番上の欄、2款1項総務管理費の標準準拠システム構築事業（住民情報等基幹システム）は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により令和7年度までに対応が義務づけられている標準準拠システムへの移行業務について、令和6年度から令和7年度までの2カ年をかけて実施するものであります。

続きまして、歳出について説明いたしますので、予算に関する説明書の79ページをお願いいたします。

説明欄、上から4つ目の◎情報政策課関係経費でございますが、職員の時間外勤務手当、旅費等の事務経費及びスマートフォン講習会の開催に係る委託料を計上しております。

次に、少し飛びまして、102ページをお願いいたします。

下のほうの15目情報管理費でございますが、前年度と比較して1億5,101万1,000円の増額となっております。この主な要因は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民情報等基幹システムを令和7年度までに標準仕様に準拠したシステムに移行するための経費のほか、LINEを利用したオンラインによる行政手続等のサービスを運用するための経費に係る予算を新たに計上したことなどによるものでございます。

右ページ説明欄の◎情報管理費であります。主なものを申し上げますと、11節の1行目、通信料は、本庁舎と出先機関を結ぶネットワーク回線等に係る通信料でございます。

105ページをお願いいたします。

12節の4行目、情報システム標準化移行業務委託料は住民情報等基幹システムを標準準拠システムに移行するための業務委託であります。その下の住民情報等基幹システム保守点検委託料は、同システム用のプリンター等のハードウェアに係る保守及び同システムの運用に係る保守であります。次のグループウェアシステム保守点検委託料は、同システムのサーバー等のハードウェアに係る保守及び同システムの運用に係る保守でございます。

次に、13節の1行目、OAシステム利用料は、自治体DXを推進する音声認識システム、RPA、ペーパーレス会議システム、電子契約システム、文章生成AIやチャットツールなどの利用料でありまして、前年度に比べ372万9,000円の増額となっております。次の住民情報等基幹システム利用料は、同システムのパッケージソフトウェアの利用料であります。次の財務会計システム利用料は、同システムのパッケージソフトウェアの利用料であります。次の住民情報等基幹システム借上料は、同システム用のパソコン等のリース料であります。次のグループウェアシステム借上料は、職員が常時使用するパソコンやプリンター、ネットワーク機器等のリース料であります。

次に、18節の3行目、自治体情報セキュリティークラウド負担金は、国が進める情報ネットワーク強靱化対策として県が整備する県内市町村を対象とした情報セキュリティー対策の利用に係る負担金であります。1行飛びまして、番号制度システム交付金は、社会保障・税番号制度で利用する自治体中間サーバーシステムの運営経費に係るものでございまして、J-LIS、地方公共団体情報システム機構に対する交付金でございます。前年度と比較して387万6,000円の増額となっております。これは、同システムの更改に係る経費について負担することによるものでございまして、この財源として、これと同額の国庫補助金を見込んでおります。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について申し上げます。

38ページをお願いいたします。

中ほど、14款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、右側の説明欄2つ目の番号制度システム整備費補助金（情報政策課）は、先ほどの歳出のほうで説明いたしました社会保障・税番号制度で利用する自治体中間サーバーシステムの更改に係る経費の負担金に

対する補助金でありまして、補助率は10分の10でございます。

次に、諸収入について説明いたしますので、60ページをお願いいたします。

このページの一番上の20款4項1目4節交付金及び助成金収入のうち、右側説明欄の一番下、情報システム標準化事業補助金は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、基幹業務に対するシステムを標準仕様に準拠したシステムにするための経費に対する補助金であります。補助対象経費に対し補助率10分の10を乗じ予算計上しており、情報管理費のほかに、2款4項1目の選挙管理委員会費及び3款2項1目の児童福祉一般管理費に充当しております。

情報政策課所管部分についての説明は以上でございます。

以上で、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算に係る総合政策部所管部分の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 14分 休憩

午前 10時 23分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第5号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 4点ほどお聞かせ願いたいと思います。

まず、歳入の53ページのふるさと納税ですけれども、3,677万4,000円の増ということで、コロナで、巣籠もりで紙関係が伸びてきたという背景はあったわけなんですけど、増額の主たる内容としてはいかがなものでしょうか。

同じく歳入の63ページ、広告料収入の市報広告料ですけれども、これは市報及びバナー広告等の収入ということなんですけれども、隣の鴻巣市の市報の広告を見ていると、全てのページの下に広告が出されているようです。こういったものをどんどん増やしていくということは、どのようなことを考えていらっしゃるかお願いしたいと思います。

次に、歳出の87ページ、市有財産維持管理費、14節の設備改修工事請負費、これは屋根の防水とLEDの交換ということなんですが、先日ある情報誌の中で、LEDに関しては、今リースが非常に格安である、しかも早いというような情報が載っていたのですが、行田市としては、LEDに関してリースという考えはなかったのでしょうか。

次に、情報管理費、105ページ、12節の情報システム標準化移行業務委託料ということで、これは全国一律にということが始まっているわけなんですが、先日の新聞報道でもありましたけれども、予算的なものと業者的な兼ね合いで、令和7年度中に完了できないという報道がなされていましたが、その辺についてはいかがなものでしょうか。

以上、4点ほどお願いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

初めに、川上企画政策課長。

○企画政策課長 ふるさと納税の収入についてお答え申し上げます。

今年度もそうなんですけれども、現在1億2,000万円ぐらいのふるさと納税で、昨年より3,000万円ぐらい増になっているのですけれども、主な理由としては、まず、全国的に、コロナ禍も含めてふるさと納税が手近に感じてきて、やられる方が増えた、母体が増えたというのが1つと、行田市としては、いろいろと工夫しながら、体験だったり、いろいろな事業者にかけて品数を増やした政策をやると同時に、結構大きかったのが、今年度もそうなんですけれども、サイトを増やしたこと。今年はサイトを4つ増やしたのですけれども、要は、目につくように周知が図れば、必然的に行田市が選ばれる可能性が増えてくるということで、今回も、それを見越して当初見込んだところでございます。

以上でございます。

○委員長 次に、風間広報広聴課長。

○広報広聴課長 広告料収入についてですが、現在、市報「ぎょうだ」では、催しと募集の見開き4ページの最下段に掲載しております。これは、広告の量、また、そういったことから、バランスもいいというところずっとこのような形で掲載をしております。確かに他市の地方などを見ますと、1ページ広告が入っていたりですとか、そういったこともございますので、歳入の増ということも、観点からも検討する必要もあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長 次に、柴崎財産管理課長。

○財産管理課長 お答え申し上げます。

LEDに係るリースは検討しなかったかということでございますけれども、LED化に關しまして、工事とリースのコストの比較を行っておりまして、まず、基本的には工事とリースは手法が違うというところのみというところで、なおかつリースの場合ですと、公共施設等適正化推進事業債という有利な起債が使えないということが想定されたということもございまして、コストが大きくなるのではないかとというところで、工事ということで考えたという経緯がございます。そのほか、リース期間終了後の器具の交換に關しまして、やはりその時点で当然器具の交換が必要となるわけですが、その時点で起債が使えるかどうかということも不透明というところを踏まえて、工事による導入が望ましいということで工事の対応を行っているものでございます。

以上でございます。

○委員長 次に、横山情報政策課長。

○情報政策課長 ご質疑にお答え申し上げます。

標準準拠システムへの移行に關してでございますけれども、まず、期限までに本市において移行が可能かどうかにつきましては、期限までに移行する見込みでございます。戸籍のシステムについては令和8年の3月までを予定しており、子ども・子育て支援システムには令和8年のこちらも3月までに移行するという計画を立てております。そのほかのシステムについては、令和8年の1月までに移行をするというような計画で進めております。

また、財源についてでございますけれども、先日、国のほうから新たに補助金について示されました。当初よりもそういった委員ご指摘のご心配等もありましたので、本市におきましても、当初示されていた額よりも大幅に金額、上限額ですけれども、示されたわけですけれども、こちらは新たに示された補助金を原資に順調に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 再質疑はありますか。

香川委員。

○1番 香川委員 それぞれありがとうございました。

まず、ふるさと納税のほうからですけれども、結局額は増えていても、いわゆる管理のほうで、返礼品を含め、情報管理も含めてですけれども、手数料がかなり高くて、実質もっと高額でないと赤字になってしまうという現象が起きているわけですけれども、その手数料を下げるということが予想されるのが、Amazonが今度参入しますよね、このふるさと納税の業者として、予測されているのが、先行している業者、いろいろありますよね、さとふ

るだとか、Amazonがかなり安くしてくるので軒並み下がっていくのではないかという予想が出ているのですけれども、その辺の情報はいかがでしょうか。

○委員長 川上企画政策課長。

○企画政策課長 手数料につきましては、ご指摘のとおりいろいろな事業者が今介入しております、その事業者によって手数料のパーセンテージが異なっている状況であります。ただ、その手数料につきましては、やっぱりなるべく安いほうがうちのプラスに、要は手数料の引かれる部分が少なくなりますので、有利になることから、業者、各事業者とは個々に交渉はしております、メインなところは来年度から1%下げてくださいような交渉とか、いろいろ交渉はしております。ただ、Amazonとかほかのところが介入してきますと、また、競争が激化してきますので、率が下がるのかなという予想はしているのですけれども、サイトを利用するに当たっては、安いというところよりは、どちらかというところ、まだ皆さんが見るサイトをなるべく多くしたいなというところで、Amazonとかが介入しても、情報、様子を見ながら、閲覧者が多いようでしたら、そういうのを見ながら手数料の安いところに変更したいと思っております。

以上です。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 ふるさと納税について私は前々から思っていたのですけれども、せっかく根本さんがいらっしゃるので、これは提案ですけれども、これはマネジメントが絡んでくるので可能性としては分からないのですが、いわゆるふるさと納税のみの返礼品という、スターダストレビューのアルバムとか、そういうのがあればかなりコアなファンの方はふるさと納税してくれるのではないかと思っているのですよ。せっかくアドバイザースタッフに今回は根本さんも入っているわけですから、そういうこともちょっと考えてみていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長 川上企画政策課長。

○企画政策課長 スターダストレビューの根本さんとのコラボということですが、当市としても今、接点が結構できてきているので、いろいろ考えたいなと思っておりますので、ふるさと納税の基準を見ながら、どこまでできるかというのを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 よろしくお願ひします。

もう1点、広告料の収入ですけれども、私が言ったのは1ページ全部広告という話ではなくて、例に出した鴻巣市も全部最下段のみですよ。表紙を開けて、中開きの中の大体のページの最下段に広告をされているので、行田市も全ての最下段に広告を出していただけたらもうちょっと収入が上がるのかと思っっているのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長 風間広報広聴課長。

○広報広聴課長 1ページ全て広告というのは、他市の例として一例を挙げさせていただきました。行田市の場合、広告につきましては代理店契約をしているところですが、代理店の話もございまして、広告の需要、そういったこと、また、紙面のバランス、そういったところからずっとこのような4ページの最下段に掲載のほうをさせていただいているところですが、先ほど申し上げたとおり、歳入の増という観点から前向きに検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○1番 香川委員 よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○委員長 他にございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 私のほうから、予算に関する説明書の87ページの12節の公共施設マネジメント支援業務委託料についてまず伺いたいのですが、先ほど説明で伺いまして、2つの委託の事業が入っているということで、当初予算の概要ですと67ページにあるものだと思うんですけれども、ここで2つ伺いたいのですけれども、1つは学校跡地利活用、こちらのほうの関係ですが、今回、太田東小分ということで807万円の業務委託が計上されていると思うんですが、令和4年は北河原小と須加小でしたね、今年度は太田東小1校分で1,400万を委託しているのですが、なぜさらに807万円必要なのか、この中身について詳しい説明をお願いしたいのが1つ。

もう一つは、もう一方のマネジメント計画改定の事業の委託費ですけれども、1,500万円ということですが、これも基本的な調査ですとか、面積だとかもろもろ、かなり前回のときに詳しく調査してあって、それが今回見直しの時期でということなので、なぜ1,500万円もかかってしまうのか、その中身、委託料の積算の説明をお願いしたい。

今回の改定というのは、どこまで見直しというのをするのか。例えば、一つ一つの除却だとか、補強して継続して使うとか、それぞれそういう計画まできちりありますよね、それをゼロベースで見直して、一つ一つ点検をして、そういう範疇分けを切り替えるところまで

含めているのか、どういう見直しの深さといえますか、広さといえますか、考え方、その点について伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎財産管理課長。

○財産管理課長 お答え申し上げます。

まず、予算書の85ページ、概要ですと67ページということですが、公共施設マネジメント支援業務委託料、こちらについてということで、特に令和4年度が旧北河原小と須加小の2校で700万、昨年度は太田東小1校分で1,400万というところで、その内訳ですとか中身を詳しくということによろしかったかと思えます。

○5番 村田委員 6年度の。

○財産管理課長 6年度ですね、分かりました。

まず、これまでの経緯だけ説明させていただきますと、令和4年度に閉校になった旧北河原小と須加小の2校について、こちらについては事業の取組を一体的に、同時進行と申しますか、行う形で令和4年度については住民アンケートですとか、サウンディング調査など、こういったところ、計画策定までの業務を一体的に実施したという経緯がございます。

5年度については、太田東小学校1校分という形ではなくて、旧北河原と須加小については、令和4年度に引き続き、今度は策定した計画に基づいて事業者の公募ですとか、そういう事業者選定、契約に至るまでの業務を委託しているのがまず1つ、そのほか、旧太田東小学校については、旧北河原小と須加小の1年遅れで、今年度計画を策定するところまでを業務を委託しておりますので、実質2つ分という形が5年度は予算上そういった形になっておりました。

6年度につきましては、旧太田東小学校の跡地について、今年度策定を予定しております、策定いたします太田東小学校のその個別の活用計画に基づいて、民間事業者の活用の際には、まず公募に向けた条件整理ですとか、募集から事業者選定、契約に至るまでの業務を支援するための委託ということで予定しているものでございます。学校跡地についてのご説明は以上でございます。

続きまして、公共施設マネジメント計画の改定の関係でございますけれども、今回、経費の中身、1,500万円ということですが、この部分と個々の施設の見直しですとか、どこまで見直すのか、ゼロベースで見直すのかというところでございますが、まず、公共施設マネジメント計画の改定でございますけれども、令和6年度において施設データの時点更新

ですとか、これまでの第1期計画の進捗状況の検証ですとか、そういったものを行った上で、その計画の改定などそういったもの、また、施設の集約、複合化の検討というものを行っていくものでございます。

内容につきましては、通常の改定ということであると、いわゆる時点修正、時点更新という形で、1期を策定した時点から、時点が経過して、その部分を修正するというところでございますが、今回の見直しについては、社会情勢の変化ですとか利用状況等を踏まえた上で、個々の施設の再編に向けた更新についても再検討していくことも考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

まず、最初の学校跡地利活用の委託のほうですけれども、そうすると、太田東小の事業についても、今年度と来年度と業務が2カ年にまたがると、それは旧北河原小、須加小も4年、5年とまたがっていたと、そういう仕組みだということで整理ができました。

もう一つのほうのマネジメント計画の改定ですが、改定の中身云々についての議論を、質疑をする考えはなくて、この金額が本当に妥当なのかという、素朴なといいますか、そういう観点の疑問なのです。これは冊子の印刷代とか、印刷製本費も入っているのでしょうか。だからこんなに高いのでしょうか。そうじゃなければ、何でこんなに1,500万円もかかるというのが、今の説明ではちょっとまだ理解できないのですが。

○委員長 柴崎財産管理課長。

○財産管理課長 お答え申し上げます。

マネジメント計画の改定にかかっている業務についてですけれども、もう少し詳しく申し上げますと、例えば、データ更新はもちろんですけれども、1期計画の検証ですとか、あと、市民向けのアンケート調査の実施、そういったものも考えているところでございます。

また、その個々の施設の状況とかを踏まえた見直しと併せまして、計画の中で例えば施設を集約するですとか、複合化するですとか、そういったところも出てきておりますが、そういったものについても、例えば複合化するに当たっては、その複合化の必要性ですとか、有効性ですとか、コンセプトを検討したりですとか、そういったもろもろの、例えば複合化施設を考えるということになれば、その施設の規模ですとか、その中にどういった形で配置していくのかですとか、もろもろの検討が必要になると考えております。

ですので、先ほども申し上げたとおり、単なる時点更新ではなくて、利用状況等も踏まえた上で内容を精査した結果、非常に慎重な対応も求められるということも踏まえますと、こういう委託料ということになるのも、そういった形になるのかなということで認識しているところでございます。

以上でございます。

○5番 村田委員 印刷製本費の冊子の関係は。

○委員長 どうぞ。

○財産管理課長 お答えいたします。

特に印刷製本という形で仕様書上には明記はしておりませんで、特に冊子の印刷というところでは予定はしておりません。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 そうすると、冊子は作らないのでしょうか。もし作るとすると、別途予算をどこかから見つけてくるのですか。作るのかなと思っていたのですが。

○委員長 柴崎財産管理課長。

○財産管理課長 冊子につきましては、最近の計画ですと、冊子を作らずにという形になっているのもあるものと認識しておりますし、その必要性については今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長 他にございますか。

4番 大屋委員。

○4番 大屋委員 よろしく申し上げます。

歳出のページ数で103ページの中の一番下の◎情報管理費の中のご説明の中で、LINEでオンラインサービスの充実を図りたいという説明だったのですが、今は具体的にどのようなサービスを充実されるのか、もしお決まりであれば教えていただけますでしょうか。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

横山情報政策課長。

○情報政策課長 お答え申し上げます。

LINEを活用した行政手続、サービス等の導入ということで、内容といたしましては、

まず通報機能というものがございます。具体的に申し上げますと、道路、市道の不具合でありますとか、そういったところを市民の方からLINEを通じて所管課に情報を伝えていただけるというようなところを今、想定をしております。

また、申請とか、届出の関係でございますけれども、例えば、がん検診の予約でありますとか、そういったところを様々な手続、申請、先ほども申しあげました健診の予約でありますとか、窓口の来庁の予約でありますとか、そういったことを想定をしております。

また、ごみの分別など、市民の方でもどのようにこのごみを分別したらいいかわからないというようなところもいろんな場面で想定されますので、ごみの分別が分かるように、こちらのLINEを使ってお知らせができたりするというようなところを想定をしております、様々な行政手続、サービスが導入してから拡充できるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 大屋委員。

○4番 大屋委員 分かりました。様々な情報を入れてくださるということで、市民のためと
うことで分かりました。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長 他にございますか。

3番 新委員。

○3番 新委員 よろしく申し上げます。

移住施策関係で伺わせてください。

まず、移住コンシェルジュを配置して、様々な移住のイベントなどに参加していくということですが、改めてもう一度、移住コンシェルジュの選考をどうやってやっていくのかということと、実際の具体的な動き、業務、こういったことを任せていくのかということをお聞きしたいのが1つです。

もう一つは、奨学金で導入して移住を増やそうというような施策があると思うんですが、実際奨学金は、例えば他市で結構移住の成果が出ているのかどうかを伺えればなと思ひ
まして、その2点をお願いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長 お答え申し上げます。

まず、コンシェルジュのどういうコンシェルジュを採用していくのかというところですが、いろんな方にも募集をこれからかけるところですが、まず、よく行田市を勉強していただける方、魅力を発信できる方、あとは、例えば移住とか、そういう知識が少しある方、若者のニーズとか動向についての的確に把握ができる方、あとは、アイデアの発想だとか、行動力のある方とかを兼ね備えている方が理想かなとは思っておりますけれども、面接の中でそれにより近い方、いい方を選べればいいと思っております。特に何か資格が必要だということとは特に決めていないので、資格が何かないと申込みできないというくくりはないです。

あと、業務ですけれども、移住・定住に特化していただく方ですので、まずは移住相談とか、あとは、今、市のホームページの中に移住サイトがあるのですけれども、あそこをもう少しちょっと毎回更新したりとか、いろいろ見やすくしていただいたり、SNSを活用した発信をお願いしたりとか、あとは移住・定住パンフレットの作成、イベントへの参加、6年度から実施します奨学金の返還金の受付事務等、その辺の業務を予定しております。移住・定住コンシェルジュについては以上でございます。

また、奨学金についての他市の成果なのですけれども、他市でも、県内でもあまりやっているところは少なく、あと条件がいろいろあって、特に、今は行田市の場合は、就職して行田市に移住していただければ対象になるのですが、ほかの市だと、市内に就職して、市内に住んでいただく方とかというところの条件とか、いろいろ条件が、同じようなことをやってもありまして、成果が出ているかどうかというと、逆に言うと、要は住んだ市に就職しなくてはいけないという条件をつけているところは、ほぼ実績がないような状況になっております。それなので、それをいろいろ含めまして、行田市としてはせっかくこの奨学金返還金を活用して特化した形で、移住施策の一つとしてやっていくので、その条件は、市外でも就職していればオーケー、とりあえず市内に住んでいただければ対象になりますという要綱をつくったところでございます。

以上でございます。

○委員長 3番 新委員。

○3番 新委員 ありがとうございます。まず、移住コンシェルジュについては人が本当に大事だと思っていて、人が全てかなと思います。情報発信できる、だから、その応募で選考を本当にしっかりしていかないと、もちろんウェブだったり、SNSに強い人でもなければ駄目だろうし、その条件に合わない賃金とか、お金の面で合わなかったりする可能性もあるので、できるだけいい方を採れるように、ぜひよろしくをお願いします。

もう1個の奨学金に関してですけれども、実際他市でも、市で就職するなり制限をつける
とあまり実績がないとおっしゃってまして、これは個人的な意見にはなってしまうのです
けれども、奨学金を例えば目当てに行田市に移住してこようという人がいたとして、あまり
ポジティブな移住の仕方ではないのかなと思っているので、単純にお金がもらえるから行田
市に行こうというような人があまり増え過ぎないようにしたいなという気持ちもあるので、
借りたお金は自分で返すというのが基本だと思うので、いい施策だとは思いますが、でき
るだけ様子を見ながら、注意深く見守っていただければと思いますので、どうぞよろ
しくをお願いします。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 83ページになります。市民意識調査委託料ですけれども、例年行われてい
ると思うんですけれども、こちらの活用方法について詳細等をいただけたらと思いますので
よろしくお願ひいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

風間広報広聴課長。

○広報広聴課長 市民意識調査ですが、これはおおむね5年に1回実施しております。目的で
すが、市民の方が市政に対してどのような意識を持っているかというのを、市政全般にわた
って考えを聞きまして、それを各種行政施策に反映させるということを目的としております。
約3,000人を対象に実施したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 ありがとうございます。こちらについては、大体通年は書面で無作為とい
うか、ランダムに選ばれた方に送付をされているのだと思うんですけれども、今後も同じ活
用の仕方とかを行っていくのでしょうか。それとも、ほかに何かプラスアルファで取り入れ
ていくものとかはありますでしょうか。

○委員長 風間広報広聴課長。

○広報広聴課長 前は、令和元年度に行っております、まちの暮らしやすさですとか、市の
生活環境や施設の満足度、今後のまちづくりですとか、そういったことについて聞いており
ます。今回もそういったことも含めて調査のほうを行いたいと考えているのですが、この活

用につきましては、その状況を市民のニーズを把握した上で、各種行政施策のほうに反映させていくというところで考えているところです。

以上でございます。

○委員長 2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 すみません、私の伺い方がもしかしたらあれだったかもしれないのですが、SNSとか、今度は例えば書面とか、そういった紙媒体だけではなく、何かほかの手法を取り入れていくかどうかというのを伺いたかったので、すみません、質疑が私のほうが仕方が悪くて申し訳ありませんでした。

○委員長 風間広報広聴課長。

○広報広聴課長 失礼いたしました。今回の調査方法ですが、郵送を考えております。インターネットのみというのが、まだちょっと早いか、パソコン、スマホに不慣れな方もいらっしゃると思います。また、今回、回答のウェブページの作成について試算しましたところ、約180万円かかるということで、今回は紙媒体のみで調査を実施したいと考えております。

以上でございます。

○委員長 3番 新委員。

○3番 新委員 情報政策のところでも1点聞かせていただきたいのが、先ほど105ページになるのですか、例えばRPAだったり、チャットを使ったツールなどいろいろ業務効率を改善するためのシステムを導入されていると思うんですけども、実際導入されたその成果みたいなのはもう既に、多分昨年度とかも使い始めていると思うんですけども、どの程度の削減ができたとか、効率化ができたというところを伺わせていただければと思います。

○委員長 横山情報政策課長。

○情報政策課長 お答え申し上げます。

様々な先端デジタルツールを導入し始めておまして、例えば、先ほど委員ご指摘いただきましたRPA、RPAというのは、例えばパソコン上で行う定型的な入力作業を自動化するものでございますけれども、それをAI-OCR、いわゆるスキャナーを使って、手書きなどの文字を認識してテキスト化する機能と併せまして、手書き等による文字の紙をデジタル化して、情報処理するというようなことも税務課などで行っておりまして、数字でお答えすることができなくて大変恐縮ですけれども、職員の労力が低減されまして、今までの時間外勤務が少なくなっているという事象も表れております。

また、委員のご指摘には、先ほどの事例にはなかったのですが、音声認識テキスト

化のシステムがございまして、こちらについては令和4年度の1年間をデータで捉えたものがございまして、こちらについてご説明したいと思います。こちらの音声認識システム、令和4年度におきましては161回利用がありました。内容については会議録の作成ですけれども、その会議録の作成時間が92時間程度の削減効果があったというような数値を捉えております。また、今後ともより一層こういったデジタルツールの活用を促進してまいりまして、事務の効率化を図っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 新委員。

○3番 新委員 ありがとうございます。そういった効率化ツールは、導入して効果測定するところまでが必要なセットだと思っていますので、ただ導入して、感覚的に楽になったというよりも数値的に、先ほどの時間外労働がこれだけ減ったというのはいい数字だと思うので、そういった効果測定なども今後もしっかりとしていっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長 他に質疑ございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 まとめて大きく3つほどあります。まとめて言ってしまうと、

まず、行政企画費、移住・定住コンシェルジュの件ですけれども、先ほどの中でこのコンシェルジュは人が全てだと、まさにそのとおりだと私も思います。その点で、これは会計年度任用職員の形でお雇いになられるようですけれども、勤務場所ですね、どこに配置して、週何時間勤務で、単価は幾ら、月額でどのくらいを想定して、予算上想定しているのか。全くフリーで、当てもなくといいますか、こういう団体、こういうところに人を出していただくように、こちらから宣伝をかけていくとか、そういう行為は全く考えていないのか。来るのをただ待つだけなのか、その点について伺います。

次ですけれども、情報システム、あるいは行政事務のデジタル化の関係で伺いたいのですが、予算書ですと105ページですけれども、まず、住民情報等基幹システム共同利用事業、概要のほうですと68ページに説明があるわけで、こちらの蓮田市との共同利用の事業ですけれども、システム標準化をこれからしていく中で、この共同事業はどう溶け込んで解消されていくのか、どんなふうになっていくのか、そこをお聞かせください。

それと、冒頭の説明で若干あったのですが、よく理解できないので改めて伺いますが、選挙管理委員会や子ども未来課なども住民情報というのはきっちり関連した情報で持っているらっしゃると思うのですが、この課についてはこの共同利用との関係ではどん

な手順というか、関わりを持っているのかが、この概要等の説明ではちょっと見えないものですから伺いたい。

最後の固まりです。概要の68ページになりますが、行政事務のデジタル化推進事業、音声認識の取組については何課でやっていらっしゃるのか、複数やっているのでしたら、たくさんやっているのでしたら、効果の出ている主な課で結構です、そこを教えてください。

それと、文章生成A I、これの活用を図るというわけですけれども、まずもって6年度は何課に導入しようとか、そういう具体的な職場とか業務、想定をお持ちでのことでしたらば、その辺を含めて、その課を選んだ有効性といいますか、期待している効果、この辺をお願いしたいと思いますが。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長 お答え申し上げます。

移住・定住コンシェルジュにつきましては、企画政策課内に基本は配置しまして、常時勤務の会計年度任用職員として、原則月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までの週5日勤務を予定しております。土日などの移住イベントに参加した場合は、勤務日を平日と入れ替えた勤務とする予定でございます。金額につきましては、7.5時間の21日勤務で月額17万8,605円が基本給となります。これは会計年度任用職員なので、皆さん一緒のお金になります。そのほかに、12月の期末勤勉手当、12月の賞与分、プラス通勤手当、それが加算される形になります。

あと、募集方法ですけれども、今のところ4月に入りましたら募集をかける予定でございまして、そういうたけたところのイベント会社とか、そういうところがあれば声はかけますけれども、ただ、基本は市報とかSNS、ホームページ、あとはハローワーク、そこで1回募集をかけさせていただきまして面接をさせていただきたいと思っています。そこでもしいい人が見つからなければまた違う策を考えるかなという形はありますけれども、とりあえずはハローワークとか、必ず募集を広くして1回やってみたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 横山情報政策課長。

○情報政策課長 お答え申し上げます。

まず初めに、音声認識システムにつきましてご説明申し上げます。

実績と効果についてでございますけれども、令和4年度1年間の数値を申し上げますと。

○5番 村田委員 具体的な部署などは。

○情報政策課長 失礼いたしました。全体で令和4年度におきましては15部署について、499.3時間分の会議録をテキスト化しておりますが、その中でもより会議録の音声テキスト化システムを利用した課は企画政策課が865分でございます、次に教育総務課が755分、それから、健康福祉部の地域共生社会推進室が620分というような時間数になっておりまして作業効率が図られているところでございます。すみません、回答が前後してしまいまして申し訳ございませんでした。

先に文章生成AIのほうをお答え申し上げますが、文章生成AIにつきましては、全庁的に文書の作成を初め、資料の要約など、正確性の検証が容易な分野から順次活用してまいりたいと考えておりまして、その前提といたしまして個人情報等の取扱いなどの運用ルール等を作成した上で運用を図っていきたく思っております。また、これによりまして職員の文書作成等に係る作業労力、こちらをもちろん低減させるとともに、作業時間を短縮して、その分、職員が各種課題解決のための政策立案等により一層力が注がれるように活用を推進、促進してまいりたいと考えております。

続きまして、前後して申し訳ございません。標準準拠システムの関係でございます。住民情報等の基幹システムの共同利用につきまして、住民情報等のシステム標準化事業で標準化を進めると、今、共同事業を行っている蓮田市との共同事業はどのようになっていくのかについてでございますけれども、標準化後の自治体情報システムにつきましては、原則としてガバメントクラウドを利用することとなっております。このことから、標準化対象の二重業務に係るシステムにつきましては、現在のデータセンターでの共同運用はないものと見込んでおります。しかしながら、二重業務以外の業務システム、また、二重業務のうちの標準対象外の業務を扱うシステムに関しましては、引き続き共同運用も行うことも選択肢の一つと考えております。

次に、選挙管理委員会と子ども未来課は、共同利用との関係で影響はないのかというところについてでございますが、選挙管理委員会が所管いたします投票管理システム、また、子ども未来課が所管する子ども・子育て支援システムにつきましては、いずれもデータセンターの共同利用を行っておりませんので、特に影響はございません。

以上です。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 分かりました。

1つ、文章生成A Iの活用ですけれども、私はよく分からなくて、1つは業務としては資料の要約はよく分かるのですが、ほかにも職員の文書を作るのを、このA I文章生成ということですが、職員が作るという、例えば企画的なものと、こういうA Iがどういう文書が具体的に想定されるのか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

横山情報政策課長。

○情報政策課長 お答え申し上げます。

A Iで文章を生成するという、いろんな場面が考えられます。通知文でありますとか案内文、挨拶文でありますとか、ポイントなのは、プロンプトと呼ばれますけれども、A Iに対してどのように指示をするのか、質問をするのか、ここが一番のこれを活用するポイントでございまして、情報政策課といたしましてもこのプロンプトをいかに指示をして、いかに質問すれば正解に近いといえますか、文章ができるのかどうかということも、他の先進自治体の事例等を研究しながら職員に対して示して、活用をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、総合政策部所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時 20分 休憩

午前 11時 33分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。

次に、総務部所管の議案について審査を行います。

まず、浅見総務部長にご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 皆様、こんにちは。

委員の皆様には、日頃から総務部の事務事業の推進にご理解とご協力を賜りまして、厚く

御礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第5号、第12号、第14号、第32号のうち、総務部及び選挙管理委員会所管部分でございます。

説明につきましては、担当課長から申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

△議案第12号について

○委員長 初めに、議案第12号 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

松田人事課長、お願いいたします。

○人事課長 着座のまま失礼いたします。

それでは、議案第12号 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の76ページをお願いいたします。

本案は、人事院規則の改正に伴い、特別休暇のうち夏季休暇を取得できる期間が拡大されたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第14条第2項第18号は、業務繁忙期などの事情により夏季休暇を7月から9月までの期間に取得することが困難な職員については、夏季休暇を取得できる期間を6月から10月までの期間に拡大するものでございます。

次に、議案書に戻りまして、77ページをお願いいたします。

条例案の附則でございますが、施行日を公布の日とするものでございます。

以上で議案第12号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第12号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 それでは、何点か伺いたいと思います。

趣旨は分かりました。それで、行田市での近年の職員の夏季休暇の取得率、どういう状況、変化含めてなのか、お願いします。

2つ目は、県内の近隣自治体、同じような条例化の動きがあるのかとは思いますが、どういう状況になっているのかお願いします。

3つ目ですけれども、業務の事情で期間内の取得が困難な職員のようにですけれども、こういう条件があるようにですけれども、これはどのようにその職員をそうと認定、承認するのか。個々の職員に対して、どういう申請等に基づいてのことなのか、実務的な流れになりますけれども、それとも職場指定なのかとか、仕組みを教えてください。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

まず、1点目の近年の夏季休暇の取得状況についてでございますが、本市では夏季休暇に当たる休暇等を3種類に分けております。

まず、1点目が本条例に基づく特別休暇、こちらが3日間。2つ目が職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく夏季休暇、これが3日間。それと最後に、職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく健康増進休暇、こちらが2日間。合わせまして8日間を夏季休暇としているところでございます。

近年の夏季休暇の取得状況でございますけれども、直近で本年度、令和5年度につきましては、夏季休暇8日間のうち職員の取得平均が7.4日。令和4年度は7.1日、令和3年度につきましては7.2日でございます。

今回、取得期間の見直しを行いました特別休暇3日間でございますけれども、3日間のうち、今回見直しを行いました特別休暇につきましては、平均で2.8日という取得状況になっております。

続きまして、2点目の県内の近隣自治体の改正状況についてでございますけれども、近隣市では、熊谷市と鴻巣市が本市と同様の改正を予定しておりまして、加須市と羽生市は改正しないということで伺っております。

最後に、3点目の業務の事情で期間内取得が困難な職員はどのように取り扱うのか、承認

するのということでございますけれども、同じ所属でも職員ごとに業務の繁忙時期が異なりますことから、職員ごとに申請を受け、該当するか総合的に判断することになるかと思えます。方法につきましては、例年4月に職員向けに発出しております夏季休暇等の付与に関する通知、この通知におきまして内容について周知いたしまして、その後、所属長を通じて申請を受け付けることとしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

狭い意味での夏季休暇で2.8日の実績をさらに取得が可能なのという趣旨だと思いますので、申請に基づいて個々に判断されるということですが、実際の運用として限定的に厳格にやるのか、そうではなくて、休暇の取得を促すのだ、もっともっと促す、そこにスタンスを置いての運用になるのかと思うのですが、その点について伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

所属長から業務の事情で期間内取得が困難な職員、これにつきまして申出がありまして、基本的にはその申出があれば取得可能ということで判断することになるかと思えます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第12号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第12号 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

△議案第14号について

○委員長 初めに、議案第14号 行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 続きまして、議案第14号 行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の80ページをお願いいたします。

本案は、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給等について、所要の改正を行うものでございます。

次に、主な改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第2条は、パートタイム会計年度任用職員に支給する報酬等について改正するものでございます。第1項は勤勉手当の支給について規定するものでございます。第10項は期末手当の支給割合を改正するものでございます。第11項は勤勉手当の支給対象となる会計年度任用職員について規定するものでございます。第12項は勤勉手当の支給額の算定方法について規定するものでございます。第13項はパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、一般職の常勤職員の例により支給することについて規定するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第5条は、フルタイム会計年度任用職員に支給する給料等について改正するものでございます。第1項は勤勉手当の支給について規定するものでございます。第4項はフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、一般職の常勤職員の例により支給すること及び勤勉手当の支給対象とならない会計年度任用職員について規定するものでございます。

次に、議案書に戻りまして81ページをお願いいたします。

条例案の附則でございますが、第1項は施行期日を定めるもので、令和6年4月1日とするものであります。

第2項は今回の条例改正に伴い、行田市職員の育児休業等に関する条例について規定の整

備を行うものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表の95ページをお願いいたします。

第7条第2項は、勤勉手当の支給対象から除かれていた会計年度任用職員に係る規定について削除するものでございます。

以上で議案第14号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第14号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 それでは、何点かありますが、まとめて伺いたいと思います。

まず、1会計年度内の勤務が通算で6カ月以上で基準日に勤務している会計年度さんが対象ということでいいのか確認です。としたときに、予算の上で今回何人中何人が対象となって、金額がこの改正によって総額で幾ら増えるのか、幾ら見込んでいるのか、この点がまず1点目。

2点目ですけれども、質疑の趣旨が上手に伝わればいいのですけれども、その場合、基準日には、例えば6月1日に6月以上の勤務期間がついている必要があるのか、あるいは4月1日雇用契約になると思うので、6月1日の基準日のときには6月は満たしていないと思われるのですよ。そうすると雇用契約で見込みとしてこの人は12月まで、あるいは来年3月まで雇用契約結んであるという人には支給できるのか。その辺の細かいですけれども、条件を教えてください。

3つ目ですけれども、12月1日の基準日での2回目の支給とっていいのか、例えば算定期間はいつからいつになるのか。それはつまり、1回目の支給とセットでどういう起算日が区切りになっているということについてお願いいたします。

まず、そこをお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

まず、1点目の1会計年度内の勤務が通算6カ月以上で、各基準日に勤務しているものが対

象でよいかという質疑でございますけれども、委員おっしゃるとおりでございます。

勤勉手当が支給される会計年度任用職員の要件は2つございまして、6カ月以上の任用期間で任用され、基準日となる6月1日または12月1日に在職していること。2点目が1週間の勤務時間が週29時間以上であることの2点でございます。ですので、対象となる職員は今、お答え申し上げた職員でございます。

それと、何人中何人が対象になって、金額は総額でどのぐらいということでございますけれども、まず対象人数といたしましては、令和5年4月1日現在で410名会計年度さん
在籍していただいております。このうち令和5年12月の期末手当の支給対象者は85人
でございます。そういったことで令和6年度につきましては、支給対象者は80人から90人程度を見込んで
おります。それと、金額ということでございますけれども、令和6年度一般会計の総額で3,714万9,000円を計上しているところでございます。

1点目につきましては以上でございます。

2点目の基準日には会計年度さん、勤勉手当の支給について基準日には6カ月以上の勤務期間が過ぎている必要があるという質疑でございますけれども、支給対象者は6カ月以上の任用期間で基準日に在職している職員でございます。年度途中で新たに6カ月以上の任用期間をもって採用された職員につきましても、各基準日に在職していれば6カ月以上の勤務期間が経過していなくても支給対象となってきます。ただし、年度途中で任用された場合は、任用日、採用日から基準日までの在職期間に応じた支給額となってきます。

2点目につきましては以上でございます。

3点目の勤勉手当の支給の各算定期間は何月から何月までということでございますけれども、12月賞与でございまして、12月賞与につきましても、12月賞与につきましても、算定期間は6月2日から基準日である12月1日まで、こちらが算定期間になります。4月に採用されて、参考に6月賞与、期末勤勉手当の支給の算定期間は、前年の12月2日から基準日である6月1日まで、これが算定期間になってきます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

そうしますと、2つ確認をした上でさらに質疑をさせていただきます。

5月1日採用の人が、6カ月以上雇用契約をもって採用された人が、6月1日には勤勉手当が出る。ただし、働いた期間に応じた割合に減じられるということではないのか。もう一つ

は、6月賞与を例にして、期間を答えましたけれども、雇用契約としては年度で必ず区切りますが、前年度の12月2日以降に勤務された実績は引き継がれる、また新年度で同じ方が雇用された場合には引き継がれるという説明かと思うので、その点を改めて答弁をお願いして、新しい質疑です。

12項のところ、市長は規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とするという、額の算定において条項があるのですけれども、これは先ほど言われた勤務実績のこと、雇用期間のことなのか、それとも行田市では職員の勤務評価というのが実施されていると思うのですが、この勤務評価のことなのか。あるいはまた、ほかのことがあるのか、その点についてお尋ねします。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 質疑にお答え申し上げます。

5月1日採用の職員の6月30日に支給する期間率と申し上げますか、支給についてでございますけれども、支給は対象となります。ただ、5月1日に採用になりましてから、6月1日まで1カ月でございますので、1カ月を経過していれば、期間率100分の10ということで計算します。1月未満ですと100分の5ということで期間率計算いたしますので、支給対象にはなってきます。

先ほどの支給期間について訂正申し上げます。

勤務期間が1カ月ですと期間率100分の15、1カ月未満ですと100分の10ということで、期間に採用した、在職した期間に応じて支給することになります。

質疑の2点目ですけれども、勤勉手当の支給につきましては、前年度からの勤務も引き継がれるのというご質疑でございますけれども、当然同じ人が6カ月の任用期間をもって、翌年度も採用になった場合につきましては引き継がれます。

続きまして、新しい質疑でございますけれども、勤務評価によって支給額が変わるのか、市の勤務評価ということでございますけれども、市長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とするということで、市長が定める基準につきましては、勤勉手当の期間率や成績率の割合でございます。なお、成績率の割合につきましては、規則で成績率の割合の範囲が定めておりますが、具体的にはその範囲内で任命権者が定めるものとなっております。ですので、成績率の割合によりまして支給額は変化してまいります。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 細かいいろいろはここでは聞きませんが、そのほかも、例えば13項でその他、一般職の常勤職員の例によりとありますが、そのほかで支給に関わるそういう例というのは考えられる仕組みというはあるのですか。具体的に発動するケースというのはどういうのがあるのか。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 質疑にお答え申し上げます。

第2条第13項で、一般職員の常勤の例によるとありますが、どのようなことが想定されるということでございますけれども、具体的には期末手当に係る在職期間、あとは勤勉手当に係る勤務期間の取扱いなどがございます。病気等による休職者や育児休業者、新たに採用された職員に対する勤務期間による期末勤勉手当の支給の割合について規定されておきませんので、本条例には常勤職員の例としているところでございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第14号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第14号 行田市会計年度任用職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 0時 02分 休憩

午後 0時 59分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第32号について

○委員長 初めに、議案第32号 行田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

菅原選挙管理委員会書記長、お願いいたします。

○選挙管理委員会書記長 どうぞよろしくお願いいたします。

失礼ですが、着座にて進めさせていただきます。

それでは、議案第32号 行田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書の144ページをお願いいたします。

本案は、各種選挙における投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人を選任するに当たり、従事する時間が長時間にわたるため、特に投票立会人の引受手を確保することが年々難しくなっている状況にあることから、交代して職務に従事することを可能とし、交代して職務に従事する場合は、現在日額で支給することとされている報酬額について、従事する時間数に応じて報酬額を案分して支給することができるよう条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容について説明申し上げますので、新旧対照表の92ページをお願いいたします。

別表第1中、投票管理者及び投票立会人の摘要欄に、「交替して職務に従事する場合の報酬額は、従事する時間数に応じて報酬額を案分して支給する。」旨及び「この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。」旨の文言を追加するものでございます。

次に、議案書に戻りまして、146ページをお願いいたします。

附則でございますが、次に執行される選挙から適用できるよう、施行期日を公布の日からとするものでございます。

なお、投票管理者及び投票立会人が交代して職務に従事することにつきましては、行田市選挙管理委員会において委員の了承を得ていることを申し添えさせていただきます。

以上で議案第32号 行田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

たします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第32号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 それでは、質疑させていただきます。

柔軟性を持たせるということで、いいんじゃないかと思うんですが、聞きたいのは、時給にするとお幾らなんですか、それぞれ。お願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

菅原総務課長。

○総務課長 それぞれ時給に換算いたしますと、まず投票管理者につきましては、日額が1万7,000円でございます。従事する時間は14時間となっていることから、これを14で割りますと、1,214円ほどになります。これに従事する時間数を掛けるものでございます。

それから、期日前投票所の投票管理者については、日額1万5,000円を12時間で割っていただきます。そうしますと、時給は1,250円という形になります。こちらに従事した時間数を掛けていただくものでございます。

続きまして、投票立会人でございます。当日の投票立会人の日額は1万3,000円でございますので、これを14時間で割りますと、928円ほどになります。

それから、期日前投票所の投票立会人につきましては、日額が1万1,500円でございます。これを従事時間の12時間で割っていただきますと、958円ほどという形になります。

以上でございます。

○委員長 1番 香川委員。

○1番 香川委員 分かりましたが、時給計算した場合に、例えば立会人928円、期日前の立会人958円ということで、県で定められている最低賃金との兼ね合いはいかがなものなのでしょうか。

○委員長 菅原総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

最低賃金との兼ね合いというご質疑でございますけれども、こちらにつきましては報酬という形でお支払いさせていただいておりますので、実際の賃金との考え方とはまた異なっ

くるものと理解しております。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 この管理者及び立会人に関してですが、人選が難しくなってきたということの一つの中に、今回の議案で出されている、要は長時間労働ということがやっぱりネックにあると思うんですね。ということで、すみませんけれども、前も一般質問でやったんですが、投票時間をもっと考えたほうがいいんじゃないのと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長 菅原総務課長。

○総務課長 投票時刻の繰上げにつきましては、過去にも香川委員からご質疑、ご指摘があったところでございます。こちらにつきましては、同じような回答になってしまいますけれども、県内においては実施しているところが非常に少ないと。ただ、近隣、特に北関東を見ると、非常に、特に群馬県辺りは9割近くの投票所が投票時刻の繰上げ、閉める時間を繰り上げているといった実態もございます。

考え方はいろいろございますけれども、公職選挙法で求められている投票時間、こちらを短くするということになると、投票人の選挙の機会を奪うおそれもあることから、埼玉県内では本当に山間部、秩父の山間部の一部の投票所において実施している程度でございます。実施するときの理由というのが、開票時刻まで投票箱の送致が間に合わないというところが主な理由という形になっておりますので、本市においてはなかなかそういった形の理由ということがつきづらい部分もございますので。

従事する我々の立場からすれば、大変ありがたいご提言ではございますけれども、実際に公選法の規定を曲げてまでといたしますか、そこまでするのはちょっと、県内の状況を見ていくほかないのかと考えております。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 確かに山間部とか、距離が遠いということは当然一つの理由になっているわけですが、前回の衆議院選挙だったと思いますけれども、茨城県の水戸市辺りでも繰り上げていたと、多分、私の記憶が正しければ、ような気がしたんですけれども。

ですから、県内の中で行田市が先陣を切っても、私はいいのではないかと思うんですよ。数字で実際に、一般質問したときも、日曜日の夜の時間帯、もう投票がゼロのところがか

り多くなっている現状の中で、期日前投票がどんどん増えている状況の中で、もうちょっとその辺は先進事例として、私はやるべきだと思っているんですけども、その辺はかたくなところがあるのかと思うんですが、いま一度、いかがでしょうか。

○委員長 菅原総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

香川委員のご指摘、大変ありがたい部分でもございます。我々従事する立場の職員の側からすれば、大変ありがたいご提言ではございますけれども、やはり一番のところは選挙人の投票機会を奪わないといったところの考えに基づいて行っておりますので、現状の公職選挙法第40条に規定されております投票所の開所時刻は午前7時から午後8時までとされておりますので、当面はそれを遵守していきたいと思っております。

以上です。

○委員長 他にございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 それでは、何点か伺います。

今回の改正の背景について、何点か伺いたいですけれども、現在のそれぞれの業務の実態、実情というのか、このくらい時間外になっているんですよ、時間外と言ったらいいのか、想定勤務時間よりもこれだけ多いんですとか、その辺の実態についてお願いします。

2つ目が、当事者の声ですとか聞いていらっしゃるんだらうと思うんですけども、そうした業務に就いてくれた方の声、あるいは反応についてですね。

それと、最後ですけども、他市の状況、やはりこのような時間でのお願いの仕方に変えているところがあるのかどうか。お願いします。

○委員長 菅原総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

まず、1つ目の従事の実態というところでもございますけれども、従事していただく時間といたしましては、選挙期日当日におきましては、朝の6時半から夜の8時30分まで。投票時刻は、朝の7時から夜の8時までですけども、その前後30分、早めに来ていただいて準備をしていただき、8時に終わって、もろもろ片づけ等がございますので30分程度。従事する時間といたしましては、14時間となっております。

期日前投票所につきましては、投票時刻が午前8時30分から夜の8時までという形になっております。従事していただく投票管理者及び投票立会人につきましては、朝は15分前、午

前8時15分から、夜は8時に閉めまして、15分程度の片づけ時間を見ておりまして、夜は8時15分までの12時間の従事時間となっております。

この間、昼食時間の休憩、それから適時トイレ休憩などの休憩を取っていただくような実態となっております。

1点目の実態については、以上のような形でございます。

2つ目の当事者の声ということですが、毎回主に投票立会人をお願いしている民生委員のところをお願いに行く際には、まず民生委員連合会にお話を持っていきます。それから、その後、地区の民生委員協議会、地区民教、こちらに職員が出向いて行って、それぞれ地区の皆様の民生委員にお話をさせていただいております。

そこで、連合会から、それから地区民教から出てきたお声というのが、やはり従事時間の短縮、それからもう一つ多いのが、投票所の冷暖房等の環境改善、こういったご要望をかなり強く、お声をいただいている次第でございます。

投票所等の冷暖房等の改善環境につきましては、ほとんどの投票所につきましては冷暖房、エアコンが完備されているところがほとんどですが、小学校の体育館ですね、一番ちょっと従事する環境のきついところ、暑さ寒さがきついところは、寒さは何となく暖房というか、ストーブ等で何となく緩和はできているかと思うんですが、特に暑さにつきましては毎回課題になっておりまして、このところの選挙においてはスポットクーラーを2台、3台置くような状況で対応させていただいております。それでも、やはりご存じのように冷房が効きづらい環境でございますので、非常に従事する方にとっては厳しい環境となっているところでございます。

それに加えて、従事時間が長時間に及ぶということになりますと、かなり負担が大きく、引き受けるのにちょっと戸惑ってしまうということが考えられますので、取りあえずすぐにもできるところということで、従事時間、こちらを我々の想定といたしましては、1時間ということではなくて、半日交代ということを考えております。ですので、当日投票所におきましては14時間ありますので、7時間、7時間という勤務の形態を想定しております。

以上が、届いている声に対する対処という形になります。

それから、3つ目の他市の状況についてでございますけれども、昨年8月に執行されました埼玉県知事選挙におきましては、当日投票所の投票立会人について交代制の従事を導入した団体は、県内63市町村のうち34団体、率にして約54%が交代制を導入しております。

市に限りますと、40市中24団体、60%の団体が交代制を導入しているという形になります。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他にございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第32号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第32号 行田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 17分 休憩

午後 1時 19分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上、お願いいたします。

また、説明及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

△議案第5号について

○委員長 次に、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、総務部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、菅原総務課長兼選挙管理委員会書記長、お願いいたします。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長 引き続き、よろしくお願いいたします。

着座にて、失礼いたします。

総務課及び選挙管理委員会の関係予算につきまして、それぞれ歳出、歳入の順に説明申し上げます。

初めに、総務課関係予算について説明申し上げますので、予算に関する説明書の77ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、説明欄、一番下の◎総務課関係経費は、前年度と比べ12万5,000円の減額でございます。

主なものを申し上げますと、1節委員報酬及び8節費用弁償は、行政不服審査会の会議3回分の開催に係る委員に対する委員報酬及び費用弁償でございます。

10節消耗品費は、各種法令関連図書の加除・追録費用などがございます。

12節弁護士委託料は、市の顧問弁護士委託料で、行政運営上の課題について、弁護士による法律等に基づく指導・助言をいただくためのものがございます。

13節の2行目、例規管理システム利用料は、例規の検索、閲覧のほか、例規の制定、改廃事務を支援する例規支援総合システムの利用料でございます。

少し飛びまして、83ページをお願いいたします。

2目文書広報費のうち、説明欄、一番下の◎文書管理費は、前年度と比べ854万9,000円の増額でございます。

増額の主な要因は、12節文書使送業務委託料において、令和6年度は長期継続契約の更新年に当たることから、設計額を国土交通省公共工事設計労務単価参考値などを基に算出し、予算計上したため、令和5年度予算に比べ増額となったこと及び13節文書管理システム借上料において、令和6年1月から新システムへ移行したことによるものがございます。

そのほか、主なものを申し上げますと、1節委員報酬及び8節費用弁償は、情報公開・個人情報保護運営審議会の会議2回分、情報公開・個人情報保護審査会の会議4回分の開催に係るそれぞれの委員に対する委員報酬及び費用弁償でございます。

10節の1行目、消耗品費は、庁内印刷に係る再生紙のほか、印刷機器のトナーなどの消耗品の購入に要する経費でございます。

11節の1行目、郵便料は、総務課の郵便料及び事業担当課で予算措置がない郵便を発送する場合の郵便料のほか、返信用封筒に使用する切手の購入に要する経費を一括して総務課で計上するものがございます。

12節文書使送業務委託料は、出先機関などへ文書を送る業務を民間事業者に委託して行うものでございます。

85ページをお願いいたします。

上から2行目、文書管理システム保守点検委託料は、文書管理システムのシステムソフト及びサーバーの保守点検を委託する経費でございます。

13節の1行目、文書管理システム借上料は、文書の電子化を図り、収受、起案、決裁、保存、管理、廃棄までを行うシステムの借上料でございます。次のOA機器借上料は、庁舎地階の印刷室に配置しているカラー印刷機、簡易印刷機、紙折り機の借上料でございます。

少し飛びまして、106ページをお願いいたします。

17目諸費のうち、右ページ、説明欄の◎栄典費は、前年度と比べ152万円の増額でございます。

増額の主な要因は、毎年11月3日に開催している市制施行文化の日記念式典において、令和6年度は市制施行75周年となることから、被表彰者に贈呈する7節記念品費に係る予算を増額計上したことによるものでございます。

その他、主なものを申し上げますと、1節委員報酬及び8節費用弁償は、功績表彰審査委員会の会議1回分の開催に係る委員に対する委員報酬及び費用弁償でございます。

7節の3行目、記念品費は、記念式典における被表彰者に贈呈する記念品の購入に要する経費でございます。

109ページをお願いいたします。

10節消耗品費から13節器具・機材借上料は、記念式典の開催に係る各種経費をそれぞれ計上したものでございます。

次の◎自衛官募集事務費は、埼玉県防衛協会の負担金で、前年度と同額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項1目総務費国庫負担金、右ページ、説明欄の自衛官募集事務費負担金は、自衛官募集に対する国からの負担金で、具体的には市報に自衛官募集の記事を掲載しております。

62ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の一番下、15節雑入、右ページ、説明欄の1行目、事務手数料96万円のうち、総務課分といたしまして、市政情報コーナーに設置している有料コピー機の

コピー料金収入及び情報公開請求等に係る実費負担分として合計2万円分を計上しております。

以上が総務課関係予算でございます。

続きまして、選挙管理委員会関係予算について説明申し上げますので、114ページをお願いいたします。

4項1目選挙管理委員会費、右ページ、説明欄の◎選挙管理委員会費は、前年度と比べ283万2,000円の増額でございます。

増額の主な要因は、12節情報システム標準化移行業務委託料において、地方公共団体システムの標準化に関する法律に基づく選挙管理システムの標準化に移行するための分析、調査に係る委託料を新たに計上したことによるものでございます。

そのほか、主なものを申し上げますと、1節委員報酬は、選挙管理委員会の委員に対する委員報酬でございます。

2節一般職給から4節一般職共済組合負担金までは、事務局専任職員1人分の人件費でございます。

117ページをお願いいたします。

その他の費用は、選挙管理委員会事務局の運営等に係る経費を措置するものでございます。その下の◎選挙常時啓発費は、前年度と同額の計上でございます。

主なものを申し上げますと、7節の2行目、記念品費は、市内小・中学生による選挙啓発ポスターの応募者全員に対する記念品及び入賞者に贈呈する図書カードの購入に要する経費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして46ページをお願いいたします。

15款県支出金、3項1目総務費委託金の4節選挙費委託金は、右ページ、説明欄のとおり、在外選挙特別経費交付金を科目存置するものでございます。

以上で、総務課及び選挙管理委員会関係予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、松田人事課長、お願いいたします。

○人事課長 着座のまま失礼いたします。

それでは、人事課所管部分について、歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の74ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、右ページ、説明欄、一番上の◎総務一般管理費は、前年度と比べ2億2,590万7,000円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、1節の1行目、委員報酬は、政策特別顧問に係る報酬でございます。次の会計年度任用職員報酬は、育児休業等による代替職員の雇用、閉庁日における日直業務、庁舎総合案内業務及び障がい者の雇用に係る経費など、20人分を計上したものでございます。

2節の2行目、一般職給は、前年度と比べ5,516万7,000円の増額となっております。次の再任用職給は、前年度と比べ2,547万2,000円の減額となっております。これは、定年年齢の引上げに伴い、令和5年度末の定年退職者が生じない影響により、行政職の暫定再任用職員が前年度と比べ8名減少することによるものでございます。

3節の1行目、会計年度任用職期末勤勉手当は、令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、323万5,000円の増額となっております。次の特別職期末手当から再任用職期末勤勉手当までは、期末手当等を職ごとに区分し整理したもの、次の特別職その他の手当から再任用職その他の手当までは、扶養、地域、住居、通勤などの各種手当を職ごとに区分し計上したものでございます。

なお、一般職その他の手当には、令和6年度の定年退職者等8人分の退職手当を計上しており、前年度と比べ1億8,303万4,000円の増額となっております。

4節の1行目、会計年度任用職共済組合負担金から労働保険料までは、市が負担する社会保険料等を職ごとに区分して計上したものでございます。

77ページをお願いいたします。

一番上の◎人事課関係経費は、前年度と比べ425万7,000円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、3節時間外勤務手当は、人事課及び国等への派遣職員への支給実績を踏まえ計上したものでございます。

12節の1行目、採用試験委託料は、職員採用に係る教養・専門、論文及び適性試験の問題提供及び採点のための委託料で、新年度も引き続き広く人材を募る観点から、就職氷河期世代を含めた社会人経験者の募集のほか、他の自治体との統一試験日程に先行して、多くの民間企業で導入されている適性検査の活用を予定しております。次の昇任選考試験委託料は、職員の課長級等への昇任選考試験に係る問題作成及び採点のための委託料でございます。2行下のOAシステム構築委託料は、勤怠管理システムのサーバー等が耐用年数を迎えることから、令和6年度中に新たにクラウドサーバーを構築し、令和7年度より運用するためのシ

システム経費を新たに計上するものでございます。次のOAシステム保守点検委託料は、勤怠管理システムのソフトウェア等の保守点検委託料のほか、当該システムが導入から5年を経過することから、セキュリティーソフトの利用を1年間延長するとともに、打刻器の保守延長等に係る経費を計上するものでございます。

13節の1行目、OAシステム利用料は、採用試験において人物評価を重視するため、従来の対面による面接試験に加えて、録画面接試験を実施するためのシステム利用料を新たに計上するものでございます。次の人事給与システム借上料は、当該システムのソフトウェア及びサーバーなど機器のリース料でございます。

79ページをお願いいたします。

一番下の◎職員保健衛生管理費は、職員の安全衛生管理に関する経費を計上したもので、前年度とほぼ同額となっております。

主なものを申し上げますと、1節産業医報酬は、職場環境の改善や健康管理に関する助言、指導を行う産業医に対する報酬でございます。

81ページをお願いいたします。

上から2行目、12節健康診断委託料は、職員の定期健康診断のための経費でございます。

次の◎職員研修費は、職員の人材育成及び能力の向上を図るための研修に要する経費を計上したもので、前年度と比べ16万8,000円の減額となっております。

主なものを申し上げますと、8節研修旅費は、派遣研修や階層別研修に参加するための旅費を計上したものでございます。

12節研修委託料は、キャリアデザイン研修やワークライフバランス研修など、庁内研修の実施に要する委託料でございます。

18節の2行目、研修負担金は、行田市、加須市、羽生市及び鴻巣市の4市で構成する共同研修会並びに自治大学校や市町村アカデミーへの派遣研修に係る負担金でございます。

飛びまして、262ページをお願いいたします。

4の給与費明細書でございますが、これは特別職と一般職に区分して、職員数、給与費、共済費等を項目別にまとめ整理したものでございます。このページから275ページまでに掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして62ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入、12節雇用保険料被保険者負担金274万3,000円は、会計年度任

用職員などの雇用保険料の本人負担分を見込み計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。

15節雑入のうち、説明欄の上から4行目、退職手当企業会計負担分677万6,000円は、定年退職者等のうち、水道事業会計を所掌する水道課に勤務していた職員が退職する場合に、在職していた月数に応じた退職手当額を負担するものでありまして、新年度は3名の者が該当しているところでございます。

次の都市整備部長給与等企業会計負担金468万4,000円は、水道会計と下水道会計が負担する都市整備部長の人件費でございます。

次の行田羽生資源環境組合派遣職員給与等負担金978万3,000円は、本市から同組合に派遣している職員の人件費に対する組合からの負担金でございます。

以上で、人事課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、橋本税務課長、お願いいたします。

○税務課長 よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、税務課所管部分について細部説明を申し上げます。

予算に関する説明書の109ページをお願いいたします。

2項1目税務総務費のうち、右ページ、説明欄の◎税務一般管理費は、税務課職員に係る人件費でございます。

111ページをお願いいたします。

一番上の◎税務課関係経費は、税務課職員の時間外勤務手当でございます。

次に、2目賦課徴収費のうち、右ページ、説明欄の◎賦課費は、前年度と比べ291万5,000円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、11節、1行目、郵便料は、納税通知書等の郵便料でございます。

3行下の鑑定料は、固定資産税の標準宅地に係る時点修正の鑑定料でございます。

12節の2行目、課税基本資料作成委託料は、固定資産税の土地や家屋に係る課税資料を作成するための委託料でございます。次のOAシステム改修委託料は、国の経済対策に基づき実施する定額減税等に対応する基幹系システム改修費用でございます。2行下の電算委託料は、市税の賦課業務に係る電算処理の委託料でございます。次の事務従事者派遣委託料は、令和7年1月から3月までの期間、給与支払報告書等の整理業務を行うための事務従事者派遣に係る費用でございます。

13節の1行目、OAシステム利用料は、地方税電子申告支援サービス、いわゆるeLTAXのシステム機器の利用料及び登記所からの土地家屋の所有者等の異動通知を電子データで受領する登記履歴管理システムの使用料でございます。次の家屋評価システム借上料は、固定資産税の家屋を評価計算するためのシステム借上料でございます。

18節の4行目、地方税共同機構負担金は、eLTAXの利用等に係る負担金でございます。3行下の軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金は、主に令和5年度中に県が賦課徴収する軽自動車環境性能割の5%を支払うものでございます。

一番下の22節還付金は、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除に係る還付金でございます。

113ページをお願いいたします。

一番上の◎徴収費は、前年度と比べ312万7,000円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬は、市税等の徴収業務に従事する臨時徴収員に係る報酬でございます。

11節の1行目、郵便料は、催告書等の郵送料でございます。2行下の手数料は、市税の口座振替に伴い金融機関等に支払う手数料等及び預貯金等照会電子化サービスの照会手数料でございます。

12節の1行目、市税等コンビニエンスストア収納業務委託料は、全国のコンビニエンスストアにおいて市税及び国民健康保険税を収納するための委託料でございます。次の市税電話催告業務委託料は、市税等の未納者に電話催告を行うための委託料でございます。次の口座振替データ処理業務委託料は、市税等の口座振替に伴うデータの受渡しについて、電送方式で安全に行うための委託料でございます。2行下の電算委託料は、市税の収納業務に係る電算処理の委託費用等でございます。

13節OAシステム利用料は、eLTAXにより電子申告をした者が地方税を電子納税するための地方税共通納税システムの利用料及び預貯金等照会電子化サービスの利用料でございます。

18節の3行目、地方税共同機構負担金は、地方税共通納税システムの利用に係る負担金でございます。

22節の1行目、過誤納金還付金は、市税に係る還付金を計上したものでございます。

以上が歳出についての説明でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、戻りまして8ページをお願いいたします。

1 款市税でございますが、予算計上額は100億2,595万2,000円で、前年度と比べて4億7,203万2,000円の減額、率にして4.5%の減となっております。

1 項 1 目個人市民税は37億6,167万4,000円で、前年度と比べて3億5,195万円、率では8.6%の減となっております。内訳は、右ページの説明欄になりますが、均等割は前年度と比べて1,903万円、率では1.3%の減で、これは、これまでの震災復興増税に代わり、国税として森林環境税を賦課することになることが主な理由でございます。その下の所得割は、前年度と比べて3億3,167万9,000円、率では8.4%の減となっております。これは、国の臨時経済対策である定額減税の実施に伴う税収減が見込まれることが主な理由でございます。

次に、2 目法人市民税は5億4,423万円で、前年度と比べて5,048万7,000円、率では8.5%の減となっております。内訳としまして、均等割は前年度と比べて672万8,000円、率では3.1%の減で、その下、法人税割は前年度と比べて4,345万2,000円、率では11.5%の減となっております。それぞれの主な理由は、法人収益の減少を見込んだことによるものでございます。

次に、2 項 1 目固定資産税は42億4,581万4,000円で、前年度と比べて5,032万9,000円、率では1.2%の減となっております。内訳ですが、土地は、地価が多く地点で下落傾向にあり、前年度と比べて3,415万1,000円、率では2.6%の減、その下、家屋は、令和6年度は評価替えの年度であり、その影響で前年度と比べて5,439万6,000円、率では2.5%の減、一方、その下の償却資産は、法人において設備投資の資金投下が行われていることから、前年度と比べて3,999万8,000円、率では5.1%の増加となっております。

次に、2 目国有資産等所在市交付金は3,428万2,000円で、前年度と比べて4万円の微増でございます。

次に、3 項 1 目軽自動車税の環境性能割は1,083万8,000円で、前年度と比べて84万円、率では7.2%の減となっております。

次に、2 目軽自動車税の種別割は2億5,616万5,000円で、前年度と比べて210万5,000円、率では0.8%の微減となっております。

次に、4 項 1 目市たばこ税は5億8,051万6,000円で、前年度と比べて112万3,000円、率では0.2%の微減となっております。

10ページをお願いいたします。

5 項 1 目都市計画税は5億8,923万6,000円で、固定資産税と同様の理由により、前年度と比べて1,538万8,000円、率では2.5%の減となっております。

次に、6項1目入湯税は319万7,000円で、前年度と比べて15万円、率では4.9%の増となっております。

少し飛びまして、36ページをお願いいたします。

13款2項手数料でございますが、1目1節徴税手数料の右側説明欄に税務証明手数料369万2,000円を計上しております。

次に、46ページをお願いいたします。

15款3項1目総務費委託金のうち、2節徴税費委託金1億2,622万2,000円は、右側説明欄に個人県民税の徴収に係る県からの委託金を計上しております。

次に、58ページをお願いいたします。

20款1項1目延滞金加算金及び過料の1節延滞金は、前年度と同額を計上しております。

4項1目雑入の3節負担金収入のうち、一番下の行の滞納処分費負担金は、滞納処分に要する経費を換価代金から収入金として徴収するものでございます。

以上で、税務課所管の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、野辺人権推進課長、お願いいたします。

○人権推進課長 着座にて失礼いたします。

それでは、人権推進課所管部分について歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の96ページをお開き願います。

2款1項12目人権推進費は、前年度と比べ194万7,000円の増額となっております。

右ページ、説明欄の◎人権推進費の主なものを申し上げます。

1節委員報酬は、人権施策推進審議会委員及び隣保館運営審議会委員合わせて27人分の報酬、3行下の会計年度任用職員報酬は、地域交流センター及び南河原隣保館に勤務する会計年度任用職員2人分の報酬でございます。

2節、3節及び4節は、一般職員3人分及び会計年度任用職員2人分の人件費でございます。

7節謝金は、市内全域で実施する人権同和問題地区別研修会の講師謝金や、地域交流センター及び南河原隣保館で行う各種講座の講師謝金などがございます。

8節費用弁償は、審議会委員への費用弁償及び会計年度任用職員の交通費でございます。

99ページをお願いいたします。

3行目、10節の電気料は、地域交流センターに係るものでございます。

11節の1行目、郵便料は、例年の郵便料に加え、令和6年度に実施予定の人権に関する意

識調査1,000人分に係る郵便料を計上したものでございます。なお、当該意識調査は北埼玉地区3市、行田市、加須市、羽生市で連携して5年ごとに実施しているものでございます。

11節の3行目、保険料は、地域交流センター及び南河原隣保館における行事傷害補償及び賠償責任補償の保険料でございます。

12節の1行目、講演委託料は、県の再委託事業として実施する人権講演会の経費でございます。3行目の警備委託料は、地域交流センター閉館時の警備に係る委託料でございます。次の清掃委託料は、地域交流センターと南河原隣保館に係る清掃委託料でございます。次の除草委託料から12節一番下の浄化槽維持管理委託料までは、地域交流センターの維持管理に関する委託料でございます。

17節の2行目、DVD等購入費は、人権同和問題地区別研修会などで使用する人権啓発用DVDを購入するための費用でございます。

18節の1行目、人権擁護委員協議会負担金は、さいたま地方法務局熊谷支局が所管する熊谷人権擁護委員協議会に属する行田部会に係る負担金でございます。その3行下、部落解放運動団体補助金は、部落解放同盟行田市協議会及び埼玉県北同和会行田支部に対する補助金でございます。前年度と比べ7万2,000円の減額でございます。

次に、歳入について申し上げますので、戻りまして42ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項1目総務費県補助金の右ページ、説明欄1行目、隣保館運営事業等補助金は、地域交流センター及び南河原隣保館の運営費に対する補助金でございます。県が定める経費基準額の4分の3が交付されるものでございます。

46ページをお願いいたします。

3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金の右ページ、説明欄2行目、地域人権啓発活動活性化事業委託金は、先ほど歳出においてご説明いたしました講演委託料の充当財源として計上するもので、充当率は10分の10でございます。

次に、58ページをお願いいたします。

20款諸収入、3項2目同和対策住宅資金貸付金元利収入は、滞納繰越分の収入を実績に基づき見込んだものでございます。

人権推進課所管の説明は以上でございます。

○委員長 次に、瀬尾契約検査課長、お願いします。

○契約検査課長 着座にて失礼いたします。

それでは、契約検査課所管の歳出予算からご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算に関する説明書の81ページをお願いいたします。

2番目の◎2款1項1目一般管理費の契約検査課関係経費でございます。前年度と比べ181万6,000円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、12節OAシステム保守点検委託料は、CADシステムの保守点検委託料、18節埼玉県電子入札共同システム負担金は、埼玉県と県内自治体が共同で運営しております電子入札共同システムの運営に係る経費、次の入札参加資格共同審査協議会負担金は、建設工事関係及び物品関係の入札参加資格審査の定期受付に要する経費でございます。

次に、その下の◎共通物品管理費でございます。前年度と同額でございます。

これは、各部署で必要とする共通物品の購入経費や共通伝票の印刷製本費などを中心に措置したもので、主なものを申し上げますと、10節共通需用費は事務用品などの購入、印刷製本費は各種封筒や納品請求書などに要する経費でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、51ページをお願いいたします。

51ページの説明欄により説明させていただきます。

16款2項2目物品売払収入の説明欄、不用物品売払収入でございます。これは、不用品で売却できるものが出た場合を考慮いたしまして存置したものでございます。

次に、62ページをお願いします。

20款4項1目雑入の9節用品等売払収入の右ページ、説明欄1行目、資源ごみ売払収入（契約検査課）でございます。これは、古新聞、古雑誌、段ボールなどの資源ごみの売払金額を見込み計上したものでございます。

以上で、契約検査課所管の説明を終了させていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

橋本税務課長。

○税務課長 すみません。

先ほど税務課説明の中で、歳入37ページにおいて、13款2項税務証明手数料369万2,000円と申しましたが、正しくは記載のとおり326万6,000円でございます。申し訳ありません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、ただいまの説明のとおりご了承願います。

以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 01分 休憩

午後 2時 13分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第5号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 総務一般管理費、75ページの1節委員報酬、これ政策特別顧問ですが、40万2,000円、昨年任命されたわけですけれども、そのときでは1日3万二千幾らでしたっけ。

〔「3万3,500円」と言う人あり〕

○1番 香川委員 3万3,500円。その設定は行田市に来ていただいたときに発生するというような条例だったと思うんですが、例えばこの奥田顧問、お忙しいでしょうから、行田市から奥田顧問のいるところに出かけていったときにも、その委員報酬というのは発生するようになっているのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 委員報酬についてお答え申し上げます。

業務に関係ある例えば会議ですとか、あとはオンラインでの会議も含めて、こちらの職員が奥田顧問のところ、国交省に、今勤務しているところに行った場合も支出の対象になっています。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 それならいいですけれども、当時の条例ではそのような解釈に取れるような内容になっていなかったと思うんです。ですから、そのままの条例の運用でいいのかということがあるんです。ですから、条例を変えるところが出てくるんじゃないかと思ったんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

非常勤特別職の条例については、その辺の規定はされておられません。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 ちょっと意味が分からなかったんですけども。

○人事課長 非常勤特別職の報酬条例ですね。政策特別顧問で報酬額、あくまでも報酬額を規定しておりますので、例えばどういったときに支出するかとか、その辺の規定は当該条例には規定されておられません。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 それは規定されていなくても、要は通用するということよろしいですか。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 あくまでも報酬の額、費用弁償の額、その辺を定めておりますので、たしか、規則がございますので、その中で運用については規定しております。その規定が解釈誤りの場合は検討するような方向になるかと思えます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

4番 大屋委員。

○4番 大屋委員 歳出の113ページ、徴収費の12節市税電話催促事業委託料ということで700万円ということになっております。概要の欄ですけれども、69ページにも詳細にわたってご記入いただいております。もしお分かりであれば結構ですが、参考に、架電件数ということで、令和3年、令和4年ということであらうとおるんですが、令和5年の何月でも結構ですので、知っている範囲内の月で何件なのということを、もしお分かりになれば教えていただきたいと思えます。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

橋本税務課長。

○税務課長 お答えいたします。

令和5年度、今のところ把握しているのが令和6年1月分までですが、令和6年1月まで、架電件数が2万2,504件、架電をさせていただいております。

以上です。

○委員長 大屋委員。

○4番 大屋委員 ありがとうございます。分かりました。

○委員長 他にございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 予算書ですと、まず81ページ、契約検査課関係経費で伺いたいですが、18節の入札共同システム、この負担金が約70万円、それから、その下の行の協議会負担金が、これがおおよそ100万円ですか、大変大きい額と思うんですが、この増額となっている理由、伺いたいと思うんです。臨時的なものなのか、それとも今後継続的なものなのかも併せて。

それから、83ページになります。文書管理費、こちらやはり金額的なことです。文書管理費の文書使送業務委託料、まず、12節ですね。この額が上がった理由は伺ったんですが、改めて、国のシステムみたいなものがある、それに基づいて委託料の計算をしたらと聞こえたんですが、改めてこのところの説明をお願いしたいのと、システム保守点検委託料、次のページになります。システム保守点検委託料、これが文書管理システムの90万円ほど上がっています。それから、13節の文書管理システム借上料、これもたしか600万円ほど上がっていたかと思うんです。これが増額になった理由についてお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

瀬尾契約検査課長。

○契約検査課長 それでは、質疑にお答えいたします。

まず、81ページの契約検査課関係経費の18節埼玉県電子入札共同システム負担金及び入札参加資格共同審査協議会負担金の増額の理由ということでございますが、まず、埼玉県電子入札共同システム負担金は、主立ったものはシステム改修によるもので、申請者である事業者の利便性向上を図るため、添付書類をシステム上に添付できるよう改修するものでございます。

今までは、従来はシステムに入力して、添付書類を埼玉県に郵送で送付しておりましたが、それをシステム上で完結できるようになります。

次に、入札参加資格共同審査協議会負担金の増額の理由となりますが、こちらにつきましては、令和6年度は2年に一度の定期受付のため増額となっております。

継続的かどうかということですが、こちらにつきましては、埼玉県電子入札共同システム負担金については、システムの改修等がなければもう少し減額になるものと考えて

おります。そして、入札参加資格共同審査協議会負担金につきましては、定期受付があることから、2年に一度は増額となるものでございます。

以上です。

○委員長 菅原総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

まず、文書管理費の12節文書使送業務委託料増額の理由でございますけれども、先ほど説明させていただきましたけれども、文書使送業務委託につきましては、この業務の委託に当たりまして2年間の長期継続契約としております。

こちら新年度、令和6年度はその更新年に当たることから、これまでは令和4年、令和5年が締結していたと。令和5年度予算はその契約していた金額を予算計上している。新たに令和6年度、令和7年度の業務委託について、入札を行うに当たりまして、設計額を求めるときに国の労務単価等を基に算出しております。

ですので、実態的には高くなってしまいうんですけれども、前年度と比較いたしますと予算計上額が高くなっているといった状況になっております。実際契約の段階になってくればもう少し落ちてくるものと考えております。

それから、2点目のシステム保守、文書管理システムの保守点検委託料並びに借上料、こちらについて増額となっている理由ということでございますけれども、先ほども申し上げましたが、この文書管理システムを令和5年度中、令和6年1月に新たなシステムに移行しております。

その際に、システム、まず借上料になるんですけれども、こちらが半導体価格、システムを構築している機器の半導体価格やシステム構築に係る人件費の高騰、こういったことなどの理由から増額になっております。

また、そのほかにも、システムを構築しているソフトウェアライセンス、こういったものも上昇しておりまして、そういったもろもろの理由が重なりまして増額という形になったものでございます。

それから、システム保守点検でございますけれども、こちらも保守点検に係る機器の価格や人件費の高騰によるサポートサービスの提供に係る費用全般が上昇しておりまして、令和5年度と比べ上昇したものでございます。

なお、システムの借上料につきましては、令和5年度につきましては、先ほど令和6年1月から新システムに移行したと申し上げましたが、システムの借り上げ期間が令和5年8月

末まででございました。その後、9月から12月までを、じゃ、どうしたのかといいますと、これは旧システムを無償で譲渡されておりました。なので、その部分でさらに予算の比較としては差が開いたといったところも原因としてはございます。

以上のような理由でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

理由は分かったんですけども、価格は本当に分からないですね。本当に何か適正なのか、4カ月間無償で貸してくれたり値上げしてみたり、ちょっと感想めいたことになってしまっ
て恐縮ですが、一定理解はいたしました、取りあえず。

○委員長 他に質疑ございますか。

3番 新委員。

○3番 新委員 人事課関係のところ、77ページ、採用試験委託料という形で12節ですけれども、実際この採用の今年の数、採用する予定の数とかめどとかは、どれくらいの採用
人数を予定しているのでしょうか。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 今年の採用人数ということでよろしいですか。

○3番 新委員 今年というか来年、この予算の。念のため、じゃ、今年も教えてください。

○人事課長 今年というと令和6年4月1日。

○3番 新委員 あと、この予算にかけて、この予算の中でどれくらい採ろうという。

○人事課長 令和6年4月1日採用予定者は合計で20名ということで決まっております。その
うち既に昨年の10月1日付で1名採用しておりますので、4月1日に入庁してくる職員は19
名ということでございます。

その内訳といたしまして、一般事務職が11名、土木、電気が各1名、社会福祉士が2名、
消防職が4名ということで決まっております。

来年度の採用計画でございますが、これから計画を立てまして周知させていただくような
形になります。

以上でございます。

○3番 新委員 ありがとうございます。

なぜ伺ったかというと、最近デジタル関係で新たなシステムの導入だとか、そういったところ
もあるんで、そういったいわゆるデジタル人材といいますか、そういった方の採用などは

検討の中には入っていらっしゃるのでしょうか。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 IT関係に詳しい新規採用職員ですけれども、一応検討はしているところですが、具体的に市の業務としてどういったことをやらせるのか、広く全般に一般事務として採用するわけですので、現時点ではITに特化した人材の採用というのは、今のところは、検討はしているんですが、採用する方向では決定しておりません。

以上でございます。

○3番 新委員 ありがとうございます。

あと、もう一点だけですが、これ確認になってしまうんですが、録画面接システムというのがありまして、これはどのようなシステムでどのような目的で使われているんですか。

○委員長 松田人事課長。

○人事課長 録画面接試験の関係についてお答え申し上げます。

令和6年度、今回初めて新たに予算計上させていただきまして、令和6年度の採用試験から実施する方向で検討しております。

これまでは面接試験が第二次試験までありまして、一次試験が筆記試験、第二次試験が面接、集団討論試験、人物試験だったわけですが、人物重視で採用したいという考えの下、申込み時に、市から提示した質問、2～3問に対する回答を、自分自身を撮影した様子を動画と一緒に送ってもらって、エントリーシートというわけではないんですが、その動画の内容とか受験者の熱意とか、あとは人柄とか本気度、その辺を評価するというので、来年度新たに導入するものでございます。

令和5年度に当該試験を導入している自治体は埼玉県内で2自治体ありまして、入間市と所沢市が行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 新委員。

○3番 新委員 ありがとうございます。

有用性はやってみないと分からないと思うので、ぜひやってみていただきたいですが、結構シンプルに、動画を全部、応募者数見るのは結構大変そうな作業だな、文字を読むより大変そうだなと思うので、ぜひいい人材を採用できるように頑張ってください。よろしくお願ひします。

○委員長 他に質疑ございますか。

2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 恐れ入ります、117ページの選挙管理委員会費の中の情報システム標準化移行業務委託、こちらはこういった内容状況になるのというのが分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長 菅原総務課長。

○総務課長 お答え申し上げます。

情報システム標準化についてのご質疑にお答え申し上げます。

自治体が使用している情報システムに対しまして、国が一定の基準や規格を設けまして、統一的な取扱いを促進する取組でございます。システムの規格が統一されることによって、異なる自治体間同士でのデータ連携やサービス連携が可能となりまして、自治体をまたいで住民サービスの向上や行政の効率化を進めることを目的としております。

選挙管理システムについて、これを全国統一を目指してやっているという形になりまして、不在者投票ですとかそういったところで、他の自治体の出入りといいますか、そういう選挙権、選挙人名簿、そういったものに、どちらに載るかとかいうようなところの連携が可能となって、より効率的な選挙管理ができるようなものとなっております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他にございますか。

村田委員。

○5番 村田委員 大きく2つのことについて伺いたいですけれども、まず最初は人事課関係ですけれども、数字の意味についてになるんですけれども、262ページ、給与明細書の説明の表中、職員数で、その他職員の数が前年度と今年度、随分と400人ぐらい違っているんですが、この理由が一つ。

それから、264ページの上から3段目のイ、会計年度任用職員、こちらの数、これが前年度比較しまして大幅に減っておるんですが、これはどうしたことによるものなのか。この2点について人事課にまず伺いたい。

2つ目ですけれども、人権同和関係で伺いたいと思います。

予算に関する説明書の99ページ、人権推進費の部落解放運動の団体補助金、18節団体補助金ですけれども、たしか昨年が続いての、あるいは近年では僅かですけれども減額されてい

るのかと思うんですが、これは今回何%に当たるのか。

それで、この金額を減額している理由といたしますか、一定のパーセンテージで減額しているように私見えているんですが、何か根拠みたいなもの、考え方といったものを持ってこういう減額をされているのか、その点です。

最後になります。もう一点は、今度は収入で、予算に関する説明書の58ページに当たります諸収入のうちの貸付金元利収入の同和対策の住宅資金、こちらの関係です。

収入が僅かですけれども、今年度に続いてまた来年度、収入の額が増えている、こういう予算を組んでおられるわけですけれども、これは文字どおり返還される、返されるお金が増える、こういうことでいいのか、今年度の実績に基づいての増額ということになっているのか、見込みについて、この数字について説明をお願いしたいのと、返還の努力、毎年どのように行っているのか伺っているところですが、今年度はどのように行ってきて、来年度は何か新しい、あるいはさらにというものがあるのか、その点について伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 村田委員の質疑にお答え申し上げます。

まず、262ページ、給与費明細書、1の特別職ですか、前年に比べて422人、人数で減っている原因ということでございますけれども、こちらその他、非常勤特別職ですので、前年度は選挙がございましたので、投票管理者ですとか立会人ですとか、その辺で合計422人減少しているというのが主な理由でございます。

それと、一般職でよろしいわけですよ。会計年度ですね、すみません。

会計年度が本年度は前年度に比べて82人、人数で減少しているということでございますけれども、こちらは括弧書きですので、短時間の会計年度任用職員ですけれども、市長部局、教育委員会部局でそれぞれ会計年度を任用しておりまして、短時間で括弧書きで表示しておりまして、減少している主な理由といたしましては、ワクチン接種事業に任用した会計年度、あと、給付金の業務がありましたので、その辺、給付金の業務に従事した会計年度が昨年度はありましたので、減少の理由としてはこの2点が主な理由でございます。

以上でございます。

○委員長 野辺人権推進課長。

○人権推進課長 それでは、部落解放運動団体補助金及び同和対策住宅資金貸付金元利収入について、順次お答えさせていただきます。

まず、補助金の関係ですけれども、まず、交付の方針というところですが、平成28年に施行されました部落差別解消推進法及び令和4年7月に施行されました埼玉県部落差別解消推進条例、こちらでは、ともに部落差別は現存するとうたわれております。また、近年ではインターネット上の差別情報の流布等、新たな形の差別も生じているところではあります。

こうした中、部落解放運動団体は差別当事者として差別の実態等を訴える活動をしているというところがございます。部落差別解消の役割を担う市としましては、こうした団体への支援の一環として補助金を交付しているところがございます。ただし、減額に向けて例年、団体側と協議を継続しているところがございます。

交付金額につきましては、前年度の活動実績ですとか、当該年度の事業計画等を勘案しているところがございます。ただし、先ほど申し上げましたように、交付団体ごとに毎年度減額の協議を行っているところがございます。

それから、減額の割合についてですが、これはあくまで目安としてですけれども、近年では、前提として交付は2団体でございます。まず1つ目の部落解放同盟行田市協議会、こちらについては前年度比3%の減額、もう一つの埼玉県北同和会行田支部につきましては、隔年で5,000円の減額というのを目安として協議をさせていただいているところがございます。

この3%ですとか隔年5,000円というところですが、根拠という、なぜ3%にしたかとかなぜ5,000円なのという、この根拠というところでは明確なものはございませんが、現実的に減額の協議が成立するであろう目安として市から提示しているというものでございます。

続きまして、同和対策住宅資金貸付金元利収入につきましてでございます。

今年度、歳入予算として計上した額は、令和5年度、今年度の収入実績に基づき計上したものでございます。

今年度の取組ですが、今年度は新型コロナ感染状況も落ち着いてきたということもございまして、訪問に重点を置いたところがございます。

電話、訪問等によりまして債務者、また、場合によっては親族の方も含めて、分納の額の増額をお願いしたり、支払いが一時休止となっていた方に支払いの再開を協議したりという取組を継続して行った結果、償還額の増加傾向が現れてきたものと認識しております。そういった実績から歳入を見込み、計上したものでございます。

来年度の取組ということでございますが、今年度の取組が一定程度効果を表してきたと認識しておりますので、引き続き電話、訪問等による納付相談の中で、生活実態ですとか経済

状況を把握しつつ、粘り強く返済を求めてまいります。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 会計年度任用職員の数について改めて伺いたいたですが、そうしますと、先ほど82人の減は、ワクチン接種、給付金の事業等がなくなったためということが主な原因ということですがけれども、その一方で、報酬や手当の額は増えているということは、勤務の場所や職種といったらいいのか、それは事業は別にして、トータルでは必ずしも減っていないという理解でよろしいのか、その点を確認します。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

松田人事課長。

○人事課長 村田委員の質疑にお答え申し上げます。

人数としては82人減っていて、主にワクチン接種ですとか、あとは給付金に従事する業務、また、教育委員会部局でも任用してしまして、その辺の影響もあるかと思えます。

ただ、人数が減少しているにもかかわらず報酬額が増加しているということでございますけれども、これはここ数年最低賃金の引上げにより賃金が上がっておりますので、その辺の影響があるかと思えます。

あとは、職員手当につきましても、来年度からの勤勉手当の支給に合わせ、その辺で増加していることが考えられます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、総務部所管部分についての審査を終了いたします。

以上をもって本日の審査日程を終了いたしました。

明14日は、午前9時30分から委員会を開催いたしますので、定刻までにご参集願います。

△散会の宣告

○委員長 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時 47分 散会

総務文教常任委員会

3月14日（木曜日）

令和6年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和6年3月14日（木曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算
- 審査日程 **【教育委員会】**
議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算
【会計課】
議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算
【監査委員事務局】
議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算
【議会事務局】
議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算

○出席委員（7名）

委員長	梁瀬里司	委員	3番	新諒平	委員
副委員長	町田光	委員	4番	大屋彰	委員
1番	香川宏行	委員	5番	村田秀夫	委員
2番	駒見行彦	委員			

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

小池義憲	学校教育部長
石崎昌稔	学校教育部次長兼 教育指導課長
岡部将弘	教育総務課長
飯田勝雄	学校給食センター 所長
田口範幸	教育支援センター 所長（会）
大野三佳	学校教育部副参事 （学務・指導担当）
中村和則	生涯学習部長
増田勉	生涯学習部次長兼 図書館長
野口啓司	生涯学習 スポーツ課長
中島洋一	文化財保護課長 教育文化センター 所長兼
新井大	中央公民館長
鈴木紀三雄	郷土博物館長
近藤隆洋	生涯学習部副参事
新井康夫	議会事務局長
石川学	監査委員事務局長
吉田明夫	会計管理者
蓮沼義典	副会計管理者兼 会計課長

○事務局職員出席者

書記 大澤光弘

午前 9時 29分 開議

△開議の宣告

○委員長 おはようございます。

本日、総務文教常任委員会2日目でございますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上、お願ひいたします。

また、説明、質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

審査については、お手元に配付した審査日程により行います。

なお、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、議会事務局所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願ひます。

それでは、教育委員会所管の議案について審査を行います。

まず、学校教育部及び生涯学習部を代表して、小池学校教育部長にご挨拶をお願ひいたします。

○学校教育部長 皆さん、おはようございます。

教育委員会を代表しまして、一言挨拶をさせていただきます。

梁瀬委員長を初めといたしまして、総務文教常任委員の皆様には、日頃より教育行政の推進に格別なるご理解、ご支援を賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本日ご審議いただく案件でございますが、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算のうち、教育委員会の所管する部分でございます。

説明につきましては、この後、学校教育部、生涯学習部の順で所属長より申し上げます。何とぞ慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。

△議案第5号について

○委員長 初めに、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、教育委員会所管部分につ

いてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、学校教育部について、岡部教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長 よろしくお願いいたします。着座のまま失礼いたします。

議案第5号 令和6年度行田市一般会計歳出予算中、教育総務課所管部分について説明を申し上げます。

歳出予算から申し上げますので、予算に関する説明書の210ページをお願いいたします。

10款教育費、1項1目教育委員会費は、教育委員会の運営に関する経費で、前年度とほぼ同額の計上でございます。

次の2目事務局費の右ページの説明欄◎事務局費は、教育長以下、学校教育部事務局職員の人件費などの経費で、前年度と比較して1億9,649万6,000円の増額でございます。

増額の主な要因でございますが、一番下の11節の手数料、次の213ページにまいりまして、一番上、12節OAシステム構築委託料、OAシステム保守点検委託料、13節の2行目、OAシステム利用料、その次のOA機器借上料など、統合型公務支援システムを整備するための経費を計上したものでございます。

218ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費の右ページ説明欄の◎小中学校管理運営費（教育総務課）は、市内12小学校の管理運営費で、10節消耗品費は、学校に設置している消火器が使用期限を迎えるため、入替えのための経費を計上しております。

また、12節スクールバス運行業務委託料のうち、令和5年度に限り追加で措置していた忍小学校のバス1台分の委託料が減額となっております。

221ページをお願いいたします。

校舎維持管理費は、小学校施設設備の修繕・管理にかかる経費で、内容につきましてはほぼ例年どおりでございます。

次に、2目教育振興費の説明欄◎教育振興助成費の主な内容でございますが、13節の2行目、OA機器借上料は、児童1人1台のタブレット端末の借上料、19節の学用品費等補助金以下は、要保護・準要保護世帯及び特別支援学級に在籍する児童に対する就学援助費でございます。

222ページをお願いいたします。

3目学校建設費の右ページ説明欄の◎校舎等新設改良費の14節小学校工事請負費は、西小学校の給食用エレベーター改修工事、泉小学校の防火シャッター更新工事などを予定してい

るものでございます。

次に、3項1目学校管理費の説明欄◎中学校管理運営費（教育総務課）は、市内8中学校の管理運営費で、10節消耗品費は、小学校と同様、学校に設置している消火器が使用期限を迎えるため、入替えのための経費を計上しております。その他の科目につきましては、おおむね前年度と同様でございます。

225ページをお願いします。

校舎維持管理費は、小学校同様、例年実施している修繕や点検業務で、内容につきましてはほぼ例年どおりでございます。

227ページをお願いします。

説明欄の◎教育振興助成費は、前年度と比較して1,407万8,000円の増額でございますが、これは中学校の給食費無償化の終了に伴い、19節給食費補助金を計上したことによるものでございます。その他、主なものとして、13節の2行目、OA機器借上料は、生徒1人1台のタブレット端末の借上料、19節の学用品費等補助金以下は、要保護・準要保護世帯及び特別支援学級に在籍する生徒に対する就学援助費を計上したものでございます。

左ページに戻りまして、3目学校建設費の説明欄◎校舎等新設改良費の14節中学校工事請負費は、埼玉中学校の給食用エレベーター、長野中学校の防火シャッター更新工事などを予定するものでございます。

次に、少し飛びまして251ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費、説明欄2つ目の◎学校保健費（教育総務課）の18節少年スポーツ振興事業交付金は、中学校8校の運動部活動の振興に対する交付金、その下の児童生徒医療費補助金は、要保護児童生徒に対する補助でございます。

続きまして、歳入予算について申し上げますので、戻りまして議案書の40ページをお願いいたします。

ページ中ほどになりますが、14款2項5目教育費国庫補助金の2節小学校費補助金と、次の3節中学校費補助金の学用品費等補助金は、要保護児童・生徒に対する就学援助費の2分の1を、その下の特別支援教育就学奨励費補助金及び理科教育等設備整備費補助金は、歳出計上額のおおむね2分の1をそれぞれ見込んだものでございます。

48ページをお願いします。

16款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の右ページ説明欄の中ほど、建物貸付収入（教育総務課）は、小中学校の屋上に設置された太陽光発電事業に係る貸付収入でござ

います。

52ページをお願いします。

17款1項3目教育費寄附金は、個人または法人からの寄附金について、これまでの実績を見込み、計上したものでございます。

54ページをお願いします。

18款2項5目教育振興奨励基金繰入金は、歳出に計上しております教育振興奨励費補助金及び就学資金給付金の財源として、事業費と同額を取り崩すものでございます。

58ページをお願いします。

20款3項1目入学準備金貸付金元金収入は、貸付けに対する返済金の収入でございます。

66ページをお願いします。

21款1項8目、ページの一番下になりますが、教育債、1節小学校債の右ページ説明欄の1行目、小学校校舎改修事業債は、小学校1校の外壁改修工事の財源として、次の小学校設備改修事業債は、小学校1校の給食用エレベーター更新工事及び小学校2校の消防用設備更新工事等の財源として、また、次の2節中学校債の中学校設備改修事業債は、中学校1校の給食用エレベーター更新工事及び中学校5校の消防用設備等の更新工事の財源として、それぞれ借入を計上するものでございます。

以上で、教育総務課所管部分の歳入歳出予算についての説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、石崎教育指導課長、お願いいたします。

○教育指導課長 それでは、一般会計歳出予算のうち、教育指導課所管部分につきまして細部説明を申し上げます。

予算に関する説明書の213ページをお願いいたします。

説明欄、中ほどの◎小中学校指導費でございますが、1節会計年度任用職員報酬は、算数、数学、国語等の授業における複数指導を実施し、学力の定着を図ることを目的に配置する学習支援教員の報酬のほか、学校図書活動推進教員等の報酬でございます。

7節委員謝金は、いじめ問題対策連絡協議会や学力・体力向上推進委員会、教科用図書採択に伴う中学校年間指導計画策定委員会などの委員謝金、その下の謝金は、部活動外部指導者謝金、不登校対策担当チーム会議謝金、また、教職員研修の謝金、部活動の地域移行等に関する検討委員会の謝金などを計上したものでございます。

10節の消耗品費は、児童・生徒のいじめ対策事業である学校生活についての調査、h y p

e r - Q Uを実施する費用などで、その下の印刷製本費は、小学校3・4年生が使用する社会科副読本や社会科ワーク等の冊子を作成する費用などでございます。

続きまして、215ページをお願いいたします。

一番上の12節、ICT支援員派遣委託料は、学校における効果的なICTの活用について総合的に支援するため、専門性を有する支援員の派遣を委託するもの、その下の水泳授業実施委託料は、プール施設の老朽化が著しい南小、見沼小に加え、北小、忍小学校の4校の水泳授業を民間のスイミングスクールに委託して行うものでございます。

18節の5行目、学校応援団推進事業補助金は、学校の活性化を図るため、各小・中学校の学校応援団活動に対して補助金を交付するものでございます。

次の◎特別支援教育推進費（教育指導課）は、1節の3行目、会計年度任用職員報酬など、特別な支援が必要な児童・生徒の支援のために配置するきらきらサポーター31人分の人件費が主なものでございます。

また、12節の一番下、看護師派遣委託料は、配慮を要する児童に看護師1名を配置するための委託料でございます。

次に、◎人権教育指導費は、学校における人権教育に要する経費で、前年度と比較し9万2,000円の増額でございます。

次の◎ホップ・ステップ・ジャンプ外国語教育事業費は、前年度と比較して764万1,000円の増額で、増額の主な要因は、外国語指導助手（ALT）の配置を見直したことと、英語検定補助金をなくしたことによるものでございます。主な内容でございますが、1節会計年度任用職員報酬などALT12人分の人件費、217ページにまいりまして、12節、2行目の外国語指導員派遣業務委託料は、市内幼稚園に外国語指導員1名を派遣する委託料でございます。

続きまして、223ページをお願いいたします。

最初の◎教育振興費、10節消耗品費は、小学校教科書採択に伴い、新たに教師用教科用図書と指導書を購入する費用でございます。

13節著作権使用料は、インターネットを活用した授業における著作物の利用に係る著作権使用料と、新たに導入する授業支援ソフトのライセンス料でございます。

続いて、225ページをお願いいたします。

下の◎中学校管理運営費（教育指導課）は、いじめ・不登校対策事業の一環として各中学校に2人ずつ配置するさわやか相談員の人件費が主なものでございます。

続いて、227ページをお願いいたします。

2つ目の◎教育振興費の13節著作権使用料は、インターネットを活用した授業における著作物利用に係る著作権使用料、その下のOAシステム利用料は、数学、外国語、理科の3教科の指導者用デジタル教科書の使用料と、新たに導入する授業支援ソフトのライセンス料でございます。

次に、少し飛びまして251ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費で、説明欄の最初の◎学校保健費（教育指導課）でございますが、1節の報酬は、内科、眼科、耳鼻科及び歯科の学校医59人分と薬剤師14人分の報酬、また、7節の2行目、学校医謝金は、児童・生徒の健康診断に係る学校医への謝金でございます。

続いて、10節の消耗品費は、学校保健用消耗品の購入費用を計上したものでございます。

11節の2行目、手数料は、児童・生徒、教職員の定期健康診断に係る手数料や学校環境衛生に係る各種検査の手数料でございます。

13節のAED借上料は、全校に2台ずつ配置するためのリース料でございます。

18節の日本スポーツ振興センター共済掛金は、学校の管理下で発生した事故における治療費等の保険給付に係る共済掛金でございます。

以上で、歳出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入予算について説明申し上げますので、戻りまして47ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項8目教育費県補助金、1節教育総務費補助金の一番上、学校応援団推進事業補助金は、補助対象経費の3分の2の補助を見込んだものであります。

次に、2節中学校費補助金のいじめ・不登校対策充実事業補助金は、中学校に配置するさわやか相談員の雇用に対する補助金でございます。

飛びまして、59ページをお願いいたします。

説明欄は下のほうになりますけれども、20款諸収入、4項1目雑入、3節の負担金収入、日本スポーツ振興センター保護者掛金は、学校管理下における事故についての共済掛金に係る保護者の負担分で、その7行下の地域社会学習用教材費負担金は、小学校3年生と4年生の社会科のワーク、作業帳の費用を保護者に負担していただくものでございます。

以上で、学校教育課所管部分の歳入歳出予算についての説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、飯田学校給食センター所長、お願いいたします。

○学校給食センター所長 よろしくお願いいたします。失礼いたしますが、着座にて説明させ

ていただきます。

それでは、令和6年度行田市一般会計予算のうち、学校給食センター所管部分につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の250ページをお願いいたします。

5項3目学校給食センター費は、学校給食センターの管理運営に係る経費を計上したもので、前年度と比較して8,870万8,000円の減額となっております。減額の主な要因でございますが、学校給食センターの設備改修工事費用の減額によるものでございます。

右ページ説明欄の◎学校給食センター管理運営費の主なものを申し上げます。

253ページをお願いいたします。

10節の4行目、賄材料費は、給食食材の購入費でございます。

12節の1行目、学校給食委託料は、調理等業務の委託料、3行目、調査測量設計委託料は、学校給食センターの照明をLED化するための設計委託料でございます。

255ページをお願いいたします。

14節の設備改修工事請負費は、老朽化している棚昇降式消毒保管機の更新工事を行うものでございます。

17節の給食用器具購入費は、マイコンスライサーを購入するものでございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、戻りまして48ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の右ページ説明欄、下から5行目、建物貸付収入（学校給食センター）は、学校給食センターに設置された自動販売機に係る建物貸付収入でございます。

少し飛びまして、58ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入、1節学校給食費納付金は、学校給食の食材料費を保護者等に負担いただくものでございます。

なお、令和6年度は中学校学校給食の無償化をしないため、中学校生徒数を含め、計上したものでございます。

60ページをお願いいたします。

7節施設貸付収入の右ページ説明欄、飛びまして63ページの2行目、学校給食センター電気料は、学校給食センターに設置された自動販売機に係る電気料収入でございます。

次に、62ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入の右ページ説明欄3行目、資源ごみ売払収入（学校給食センター）は、食材の納入により生じた段ボールのリサイクル収入で、その下、使用廃油売払収入は、学校給食センターで調理に使用した廃油の売却収入でございます。

66ページをお願いいたします。

21款市債、1項8目教育債、次のページ、68ページの4節保健体育債の右ページ説明欄一番下の学校給食センター設備改修事業債は、棚昇降式消毒保管機の更新工事、学校給食センターのLED化設計委託及びマイコンスライサーの備品購入の財源としてそれぞれ借入を計上するものでございます。

以上で、学校給食センター所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、田口教育支援センター所長、お願いいたします。

○教育支援センター所長 それでは、令和6年度一般会計予算のうち、教育支援センター所管部分につきまして説明を申し上げます。

まず、歳出からということで、215ページをお願いします。

10款教育費、1項2目、説明欄中ほどになります。事務局費の◎特別支援教育推進費（教育支援センター）の7節謝金は、発達に課題のある幼児・児童に対して公認心理士と療育指導員が早期療育ステップ教室を行うための謝金であります。前年度と同額であります。

次に、216ページをお願いいたします。

左ページに戻りまして、3目教育支援センター費でございますが、前年と比較して6,531万円の減額となっております。この主な要因は、教育支援センターの旧星宮小学校への移転整備工事が終了したことによるものでございます。

次に、右ページ説明欄◎教育支援センター管理運営費の主なものを申し上げます。

1節の会計年度任用職員報酬は、センター所長や適応指導教室の指導員等の報酬であります。

中ほど、10節消耗品費は、前年度と比較して90万円の増額となっております。これは、耐用年数の来た消火器28本を入れ替えるためのものであります。

また、下がりまして12節1行目、調査測量設計委託料は、下忍分室の解体工事に係る設計費用であります。3行目、清掃委託料は、前年度と比較して105万6,000円の増額となっております。これは、センターの移転が完了し、年間を通して教育支援センター施設の清掃が必要となったためであります。

以上で、歳出予算の主なものについての説明を終わります。

続きまして、歳入について申し上げます。

戻りまして、49ページをお願いいたします。

1項1目財産貸付収入の1節土地建物貸付収入、ページの中ほど、建物貸付収入（教育支援センター）は、屋上を太陽光発電に貸し付けたことによる収入であります。

以上で、教育支援センターが所管する予算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、生涯学習部について、野口生涯学習スポーツ課長、お願いいたします。

○生涯学習スポーツ課長 それでは、引き続きまして生涯学習スポーツ課所管の歳入歳出予算の内容について説明申し上げます。

歳出予算から申し上げますので、予算書の226ページをお願いいたします。

4項1目社会教育総務費は、前年度と比較して3,629万8,000円の増額でございます。増額の主な要因でございますが、人事課から配分されました人件費によるものでございます。

右ページ説明欄の◎社会教育一般管理費は、主に人件費などの経常経費でございます。

説明欄の次の◎生涯学習スポーツ課関係経費は、前年度と比較して1,198万1,000円の減額でございます。減額の主な要因でございますが、閉校後、地域開放を主な目的として生涯学習施設として維持管理をしてまいりました旧北河原小学校が民間利用に移行することにより、それに係る経費が削減されたことによるものでございます。主なものを申し上げますと、1節の報酬は、社会教育委員12名分及び会計年度任用職員3名分の報酬でございます。

229ページをお願いいたします。

説明欄、10節2行目、修繕料、電気料及び上下水道料、11節の郵便料、電話料、手数料及び水質検査手数料費、12節に記載いたしました各種委託料、13節の2行目、AED借上料は、旧太田東小学校跡地の施設活用が決定するまでの間、暫定的に生涯学習施設として管理するための維持管理に係る経費を見込んだものでございます。

231ページをお願いいたします。

説明欄、一番上の◎青少年教育費の主なものを申し上げますと、放課後子ども教室を初めとして、少年の主張大会などの事業費を計上したもので、18節は、ぎょうだこどもまつり補助金や二十歳を祝う会実行委員会、青少年育成事業及び子ども会育成事業への交付金でございます。

次の◎生涯学習推進費の主なものを申し上げますと、18節の行田市民大学活動支援事業補

助金など、4事業及び2団体に対する補助金または交付金でございます。

次の◎はにわの館管理費は、一般社団法人行田おもてなし観光局への指定管理料と施設予約システムに係る保守点検委託料でございます。

その下、14節の設備改修工事請負費150万円は、トイレを洋式化するための改修経費を計上したもので、はにわの館管理費は、前年に比べ148万円の増額となったものでございます。

次の◎産業文化会館管理費でございますが、前年度と比較して321万5,000円の減額となりますが、新たに産業文化会館ホール棟のトイレを洋式化するための改修経費として、14節工事請負費に1,200万円を、また、産業文化会館管理棟に設置されているエレベーターの更新工事が予定されており、その工事に係る費用の2分の1を市が負担金として埼玉県に支出するため、18節負担金補助及び交付金に2,905万2,000円を計上しております。その他、主なものを申し上げますと、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団への指定料を計上したものでございます。

少し飛びまして、234ページをお願いいたします。

3目人権教育推進費でございますが、人権同和教育に関する啓発や同和対策集会所の維持管理や事業に対する費用でございます。

235ページ説明欄の中ほどの◎人権教育推進費の1節報酬は、同和対策集会所運営委員32名及び集会所指導員2名分の報酬、7節謝金は、同和対策集会所4箇所の管理人に対する謝金及び人権教育講座、集会所事業に係る講師の謝金でございます。

237ページをお願いいたします。

12節の一番上、講演委託料は、人権教育講演会の講師委託料でございます。

少し飛びまして、248ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費のうち、右ページ説明欄の◎スポーツ振興費でございますが、前年度と比較して491万7,000円の減額でございます。主な要因は、令和5年度実施いたしました友好都市3市によるスポーツ交流事業が行田市が開催地であったこと、市民体育祭が70回の記念大会で実施されたこと、これらが通常のカ開催に戻るといふことと主な要因としておるところでございます。そのほか、主なものを申し上げますと、1節委員報酬は、スポーツ推進委員30人、スポーツ推進審議会委員12人、計42人の報酬でございます。

7節の3行目、褒賞品費は、市民体育祭や駅伝競走大会など各種スポーツ大会に参加した方への参加賞や記念品代でございます。

12節の1行目、スポーツ教室開設委託料は、市内15地区の体育協会と委託契約を締結し、

地区単位で各種スポーツ教室やアウトドアスポーツ教室を実施するものでございます。

13節自動車借上料は、生涯スポーツの推進を目的として実施しているウォーキング事業などの際に必要となる大型バス2台分の借上料でございます。

18節の4行目、市体育協会補助金、その下の鉄剣マラソン大会開催事業交付金は、前年度と同額の計上でございます。

250ページをお願いいたします。

2目体育施設費は、体育施設管理運営のための費用で、前年度と比較して2,450万6,000円の減額でございます。減額の主な要因といたしまして、総合体育館非常用照明直流電源装置更新工事及び昇降機更新工事など、大規模工事の予算計上がなくなったことによるものでございます。

右ページ、説明欄の◎施設管理運営費の主なものを申し上げますと、11節保険料は、体育施設利用者に係る損害保険掛金、12節の1行目、調査測量設計委託料は、総合体育館空調設備設計委託と総合公園庭球場の照明のLED化工事設計委託として計上したものでございます。その下の体育施設指定管理料は、指定管理者である公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団への指定管理料でございます。その下、OA機器保守点検委託料は、体育施設の施設予約システム運用に係る費用でございます。

13節の1行目、器具・機材借上料は、市民プールの両替機、総合体育館トレーニング室のトレーニング機器、富士見公園野球場スポーツトラクターのリース料で、その下、土地借上料は、下須戸運動場の土地借上料でございます。

14節の設備工事請負費は、市民プール真空給水ポンプユニット更新工事及び総合体育館排煙ダクト一部更新工事に係る費用で計上したものでございます。

17節の事業用器具費は、経年劣化により不具合を生じております総合公園野球場のスコアボード用端末の更新や老朽化により修繕が不可能となった卓球台などの購入等に係る費用でございます。

続きまして、歳入予算について説明を申し上げますので、戻りまして46ページをお願いいたします。

15款県支出金の2項8目教育費県補助金、3節社会教育費補助金の右ページ説明欄の2行目、地域教育力活性化事業費補助金は、放課後子ども教室事業に係るもので、事業費の3分の2の補助を見込むものでございます。

48ページをお願いいたします。

16款財産収入の1項1目財産貸付収入、右ページ説明欄、上から21行目、建物貸付収入（生涯学習スポーツ課）は、旧太田東小学校の屋上に設置された太陽光発電施設に係る貸付収入でございます。

58ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、3節負担金収入の右ページ説明欄の上から7行目、放課後子ども教室自己負担金は、放課後子ども教室に参加する児童の自己負担金でございます。

60ページをお願いいたします。

7節施設貸付収入の右ページ説明欄、下から7行目、市民プール電気料及びその2行下、総合体育館電気料は、それぞれの施設に設置された自動販売機等に係る電気料収入でございます。

62ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入の右ページ説明欄、下から3行目、郷土かるた売払収入は、行田市郷土かるたの売払収入を見込み、計上したものでございます。

66ページをお願いいたします。

21款市債の1項8目教育債、3節社会教育債の右ページ説明欄1行目のはにわの館設備改修事業債と、69ページ説明欄の2行目、産業文化会館設備改修事業債は、それぞれトイレの洋式化改修事業の財源として計上したものでございます。

次の4節保健体育債の右ページ説明欄1行目の庭球場設備改修事業債は、LED化工事設計の財源として、その下、総合体育館設備改修事業債は、排煙ダクト一部更新工事、非常用発電設備更新工事の設計及び空調設備工事の設計業務の財源として、その下、市民プールの設備改修事業債は、真空ポンプユニット更新工事の財源として、それぞれ見込むものでございます。

以上で、生涯学習スポーツ課、令和6年度一般会計予算についての説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、中島文化財保護課長、お願いいたします。

○文化財保護課長 令和6年度一般会計予算の文化財保護課所管部分についてご説明申し上げます。

説明書の232ページをお願いいたします。

まず、歳出予算から申し上げます。

10款4項2目文化財保護費は、前年度と比較して3,216万9,000円の減額でございます。減額の主な要因は、小針地内の新ごみ処理施設建設予定地の発掘調査の終了に伴う会計年度任用職員報酬等の人件費や機械借上料の減額、また、令和5年度に国庫補助を受けて実施いたしました日本遺産活用コンテンツの開発事業が終了することによるものでございます。

右ページ説明欄の◎文化財保護費の主なものを申し上げますと、1節3行目、会計年度任用職員報酬は、市内の遺跡の発掘調査や出土品の整理作業を実施するための人件費でございます。

10節の2行目、印刷製本費は、発掘調査の報告書や文化財パンフレット等の印刷に要する経費、4行下の電気料は、行田市埋蔵文化財センターや旧忍町信用組合店舗に係るものに加え、令和6年度からは旧須加小学校の電気料を計上しております。これは、旧須加小学校の校舎の一部を出土物の保管場所として利用するため、令和6年度予算では、このほか校舎管理に係る経費及び出土遺物の移転に要する経費を計上いたしております。

11節の4行目、運搬料は、今ご説明申し上げました旧須加小学校への出土遺物の移転費用でございまして、現在の旧星宮小学校に保管してある出土遺物を須加小学校に移転するためのものでございます。

12節の1行目、文化財調査委託料は、市内の歴史建造物の調査並びに埋蔵文化財の出土遺物、特に木製品類ですが、その保存処理など、その下の発掘測量委託料は、発掘調査の基準点測量の委託料でございます。2行下の文化財公開業務委託料は、旧忍町信用組合店舗の公開業務を新たに委託するものでございます。その下の日本遺産ガイダンスセンター運営委託料は、現在栗代蔵に設置しております日本遺産ガイダンスセンターの運営を拡充しながら委託するものでございます。

続いて、235ページをお願いいたします。

13節の3行目、器具・機材借上料は、遺跡の発掘調査に使用する油圧ショベルなどを借り上げるためのものでございます。

14節の設備改修工事請負費は、旧須加小学校の受変電設備の改修のための費用でございます。

2行下、17節の庁用器具費は、木製の出土遺物の保管のための大型の水槽や、旧須加小学校での出土遺物の保管のための金属製ラックの購入費用でございます。

18節の一番下、伝統芸能保存継承事業補助金は、ささら獅子舞やその他民俗芸能の保存団体に対し、運営費や機材の修理費用等について補助するものでございます。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

ページ戻りますが、40ページをお願いいたします。

14款国庫支出金の2項5目教育費国庫補助金の4節社会教育費補助金の右ページの説明欄、埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金は、個人住宅の発掘調査や遺跡出土品の整理・保存に係るもので、事業費の2分の1の補助を見込むものでございます。

その下の文化財保存活用地域計画策定補助金は、文化財保存活用地域計画策定に係るもので、補助対象事業費の全額について補助を見込むものでございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。

15款県支出金の2項8目教育費県補助金、3節社会教育費補助金の右ページ説明欄1行目の埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金は、発掘調査や出土品の整理作業等に係るもので、事業費の4分の1の補助を見込むものでございます。先ほどの国庫補助の2分の1と対応するものでございます。

続きまして、48ページをお願いいたします。

16款財産収入の1項1目財産貸付収入、右ページ説明欄の一番下になります。建物貸付収入（文化財保護課）は、旧須加小学校の屋上に設置された太陽光発電施設に係る貸付収入でございます。

続きまして、少し飛びますが、60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の5節委託金収入の右ページ説明欄の文化財発掘調査事務委託金は、企業などの事業用地開発に係る発掘調査費用が企業側のご負担となることから、発掘調査や出土品の整理に充てるための委託金を計上いたしましたものでございます。

次に、7節施設貸付収入の右ページ説明欄、下から3行目、旧忍町信用組合店舗電気料は、旧忍町信用組合店舗の公開の受託事業者が行う自主事業に対する電気料収入を見込むものでございます。

続いて、62ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入の右ページ説明欄、下から5行目の図録等売払収入（文化財保護課）及び下から2行目の市史編さん刊行物売払収入までは、それぞれの売払収入を見込み、計上いたしましたものでございます。

以上、文化財保護課所管分の説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、新井教育文化センター所長兼中央公民館長、お願いいたします。

○教育文化センター所長兼中央公民館長 それでは、教育文化センター及び中央公民館所管部分についてご説明申し上げます。

236ページをお願いいたします。

4目教育文化センター費でございますが、教育文化センターの施設維持及び管理運営に係る費用を計上したもので、前年度と比べますと504万4,000円の増額でございます。増額の主な要因としましては、照明のLED化を実施するための設計委託ですとか、修繕工事の実施によるものでございます。

右ページ説明欄の◎教育文化センター管理費の主なものを申し上げます。

12節調査測量設計委託料は、教育文化センター「みらい」全体をLED化するための設計委託に要する費用の計上でございます。

その下の施設管理委託料は、施設管理を初め、舞台運営業務、緑地管理に要する委託経費の計上でございます。

2行下の清掃委託料でございますが、文化ホールを初め、中央公民館、図書館等、「みらい」全体の日常清掃と定期清掃に係るものでございます。

その下の各委託料でございますが、各種点検業務等に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

239ページをお願いいたします。

14節建物修繕工事請負費でございますが、こちらはホールホワイエの雨漏り対応等、不具合箇所の修繕工事を実施するための費用でございます。

次に238ページの5目公民館費でございます。こちらは、中央公民館と地域公民館の管理運営等に係る経費を計上したものでございまして、前年度と比べますと、2,725万5,000円の増額計上でございます。増額の主な要因でございますが、会計年度任用職員の人件費の増によるものでございます。

右ページ説明欄の◎中央公民館管理運営費は、管理運営に必要な経費で、主なものを申し上げますと、1節の3行目、会計年度任用職員報酬は、中央公民館に勤務する会計年度任用職員の報酬でございます。

次に、12節OAシステム保守点検委託料は、中央公民館分の施設予約システムの運用保守費でございます。

次に、13節OA機器借上料でございますが、PC研修室のパソコン及び複写機等の借上げ

に要する経費を計上したものでございます。

次の◎地域公民館管理運営費でございますが、地域公民館の管理運営に必要な経費で、主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬は、中央公民館16館の館長、生涯学習推進員、主事及び協力員の報酬でございます。

241ページをお願いします。

12節の1行目、清掃委託料以下、各委託料につきましては、地域公民館16館に係る清掃等の施設管理に要する委託料を初め、各種点検業務に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

次に、14節設備改修工事請負費でございますが、こちらは荒木公民館と長野公民館の受変電設備改修に係る工事費でございます。

次の◎中央公民館振興事業費でございます。こちらは、中央公民館が主催する事業に要する経費でございまして、主なものを申し上げますと、7節の2行目、謝金でございますが、こちらは実用講座、将棋大会などを開催するに当たりまして、講師等に支払う謝金の計上でございます。

243ページをお願いします。

説明欄の◎地域公民館振興事業費でございます。こちらは、各地域公民館で事業を実施するための経費でございまして、主なものを申し上げますと、7節謝金は、主に地域公民館16館の講座開設などに伴う講師謝金の計上でございます。

249ページをお願いいたします。

説明欄の◎施設維持補修費でございますが、こちらは、各地域公民館の施設設備の修繕料の計上でございます。

以上が、歳出の説明でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

戻りまして、35ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項6目3節社会教育使用料の教育文化センター使用料、中央公民館使用料、地域公民館使用料でございますが、各施設の利用者を見込み、計上したものでございます。

次に、49ページをお願いします。

16款財産収入の1項1目財産貸付収入、右ページ説明欄の下から3行目と2行目でございますが、建物貸付収入（教育文化センター）と建物貸付収入（中央公民館）でございますが、

こちらは自動販売機の設置貸付料の科目存置でございます。

59ページをお願いします。

20款諸収入、4項1目雑入、3節の負担金収入の右ページ説明欄の下から2行目でございます。中央公民館主催事業自己負担金は、大規模事業実施に係る参加者の自己負担金の計上でございます。

続きまして、61ページをお願いします。

7節施設貸付収入の右ページの説明欄、下から9行目になりますが、地域公民館電気料、下から2行目の教育文化センター電気料、その下の教育文化センター使用料、63ページになりますが、一番上の中央公民館事務室使用料は、施設に設置されました自動販売機に係る電気料収入のほか、教育文化センターと中央公民館事務室の使用料収入を見込むものでございます。

続きまして、9節用品等売払収入の右ページの説明欄5行目になりますが、電気売払収入（中央公民館）は、桜ヶ丘公民館に設置しております太陽光発電による電気売払収入を見込み、計上したものでございます。

次に、66ページをお願いします。

21款市債の1項8目教育債でございますが、3節社会教育債の右ページ説明欄、教育文化センター施設改修事業債でございますが、こちらは修繕に係る工事の財源としまして、その下の教育文化センター設備改修事業債は、LED化の工事設計委託の財源としまして、計上したものでございます。

次に、69ページをお願いします。

上から3行目になりますが、地域公民館設備改修事業債でございますが、こちらは地域公民館2館の受変電設備の改修工事の財源として、それぞれ計上したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、増田図書館長、お願いいたします。

○図書館長 それでは、図書館所管部分についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、説明書の242ページをお願いいたします。

6目図書館費でございます。

右ページ説明欄の◎図書館管理運営費は、図書館の管理運営に要する経費で、前年度と比べ1,527万9,000円の増額でございます。増額の主な要因でございますが、人件費及び図書館

システムの更新に伴う経費の増額でございます。

主なものを申し上げますと、1節の3行目、会計年度任用職員報酬は、窓口業務や学校図書館支援業務及び事務業務を行う職員の報酬でございます。

10節の消耗品費は、主に雑誌、新聞、官報などの購入経費でございます。

245ページをお願いいたします。13節は、主に図書館業務に係るシステムの保守点検やシステム利用料、借上料などの経費でございます。

17節図書費は、図書資料の購入費でございます。

左のページ、244ページをお願いいたします。

7目視聴覚ライブラリー費は、視聴覚ライブラリーの運営に要する経費でございます。右ページ説明欄の◎視聴覚ライブラリー運営費の主なものを申し上げますと、17節DVD等購入費は、教育・生涯学習用のDVD等の購入費でございます。

以上が、歳出の説明でございます。

続きまして、歳入予算について説明申し上げますので、戻りまして62ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、9節用品等売払収入の右ページ説明欄、下から4行目の不要図書等売払収入は、除籍した図書館資料等をリサイクル品として売り払う収入を見込み、計上したものでございます。

以上が、図書館関係の説明でございます。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、鈴木郷土博物館長、お願いいたします。

○郷土博物館長 続きまして、郷土博物館の歳出についてご説明いたします。

説明書の244ページをお願いします。

8目博物館費は、前年度と比べ278万4,000円の増額でございます。増額の主な要因でございますが、博物館の照明のLED化や老朽化した高圧受変電設備等の更新工事の設計委託料を計上したことなどによるものでございます。

右ページの説明欄の◎博物館管理運営費のうち主なものを申し上げますと、1節の会計年度任用職員報酬は、受付、展示解説員6人と事務補助員1人の報酬でございます。

12節の調査測量設計委託料は、先述の照明のLED化や高圧受変電設備等の設計委託料、次の警備委託料や清掃委託料、247ページの害虫等防除委託料、防災機器の点検委託料などは、施設の維持管理に必要な委託料を計上したものでございます。

次に、説明欄の◎博物館振興事業費は、博物館の展示事業や普及事業などに係るものでございます。主なものを申し上げますと、1節の会計年度任用職員報酬は、博物館収蔵資料の整理や保存、活用に係る1人分の報酬でございます。

10節の印刷製本費は、テーマ展及び企画展の図録やポスター、チラシなどに係る印刷経費を計上したものでございます。

12節の資料運搬委託料は、テーマ展及び企画展に係る展示資料の運搬費用でございます。

13節のOAシステム利用料は、博物館収蔵資料をデジタルアーカイブ化し、インターネットで公開することに伴うクラウドの使用料でございます。

以上で、郷土博物館の歳出の説明とさせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

37ページをお願いいたします。

13款1項6目教育使用料、3節社会教育使用料のうち、説明欄の1行目、郷土博物館入館料は入館者から頂く入館料、その下の郷土博物館使用料は会議室などの使用料です。

63ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、9節用品等売払収入のうち、説明欄の9行目、図録等売払収入は、博物館が刊行した展示図録などの売上げでございます。

69ページをお願いいたします。

21款1項8目教育債、3節社会総務債のうち、説明欄1行目、郷土博物館設備改修事業債は、高圧受変電線設備の更新や照明のLED化の設計の財源とするため、借入れを計上するものでございます。

以上で、郷土博物館の説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 40分 休憩

午前 10時 53分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第5号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 ご説明ありがとうございました。

それでは、まず3点ほど質疑をさせていただきます。ページの若い順にお願いしたいと思います。

まず、213ページの小中学校指導費の中の7節委員謝金、この場合、いじめ等の指導もあるということですが、コロナ禍で小・中学校、高校生含めてですけれども、非常に不登校が増えているという状況の中で、行田市はやはり同じように、コロナ後、増えているのでしょうか。まず、その1点です。

それと、その次のページの215ページの水泳授業の実施委託料についてですけれども、令和5年度、南小学校と見沼小学校が実施したわけですが、その実施の状況と、メリット、またもしデメリットがあれば、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、次に、221ページの教育振興助成費、13節のOA機器借上料、タブレット1人1台のわけですが、先日から随分小・中学生のタブレットに対する個人情報保護のことが報道されております。行田市としては、子どものタブレットによる個人情報の保護に関してはどのような対応をされているのか、その3点をまずお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

初めに、石崎教育指導課長、お願いいたします。

○教育指導課長 今回の香川委員のご質疑にお答えします。

まず、不登校の状況ですが、このコロナ禍、これは本市だけに限ったことではありませんけれども、全国的に増えております。ちょっと申し上げますと、令和2年度が小・中合わせて106名の不登校、具体的にいきますと、小学校18名、中学校88名、計106名でございます。令和3年度につきましては、小学校が32名、中学校が106名、合わせて138名、前年度より32人増と。令和4年度につきましては、小学校39名、中学校132名、合わせて171名ということで、前年度に比べまして33名増ということで、令和5年度はまだ集約できませんのでちょっとお伝えできませんけれども、そのような状況で大変本市においても大きな課題、またこれは全国的な課題と言われているところでございます。

これに向けて、いろんな対応を、例えば本市でいきますと、対策としまして、いじめ問題対策連絡協議会というものを組織しまして、年間10回程度の会を持って、特に厳しいお子さ

んに焦点を当てて、具体的にケース会議等のような形で、どういうふうに進めたらいいかということで関係者で協議をして、学校にこんな指導はどうだろうということで提言などをしているような、そういったことで家庭との関係が良好に向かったとか、子どもが毎日じゃないけれども時々学校に来るようになったとか、そういういい改善が出ているということも事実でございます。

すみません、いじめ問題対策連絡協議会と言いましたけれども、訂正で、不登校対策担当チーム会議というところですか。失礼いたしました。名前を間違っていました。よろしくお願いします。

それから、水泳授業の民間委託ということで、メリット、デメリットということで、まずメリットについては、とにかく子どもたちの泳力が上げられる。これは、どのアンケートでも、子どもたちが泳げるようになったとか、いろんな種目の泳法ができるようになったとか、そういった目に見えるメリットというと、子どもたちの泳力がついたというところがございます。

それから、学校側で考えますと、とにかく教職員の負担軽減に大きなメリットがある。水泳指導では、子どもたちの安全面も見なくてははいけませんし、そこには教員が、担任の先生プラスアルファでないと、3人体制、4人体制で水泳授業、2クラスの水泳指導であっても3人、4人といないと、やっぱり安全面が担保できない。そういったところで空いている時間の先生を入れたり、場合によっては管理職が行ったりということで、水泳指導についても非常に安全面の管理が大変なんです。そこが非常に軽減されている。もうとにかく行って、それから教職員も周りで見たり、中に入ったり、ほぼほぼインストラクターが進めていただけるというところ、これは非常にメリットがあるかと。

それから、天候にかかわらず、毎日、この期間実施ができる。安定して計画的に実施ができるというのも、そういった意味で学校が教育課程を進める上で非常にありがたいということ。

それから、プールですと維持管理ですね。水質の維持、これも非常に大変で、毎日子どもたちが水泳できるような水質の状態を保たなければいけない。これにも非常に教員が朝早くから対応する、帰りも対応する、そういった維持管理がなくなったというのは、非常に学校サイド、また子どもサイドにとっても非常にメリットがある。中には水泳のクラブに通いたいというお子さんも出てきているような、感想から、そういったものがあります。

デメリットといいますと、やっぱり冬場にもやらないといけないということで、何校か、

冬場の水泳というのが、保護者の意見ですけれども、風邪ひかないかとか、そういった寒い中での水泳がどうなのかというところは問われましたけれども、実際、温水プールで子どもたちが進めておるところなので、しっかり体を拭いたり、着替えをしっかりできれば、そういったものも解消できるのかと考えております。

○委員長 岡部教育総務課長。

○教育総務課長 タブレット活用に係る個人情報についてでございますが、児童・生徒のタブレット端末にはフィルタリングソフトを入れておりまして、個人情報が漏れるような危険なサイトにアクセスできないような、そんなような体制を取っておりますので、システム的にはそういったところで対処できると考えております。

○委員長 石崎教育指導課長。

○教育指導課長 学校で使い方についても、小学校の低学年から中学年、高学年に合わせて、もちろん中学生についても、これは絶対やらないようにという子どもたちへの指導、また、保護者への啓発、これもしっかり進めておりますので、そういったところで対応できるというところ、そのフィルタリングとともに啓発ということ、また、指導ということで、情報モラル教育というのを進めておりますので、そういった面でも大丈夫かというのは言い過ぎかもしれませんが、そういうことがないように進めております。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 1点目の不登校ですけれども、過去においては、やっぱり一番の要因というのは、いじめというのが一番あったと思うんですけれども、コロナ禍の4年間で、結局学校へ行く機会が減ったり、なくなったり、オンラインになったりとかとなりましたけれども、ですから、いじめで不登校になっているのではなくて、他の要因、要は学校にあまり行きたくない、その理由というのは様々あるのかと思うんですけれども、ですからコロナ禍でのなった要因としては、いじめだけではないと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

それと、水泳に関しては、私はもともと外部でやるべきという考えを持っていましたので、要は泳力が上がることももちろんですけれども、安全対策、それから年間でできる。ですから、冬場に風邪ひくんじゃないかとか、保護者が思うのもちよっと考え過ぎかと思うんですけれどもね。ですから、今度、忍小学校と北小学校も始まりますけれども、ぜひ、この近辺でいうと、例えば北本市とか、非常に水泳のレベルが高いところがありますので、行田市全

体としても、こういう外部のインストラクターによって水泳の能力を上げていていただきたいと思っております。これは質疑ではございません。

それと、タブレットの個人情報の問題ですけれども、報道で見ているのでは、私もそこまで詳しくよく見ていたわけじゃないですけれども、フィルタリングだけで防げるのかというようなことも出されていたので、要は子どもたちの個人的なものが流出される危険性が高いということで、文科省を通して各教育委員会、あるいは学校に対して、指導・助言的なことをしていくと報道がありましたので、その辺だけいま一度お願いしたいと思うんですけれども、よろしく申し上げます。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 不登校の原因ということで、コロナ禍は、まずもちろんコロナが怖いというところが、まず大きかったと思います。ただ、これとともに、やっぱりコロナ禍で日本経済、家庭の経済の状況も変わってきてしまった。特に、雇用のなくなってしまったサービス産業ですとか、そういったご家庭も非常に増えている。その家庭の中の様子が、家庭と、親子関係とといいますか、家族関係が変わってきたのかということのも、私もその当時校長をしていましたので思いました。

もう一つ、マスク生活で、人とのコミュニケーションという部分、子どもたち同士のコミュニケーション、教師と生徒のコミュニケーションもあると思うんですが、コミュニケーションが減っていたり、相手の顔色、表情が読み取れない中で人間関係をつくっていくということのも、非常に難しさもあったのかということなんです。

一概にこれというところが、私も言い切れない部分はありますけれども、そういった面で、やっぱり子どもたち同士の人間関係、家庭との環境、ここは非常に大きな要因なのかという気が私はしております。ちょっと個人的な意見の部分にもなってしまうんですけれども。

もちろん、いじめで不登校になると、今、重大事態という形で、国にも報告を上げろというような事態になっていますので、そういった部分はほぼほぼないですけれども、どっちかという心の部分の要因、要するに人間関係ですとか、友達にちょっと、いじめというよりは、心ないことを言われたとか、そういったきっかけだったり、友達同士の人間関係が広がらなかったとか、そういった部分もあるのかという気はしております。

それから、フィルタリングだけで大丈夫なのかと、タブレットの個人情報の流出ということで、教育総務課、教育指導課ともに、そこについてはタブレットのリースの会社、また、

フィルタリングを通してしている会社とも、それは情報共有しながら進めておるところです。

それから、学校に対しての啓発というのを、子どもたちへの直接の情報モラル教育、こうしたらこうなるよという部分が必要でもあるのかと。ここは、繰り返しになってしまいますが、学校にも重々指導してまいりたいと思います。特に、家庭への啓発については、毎月県から通知が来ていまして、それは学校を通して配布していただいたり、あるいは親への連絡で送信していただいたりというところをしていただいています。

また、学校も情報リテラシーの教育の指導案ですとか、教材等が県からも来ていますし、こちらからもお伝えしているところで、そういったものを活用して、危険性についても十分気をつける、こういう事案があったということで、それも子どもたちに伝えて、そこはしっかり進めていきたいなと考えております。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 ありがとうございます。

最初の不登校ですけれども、その不登校対策担当チーム、ぜひ子どもたちのためにこれからもよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

○委員長 他に質疑ございますか。

3番 新委員。

○3番 新委員 ご説明ありがとうございました。よろしくお願ひします。

まず、学校教育に関する部分で伺いたいことが幾つかありまして、まず大きく1つ伺いたいのが、市長が新しい教育を行っていくというようなことを打ち出していて、1つ目が、新しい教育の、義務教育再編事業、学校を統合していく計画を立てていくような事業があるんですけれども。

○委員長 新委員、何ページですか。

○3番 新委員 ページでいうと、当初予算の概要の52ページです。

その中で、建物、統合していく学校のハード面の統合のところは予算が組まれているんですけれども、中身のカリキュラムだったり、どういったものが新しい教育になっていくのかというような検討をしているのかとか、そういったところをまず伺えればと思います。

そして、2つ目が、同じく、当初予算の概要のほうの方が分かりやすいかと思うので、52ページの新規で行われる学校校務DX事業についてですけれども、こちら統合型校務支援システムを導入していくということでしたけれども、こちらの導入する狙い、どのような効果を狙

っているのかというところを、改めて具体的に伺えればと思います。

そして、次が、予算に関する説明書の215ページですね、こちらで、学校ICT活用推進事業に関してですけれども、こちらでICT専門員を配置して、指導を行っているという状況ですけれども、実際どの程度生かされて、現場でどの程度ICT支援員が指導内容についてだったりとか、そういったものを教えられているのかというところを伺えればと思います。それをお願いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 今の新委員のご質疑ですけれども、まず義務教育学校に向けた中身、ハードじゃなくてソフトの部分の形でということで、特にこちらで予算に新たに盛り込んで、ソフトのところをというところはないですけれども、ただ、今後、義務教育学校を進めるに当たって、例えば特例教科、特色のある教育を進めるのに、市独自の教科を認定していただけるんですね。そういった教科を今後どうするのか。

例えば、前の総合教育会議でちょっとお話したんですけれども、ふるさと科、ふるさとについて、行田について小学校1年生から中学校3年生まで取り組む教科にしていくですとか、例えば今、市長も英語に力を、英語教育に幼少期から力を入れていこうということで、例えば英語科、名前はいろいろあると思うんですけれども、グローバル科とか、そういったことで英語教育に力を、もう小学校1年生から中学校3年生まで力を入れていこうとか、そういった検討を、今後、今ちょうどやっているところなんですけれども、これからそういった部分をもうちょっと詰めて形にしていきたいなど、次年度、早いうちにそういったことを進めていきたいと。

いろんな方の協力を得ながら、学校の校長先生方ですとか、また教科の先生方とか、こういった形で進めるかというのはちょっとまだ話ができいていないですけれども、そういった方たちにも意見をいただきながら、そういう特例教科をつくっていききたいという考えはございます。

また、9年間一貫してということですので、どういったくり、学年のくりもいろいろ、6・3制だけじゃなくて、ほかのくり、5・4制とか、4・3・2制とか、いろいろくりができますので。そういったくりも何がいいのか、いろんな検討を進めていきたいなど。学年のくりですとか、また特例教科ですとか、9年間を見通した教育課程の編成というか、作成というのもこれからやらなくてはいけない大きな課題だと考えております。すみません、

答えになったか分かりませんが。

それから、ICT支援員のことでございますけれども、令和5年度、今年度は2名を配置いたしました。月に2回程度、各学校に行き、主に授業支援、授業で先生方が活用したときに、こういった活用ができるんじゃないかと、あるいは授業に入ってもらって、子どもたちの操作、あるいはそういったところを指導いただいているということと。

一番は授業ですけども、あと学校の校務支援という部分でも実は対応していただいている部分もありまして、例えば欠席の連絡をICT化といいますか、電話連絡じゃなくて、ネットでオンラインを使って欠席する場合の連絡が取れるとか、そういったときにどういうシステムをつくってということで、こういったところにもアドバイスをもらいながら進めている学校もあったり、いろんな校務も含めて、一番は授業改善のためのICT支援員ですが、校務の部分の補助もやっています。

今、学校の先生方は、この支援員さんのいろんな指導、活用のおかげで、基本的な操作スキルについては大体8割以上の教員が定着していると、現場ではそんな状況がございます。また、次年度以降、ICTを活用した授業改善、もっともっといろんな授業支援システムが入りますので、来年導入しますので、それに伴って、またこのICT支援員さんの活躍の場というか、活用して教員に授業を広げていただく。ひいては、それが子どもたちの学力向上につながるというようなところで進めていきたいと考えています。

ちょっと雑駁な説明になってしまいましたが、以上でございます。

○委員長 続いて、岡部教育総務課長。

○教育総務課長 学校校務DX事業についてお答え申し上げます。

こちらは、児童・生徒の成績や出欠席の状況あるいは健康状態など、児童・生徒の情報を一元的に管理できるシステムを導入しようとするもので、併せて教員間あるいは学校間での情報共有ができるようなネットワークを組みまして、教員の業務の負担軽減を図ろうとするものでございます。今までは、それぞれの業務を行うのに、ばらばらのシステムだったりとか、ばらばらのパソコンを使っていたものを1つのシステムの中に統合することで、例えば転記の誤りだとか、USBなどでの情報の持ち出しとか、そういった危険性を防ぐといったところが期待できるものでございます。

また、併せて教員の業務量の負担軽減という、働き方改革にも資するという一方、教員の校務に対する負担が軽減することで、児童・生徒に対する時間の確保という観点から、指導力の向上であるとか、授業力の向上であるとか、そういった点も期待できるものと考えてお

ります。

以上でございます。

○委員長 新委員。

○3番 新委員 ありがとうございます。

まず、新しい教育について、今後やられていくということですが、実際、今後と違って、なかなかハードよりも、どちらかというと僕はソフト、中身、何を教えるか、どこで教えるかというよりも何を教えるかというほうがかなり重要だと思っていますので、具体的に、今後やっていくというようなのがずるずる続かずに、先にソフトでこういうことをやっていくから、こういう体制が必要だというような形をぜひ整えていただきたいなと思うので、できるだけ早くではなくて、いつまでに明確にこういうふうにかリキュラムとしてこんなふうな教育をやっていくというようなことを、教えていくということをしていただきたいなと思います。

あと、1点、教育というので、人口減少とか、そういった子育てしたいまちというような形にも寄与する部分だと思うので、1つ気になるのが、ふるさと科と英語というような、ある意味どの自治体もやっているような、ある意味ありふれた教育をやったところで、行田市に魅力を感じて、行田で教育をしたいという人が増えるのかというところが少し疑問なので、その点も少しお答えいただければと思います。

続いて、ICT関係ですが、先ほどICTで少し気になったのが、今後導入していく統合型校務システムでも出欠管理をしていくという答弁があって、現在のICTの導入のところでも、支援員のところでも出欠管理などを行っているというのはかぶりが少しあったりする部分もあると思うので、そういった整理はどのようにやっていくのかを伺えればと思います。

あと1点、現場の1つの意見なので、これが正しいとは思わないですが、実際支援員が月2回やってくるタイミングで、じゃ、その支援員に何を聞こうかということ、ようやくその段階で考えるという意見もありまして、実際なかなか授業の中で活用できていない。要は、タブレット端末は配られているんですけども、それこそ何を授業の中で教えていく、ソフトの面がかなり遅れてしまっていて、そういった出欠管理などの事務的な作業はできるかもしれないけれども、じゃ、授業の中でどういった活用をしていくのか、中身の部分がまだ追いついていないのではないかなと思うんですけども、その辺を教えていただければと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 まず、義務教育学校の教科を、まず中身をしっかり決めてやると、新委員から、ふるさと科、英語科、どこもやっているじゃないかというところでお話いただいたんですけども、あくまでも例で、まだそれをやるということで決まったわけでもなく、もちろん教育委員会だけでは決まらない部分もあると思います。広く市民にもご意見をいただきながら、行田にとって、行田が将来教育を進めるに当たって、やっぱりふさわしいものというのがあると思いますので、そこはあくまでも一例ということでご理解いただいて、どういうものがあるのかというのを今後詰めなくてはいけないと考えています。

やはり、行田にとって一番いい、そういう教科、子どもたちが行田を愛して、行田から巣立ち、また行田に戻って、行田のために活躍していただけたら、そういう部分も含めてどんな教科がいいのか、今後詰めていきたいと考えています。

それから、ICT支援員の授業での導入といたしますか、授業の活用で、実は次年度、そういった授業支援ソフトを導入する予定でございまして、そのためにも授業で使えるICTの活用ということで、このICT支援員さんには、今は校務でもお願いしているところですが、校務はもうなくして、授業に特化して、授業支援のためのICT支援員ということで、今、業者選定も進めていますので、そういったところで、来年度はそういった授業支援ソフトも整うし、授業で他市から後れを取れませんので、そういった部分でICT支援員については授業での活用というのに特化して進めていきたいと、今、考えているところでございます。

以上です。

○委員長 新委員。

○3番 新委員 あと、今度の統合型校務システムとのかぶりの部分とかは大丈夫なのかと。

先ほどの出欠席のところ、ICT支援員の質疑のところでも出欠席で使い始めていますという答弁と、今後導入していく統合型のシステムでも出欠席があるというような答弁があったので、かなりその2つでかぶりが生まれてしまうと無駄になってしまうかと思うので、その辺の兼ね合いはどうかと。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

岡部教育総務課長。

○教育総務課長 現在、出欠席の管理は当然やっておりますが、それを今後導入する校務支援

システムの中に入れることによって、今までやっていた出欠席管理とは別々というか、それを継続的に管理していこうというような趣旨でございますので、重複するものとは考えておりません。

出欠席の管理と成績の管理等を1つのシステムの中に入れることによって、生徒1人1人の総体的な情報を管理することができる。結果的に、一番分かりやすく言いますと、通知表をつけるときにより効率的に教員が作業することができるという面があるかと思っておりますので、そういったメリットを生かしつつ、導入を進めていきたいと考えております。

○委員長 石崎教育指導課長。

○教育指導課長 もう一つは、出席というお話をしましたけれども、電話連絡で今までやっていたものを、システムで電話連絡じゃなくてそっちから、親の携帯からオンラインで学校に集約できるという、そういうような形ですので、それが何か記録に残って、こうやって数でという、そこまではとてもまだいっていない状況なので、電話連絡に代わるものということでご理解いただければ。そこは、何とかやられた学校が随分あるということで確認しております。

以上でございます。

○委員長 新委員。

○3番 新委員 ありがとうございます。

DX化は本当に大事だと思っていて、かなり期待している部分でありますので、例えばソフトの面でなかなか教えることが、中身が内部で分からないということであれば、先ほどおっしゃっていたように民間の力というか、民間と連携してソフト面だったり、逆に教員へのICTの指導というところも連携してやっている自治体もあるとは思っておりますので、参考にしながら、ぜひいい教育をできるようにしていただければと思います。

すみません、意見になりましたが、以上です。

○委員長 いま一度、確認いたします。

議員及び執行部の皆様に申し上げます。質疑及び答弁については簡潔明瞭をお願いいたします。

引き続き質疑を行います。質疑のある方。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 それでは、まず4点ほど伺いたいと思います。

予算書ですと211ページ、事務局費、こちらの委員報酬ですけれども、23人分ということ

ですけれども、今年度から3人減る形になっているかと思われるんですが、どの審議会での人員が減なのか、その削減する理由ですね。支障がないのか、この点を確認したい。

2点目、予算書の213ページ、こちらについては、12節委託料、あるいは利用料等、校務支援システムということで説明いただきましたけれども、具体的な業務ですね、改めて説明されていない部分がありましたら、そこをお願いいたします。

3つ目、同じ213ページの小中学校指導費、こちらの中の委員謝金で、部活動の地域移行検討委員会の委員謝金もあるということですが、この委員会、どのようなメンバーで何回ぐらいの開催予定で、今年度、どういう内容のことを検討する予定なのか。どこまでそこを結論づけるといいますか、今課題として大きく取り上げている中で、こうした委員会を立ち上げてやっていらっしゃるということですので、6年度の見込みにつきましてお願いします。

4点目が、215ページ、水泳授業実施委託料の関係です。いろいろ説明いただきましたけれども、1点だけ、2校から4校実施になるわけですが、予算額が3倍近くに計上されているわけですが、その理由、委託の内容についてご説明いただきたい。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

岡部教育総務課長。

○教育総務課長 お答え申し上げます。

211ページの委員の人数の減の関係でございますが、こちらは行田市公立学校通学区域等審議会の委員が3人分減となったものでございます。令和4年度、この審議会の委員が15人であったことから、令和5年度当初予算を措置するに当たりましては、15人分で積算したところでございますが、令和5年度、実際に委員に委嘱した人数が12人ということでございますので、また任期も2年ということも踏まえまして、令和6年度予算では委員12人分の報酬を計上したというところでございます。

この公立学校通学区域等審議会は、条例で18人以内の委員をもって組織するという規定がございますことから、12人であっても問題はないと考えております。また、この審議会の所掌事務である通学区域及び統廃合に関する事項を審議するという役割を十分に果たしていると考えておりますので、その部分においても支障はないと考えております。

続きまして、校務支援システムの関係でございますが、こちらの経費はサーバー、ネットワークといった環境の構築のための費用、それからシステムを運用するに当たっての保守料、システムの年間利用料、また、教員が使用するパソコンのリース料、これらの経費でござい

ます。

以上でございます。

○委員長 続きまして、石崎教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、部活動地域移行の検討委員会の委員ということで、具体的なメンバーは、中学校長会長、中学校体育連盟会長、小学校体育連盟会長、PTA連合会会長、教育指導課長、生涯学習スポーツ課長、また、生涯スポーツ課の主幹、教育指導課の担当指導主事が事務局ということで、それから学識経験者ということで入っています。元高校先生ですね。それから、スポーツ団体の有識者、体協関係の方、それから学校関係者ということで運動部活動の顧問代表という方で、合計11名で部活動在り方検討委員会ということです。

これまで、その前の準備会というの、在り方検討委員会というのは、実はこれから3月19日にやるんですけども、その前の準備会を令和5年5月19日に1回、それから令和6年1月25日に1回と過去2回行っています。なかなか、正直まとまらないというか、何をどうしていこうかというのを模索しながらの在り方委員会の準備会ということで、取りあえず謝金も取っていますので、1回、とにかく顔合わせして、今後どうするかという話をしていかななくてはならないと考えています。

その中で、検討項目ということで、1つ目、国や県の動向についての情報共有、それから2つ目として、行田市の部活動の現状と今後について、それから部活動の在り方検討会の持ち方とか開催とか、今後、次年度に向けての選定委員とか、どういった形で進めるのか。正直、なかなかものが進みませんが、地域移行についてはどの種目をどのような形というのか、とにかく指導者をどうするのか、それから活動場所をどうするのか、活動場所と種目が決まれば、そこに子どもたちをどういうふうに行かせるのかとか、指導者についての謝金をどうするのかとか、いろんな課題があって、1個1個、まずは1つでも2つでも移行できる種目を考えて、それについて今後詰めていこうということで大筋進めております。

令和6年度については、もうちょっと具体的に種目、それからどんなふうに進めるかという形で、7年度ぐらいを目標にしたいんですけども、県もちょっと基本方針が出るのが非常にずれ込んでいまして、それを基に思っているんですが、なかなか出てこないというような現状もありまして、7年度に実施できるかも微妙なところですけども、形にまずはするということをもう進めなくては行けませんので、そこら辺はメンバーの選定とともにどのような形で進めるかは、もうちょっと具体的な話ができるようにしていきたいと考えています。

それから、水泳指導についてです。予算が2校増えるのに3倍ぐらいに金額がなっているけれども、どういうことかということで、今年度について、2校での人数は、見沼小、南小、合わせて442名、次年度、北小、忍小が入りますと1,078名と、2.4倍なんですね。1人当たり幾らという形でやっていますので、そういった金額になるのかというところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

2点ほど、最初の通学区域等審議会、こちらの委員が3人減ということのようですがけれども、これは委嘱しなかった3名というのは、どういう選出区分の方なのか。支障ないということではありましたけれども、選出区分につきまして教えていただきたいのと、それからシステムの関係ですがけれども、どのような業務がこれに含まれるのかで、説明がまだされていない部分のところがあれば、加えて説明をお願いしたいというのが先ほどの私の質疑の趣旨だったんですが、もしあればお願いいたします。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

岡部教育総務課長。

○教育総務課長 お答えいたします。

まず、通学区域審議会のどの選出区分の委員の削減かというような趣旨でよろしかったでしょうか。

どの区分かというところではなく、全体的な委員構成の中で人数を12人と、今回は委嘱したところでございます。

それから、校務支援システムの関係ですが、システム導入に係る業務の内容ということで、実際にそれを使われることでの業務の内容ということですか。

○5番 村田委員 そうですね。

○教育総務課長 こちらにつきましては、先ほど申し上げましたが、児童・生徒の成績管理であるとか出欠席管理、保健管理といったところが主な業務の内容でございます。また、併せて教員間、学校間をネットワークでつなぐことができますので、例えばある教員がつくったよりよい教材を各学校に広めたりといった、そういったことにも使えますし、現在メールや紙媒体で行っております文書のやり取り等も、そのシステムを使ったやり取り等ができる

ということで、教員の業務の効率化が図れるものというものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

2番 駒見委員。

○2番 駒見委員 ご説明ありがとうございました。

大きく5点ほどお願いしたいと思います。

まず初めに、特色ある教育の推進ということで、当初予算の概要の53ページ、人権教育指導事業について、こちらはたまたま私が忍中学校の学校運営協議会にちょっと出席しておる関係で、校内アンケートをいつも見させていただくんですけども、人権教育については、保護者、そして生徒共々、いわゆる学校について、その教育の状況について5段階の評価があるんですが、いつも低いので、今後、これまでの違いとか、これからどういった強み、特色を出していくのかというのを、もしあればお聞かせいただきたいと思います。

そして、2点目は、先ほど新委員も質疑しておりました。私も前回一般質問をさせていただきましたICTですけども、今度新しく、ほかの議員も質問しておりました学校の効率化ということでDXも取り入れということで、大分環境は充実してくると思います。

ただ、そのときも質問させていただきましたとおり、これで授業等は増えていくことよってのネット環境が大丈夫かどうかというのを、何点かお聞かせいただければと思います。

当初、学校の声と申しますと、何クラスかが同時に使うとサーバーが固まってしまうという、授業中に固まってしまうという声も聞いておりましたので、その辺も大丈夫かどうかというのもお聞かせいただければと思います。54ページと、52ページがちょっと絡むんですけども、学校内のネット環境の対応ですね。この関連ですけども、当時、タブレットの持ち帰りが生徒はできないという状況だったんですが、今後それはなされるのか。今されていたら、申し訳ありません、私の認識不足だと思いますので、そちらの答弁をお願いいたします。

そして、3点目が、ホップ・ステップ・ジャンプの件ですけども、今度幼稚園に外国語指導員さんを入れるということで、同じ54ページですね。幼稚園に先生方を取り入れるということで、いわゆる幼稚園を卒園するときの進捗過程というか、目標過程、ここまでをクリアするというような、そういうような目標があって、小学校に行くのか。それであれば、連携を図って、例えば幼稚園によっては、できているところとできていないところがあってはまずいと思うので、その辺の統一は図られるのかどうかというところですよ。

続きまして、4点目が、55ページの小・中学校の施設整備事業で、市債が多く使われているということで、こちらはほかにも県債や国債があったと、補助金等が使えたのかと思うんですけども、市債の理由がもし分かれが教えていただきたいと思います。

最後の1点が、文化財保護課の発掘品の移送は、旧星宮小から、今度、須加小へということで、これはすみません、私のうろ覚えで、間違っていたら本当に恐れ入ります。以前、議員説明会で、須加小のところは国か県の道路が通るということで、工事が入るような説明があったのを覚えておりました。そこを考えますと、もしかすると校舎が引っかかるとなると、またそこを解体する、またそこを運搬、移送しなくてはいけなくなるんじゃないかと思ったので、その辺の、所管は違うと思うんですけども、大丈夫なのかどうかというのをお聞かせいただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 駒見委員のご質疑の中で、まず教育指導課に係る部分だけ先にお答えをさせていただきます。

まず、人権教育のどうしても学校評価が低いということでお聞きしました。教育委員会としては、まず教職員に対する研修、管理職の校長、教頭研修、それから教職員の研修ですとか、また子どもたちにも、まず校内研修に役立ててほしいということで補助金を出して、学校で8,000円程度使えるような補助金で、そういったもので校内研修を充実させてほしいということでお話をしております。

また、新たな人権課題で、特にLGBTQとかヤングケアラーの問題ですとか、そういったところも学校でぜひ取り上げてほしいと。もちろん、今までの同和問題の解決、解消、これも重要な人権課題ですので、そういったところはお願いをしているところで、ただ、学校もいろんな中で、時間を取るというのは非常に難しいのも分かります。私も学校現場にいましたので。ですので、いろんな人権課題がありますけれども、様々なところで子どもたちにやはり正しい人権感覚を身につけてもらう授業を今後進めていただくよう、教育指導課からも管理職を通じてになりますけれども、伝えてまいりたいと思います。

それから、タブレットの持ち帰りについては、今奨励というか、ぜひ持って帰ってくれということで、実は夏休みに、eライブラリという全校に入れてあるドリル教材が使えるものがありまして、そのやり方を担当の教員を集めてしました。そうしたら、随分持ち帰りが

ぐんと増えてきて、家へ帰って自分でタブレットを使って問題が解けると、解答も、正解すれば丸だとか、バツだとか出てくるような教材でして、それを非常に活用率が上がっています。ぜひ、今後ももっと増やしていきたいと思っていますところです。

それから、幼稚園の英語指導員の派遣ということで、私立の幼稚園8園に派遣してということで、卒園するまでの達成目標みたいなものがあって、それがちゃんと小学校に、ある一定の目標があるのかということで、正直、今年度初めてで、まだ各幼稚園でやっている度合いが、ちょっと色合いが違うので、一概に目標をつけてしまうとなかなか苦しいかと。そこに到達するのに非常に大変で、月2回しか派遣できませんので。

ですので、やっぱり英語についての親しみとか、楽しいなという雰囲気を持って小学校に入学して、小学校でも英語が楽しく学べるというような状況をつくり出したいと、そのための土壌づくりをしっかりとやりたいと考えていますので、なかなかその目標まではまだ検討しておりません。今後の検討課題かと考えております。

以上でございます。

○委員長 続いて、岡部教育総務課長。

○教育総務課長 お答えいたします。

まず、学校のネット環境の関係でございますが、来年度は埼玉県の実力・学習状況調査がオンラインで行われるというところで、まず今年度、接続環境の悪いところに関しては、プロバイダーを変えるなどの改修は行っております。その結果、まず9月、10月に全校において接続確認のテストを行っております。また、1月、2月には、練習問題という形で埼玉県が実施しております実力・学習状況調査に向けたテストを行っておりまして、そこで接続に支障はなかったと伺っております。

続きまして、小中学校の施設整備事業につきまして、市債の関係でございますが、こちらが国庫補助事業等に該当するものではないため、市債に頼らざるを得ないというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長 中島文化財保護課長。

○文化財保護課長 ご質疑いただいた出土品の須加小学校への移転の件ですけれども、確かに須加小学校の敷地を通して、利根川の堤防の管理道路を造るという計画はあります。まだ、正確にどこを通るかというのは定まったわけではないですが、場合によっては、確かに校舎の一部がかかりかねないというお話も聞いています。

ただ、須加小学校は何度か増築をされておりまして、かかるとしても東側のごく一部のよう
うでして、移転はどちらかという校舎の完全に西側寄りの逆側寄りに偏って移転を今予定
をしておりますので、その道路によって再度移転をするということはないと考えております。
以上でございます。

○委員長 再質疑ありますか。

駒見委員。

○2番 駒見委員 ご説明ありがとうございます。

ぜひとも学校教育、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

4番 大屋委員。

○4番 大屋委員 ご説明ありがとうございます。

私から大きく2点、219ページと223ページの学校の小・中学校の管理運営費の教育総務課
の中で、消耗品費にて消火器の入替えということですが、それぞれ小・中学校の入替えする
本数って今お分かりになりますかね。教育支援センターだと何本ということでご説明いた
いたんですが、小・中学校の場合だと消火器入替え何台なのか、もし今お分かりになれば教
えていただきたいというのがまず1点と。

もう一点が、当初予算の概要の53ページの一番上のいじめ・不登校対策事業ということで、
香川委員も先ほど不登校ということでお話していただいた中の、私は行田市のそうだんホッ
トラインということの中身で、今いじめ問題で不登校も増えているという状況で、そのホッ
トラインを使った小学校・中学校保護者のアクセスというか、相談しているのがどのような
推移で増えているのか、減っているのか、教えていただければと思うんですけれども。数字
が細かく出ていなければ、年々増えているとか、そういった答弁でも結構ですけれども、以
上この2点でお願いできますか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

岡部教育総務課長。

○教育総務課長 お答え申し上げます。

小・中学校の消火器の入替えの本数でございますが、小学校が403本、中学校は328本、合
わせて731本でございます。

以上でございます。

○委員長 続きまして、田口教育支援センター所長。

○教育支援センター所長 そうだんホットラインについてお答えします。

そうだんホットラインについては広報しているところですが、相談件数は、こちらには少ない状況です。今年度はメールが3件ということで、昨年、一昨年は電話が1件という状況です。非常に少ない状況です。

ただ、電話は、教育支援センターの相談電話、ホットラインは無料のやつですが、センターの相談電話は大変多い状況で、ロコミで教育支援センターに相談したほうがいいよということであるので、そちらの相談件数は、全体で相談件数2,000件、そのうち電話が約3分の1ということで、そちらでかかってきて相談に乗っている状況ではあります。

○委員長 大屋委員。

○4番 大屋委員 分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

○委員長 1番 香川委員。

○1番 香川委員 2点ほどお願いしたいと思います。

まず、231ページのはにわの館管理費の中の14節設備改修工事請負費、これはトイレを洋式化ということで150万円ですけれども、どのぐらいの改修なのか、1つ1つの個数とか、広さとか、はにわの館ですから、そんなにいっぱいトイレが、男女は分かれていますけれども、そんなにするのかとちょっと単純に思ったものですから、お願いします。

それと、253ページ、学校給食センター管理運営費の中の10節賄材料費3億1,000万円ですけれども、これが高いとかそういう意味じゃないですが、他の自治体の給食の実態を見ますと、特色ある献立、例えば子どもたちに献立を選んでもらうとか、もちろん地元の食材を使ったもので、どういうメニューがいいとか、あるいは記念の日に何かを出すとか、そういう自治体によっては特色ある給食をされているのが見えるんですけれども、行田市としては実情そのようなことをされているのか、また新年度、そのような計画があるのか、その辺をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 香川委員のはにわの館のトイレ改修に関してのご質疑に対してご答

弁申し上げます。

はにわの館は、今、男子トイレ、女子トイレにそれぞれ、2つの和式がございます。その2つ、それぞれ1つずつの和式のトイレを全て洋式化、そして温水洗浄便座を取り付ける等の中で、今、見積り等をいただいた中での金額が150万円ということでございます。

以上です。

○委員長 飯田学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 お答えいたします。

学校給食で特色ある給食を出しているかについてですけれども、学校給食では、月1回、市内の各小・中学校からリクエストを取っておりまして、月1回リクエスト給食ということで給食を提供しております。

また、3月では、1日と4日にひな祭り献立、あと小学校や中学校の卒業のときには卒業お祝い献立等を献立に入れまして、給食を提供しているところです。

以上です。

○委員長 小池学校教育部長。

○学校教育部長 給食で少し補足しますと、つい先日、ホタテの貝柱を、これは海老協会というところから無償提供いただきまして、もともとホタテがかなり余っているということで、国策で農林水産省でそれを補助しているんですけれども、それを使って無償で、ちょうどこの月曜日、それから先週の金曜日、小・中学校でホタテカレーを出したところで、大変好評でありました。

そのほかにも、そういった事業を、無償で食材を提供していただけることがありまして、以前はサケを使って海彩給食というのを、それは秋口に実施しております。そういったことで、特色はできるだけ出すように、ゼリーフライを出したりすることもありますし、地産地消をできるだけ推進するようにはしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 ありがとうございます。

ちょっとトイレの確認ですけれども、男子、女子、2つの和式ということですが、これは両方に2つずつあって、4つということですがよろしいのでしょうか。

それと、給食ですけれども、実際食べている子どもたち、児童・生徒や保護者の方は、こういうものが出たよ、こういうのを食べたよという話があると思うんですけれども、一般市

民は行田の給食の中でそういうものが出たという認識は多分ないと思うんですよ。ですから、やっぱりその辺も何か、市報を通してでも何でもいいんですけれども、やっぱりPRをしていただくと、行田市の給食もこういうのが出ているんだとか、子どもたちのリクエストによって給食が出されているんだとか、ひな祭りだとか、卒業お祝いだとか、そういうのって我々多分知らない、市民の方は知らないんじゃないかと思うんですよ。

ですから、その辺のやはりPRをしていくことも重要かと思しますので、これは別に答弁要らないですけれども、ぜひそういうことはお願いしたいと思います。

トイレのほうだけお願いします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 トイレの数についてももう一度お答えさせていただきます。

男子トイレの和式が1つ、女子トイレの和式が1つ、改修するのはそれぞれ1基ずつの2基でございます。

以上です。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 1基ずつ、計2基で、2つで150万円もかかるんですかね。ちょっと高額だと私は思うんですけれども、いかがでしょうか、いま一度。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 私どもで、産業文化会館の改修等もちろんあるんですけれども、双方の中で私どもで聞いている金額が150万円ということでございます。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 トイレを新しく造るんだったら、いろいろ水回りとかは、トイレとか風呂とかというのはかかりますから分かる気がするんですけれども、既にある和式のトイレを洋式に変えるだけで、1基75万円かかるということでしょう。ちょっと一般的な感覚からいっただらすごく高いんじゃないかと思うんですが。皆さん、思わないですかね。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 今、手元にその個別の見積りの細かいものを持っていないものから、後でお答えする形でもよろしいでしょうか。

○委員長 よろしいですか。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0時 03分 休憩

午後 1時 04分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第5号の質疑続行

○委員長 質疑の前に、野口生涯学習スポーツ課長から発言があります。

○生涯学習スポーツ課長 委員長のお許しをいただきましたので、先ほど香川委員からご質疑がありましたはにわの館の関係で、私の認識不足がありまして、工事の内容の中に、男子女子に手洗い場があるわけですが、その手洗いの水栓を自動化にするという工事が含まれております。それと、便座除菌クリーナーを設置するというのも併せて行うということで、この150万円を計上したものでございます。

以上です。

○委員長 香川委員、よろしいですか。

それでは、次に質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 それでは、大きく3点ほど伺いたいと思います。

1点目は、説明書の213ページ、小中学校指導費の1節会計年度任用職員の報酬の関係ですけれども、こちらは学力向上支援事業の支援員の配置に係る経費かと思うんですけれども、今年度が94人ということで、前年度予算の64人と比べまして、大幅に増しているわけですが、この新年度の配置基準はどういうふうになっているのか。どういう学校あるいはクラス規模だとか、いろいろそういう配置基準ですね。今年度との違いという中でお答えいただきたいと思います。

それから、教育委員会で毎年出しております事業に係る点検評価報告書、こちらが事業の中身を見るのにもいいので、この事業について見たんですけれども、支援教員の確保が困難、それから成果を数値で評価するのが困難ということで見直しをする必要があるというような記述があるんですけれども、この事業はたしか少人数学級編成の代わりとして導入したも

のかと思うんですけれども、この方向性で縮小とあるんですけれども、今後についてどのような考えの下にこの予算編成をされたのか、お願いします。

大きな2点目です。予算説明書で215ページのホップ・ステップ・ジャンプ外国語教育事業費、こちらの委託料の関係ですけれども、英語検定取得の支援事業、廃止になり、この事業に移行したという考えでいいのかと思うんですけれども、英語検定事業の総括、事業評価ですね。総括をどう行った上で廃止をして、こちらに移行をさせるのか。

それと、園児、非常に小さいお子さんですよ。園児への早期の英語教育の効果について、専門的なそういう全国的な報告だとか知見とかを踏まえて事業化したものなのか、その点について。

この外国語事業の関係でいうと、各幼稚園で濃淡の違いはあるけれども、今行っている幼稚園もあるというような説明がありましたけれども、その調整というのは、本会議での質疑の中では、ちょっと説明が今後委ねるような感じにも聞こえたんですが、もう少しご説明をいただきたい。

大きな3つ目が、人権教育指導費の関係です。予算説明書ですと215ページになりますね。まず、校長先生や教頭先生等の管理職の方、あるいは新採、転入職員の方への人権研修を行っているという説明をいただいておりますけれども、予算上、これは何人を予定しているのか。

それから、人権課題、いろんな課題があるということは先ほど来も話が出ていましたけれども、そうした各人権分野での目配せというんでしょうか、ここを重点的にとか、そういうような教育委員会からの考え方みたいなのは示されて、お持ちなのか。

あと、3点です。235ページの人権教育推進費、人権教育に絡めて併せて伺ってしまいます。ここでの同和対策集会所事業というのがあるかと思うんですけれども、これは前年度比では予算の増減はどうなっているのか。

それから、先ほどお話ししました点検評価報告書、こちらの中では、誰もが参加しやすい講座を模索する、こういう記述があるんですけれども、誰でも参加しやすい講座ということを具体的には、言ってしまうと、スポーツ、レクリエーション、こういったものまでこの範囲に含めてやるお考えなのか、事業の目的、趣旨に勘案してどうなのかということをお答えいただきたい。

最後です。同和事業としての小学生の校外学習というのをやられてきたかと思うんですよ。夏休みだったか、バスを借り上げて。あの事業ですけれども、6年度、これを行うのか、

どこの学校で何人分を予定しているのか、その事業の目的、趣旨も併せて改めて伺いたいと思います。

以上。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 村田委員の質疑にお答えします。

まず、会計年度任用職員の報酬、学力向上支援員、次年度からは学習支援教員と名前を変えておるんですけども、これが減員になった理由、あと配置基準はどんなふう変わったのかということで、まず今年度までは1学級の人数に応じて配置をしておりました。ただ、先ほど言いましたように、定年の引上げとか、辞める先生が少なくなっている。大体、退職された先生を会計年度任用職員で配置しているというような現状もございまして、また、これからICTを活用した学力向上策というのを、そっちに力を入れていこうということも鑑みて、この配置の人数につきましては、令和6年度からはもう一つ、小学校の5年生までが35人学級が配置基準ということになりますので、少人数学級はもう実現できているというような状況も鑑みて、学級数に応じて配置を行うということにいたしました。

基本的には、小学校では学習につまずきが見られる小学校3年生に配置をする。それから、中学校は2年生を中心に配置をする。それから、小学校3学年については、1学級に1名程度、中学校はいっぱいクラスもあるんですが、各校に1名程度ということで、そのような人数にしました。各校から報告された学習支援が必要な児童・生徒数、また、教育指導課職員による訪問の結果などで、学習支援の人数は増加したり、減らしたりということをやっていきたいと思います。

具体的にいきますと、小学校で、今年度この学力向上支援員を合計41人配置していたのを、次年度は24名、それから中学校においては18人配置していたものを8名ということで、大分人数が減って、合計59人から31人ということで縮小している理由でございます。

それから、少人数学級編成の代わりとして導入したこの事業をどう見直していくのかという話ですが、定年の引上げですね、この影響で支援教員の確保が非常に難しくなっている。それから、あらゆる学年というよりも、ピンポイントに必要な学年に必要な配置をという、そういう考え方ということで、配置対象学年を限定するということが、学力向上も効率的に進められるんじゃないかということで、そういった見直しをしています。

それから、今、小・中とも不登校児童・生徒が非常に増えている。不登校児童・生徒への

対応も今後はそういったための支援員さんも必要じゃないかというような意見も課の中にはありまして、そういったところも検討しながら、今後は不登校児童・生徒の増加に対応できるような支援員という形でも、今後検討して配置を考えていきたいと考えております。

それから、2番目の英語の検定事業の廃止ということで、総括をどういうふうにするのかということで、令和3年度から5年度まで3年間、英語検定の支援事業をやっておりました。実際、令和2年度の英検3級以上の取得率が20.4%だったものが、令和4年度は33.9%というところで、本当に大きく伸びは見られました。

しかしながら、受検は希望する一部の生徒しか受けておりません。また、学力・学習状況調査などのデータを分析しますと、この事業が学力向上に直結するかといったら、それもちょっと見えない。どっちかというところ、ちょっと全国との差が気持ち開いているような状況が見られました。それは、もう抜本的に変えていかなくてはいけないのかというところも考えております。

それから、もう一つ、この事業は、中学校を準会場として英語検定をやっておりました。準会場でやるということと土曜日の受検と、お休みの日に教員に来てもらって、謝金は払うんですけども、土曜日にやっていただいている。働き方改革に逆行しているような状況でこの3年間やり続けたと、学校現場からもどうなのかというようなご意見もいただいております。そういったところも鑑みまして、6年度は廃止を決定いたしました。

もう一つ、これから必要なのは、幼少期といいますか、小さい頃からの英語教育に取り組むということが非常に大事じゃないかという、全国的な、専門的な報告ということで村田委員からもありましたけれども、幼稚園での英語教育、また、小学校低学年での英語教育、そこら辺に重点を置いて、とにかく英語を好きな子どもたちを育てたいなというのが目的でございます。幼少期から取り組むメリットというのも全国的なそういう専門的な報告なども見ますと、英語耳が発達するですとか、英語をやることで子どもたちの視野が広がる、それから多様性、外国人の先生に教えていただくので、多様性、そういったものも受けられるような土壌ができる。そういうところが非常にメリットなのかと思います。

また、委員からもご指摘ありました幼稚園で濃淡の違いがあるように思われるがと、英語教育に力を入れている幼稚園もあるし、あまり力を入れていないところ、先ほども答弁させてもらいましたが、そういう調整はどうしているのかということで、一応全ての幼稚園に説明をして、ご理解をいただきました。まず、この事業をやる上で賛成していただけるのか、受け入れていただけるのかと。どちらも、一生懸命取り組んでいらっしゃることも、

そんなに力を入れていないところも、ぜひやってもらいたいということで、全て8園とも賛同していただいたというところです。

既に成果保育、課外保育で英語教育に取り組んでいるという園もございますけれども、その園自体の事業に加えて、この事業に取り組むということです。園の事業を変えたりとか、そういうことじゃなくて、プラスアルファでこの事業を進めるということでご理解をいただきました。

それから、人権教育についてです。まず、研修をどのように進めているのか、まず校長研修会、教頭研修会、これは別々に開いております。それから、教職員向けの、特に新採用教職員、それから転入教職員、他市から参った教職員に対しての研修会を実施しております。それぞれ、全小・中学校、20校ありますので、対象は校長20人、教頭20人、それから新採用・転入教職員については年によって変動して、20名前後、もっと多い場合もございます。今年度はちょっと参加が少なくて、13名という話でございます。講師謝金ということで3回分の予算、1万円ということで3万円を予定してございます

実際、人権課題は多方面にわたっているけれども、どんな人権分野の研修がやられているのかということで、埼玉県の人権の重点に合わせまして、今一生懸命取り組んでいるというのはLGBTQです。性の多様性ということで、ここには力を入れていると。同様に、男女平等教育、女性の人権もということで、あとは性暴力、性被害は絶対にあってはならないというところでお話をする。それから、ヤングケアラーの問題もございます。それから、児童虐待ということで進めています。幅広く、特に子どもたちに直接関わるようなものを中心に進めております。

また、それとともに同和問題、部落差別解消法ですとか県条例なども策定されております。そういったところで、同和問題に対する研修会もぜひ進めていただきたいというところで、学校にはお願いをしているところです。

あと、北埼玉地区、加須市、羽生市、行田市の3市で取り組む人権教育研究集会というものもございまして、これでは、実際に取り上げた内容が、昨年度はLGBTQ、それから今年度は子どもの人権ということで、やっぱり子どもたちが直接関わる、直接影響する、そういった人権課題について学習を進めているというところでございます。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 先ほど村田委員から、235ページの人権教育推進費の質疑の中で、大きく3点あったかと考えております。

そのうちの1点目、前年度比の予算の増減について、235ページから236ページにかけて、この中で同和対策集会所事業に関わらないものは、主に8節旅費と12節の一番上の講演委託料、それと18節負担金補助及び交付金が直接関わらないもの、それ以外のものについては、ほぼ同和対策集会所の管理運営に係るものでございまして、その増額につきましては、予算書にあるとおり、78万4,000円とご理解していただいております。

その主な要因としましては、会計年度任用職員の報酬の増によるものでございます。

続いて、点検評価報告書の中で、誰もが参加しやすい講座を模索するとあるけれども、文化、スポーツ、レクリエーション、そういったものがその範囲の中にあるのかと。本来の目的、趣旨から外れるのではないかというお話だったかと思っております。

集会所における学力向上学級では、これまで継続的に基礎学力の定着を図ること、人権学習を通じて、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるなど、子どもたちの人権を高めること、多様な体験活動、レクリエーションによる異文化交流でのコミュニケーション能力を育成すること、この3つの目標を持って進めております。これを逸脱することのないように、今後努めてまいりたいと考えております。

3点目の小学校の校外学習について、次年度はどここの学校で何人分を予定しているのか、事業の目的、趣旨は何かということのご質疑ですけれども、まず校外学習につきましては、学校ごとの輪番制で実施しているものではなく、集会所学力向上学級に参加している全ての集会所の小・中学生を対象として、参加を呼びかけております。一応、大型バス2台程度ということで、100名程度を予定しております。その目的につきましては、先ほども触れましたけれども、3つの目標のうちの1つであります、多様な体験活動、レクリエーションによる異文化交流でのコミュニケーション能力を育成するというに当てはめた中で実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 村田委員、大丈夫ですか。

他に質疑、ございますか。

3番 新委員。

○3番 新委員 それでは、3つだけ、お願いします。

1つ目が日本遺産についてですけれども、日本遺産、昨年、認定が再検討となって、無事

また認定されたと思うんですが、その中で、もっと足袋に関する事業を広げていかなければならないと思うんですが、当初予算の概要の57ページにあるんですけども、この内容で認定基準に達するんでしょうか。また、再審査があったときに同じように認定を外される可能性がないのかというのがちょっと心配なので、伺います。

そして、もう一つが、文化財保存活用事業なので、56ページで、旧荒井八郎商店、旧彩々亭ですね、あちらは調査が入って、耐震などをやっていくと思うんですけども、活用についてはまだ何も検討がされていないという状況でしょうか、答弁をお願いします。

そして最後が、体育祭についてですけども、体育祭の予算が今回も300万円用意されていたと思うんですが、59ページですね、市民体育祭は例年どおり、同じような形で実施していくことになりそうなのか、その様子だけお答えいただければと思います。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

中島文化財保護課長。

○文化財保護課長 新委員のご質疑にお答えいたします。

まず最初に、日本遺産の件ですけども、市長は議会で足袋はいているような形で、市としても足袋をとすることは再度やっております。どちらかという、ちょっと他部のことでですけども、商工観光課でも何か考えられているような話を、細かいことはまだ聞いていませんけれども、お伺いしております。

私どもは、どちらかという、この事業で上げているのは、日本遺産の構成文化財利活用をもっと進めるということ、やはりそれが進んでいないという指摘があったので、そこを重点的にやっているという形になります。それが、この事業ということになるかと思えます。そういう形での答えとさせていただければと思います。

それから、旧荒井八郎商店に関しては補正予算で、新年度では特にその予算というのは上げてはいないですけども、耐震診断の結果いかんで今後の利活用の仕方って、大きくやはりお金の面も含めて変わっていく可能性がありますので、並行してもちろん検討はしますけれども、今具体的なアクションという形で予算の中には反映されていないという形になるかと思えます。

以上です。

○委員長 野口生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長 体育祭のご質疑についてお答えを申し上げます。

昨年、復活をさせていただきました。その中で、復活に当たって、様々な参加する市民の方々からご意見をいただいているということも、そういう状況でございまして、大会が終わった後、各地区の体育協会長を中心とした会長会議を継続して現在行っております。その中で、基本的に体育祭をどうしていこうかということについてお話をしているところですが、現在、決定しているわけではございませんが、やはり地域コミュニティの中ではこういった大会は必要だろうというご意見も、その中では多くあるのも事実でございます。

そういった中で、細かい競技等についてはまずは検討していくのか、大会そのものを一気に変えるのかということについては、今協議中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 再質疑ありますか、大丈夫ですか。

他に質疑ございますか。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 1点だけお願いします。

ホップ・ステップ・ジャンプ外国語教育事業の中で、先ほど駒見委員が質疑したわけですが、その答弁として、8園に派遣ということ、私立幼稚園ですね。その後、ちょっと話が出まして、じゃ保育園はどうするんだと。あと、公立の保育園もどうするんだと、そういう保育園に関連してはいかがなんでしょうか。どのような対応をされるんでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

石崎教育指導課長。

○教育指導課長 幼少期の英語教育ということで、まず、幼稚園に取り組み、この状況を鑑みて、今後どうするのかというのはこれからの検討課題で、保育園という話が、その後、やっぱり非常に効果があるのでぜひ広げてという話は出てくる可能性はございます。まだ、そこまでの検討はいいいけませんけれども、まずは幼稚園でやってみて、それからその様子を見て、今後ということで、今そのように考えております。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

町田副委員長。

○副委員長 1点、お伺いします。

学校給食に関してお伺いします。253ページ、少し前に行われました学校給食センター運営委員会に傍聴をさせていただいたんですけども、世の中のものがいろいろ上がっている

ということで、こちらでは賄材料費が3億1,000万円上がっていると思います。歳入では、59ページになるんですけども、学校給食費納付金、これは保護者から頂くお金だと思います。小学校、中学校、それから従事者分を含めても、2億6,500万円ぐらいだと思います。

学校給食運営委員会の中でもちょっとお話が出ていたんですけども、たしか平成28年ぐらいから給食費を上げていなくて、今のところ、もう15%上げないと結構つらいという部分で、今までの値上がり分は公費で、いわゆる行田市として負担をしていたという部分があるんで、単純に歳出の部分の3億1,000万円から、歳入は約ですけども、2億6,500万円を引いた分が、本来ならば保護者が払うべき賄材料費の部分の差額を公費で負担しているというふうに見えていいんですか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

飯田学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 学校給食費についてお答えいたします。

賄材料費が3億1,000万円で、歳入の学校給食費納付金が2億6,547万6,000円、この差額4,452万4,000円が市の持ち出し分というイメージにはなります。

それで、学校給食費ですけども、平成28年度に消費税の関係で値上げをしております、確かにその後値上げはしておりません。その後、物価高騰等で食材費も上がっておりますけれども、昨年等についてはコロナの交付金等を活用しまして、家庭に負担することなく、学校給食費を値上げせず市費で負担して対応しているところです。

来年度についても、この持ち出し分について公費で負担して、家庭に負担を与えることなく学校給食を運営していく予定です。

以上です。

○委員長 町田副委員長。

○副委員長 分かりました。ありがとうございました。

もう一点だけ、その流れでお聞きしたいんですけども、運営委員会のお話を聞いているときに、15%上げますよといったときに、この15%が徐々に上がってきたなら分かるんですけども、今後、いきなり上げるようになってくる可能性が出てくると。やはり、今の現状が、多分保護者の人、いわゆる学校で納めている側の方が今の状況をよく分かっていないと思います。

本来、学校給食法でいうと、賄材料費と水道光熱費が保護者分で、施設だとか、施設運営だとかの部分、例えば給食が学校へ行くまでの運送費だとか、そういうものを含めて業者が

持つという分担が学校給食法の中ではなっていると思いますけれども、そこまでの仕組みを知らせる必要はないですけれども、現状の物価高騰の中で、こういう状況で行田市が、多分小学校が4,100円で、中学校が4,850円、この状況で上がっていない状況があるということで、これ、いずれ上げなくてはならないと思っています。15%というぐらいは。

それは、15%が過程なのか、今後さらに上がるのかは分からないので、やはり今の現状を、今の保護者にはちゃんと伝えておいたほうがいいかという思いはあります。でないと、後の人が15%、20%上げる割を食うことになりますので、そこだけはお願いします。

○委員長 大丈夫ですか。

小池学校教育部長。

○学校教育部長 ただいまの給食費の値上げですけれども、確かに運営委員会で15%程度は値上げするのが妥当というようなご意見がございました。それを市長にも報告しまして、新年度予算の中で、新年度予算を組む中で審議しました。最終的には、保護者の負担を上げるのは、こういった物価高騰の中で好ましくないだろうということで、学校給食費は据置きという形を取っています。

先ほど町田副委員長がおっしゃるように、保護者の方にそういった仕組みをよく分かっていただくというのは非常に重要なことだと考えています。今回、中学校の給食費は無償化が終了になりますので、それをご案内しないといけないと思っていまして、それと併せてその辺の、どこまで細かく案内できるかとなるんですけれども、その辺のご案内も併せてしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 項目がちょっと多いので分けます。

予算書の227ページ、学校給食費の関係です。1つは、19節の扶助費、この学校給食費補助金は第3子以降のお子さんに対する補助金かと思って伺うんですけれども、何人分で、1人当たりの補助金額幾らなのかということですね。1食当たりの単価なのか、説明できるそういう単位でのご答弁をお願いします。

それから、関連しまして、諸収入で予算書では出てきますけれども、中学校の給食費納付金、予算書の59ページ、1億4,000万円の1食の単価、月額負担は幾らになるのか、教えてください。

3つ目が、先ほど来もありましたけれども、学校給食費無償化の廃止に当たって、無償化は一定の効果があつた、こういう見解を示されていますけれども、なぜ廃止なのか、改めて伺いたい。子ども未来基金、昨年度積んだわけですけれども、4億円、今回残っておるようですけれども、予算編成の議論の過程でこの基金の活用については検討されたのか、その点ですね。

次です。予算書の227ページ、社会教育一般管理費から2節の給料について、一般職級が23人から、6年度は29人になるようですけれども、ちょっと人数が大きいのので、組織改編に関わっているのかよく分からないので、この増員の理由についてお願いいたします。

それから、もう一つが、大きな塊が生涯学習関係で、予算書の231ページ、生涯学習推進費の18節負担金補助及び交付金で、市民大学の活動への補助金が、4事業2団体への補助という説明だったかと思うんですけれども、額が35万円増になっていますが、この増の要因は何なのか、お願いします。

最後、大学等連携事業補助金120万円、当初予算の概要では120万円と出ているかと思うんですけれども、ものつくり大学なのか、どこの大学に対するどのような補助金なのか、ここについて教えてください。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

岡部教育総務課長。

○教育総務課長 まず、227ページの給食費補助金に関するご質疑にお答え申し上げます。

こちら多子世帯の補助ということではなくて、準要保護世帯の就学援助費の一環としての給食費の補助でございます。したがって、金額につきましては、保護者にご負担いただく給食費の実費を補助するものでございますので、中学生が月額4,850円、年間にしますと、1年生、2年生が11カ月分ということで年間で5万3,350円、それから中学3年生は、3月の1カ月分が半額となりますので、5万925円。中学1・2年生合わせて214人と、3年生が92人分ということになります。

1食当たりの金額ということでございますが、新年度の1年間の給食の提供回数が190回ということに予定されておりますので、年間の額をその数で割った金額ということで、281円という計算となります。

以上でございます。

○委員長 続きまして、飯田学校給食センター所長。

○**学校給食センター** 所長 それでは、諸収入の給食費納付金についてお答えいたします。

令和6年度の学校給食の提供回数は190回ですので、中学校1食当たりの単価は281円となります。月額につきましては、令和6年度も学校給食費を値上げしないことから、4,850円となります。

次に、給食費無償化の廃止の理由ですけれども、中学校給食費無償化事業につきましては、特定財源を活用した令和5年度限りの事業であることから、予定どおり5年度末をもって終了するものです。

次に、子ども未来基金の活用についてですけれども、学校給食費の無償化については、子育て世代の経済的な視点から一定程度意義があるものであり、子ども未来基金の範疇と考えておりますけれども、その実施については多額の財源を要することから、慎重に見極めていく必要があると考えたところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○**委員長** 続きまして、野口生涯学習スポーツ課長。

○**生涯学習スポーツ課** 長 予算書の227ページの社会教育一般管理費の職員の数に関してのご質疑に関しましては、生涯学習部としている職員の人数がここに記載されているわけですが、人事課の積算による計上でございます、細かいところでどこの課所管が増員になるか等につきましては、私どもではまだ把握をしていないというところでございます。お答えについては、申し訳ございません、そういう状態になります。

次に、市民大学活動支援事業補助金等、4事業2団体への補助金の中で、全体的に35万円の増となっているその要因に関しましては、市民大学活動支援事業補助金が増額となったものでございます。これにつきましては、新型コロナ感染前につきましては、その活動場所をものづくり大学として市民大学が開催をしておりました。これが令和4年度、一時ストップをしまして、令和4年度に再開するに当たり、その時点ではまだ大学側が利用ができないということがございまして、総合体育館の研修室、会議室を適宜利用していただいて、再開をしておりました。

こうした中で、これまでものづくり大学等でやっていたというところに魅力もある等々がありまして、それからまだ参加者が定数に満たないことがあるということで、活動場所を元に戻したいということで大学側と交渉した中で、それについては施設に使用料が発生すること等がありまして、あと定員が満たないという今の現状の中で、魅力のある講座をするために講師も充実したいという話がありまして、今回補助金としての金額を増としたもの

でございます。

3番目の大学等連携事業補助金はどこに対する補助金かということでございます。その事業目的はということでございますが、市内の高等教育となります大学等で実施していただく、あるいは協力をしていただける中で、広く市民を対象とした事業を支援して、市民と大学との交流を促すということで、この事業を実施しております。特定の大学云々ではないですが、ここ数年来はものづくり大学によって、おもしろものづくり教室、マンガカーレースということで、子どもたちを主に対象とした事業を行っていただいております。それに対して、かかった費用の補助をしているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 それぞれ答弁ありがとうございます。

社会教育一般管理費の給与の点ですけれども、昨年も似たような質疑を実はしたんですけれども、野口課長のところじゃなかったかとは思うんですけども、私には理解できない。何で人の配置と予算と事業とが、その課長さんが答えられないのか、私には理解できません。そのことだけは、申し上げたい。

ほかにつきましては、結構でございます。

○委員長 以上でよろしいですか。

他に質疑ございますか。

村田委員。

○5番 村田委員 すみません、引き続きお願いします。

文化財保護費の関係、予算書ですと233ページ、文化財保存活用の地域計画策定、これがあると思うんですけれども、この中で、当初予算の概要の56ページの説明だったのか、アクションプランというのをつくるというようなことが入っているかと思うんですが、これは具体的にはどういう中身のものなのか、その点を伺います。

それから、点検評価報告書の中には、来年度に計画の認定を受けられるように、文化庁に来年度受けられるようにという記述があるんですけれども、これ、策定が遅れてしまったということなのか、当初の予定どおりなのか、その辺の事情について伺います。

3つ目、文化財公開業務委託料について、これ、旧忍町信用組合の件だと思うんですが、委託料の中身は何なのか、人件費なのか、あるいは何か、ここを具体的にお願いいたします。

文化財関係でもう一つ、最後です。日本遺産ガイダンスセンター運営委託料というのがあ

ります。当初予算の概要ですと57ページの日本遺産魅力発信事業、この中のものでしょうかね。このセンターというのはどういうもの、どこにあって、どういうことをここに運営委託をするのか、まさに事業の中身を教えてください。これによって、どういう行政的なのというのか、教育的なのというのか、文化的な効果を狙っているのか、事業の狙いですね、お願いします。

次に、図書館の関係、予算書の243ページ、入館者数ですとか、電子図書の利用が伸び悩んでいるという、そういう評価がこちらの評価報告書で記述があったかと思うんですけども、新年度、どのような対応、対策を考えているのか、その辺について聞かせてください。

2つ目が、245ページの13節使用料及び賃借料と17節備品購入費ですけれども、電子書籍利用料、図書費、前年度同額の予算のようですけれども、市民からの書籍のリクエストですとか、そういうのに応えられているのかどうか、どのような対応を取っているのか、いろんな手法はあるかと思えますけれども、そこについて伺います。

次に、博物館の振興事業費、予算書ですと247ページ、コロナの影響から、こちらは順調に回復してきているというような数字が点検評価報告書からは見てとれるんですけども、5年度はどんな感じで今推移しているのか、見込みについて伺います。

それから、13節の使用料及び賃借料ですけれども、デジタルアーカイブをインターネットで公開ということの説明ですけれども、これ何点ぐらい、いつぐらいから実際に見られるようになるのか、広報活動とかも含めて、事業の内容を教えてください。

最後になります。251ページ、学校保健費（教育指導課）1節報酬で、学校医と薬剤師の報酬が1名ずつ増になっているんですけども、これはどこかの学校の分なのか、欠員だったのか、何で6年度1人ずつ増やすのか、この点について。

以上になります。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

中島文化財保護課長。

○文化財保護課長 文化財保護課関係の質疑について順次お答えいたします。

まず、文化財保存活用地域計画のアクションプランとはどういうものなのかということについてですけれども、今回、通常の指定文化財を守るというような計画ではなくて、文化庁がこれで多くの自治体をお願いをしているのは、指定以外のものも含めて、地域の特性を含めた文化財をちゃんと群として守っていただくということと言われています。

行田市の場合でも、例えば分かりやすく言えば、日本遺産って1つのストーリーで

あり、1つの文化財群で、必ずしも指定じゃないものがいっぱい入っているんですけども、そういったああいうストーリーというか、群を、もっと市内で幾つもつくって、それをちゃんと、どうやって守っていくのか。日本遺産はどちらかというと活用ということに重点が置かれているんですけども、それをちゃんと保存と活用をどうやっていくかということ、具体的にどういう段階を経て、例えばおよそ10年ぐらいの計画を立てるんですけども、10年後にここまでいきたいというような目標を出していくという形で考えております。そういう方向で指導もされていますので、それに沿ってつくっております。

それから、認定ですけども、今年度おおむね計画を作成して、これは文化庁に提出をして認定を得る形で、文化庁は年に、夏と冬と2回認定があるんですけども、12月の認定を目指しております。それは変わらないところになります。

それから、旧忍町信用組合の店舗の活用の件で、この予算の内訳ということですけども、これは委託先、以前委員にもご説明したように、一般社団法人行田おもてなし観光局を予定しているわけですけども、内訳としては、人件費、消耗品費、租税公課などを見込んでおります。ただ、人件費は自主事業もしていただけるということなので、算出としては0.5人分で算出をさせていただいているところでございます。

それから、ガイドンスセンターについてですが、ガイドンスセンターは現在も埼玉県信用金庫の裏側にあります栗代蔵という日本遺産の構成文化財の2階に設置しております、現時点では1階が観光ガイドステーションという商工観光課のガイドステーションになっております。

現在、2階に日本遺産の解説の展示をしておるんですが、残念ながら人を常駐させられないので、行ってもなかなか説明は、1階の方についてにさせていただいていたという状況でありました。それが、今回、1階の部分のガイドステーションが撤退ということになりますので、今回、全体を日本遺産のガイドンスセンターとして、1階も含めて順次展示を変えていく形で、なおかつ人を常駐させてきっちりと日本遺産についてPRする、発信を図っていく。さらに、そこで2階だけだとどうしても限られた場所ですので、イベントとかの拠点という形でも使っていきたいという形での委託ということになります。

以上でございます。

○委員長 続いて、増田図書館長。

○図書館長 それでは、図書館管理運営費、243ページのご質疑ですが、まず1つ目が、入館者数や、あと電子図書館の利用が伸び悩んでいるようだが、どのような対策を考えているの

かのご質疑についてお答え申し上げます。

確かに図書館の入館者数は減少しております、その減少の要因として、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。これまでお仕事のお帰りなどで、図書館は7時までやっておりますので、お帰りに寄っていただいて、定期的に借りていただいていたような方が、図書館を利用しなくなっているなど、そういった生活様式が変わってきております。コロナが終息した後においても、元には戻っていない状況となっております、これが大きな要因と考えております。

参考に、入館者の状況を申し上げますと、コロナの影響がなかった平成30年度の入館者数は20万4,000人ほどいらっしゃいました。昨年度、令和4年度は13万4,000人ほどとなっております、コロナ以前の66%程度となっております。そういったことで、以前の人数には回復していないという状況となっております。

今年度の推移を見ますと、僅かですが前年よりも増えているというところでございます。こういった状況ですが、引き続き子どもたちへの読み聞かせなどの事業を実施していくことで、図書館の魅力を発信するとともに、市報やホームページなどで周知をしております。

また、電子図書館の利用につきましては、市報やホームページ、SNSなどで発信していくとともに、若い世代に利用してもらえよう、図書館職員が小・中学校を訪問し、児童・生徒へ電子図書館の利用方法などの啓発を行っております。

続いて、先ほどの245ページの電子書籍と図書費の額が前年度と同額であるが、市民からのリクエストに100%応えられているのか、どのような対応を取っているのかのご質疑についてお答え申し上げます。

まず、図書費につきましては、図書館が所有していない図書の貸出しを利用者が希望された場合には、利用者にリクエストカードを書いていただきます。そのリクエスト図書が購入可能なものであれば購入いたします。リクエスト図書がもう販売していないといったものであれば、県内の公立図書館と相互貸借利用という協定を結んでおりますので、その協定に基づいて、図書館が借りて、利用者に貸出しを行っております。

こういったことで、かなりリクエストにお応えできているんですけども、ごくまれにその図書が古くて販売がなく、しかも他の図書館が所蔵していないもの、そういった場合はやむを得ずお断りする場合がありますが、ほぼリクエストには応えられていると考えております。

また、電子図書館へのリクエストについては、本の種類が限られているため、受付はして

おりません。

以上でございます。

○委員長 続きまして、鈴木郷土博物館長。

○郷土博物館長 まず、博物館の入館者でございますが、令和4年度の入館者が8万201人でございます。今年度の2月末の入館者ですが、昨年と大体ほぼ同じ、若干多いんですが、このような入館者になっております。今年度の見込みとしましては、大体昨年度と同じ程度の入館者が見込めるのかと考えているところでございます。

次に、デジタルアーカイブスでございますが、これは当館の所蔵する資料の情報、資料名とか画像などを業者の作成したクラウドに登録いたします。インターネットでそのクラウドにアクセスをしますと、当館の登録した資料の画像や情報などが見られるようなものでございます。

アクセスの方法ですけれども、行田市ホームページの中に当館のホームページの部分がありますので、そこからクラウドへリンクを張って、閲覧できるようにする予定でございます。

公開する資料ですが、当館の重要文化財になっております酒巻14号墳の埴輪、さらには国指定の重要有形民俗文化財になっております足袋関係の資料、こういったものを最初は登録をしていこうかと思っております。加えて、非常に来館者に関心があります忍城の絵図とかよろいですね、甲冑なども順次登録をしていきたいと思っております。

公開の予定ですが、早ければ夏には公開できるように準備を進めたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 続きまして、石崎教育指導課長。

○教育指導課長 村田委員のご質疑にお答えします。

学校医、薬剤師の報酬が1名ずつ増になっているけれども、この理由ということで、令和5年度におきましては、学校医、薬剤師が不足したわけではございません。ただ、学校医の高齢化によって解職される校医さんが非常に多くなっています。ちなみに、昨年度は内科医、耳鼻科医、歯科医、1名ずつ3名、それから薬剤師が2名、解職いたしました。

先生が2校を兼務しているとか、何校か兼務していると、そういったときに、新たに委嘱する方が1人というわけじゃなくて、2人入るというケースも考えまして、兼務の多い内科医、耳鼻科医、学校医はプラス1名で、それから薬剤師についても13名のところを14名ということで、1名プラス計上しております。

以上でございます。

○委員長 村田委員、大丈夫ですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、教育委員会所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時 06分 休憩

午後 2時 18分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、会計課所管の議案について審査を行います。

まず、吉田会計管理者にご挨拶をお願いします。

○会計管理者 皆様、こんにちは。

梁瀬委員長を初め委員の皆様には、日頃から本市の会計事務にご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、この後、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算のうち会計課所管部分につきまして蓮沼会計課長よりご説明を申し上げますので、ご審査のほどよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

△議案第5号について

○委員長 初めに、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、会計課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

蓮沼会計課長、お願いいたします。

○会計課長 それでは、令和6年度行田市一般会計予算のうち会計課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の79ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、説明欄、下から2つ目の◎会計課関係経費の主

なものを申し上げますと、23節事務取扱資金は、市税や手数料等を窓口で収納している部署に対して、釣銭用資金として支出するものでございます。

次に、84ページをお願いいたします。

4目会計管理費は、出納事務に必要な経費で、前年度と比較して3万2,000円の増額となっております。この主な要因は、会計年度任用職員の任用見直しにより、人件費が皆減となったものの、内国為替制度運営費の公金への適用開始に伴い、指定金融機関に対する公金振込手数料を増額したことによるものでございます。

右ページ説明欄の◎出納事務費の主なものを申し上げます。

11節の2行目、通信料は、公金振込等の各種エレクトロニックバンキングサービスで利用するインターネット回線等の利用料、次の保険料は、公金等の持ち運びや保管時の事故等の損害に対応するため加入する保険料でございます。

その下の手数料は、出納事務に必要な各種手数料で、先ほど申し上げたとおり内国為替制度運営費の公金への適用開始に伴う公金振込手数料の増加により、前年度と比較して125万6,000円の増額となっております。内国為替制度運営費は、銀行間の送金に際し、振り込む銀行が振り込まれる銀行に対して支払う費用で、全国の金融機関をオンラインで総合接続する全国銀行データ通信システムを運営する全国銀行資金決済ネットワーク、いわゆる全銀ネットにより、令和3年10月にこれまでの銀行間手数料に代えて創設されたものでございます。

現在、無料となっている公金につきましては、3年間の据置期間を経て、令和6年10月より適用開始となることから、指定金融機関に対する公金振込手数料に加えて計上したものでございます。なお、この手数料の対象となるのは他銀行宛ての振込で、給与等の振込は除かれるものでございます。

次に、17節庁用器具費は、人事異動等に伴う出納員、現金取扱員の領収印の作成費用、18節諸負担金は、埼玉県都市出納事務協議会及び埼玉県北部ブロック都市出納事務協議会への負担金でございます。

次に、少し飛びまして109ページをお願いいたします。

17目諸費のうち、説明欄の一番下の◎郵便切手類等購入費は、会計課において販売しております郵便切手類や旅券などの申請手数料として使われる収入証紙の購入費で、埼玉県収入証紙の廃止により、前年度と比較して784万6,000円の減額となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして58ページをお願いいたします。

20款諸収入、2項1目市預金利子は、右ページ説明欄になりますが、歳計現金預金利子で、前年度と同額の計上でございます。

次に、左ページの一番下、4項1目雑入の2節郵便切手類等売捌収入は、郵便切手類等の売捌収入及び郵便切手類等の売りさばきに係る手数料収入で、歳出の郵便切手類等購入費と同様に、埼玉県収入証紙の廃止により、前年度と比較して1,432万1,000円の減額となっております。

次に、62ページをお願いいたします。

15節雑入のうち、右ページ説明欄の上から4行目、会計事務取扱資金回収金は、先ほど歳出でご説明いたしました各窓口に支出した釣銭用資金を、年度末に回収するものでございます。

65ページをお願いいたします。

説明欄の上から2行目、生命保険等事務手数料は、職員個人が加入している生命保険料を給料から控除し、会計課において各保険会社別にまとめて支払いする事務に対して、各保険会社から支払われる事務手数料でございます。

以上で、会計課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第5号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか、大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑の申出はございません。

質疑を終結いたします。

以上で議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、会計課所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時 26分 休憩

午後 2時 30分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、監査委員事務局所管の議案について審査を行います。

まず、石川監査委員事務局長にご挨拶をお願いいたします。

○監査委員事務局長 委員の皆様には、日頃より監査業務を初め、当事務局所管業務につきましてご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

△議案第5号について

○委員長 初めに、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、監査委員事務局所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

石川事務局長、お願いいたします。

○監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局が所管する監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会に関する予算についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

まず、歳出からご説明申し上げます。

予算に関する説明書の92ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費の続きとなりますが、9目公平委員会費は前年度とほぼ同額の計上となっております。右側説明欄◎公平委員会運営費でございますが、同委員会は、職員に係る公平委員会制度を所掌する行政委員会で、この運営に要する経費を計上しており、主なものは、公平委員会の委員3名分の委員報酬及び費用弁償で、条例によりまして、報酬は年額で委員長が4万6,500円、委員が4万3,000円となっております。費用弁償は、委員が委員会へ出席した場合や各都市の公平委員会で組織する連合会、全国、関東、埼玉県の3団体がございますが、これらが主催する総会、研修会などへ参加した場合にそれぞれ支給するものでございます。なお、委員会の開催は9回分を見込んで措置しております。

次に、少し飛びまして108ページをお願いいたします。

2項1目税務総務費の次のページ、111ページの説明欄2つ目の◎固定資産評価審査委員会費でございます。同委員会は、固定資産税の評価価格に対する不服を審査する行政委員会でございまして、この運営に要する経費を計上しており、こちらも前年度とほぼ同額の計上となっております。

主なものは、固定資産評価審査委員会の委員3名分の委員報酬及び費用弁償で、条例によ

り、報酬は日額で委員長が1万1,000円、委員が1万円となっております。費用弁償は、委員が委員会へ出席した場合や固定資産評価審査委員会運営研修会及び近隣市と共同で組織しております固定資産評価審査委員会連絡会議へ参加した場合にそれぞれ支給するものでございます。なお、委員会の開催は6回分を見込んでおります。

少し飛びまして、118ページをお願いいたします。

6項1目監査委員費でございます。前年度に比べ微増となっておりますが、これは職員人件費の増によるものでございます。

右ページ説明欄◎監査執行費は、監査委員及び事務局に関する経費を計上したものでございます。

主なものは、監査委員2名分の委員報酬及び費用弁償並びに事務局職員3名分の人件費で、条例により、監査委員の報酬は月額で、代表監査委員が6万8,500円、議会選出の委員が4万3,500円となっております。

また、費用弁償は、定期監査や例月出納検査等を実施した際や、各都市の監査委員で組織する都市監査委員、全国、関東、埼玉県、県北の4団体でございますが、これらが主催する総会・研修会へ参加した場合にそれぞれ支給するものでございます。なお、定期監査の実施は年間58箇所を予定しております。

その他、10節消耗品費は、業務の参考として購入している図書の追録や事務用品を購入するための経費です。

12節工事監査委託料は、工事監査を実施するため、技術的、専門的な識見を有する民間団体に監査業務を委託するものでございます。

以上が、歳出についてでございます。

なお、歳入につきましては、全て一般財源を充てておりますので、歳入項目はございません。

以上で、監査委員事務局の予算についての説明を終わりにさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第5号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑の申出はございません。質疑を終結いたします。

以上で、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、監査委員事務局所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時 36分 休憩

午後 2時 37分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議会事務局所管の議案について審査を行います。

まず、新井議会事務局長にご挨拶をお願いいたします。

○議会事務局長 総務文教常任委員の皆様には、日頃から議会事務局の業務に対しまして、格別なるご理解、ご協力を賜り、深く御礼を申し上げます。

3月定例会委員会審査の最後となりますが、議会事務局所管の議会費につきまして、お疲れのところ大変恐縮に存じますけれども、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、説明につきましては、大澤次長から申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。

△議案第5号について

○委員長 初めに、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、議会事務局所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

大澤議会事務局次長、お願いいたします。

○議会事務局次長 よろしく申し上げます。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

初めに、歳出から申し上げますので、予算に関する説明書の70ページをお開き願います。

1款議会費でございますが、予算額は2億5,191万1,000円で、前年度と比べて425万1,000円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、令和6年4月から埼玉県市議会議長会の会長市として、本市の議長が会長に就任する予定となっておりますことから、これらに係る関係経費、また令和6年度は友好都市である桑名市、白河市との3市友好都市議員交流事業を本市で開催するための関係経費を新たに計上したことが増額の主な要因でございます。

次に、歳出のうち、主なものを申し上げますので、右ページ説明欄の◎市議会運営費をご覧ください。

まず、1節の1行目、議員報酬から4節の6行目、労働保険料までは、議長、副議長及び議員18人並びに議会事務局職員6人と、埼玉県市議会議長会の業務に係る会計年度任用職員1人分の人件費でございます。

なお、4節の1行目、議員共済会負担金は、負担金率が令和5年度の31.5%から29.3%へ引き下げられたため、216万4,000円の減額となっております。

次に、7節の謝金は、新規事業として議員を対象としたハラスメント研修会を開催するための講師謝金でございます。

次に、8節の費用弁償から3行目の研修旅費までは、委員会の行政視察、議長会関係の研修会等へ参加した場合の議員の費用弁償及び職員の旅費等でございます。

次に、10節の2行目、印刷製本費は、議会だよりなどの印刷に要する経費でございます。

次に、11節の4行目、データ反訳料は、定例会及び常任委員会の会議録の反訳料でございます。

次に、12節の1行目、会議録検索システムデータ作成委託料は、市議会ホームページ内にあります会議録検索システム用のデータ作成委託料、1行飛びまして、OAシステム保守点検委託料は、議場内音響映像システムの定期点検でございます。

次に、13節の1行目、OAシステム利用料は、本会議のインターネット中継に伴うサーバー使用料及び令和6年度からインターネット中継における字幕配信を予定しているためのシステム使用料を新たに追加するとともに、タブレット端末にインストールしているペーパーレス会議システム、モアノートの利用料でございます。

次に、73ページをお願いいたします。

1行目のOA機器借上料は、事務局内のコピー機のリース料、また議場内音響映像システムのリース料、さらに議員の皆様にご貸与しておりますタブレット端末のリース料などがございます。

次に、17節の1行目、庁用器具費は、先ほどのOAシステム利用料で説明いたしました字幕配信に伴い、新たに議場の傍聴席に字幕表示用モニターを設置するための経費などがございます。

次に、18節の1行目、議長会関係負担金は、埼玉県、関東及び全国市議会議長会の負担金のほか、埼玉県市議会議長会会長市としての事務費に係る経費として40万円を新たに計上し

ております。

次に、5行下の政務活動費交付金は、議員の調査研究、その他の活動に資するため、必要な経費の一部として、会派等に対し、議員1人当たり月額1万円を交付するものでございます。

次の友好都市議員交流会実行委員会補助金は、令和6年7月に予定しております桑名市、白河市との3市友好都市議員交流事業を本市で開催するため、歓迎会及び情報交換会等に係る費用の一部、また借り上げバスの費用として、実行委員会補助金として計上しております。

歳出の説明については以上でございますが、これら歳出を賄う歳入は全て一般財源となっておりますので、歳入については議会事務局の所管はございません。

以上で、議会事務局所管の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第5号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

3番 新委員。

○3番 新委員 1点だけ。71ページのOAシステム利用料の映像配信の点ですけれども、字幕をつけるのに、どれぐらい予算がかかるのでしょうか。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

大澤議会事務局次長。

○議会事務局次長 字幕配信に係るシステム使用料ですが、今のインターネット中継のシステムにプラス月額2万円を追加して、字幕配信を予定しております。

それとともに、字幕配信用のモニター設置として庁用器具費で予算を予定させていただいております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、議会事務局所管部分についての審査を終了いたします。

以上をもって、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算について、全ての部署の質疑が終了いたしました。

△議案第5号の討論

○委員長 続いて、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算についての討論を行います。

討論のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員は、反対、賛成。

○5番 村田委員 反対です。

○委員長 反対の立場ですね。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、5番 村田委員、お願いいたします。

○5番 村田委員 それでは、反対の立場から討論させていただきます。

中学校の学校給食費、この無償化が有料に戻され、今、国を挙げて子育て支援の中にあつて、全国的にも今無償化を実施する自治体が増えてきています。そういう流れにも反していると思います。保護者の負担軽減に大きく寄与してきたこの事業ですので、大変喜ばれていた事業であり、子ども未来基金、これなどの活用もできる、予算はあるにもかかわらず、無償化をやめたこと。

あるいは、また同和関係の事業では、事業自体がこの同和问题、この課題に対する事業として実情にそぐわないものも実施されており、本年度予算の大きな瑕疵、傷ですね、こう言わざるを得ない。

したがって、反対といたします。

以上です。

○委員長 他に討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

△議案第5号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手

をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

○委員長 なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決しました。

△閉会の宣告

○委員長 本日はこれにて閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後 2時 50分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 梁 瀬 里 司

建設環境常任委員会

3月7日（木曜日）

令和6年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和6年3月7日（木曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第 5号 令和6年度行田市一般会計予算
議案第10号 令和6年度行田市水道事業会計予算
議案第11号 令和6年度行田市公共下水道事業会計予算
議案第33号 行田市道路線の認定について
議案第34号 行田市道路線の廃止について
- 審査日程 **【建設部】**
議案第33号 行田市道路線の認定について
議案第34号 行田市道路線の廃止について
議案第 5号 令和6年度行田市一般会計予算
- 【都市整備部】**
議案第 5号 令和6年度行田市一般会計予算（上下水道経営課・水道課）
議案第10号 令和6年度行田市水道事業会計予算
議案第 5号 令和6年度行田市一般会計予算（上下水道経営課・下水道課）
議案第11号 令和6年度行田市公共下水道事業会計予算
議案第 5号 令和6年度行田市一般会計予算（都市計画課・建築開発課・
企業誘致課）

○出席委員（6名）

委員長	小林	修	委員	2番	小林	淳一	委員
副委員長	木村	博	委員	3番	吉田	豊彦	委員
1番	福島	ともお	委員	4番	小野寺	貴男	委員

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

高橋	栄一	都市整備部長
加藤	修	都市整備部次長兼 水道課長
五十幡	雅弘	都市整備部次長兼 下水道課長
寺田	定弘	都市計画課長
山崎	博司	建築開発課長
馬場	康治	企業誘致課長
根岸	正臣	上下水道経営課長
吉田	秀和	都市整備部副参事
青山	義徳	建設部長
黒澤	典弘	管理課長
藤野	賢哉	道路治水課長
小倉	健	営繕課長

○事務局職員出席者

書記 田島裕介

午前 9時 30分 開会

△開会の宣告

○委員長 ただいまから建設環境常任委員会を開催いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますのでよろしくご注意のほどお願い申し上げます。なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されております案件は、議案6件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お手元に配付いたしました審査日程により行います。

△現地視察について

○委員長 初めにお諮りします。議案第33号及び議案第34号、行田市道路線の認定及び廃止については、現地視察を行った後に審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、行田市道路線の認定及び廃止については現地視察を行いますので、危機管理課協の西側玄関前までご移動をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前 9時 31分 休憩

午前 10時 56分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用していただくようお願いいたします。また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

初めに、建設部所管の議案について審査を行います。

建設部長、ご挨拶をお願いいたします。

○建設部長 本日は、審査日程が厳しい中、誠に恐縮ですが一言挨拶させていただきます。

建設環境常任委員会の皆様には、建設部所管の事務事業に深いご理解をいただき、誠にあ

りがとうございます。また、大変お忙しい中、建設部に関わる議案につきまして審査をいただきますことに心から感謝を申し上げます。さらに、先ほど貴重なお時間をいただきまして現地視察をいただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日審査いただきます案件は、議案第33号 行田市道路線の認定について、議案第34号 行田市道路線の廃止について及び議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算の3議案でございます。内容は多岐にわたりますが、何とぞご慎重なる審査、ご指導を賜りますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、この後担当課長から説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第33号及び議案第34号について

○委員長 初めに、議案第33号 行田市道路線の認定について及び議案第34号 行田市道路線の廃止について一括議題とし、執行部の説明を求めます。

管理課、黒澤課長、お願いします。

○管理課長 現地調査ありがとうございました。

議案第33号及び第34号について、順次ご説明いたします。

初めに、議案第33号 行田市道路線の認定について。

議案書の147ページをお願いいたします。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、2路線の市道認定について議決をお願いするものでございます。なお、148ページ以降に位置図を添付してございます。また、表の右側の幅員及び延長は参考に記載させていただきました。

表の一番上、路線名5.4-80号線、起点、行田市栄町29番1地先、終点、行田市栄町19番地先は、経緯から申しますと、平成14年に行田市私道等寄附要綱に基づき市に道路用地として、当時、同要綱第2条第5項の特に市長が認めるものであることに該当する私道として、同項第3条の寄附要件を満たすことから、寄附を受けたものでございます。その後、道路認定を行われないまま現在に至ったものであります。今年度、土地利用について相談がありましたことから、行田市道路線の認定及び廃止に関する要綱により、第3条第1項第1号行田市私道等寄附要綱に基づき寄附された道路であり、同条2項の要件を満たすことから、当該

道路について認定するものでございます。

次の6.3-653号線、こちらは、起点、行田市大字持田字砂原1653番地先、終点、行田市大字持田字砂原1650番3地先は、都市計画法に基づく開発行為により整備された道路について、市に帰属されたため認定するものでございます。

以上、2路線の市道を認定するものでございます。

続きまして、議案第34号 行田市道路線の廃止についてご説明いたします。

議案書の150ページをお願いします。

本案は、道路法第10条第3項の規定に基づき、3路線の市道の廃止について議決をお願いするものでございます。

なお、151ページに位置図を添付してございます。また、表の右側の幅員及び延長は、参考に記載させていただきました。

表の一番上、路線名10.3-131号線、起点、行田市大字南河原字北二ノ町2740番地先、終点、行田市大字南河原字北二ノ町2736番地先、次の10.3-132号線、起点、行田市大字南河原字北二ノ町2736番地先、終点、行田市大字南河原字北二ノ町2733-1番地先、並びに10.4-35号線、起点、行田市大字南河原字北二ノ町2736番地先、終点、行田市大字南河原字北二ノ町2739番地先、以上3路線は、市営北部住宅取壊しに伴い道路機能の喪失が確認されたため、それぞれ廃止しようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第33号及び第34号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

△議案第33号及び議案第34号の質疑

○委員長 次に質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 それでは、順次質疑をさせていただきたいと思います。

議案第33号の5.4-80号線に関してお伺いしたいと思います。これにつきましては、私としても、初めに議案を見たときに、なぜこの道路が今の段階になって出てきているのかと率直に疑問に思ったところがありました。実際問題として、今、行田市私道等寄附要綱第2条第5項の特に市長が必要と認めるものであることとご説明がありましたけれども、どういう経緯でこの道路がそのように当時なっていたのかというのが1点目。

もう1点が、平成14年ということですから2002年、今から22年ほど前のことになると思いますが、今になって分かったということは分かったのですが、なぜ当時市道認定は出さなかったのか、その2点をお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長 黒澤課長。

○管理課長 それでは、福島議員の質疑にお答えします。

どういう経緯で寄附を受けたのかという質疑でございますが、こちらは、当時の資料で、平成14年に寄附を受けているのは間違いないのですが、要綱の中で、私道等について、市長が認めるものという文言で私道を受けたのだろうという推測でしか分かりません。寄附を受けている路線でありますので、寄附を受けたことによる市道認定ということで、今回提出させていただきます。

また、平成14年に、なぜそのときに市道認定しなかったのか、こちらにつきましても、詳しいところは分からないのですけれども、今、地権者からそちらの土地利用について相談がありまして、認定していないままの状態でしたので、今回認定のほうをのせさせていただきました。

以上です。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございます。

要は、当時の資料とか、何もそういうものが残っていないということでもいいのかという確認が1つと、今回開発行為が行われるという相談があったから判明したと思うのですけれども、現状ですと、そういうものがなければそのままになっていたという感じですか。

○委員長 黒澤課長。

○管理課長 今の質問は、なぜ寄附を受けたかということとはちょっとわからない。当時の状況は、寄附を受けた書類があるだけです。あと、土地利用の観点から、地権者から相談があって、今回、市道認定させていただくわけですけれども、その当時の状況は不明で、推測でしかわかりません。

以上です。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 そうなってしまうとまずい点があるのかなという気もしますが、詳しい経緯を記した資料がないということだと思いますけれども、仮にこの認定が出ないとなる

と、開発は無理になってしまうということなのでしょうか。

○委員長 黒澤課長。

○管理課長 今回市道認定されないと、そこでの開発はできないということになります。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 今後このようなことがないように、再発防止を徹底していただきたいということで、これは私からの要望となります。

以上です。

○委員長 他に質疑のある方はおられますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 6.3-653号線の市道認定ですけれども、土地開発公社から出てきて市道認定を受けるについては、そのそばに防火水槽があったんです。土地開発の中で防火水槽がありまして、蓋があったんですけども、そういうのを初めて見たんですけれども、市道認定を受けるには、そういう開発の土地の中に、何平米以上のところには防火水槽を付けなさいという条件等もあって、それがなければ市道認定しませんという条項もあるのか確認したかった。防火水槽が何であったか。

○委員長 黒澤課長。

○管理課長 防火水槽のことですけれども、そちらは開発行為のほうで行われているもので、防火水槽がなかったからといって市道認定ができないというのは別で、開発することによって防火水槽の設置が義務づけられているのです。その中で市道も一緒に造っているということで、直接は関係していないのかと。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 私は、防火水槽がなければ市道も認定しませんと条項の中にあるのかと思って質疑をさせてもらった。それが関係なければいいです、開発のほうだからね。分かりました。

○委員長 他に質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第33号及び議案第34号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

まず、議案第33号 行田市道路線の認定については原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決するに決しました。

次に、議案第34号 行田市道路線の廃止については原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 11分 休憩

午前 11時 13分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第5号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、建設部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、管理課、黒澤課長、お願いします。

○管理課長 議案第5号 令和6年度一般会計予算のうち、建設部及び管理課所管につきまして、主要事業及び変更点について説明いたします。

初めに歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書180ページをお願いいたします。

8款土木費のうち、建設部関係は17億4,111万9,000円でございます。前年度に比べ4億4,460万円、率にして34.3%の増でございます。

1項1目土木総務費は、前年度に比べ1,432万1,000円の増額となっております。この主な要因は、管理課関係経費の増によるものでございます。

181ページの説明欄をお願いいたします。

まず、1つ目の◎土木一般管理費ですが、これは、管理課7名と営繕課8名の一般職員15

人分及び管理課と営繕課の会計年度任用職員2人分の人件費を計上したものでございます。

次に、2つ目の◎管理課関係経費のうち主なものといたしまして、11節出役料は、不用道路、水路敷売払い時の除草、清掃、後片付け作業及び道路上、水路内にある撤去物の除去作業などの作業員賃金でございます。5つ下の保険料は、市が管理する道路1,121キロに係る道路賠償責任保険に加入する費用でございます。

12節道路台帳作成更新業務委託料は、道路改良による幅員の拡幅や開発行為に伴い帰属された道路台帳補正の委託業務に要する費用です。調査測量設計委託料は、現況の道路、水路と構造が大きく異なる箇所等において、官民境界を確定させるための委託業務の費用でございます。除草委託料は、見沼廃川敷、忍川管理用道路の市道認定及び遊歩道占用箇所、旧忍川管理用道路遊歩道箇所と弁天門樋のポケットパークの管理除草を実施する費用でございます。OAシステム保守点検委託料は、同システムの保守点検委託に要する費用でございます。

13節OAシステム借上料は、道路台帳システム機器借上料で、新たに5年リースを予定しており、その費用を計上したものでございます。器具・機材借上料は、不要道路、水路敷売払い時の除草、清掃、後片付け等に使用する草刈り機、ダンプトラック等の器具・機材の借り上げ費用でございます。

183ページをお願いいたします。

電話交換機借上料は、都市計画課から事務の移管を受け、本市が借用している地方庁舎の2階、3階の執務室における電話機の借上料を計上したものでございます。

15節境界杭材料費は、官民境界確認後に必要なコンクリートくい、金属プレートを購入する費用でございます。

18節埼玉県行田地方庁舎施設管理費負担金は、こちらも都市計画課から事務の移管を受け、行田地方庁舎を使用することに伴う埼玉県への負担金でございます。負担金補助及び交付金は、五県連合利根川上流改修促進期成同盟会会費ほか4件の負担金でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項5目1節道路橋りょう使用料、右説明欄、道路占用料は、市が管理する道路を占用する電柱、電線及びガス管等に係る占用料を見込んだものでございます。

2節河川使用料、右側説明欄、水路敷使用料は、市が管理する水路敷を使用する電柱等に係る使用料を見込んだものでございます。

36ページをお願いいたします。

2項4目1節土木管理手数料、右側説明欄、屋外広告物許可手数料60件分、境界確認等証明手数料200件分、道路台帳等交付手数料1,680件分の収入を見込んで計上したものでございます。

少し飛びまして、48ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目1節土地建物貸付収入、右側説明欄、上から8行目、一般土地貸付収入（管理課）は、不用品路敷の貸付けを行っている矢場2丁目地内以下8件、面積にして1,178平方メートル分の収入を見込んだものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

2項1目1節土地売払収入、右側説明欄、土地売払収入（管理課）は、不用品路敷、不用品路敷の売払い金額で、今年度の相談件数に基づき収入を見込んだものでございます。

以上で管理課所管の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、道路治水課、藤野課長、お願いいたします。

○道路治水課長 それでは、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算のうち、道路治水課が所管する部分についてご説明申し上げます。

初めに歳出予算から説明申し上げますので、予算に関する説明書の180ページをお開き願います。

1項1目土木総務費のうち、183ページ、説明欄2つ目の◎用地関係事務費の主なものといたしまして、12節調査測量設計委託料は、行田市私道等寄附要綱の規定に基づき私道等の寄附を受け入れる際に必要となる測量業務、分筆登記に係る経費でございます。

184ページをお願いいたします。

2項1目道路橋りょう総務費の右ページ説明欄、1つ目の◎道路橋りょう一般管理費の主なものといたしまして、1節会計年度任用職員報酬から10節被服費につきましては、建設部長、道路治水課職員14名及び会計年度任用職員1名、合計16名分の人件費と事務費などの経常的経費でございます。

13節土木積算システム借上料は、工事や委託業務の設計積算に使用している埼玉県土木積算システムの賃貸借及び同システムのパッケージ保守に係る経費でございます。

次の○A機器借上料は、工事図面や外部機関との協議、工事説明会などで使用する図面をA1やA0サイズに印刷するためのデジタル複合機の賃貸借に係る経費でございます。

18節水道工事負担金は、道路工事の支障となる水道管の移設工事に係る負担金でございま

す。次の道路境界関係負担金から県市町村河川課長連絡協議会負担金は、本市が会員となっている各種団体への負担金や会費をそれぞれ計上したものでございます。次の道路河川愛護会連合会補助金及び道路河川愛護会補助金は、道路河川の愛護思想を普及し、道路河川の維持保全を図るために活動している市内33団体や同連合会への補助金をそれぞれ計上したものでございます。

次に、2目道路維持費は、市が管理する道路や道路施設の維持管理に係る経常的経費のほか、生活道路の維持補修に係る経費を計上しております。

右ページ説明欄、2つ目の◎道路維持補修費の主なものといたしまして、10節修繕料は、秩父鉄道行田市駅、J R行田駅の両駅前の公衆トイレやJ R行田駅自由通路エレベーター、道路照明灯などに不具合があった場合の修繕料でございます。次の電気料は、秩父鉄道行田市駅、J R行田駅、両駅前の公衆トイレや国道125号アンダーパスの照明及び雨水排水ポンプなど25施設の電気料でございます。次のガス料は、城西ポケットパークのガス灯2基のガス料金でございます。次の上下水道料は、秩父鉄道行田市駅、J R行田駅の駅前トイレや小沼橋ポケットパークの水飲み場などの水道料金及び下水道使用料でございます。

次に、11節出役料は、道路、側溝などの簡易な修繕や清掃、街路樹の剪定や除草など緊急作業に係る作業員の経費を計上したものでございます。

12節道路点検委託料は、市が管理する道路のうち、道路種別や交通状況などを考慮し、損傷の進行が早く重要度の高い路線など31.7キロメートルについて、路面性状測定車により、ひび割れやわだち掘れ、平坦性など、路面の破損状態を測定するための委託料でございます。なお、本市では、国土交通省が定めた舗装点検要領の規定を準用し、5年に1回の頻度で路面性状測定車を使用した道路点検を実施しているものでございます。

187ページをお願いいたします。

上から2行目、調査測量設計委託料は、市内各所の舗装、側溝の修繕工事や舗装の個別施設計画に基づく幹線道路舗装修繕工事に伴う調査測量設計業務に係る経費でございます。次の清掃委託料は、行田市駅、J R行田駅、両駅前トイレ及びJ R行田駅の自由通路エレベーターの清掃に係る経費でございます。次の除草委託料は、大字須加、大字荒木及び大字若小玉地内の主要道路の除草に係る経費でございます。次の剪定委託料は、南大通線のケヤキと低木の剪定に係る経費でございます。次の機械器具等保守点検委託料は、J R行田駅自由通路エレベーター設備の保守点検に係る経費でございます。次の道路パトロール業務委託料は、市が管理する道路や附属施設の異状の有無、損傷箇所の早期発見及び補修を行うなど、常時

良好な状態が保たれるよう、道路状況や道路の利用状況を把握するための道路パトロールに係る経費でございます。次の側溝清掃委託料は、道路側溝の清掃で発生した土砂の運搬、処分に係る経費でございます。

13節器具・機材借上料は、道路、側溝などの簡易な修繕や清掃、街路樹の剪定や除草など緊急作業時に使用する機械の借りに係る経費を計上したものでございます。

14節工事請負費の道路舗装修繕工事請負費、幹線道路舗装修繕工事請負費及び側溝修繕工事請負費は、市内各所の舗装や側溝の修繕工事に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。次の補修用材料費は、道路の補修に使用する砕石や常温合材などの購入に係る経費でございます。

次に、3目道路新設改良費のうち、右ページ説明欄、1つ目の◎市道新設改良費の主なものといたしまして、1節会計年度任用職員報酬、4節労働保険料、8節費用弁償、10節電気料、13節器具・機材借上料及び15節工事用材料費は、生活道路等の整備に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

12節調査測量設計委託料並びに14節道路改良工事請負費、道路舗装新設工事請負費及び側溝整備工事請負費は、市内各所の生活道路の整備に係る調査測量設計業務や工事に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

16節土地購入費は、生活道路の拡幅整備に伴う用地取得に係る土地購入費でございます。

18節踏切拡幅事業負担金は、秩父鉄道行田市駅西側の行田市No. 1踏切道の拡幅工事に伴う秩父鉄道株式会社への負担金でございます。

21節物件移転等補償料及び電柱移設補償料は、いずれも市内各所の生活道路の整備に伴う物件移転や電柱移設の補償料をそれぞれ計上したものでございます。

次に、2つ目の◎幹線道路整備事業費の主なものといたしまして、12節調査測量設計委託料及び189ページの14節道路改良工事請負費は、荒木・須加幹線道路整備事業に係る詳細設計業務や工事に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

16節土地購入費及び21節物件移転等補償料は、荒木・須加幹線道路整備事業の用地取得に係る土地購入費及び物件移転補償料をそれぞれ計上したものでございます。

次に、4目橋りょう維持費は、橋りょう長寿命化事業を実施し利用者の安全を確保するため、橋りょうの定期点検や修繕工事などに係る経費を計上しております。

右ページ説明欄、1つ目の◎橋りょう維持補修費の主なものといたしまして、12節橋りょう長寿命化修繕計画策定委託料は、市が管理する橋長2メートル以上の橋りょう695橋を対

象とした橋りょう長寿命化修繕計画の策定に係る経費でございます。なお、本計画につきましては、5年に分けて実施している橋りょう定期点検が令和5年度で2巡目の点検が終了することから、当該点検結果を踏まえた修繕計画を策定するものでございます。次の橋りょう点検委託料は、市が管理する橋長2メートル以上の橋りょう695橋について、道路の適正な維持管理のため、道路法施行規則の規定に基づき5年に1回の定期点検を実施するための委託料でございます。次の調査測量設計委託料及び14節橋りょう修繕工事請負費は、行田市橋りょう長寿命化修繕計画に基づく橋りょう長寿命化事業に伴う設計業務や修繕工事に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

次に、5目橋りょう新設改良費は、老朽化した橋りょうについて、車両の大型化・重量化に適応した橋りょうに架け替えるための経費を計上しております。

右ページ説明欄、2つ目の◎橋りょう新設改良費の主なものといたしまして、12節調査測量設計委託料は、埼玉県が主体となって進めている1級河川忍川の河川改修事業に伴う諏訪山橋の架替えに関連する取付け道路の拡幅整備に係る調査測量業務に要する費用でございます。

16節土地購入費及び21節物件移転等補償料は、諏訪山橋の架替えに関連する取付け道路の拡幅整備に伴う用地取得に係る土地購入費及び物件移転補償料をそれぞれ計上したものでございます。

戻りまして、18節橋りょう架換工事負担金は、1級河川忍川の河川改修事業に伴う樋上橋の架替工事に対する埼玉県への負担金でございます。

次に、3項1目河川維持費のうち、右ページ説明欄、3つ目の◎河川等改修費の主なものといたしまして、12節調査測量設計委託料は、太井・持田地区の側溝改良工事や市内各所の排水路改良工事、校庭貯留施設整備工事などに伴う調査測量設計業務に係る経費でございます。また、これらのほか、忍川と忍沼川の合流部への逆流防止堰設置の必要性を検討するための経費を計上しております。

14節排水路整備工事請負費は、太井・持田地区の側溝改良工事に係る経費、次の排水路改良工事請負費は、市内各所の排水路改良工事に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

次に、一番下の◎河川維持管理費は、排水機場やポンプ場、調整池などの排水施設の維持管理に係る経費のほか、市の管理水路や河川の維持補修などに係る経費を計上しております。

主なものといたしまして、10節修繕料は、排水機場や調整池の排水施設、国道125号アン

ダーパスの排水ポンプに不具合があった場合の修繕料でございます。次の電気料は、内水排除施設である排水機場や調整池、国道125号アンダーパスの排水ポンプ稼働時の電気料でございます。

11節出役料は、水路の清掃やしゅんせつ、簡易な修繕など緊急作業に係る作業員の経費を計上したものでございます。

191ページをお願いいたします。

12節除草委託料は、旧忍川の河川敷や長野工業団地の調整池などの除草に係る経費でございます。次の自家用電気工作物保守点検委託料は、上荒井ポンプ場の自家発電機の保守点検や各排水機場、調整池及び国道125号アンダーパスの排水施設などの保守点検に係る経費でございます。

13節器具・機材借上料は、水路の清掃やしゅんせつ、簡易な修繕など緊急作業時に使用する機械の借りに係る経費を計上したものでございます。また、長野落し悪水路とがながら落し排水路に設置する河川監視システムの借りに係る経費も計上しております。

14節水路補修工事請負費は、市民から要望のあった水路敷の防草対策として、土揚げ式のコンクリート設置工事に係る経費を計上したものでございます。次の設備改修工事請負費は、昭和59年に設置し41年が経過した上荒井ポンプ場の自家発電設備の更新工事及び平成4年に設置し32年が経過した第8号排水機場の除塵機の修繕工事に係る経費でございます。

18節排水路改良事業負担金は、元荒川上流土地改良区が実施する下長野用水路改良工事に對する市負担分を計上したものでございます。

次に、4項1目都市計画総務費のうち、道路治水課が所管する部分をご説明申し上げますので、195ページをお開き願います。

2つ目の◎道路治水課関係経費の18節全国街路事業促進協議会負担金及び県街路事業推進協議会負担金は、都市計画道路の整備・充実の推進を目的とする協議会への負担金をそれぞれ計上したものでございます。

2つ下の◎県道整備促進事業調整費の18節行田市停車場酒巻線道路改築連絡協議会交付金、騎西鴻巣線道路整備促進協議会交付金及び熊谷羽生線道路整備促進協議会交付金は、埼玉県が実施する県道行田市停車場酒巻線バイパス以下3路線の整備を促進するため埼玉県への要望活動等を行う地元協議会への交付金をそれぞれ計上したものでございます。

少し飛びまして、258ページをお開き願います。

12款諸支出金のうち、2項1目土地開発公社振興費は、土地開発公社事務費補助金でござ

います。

以上で歳出予算について説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げますので、戻りまして40ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項4目土木費国庫補助金のうち、道路治水課が所管する部分、1節道路橋りょう費補助金の右ページ説明欄の上から、幹線道路修繕事業補助金は、市道7.1-5号線の都市計画道路古代蓮の里通線において、舗装の個別施設計画に基づく幹線道路舗装修繕工事に対するものでございます。次の通学路安全対策事業補助金は、大字堤根地内で実施する通学路の安全対策に関するもので、歩行スペースを確保するための側溝修繕工事に対するものでございます。次の狭あい道路整備事業補助金は、幅員4メートル未満の狭隘な生活道路の拡幅整備に対するものでございます。次の橋りょう長寿命化事業補助金は、橋りょう定期点検業務や橋りょう長寿命化修繕計画に基づく橋りょう修繕工事などに対するものでございます。次の踏切拡幅事業補助金は、行田市駅西側の行田市No.1踏切道の拡幅工事に対するものでございます。次の幹線道路整備事業補助金は、荒木・須加幹線道路整備事業の詳細設計業務や道路改良工事などに対するものでございます。

次に、2節河川費補助金のうち、右ページ説明欄、治水事業費補助金は、泉小学校で予定している校庭貯留施設整備工事の測量設計業務に対するものでございます。

少し飛びまして、66ページをお開き願います。

21款市債、1項6目土木債のうち道路治水課が所管する部分は、1節道路橋りょう債の右ページ説明欄の上から、道路整備事業債は、市道第7.1-5号線、都市計画道路古代蓮の里通線の幹線道路舗装修繕工事や通学路安全対策事業及び踏切道拡幅工事などに対するものでございます。次の幹線道路整備事業債は、荒木・須加幹線道路整備事業に対するものでございます。次の橋りょう長寿命化事業債は、橋りょう長寿命化修繕計画に基づく橋りょう長寿命化事業に伴う設計業務や修繕工事に対するものでございます。次の橋りょう整備事業債は、1級河川忍川の河川改修事業に伴う樋上橋の架替工事負担金に対するものでございます。

次に、2節河川債の右ページ説明欄、出水対策事業債は、上荒井ポンプ場の自家発電設備更新工事及び第8号排水機場の除塵機設備修繕工事に対するものでございます。次の排水路整備事業債は、太井・持田地区の側溝改良事業や市内各所の排水路改良事業に対するものでございます。

以上で道路治水課が所管する部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、営繕課、小倉課長、お願いします。

○営繕課長 続きまして、営繕課所管部分について説明させていただきます。

初めに歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の183ページをお願いします。

8款1項1目土木総務費のうち、説明欄の上の◎営繕課関係経費は、営繕課職員の時間外勤務手当、消耗品費、車両保険料など、業務執行上の経常的経費でございます。

次に、198ページをお願いいたします。

8款5項1目住宅管理費、右ページ説明欄の◎市営住宅維持管理費の主なものといたしまして、1節の委員報酬及び8節の費用弁償は、市営住宅委員会の委員8名分の経費で、会議は年2回の開催を予定しております。

10節の3行目、電気料は、小橋住宅の受水槽の動力設備などに係る電気料でございます。

12節の1行目、調査測量設計委託料は、斎条住宅の電気幹線改修工事を行うための設計委託料でございます。その下の住宅管理委託料は、市営住宅の管理を引き続き埼玉県住宅供給公社へ委託する委託料でございます。

13節の2行目、器具・機材借上料は、市営住宅の住戸内に設置するガス漏れ警報器のリース料でございます。その下の土地借上料は、民間の土地に建設された市営住宅5住宅の土地の借上料でございます。

14節の1行目、市営住宅工事請負費は、市営住宅を適正に維持管理するための改修工事3件分の経費でございます。この3件の内容といたしましては、1件目、小橋住宅1号棟給水管改修工事、2件目、小橋住宅及び荒木住宅外部鉄部塗装工事、3件目、中斉住宅1号棟高架水槽配管等更新工事の3件でございます。その下の建物解体工事請負費は、耐用年数を経過し空き家となっている市営住宅の解体に要する経費で、東住宅8棟、荒井住宅1棟、曲目第二住宅1棟を解体する予定でございます。

21節の物件移転等補償料は、今後解体を予定している市営住宅にお住まいの方を対象に、他の市営住宅への住み替えに応じてくれた方に対する補償料で、2件分を見込み計上したものでございます。

以上で歳出予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

恐れ入りますが、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款1項5目土木使用料、4節の住宅使用料につきましては、右ページの説明欄、公営住

宅使用料としまして、現年度分と滞納繰越分の使用料をそれぞれ見込み計上したものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

14款2項4目土木費国庫補助金、4節の住宅費補助金につきましては、右ページの説明欄、地域住宅交付金は、市営住宅の改修工事に關し国からの補助金を見込み計上したものでございます。

次に、48ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入のうち、右ページの説明欄、上から11行目、一般土地貸付収入（営繕課）は、市営住宅の敷地の一部を近隣の市民等へ貸し付けることについて、その使用料を見込み計上したものでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

21款1項6目土木債のうち、4節の住宅債につきましては、右ページの説明欄、市営住宅の改修工事と解体工事に関する事業債でございます。

以上で、営繕課所管部分の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第5号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は随時挙手をお願いいたします。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 それぞれご説明ありがとうございました。

それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、187ページの市道新設改良費、踏切拡幅事業負担金につきまして、スケジュールも含めた形での詳細な説明をお願いできたらと思います。

もう1点が、その下の幹線道路整備事業費、これは調査測量設計等にも含まれていると思いますが、荒木・須加幹線道路整備事業の関係で、こちらも同様にスケジュールも含めた形での詳細な説明をお願いいたします。

まずは、その2点です。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 お答え申し上げます。

まず、踏切拡幅事業についてでございますが、本工事につきましては、秩父鉄道株式会社に工事をお願いしておりまして、今月末から着手をいたしまして、令和6年度末の完成を目指しております。まず、支障となる電柱ですとか、電気関係の支障物件の移設工事を行いまして、令和6年度に踏切の保安設備、あとは軌道工事を行いまして、令和6年度末の完成を予定しているところでございます。

幹線道路につきましては、12月議会におきまして工事費の繰越措置を承認いただいております。繰越措置をした工事費においては、須加地内のどぶ落とし悪水路の北側360メートルにおいて、歩道の設置工事を主とした道路改良工事を行う予定であります。また、令和6年度の当初予算で上げさせていただいておりますけれども、先ほど申し上げたどぶ落とし悪水路に架かる橋の架替工事を令和6年度に予定しております。その北に埼玉用水路という水路が東西に走っているのですけれども、そこから北側について、県道羽生・妻沼線までの区間につきましては、令和8年度までの完成を目標に、順次、用地取得、設計業務、工事を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 生活道路を含め、こうした各道路は大切でございますので、着実な整備をよろしくお願いいたします。

もう1点、199ページの市営住宅維持管理費で建物解体工事請負費4,339万9,000円でございますが、それぞれ東住宅や荒井住宅等の説明がございましたけれども、現状の予定等は含まれていない形で、仮に空いた場合とかは、前倒しで解体していく可能性もあるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長 小倉課長。

○営繕課長 お答え申し上げます。

予定にない空き家が生まれた場合の対応ということになるかと思っておりますけれども、予算の都合等もありますけれども、予算の範囲内で、前倒しでの解体というのは検討できるものと認識しております。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご答弁ありがとうございました。

南海トラフ地震、首都直下型地震等の予見がされておりますので、住んでいる方のために

も、ある程度耐用年数の過ぎている市営住宅に関しては、着実に解体する方向でやっていたらと存じます。

以上です。

○委員長 他に質疑のある方はおられますか。

副委員長。

○副委員長 ご説明ありがとうございます。何点か説明を受けたいと思います。

181ページの管理課所管の第12節道路台帳作成更新業務委託料1,800万円、道路台帳の更新ということで、金額が大きいのですけれども、どのような更新をするのか、また、毎年やっているものなのか、その辺を教えてください。

○委員長 黒澤課長

○管理課長 道路台帳作成更新業務委託料の1,800万円の内訳でございますが、こちらは、毎年やっているものと今回新たに追加してやるものがございます。毎年やっているものとしては、令和5年度に道路治水課で行われた道路改良分、開発行為によって帰属された道路、農政課が所管している道路とか、道路が完成したものについて道路台帳の修正を行うものでございます。また、今年度につきましては、若小玉の産業団地の道路の整備が終了予定となっておりますことから、今回、若小玉の道路台帳整備分を計上したものでございます。

以上です。

○委員長 副委員長。

○副委員長 若小玉は大きいですね。了解しました。

続きまして、福島委員の質問とちょっとダブるのですけれども、187ページ、市道維持補修費、14節で道路舗装修繕工事請負費7,678万円と幹線道路舗装修繕工事請負費3,400万円、それぞれの工事件数と工事場所が分かったら教えてください。

その下にある側溝修繕工事請負費もちょうと大きいのですけれども、1億3,378万円、側溝といってもいろいろあると思うので、どのような修繕を行うのか、分けられたら、L型の側溝にするのか、土側溝をロングUを入れるとか、どのようか分かりましたら、それも工事件数と工事場所を教えてください。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 お答えいたします。

工事件数と場所でございますが、まず、舗装修繕工事請負費についてでございますが、まず場所ですけれども、順次申し上げます。藤原町1丁目、大字荒木、大字真名板、大字下須

戸、大字埼玉、桜町2丁目、大字野、藤原町2丁目、以上8件を予定しております。

続きまして、幹線道路舗装修繕の工事でございますが、毎年継続して進めておりますけれども、先ほども説明申し上げました市道第7.1-5号線、都市計画道路古代蓮の里通線において、場所という長野4丁目と富士見町1丁目の境の道路になりますけれども、そちらで1件予定しております。

続いて、側溝修繕工事でございますが、まず内容ですけれども、側溝修繕工事は、基本的には蓋のかけられないU字溝を蓋つきの側溝に替えるというものが基本的な内容になっておりまして、あとは、合流式下水道が整備された区域が主となりますけれども、L型側溝をまたL型側溝に改修するというような内容になってございます。

令和6年度の予定でございますが、場所について順次申し上げます。大字北河原地内、谷郷3丁目地内、富士見町1丁目地内、富士見2丁目地内、大字堤根地内、宮本地内、藤原町2丁目地内、大字犬塚地内、旭町地内、以上9件を予定しております。このうち、旧タイプのU字溝から蓋つきの側溝に替えるのは6件、L型側溝に整備するものが3件となっております。

以上でございます。

○委員長 副委員長。

○副委員長 件数は工事の発注件数という形でいいのでしょうか。ありがとうございました。

189ページの河川等改修費の関係ですけれども、これは先ほど説明があったかもしれないですけれども、もう一度教えてください。14節排水路整備工事請負費5,346万円の工事場所と工事件数、それから、排水路改良工事請負費3,430万円の工事場所と件数、この2つの請負費の工事場所と件数について、分かったら教えてください。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 お答えいたします。

初めに、排水路整備工事でございますが、工事は4件予定しておりまして、持田4丁目、門井町2丁目、門井町1丁目、棚田町1丁目となっております。また、排水路改良工事でございますが、7件予定しておりまして、大字斎条地内、大字持田地内が2件、大字和田地内、大字中江袋地内、桜町1丁目地内、大字須加地内となっております。

以上でございます。

○委員長 副委員長。

○副委員長 ありがとうございました。

以上です。

○委員長 他に質疑のある方はおられますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、審査日程のとおり、明日審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午後 0時 05分 休憩

午後 1時 04分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用させていただきようお願いいたします。また、説明及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、都市整備部所管の議案について審査を行います。

まず、都市整備部長にご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○都市整備部長 皆さん、こんにちは。

本日は、審議日程が厳しい中、誠に恐縮ではございますが、一言挨拶をさせていただきます。

建設環境常任委員会の皆様には、都市整備部所管の事務事業に深いご理解をいただきまして誠にありがとうございます。また、年度末の多忙な時期にもかかわらず、都市整備部に係る3議案につきまして審査をいただきますことを心より感謝申し上げます。

さて、本日審査をお願いいたしますのは、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算のうち都市整備部所管の部分、議案第10号 令和6年度行田市水道事業会計予算、議案第11号

令和6年度行田市公共下水道事業会計予算の3議案でございますが、上下水道経営課、水道課、下水道課、都市計画課、建築開発課及び企業誘致課と多岐にわたる予算でございます。何とぞ慎重なる審査、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後担当課長から説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

本日はよろしくお願ひします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第5号及び議案第10号について

○委員長 初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、上下水道経営課及び水道課所管部分並びに議案第10号 令和6年度行田市水道事業会計予算を一括議題とし、執行部の説明を求めます。

まず初めに、上下水道経営課、根岸課長、お願いいたします。

○上下水道経営課長 それでは、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算のうち、水道事業に関する部分についてご説明申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の164ページをお願いいたします。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道事業費5,071万9,000円は、水道事業会計への繰出金で、簡易水道事業債に係る元金償還金及び利子償還金並びに児童手当の給付に要する経費に充てるものでございます。なお、これらは総務省が定めた繰出基準に基づき計上したものでございます。

以上で、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算のうち、水道事業に関する部分についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第10号 令和6年度行田市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

令和6年度行田市水道事業会計予算書及び予算説明書、行田市公共下水道事業会計予算書及び予算説明書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則でございます。

第2条は、令和6年度の事業運営の目標となる業務の予定量でございます。給水戸数3万5,520戸、年間総配水量938万1,000立方メートル、1日平均配水量2万5,701立方メートル、有収率91%として業務の目標を定めるものでございます。

第3条は、安全・安心な水道水の供給を主な事業とする営業部門の収益的収入及び支出でございます。収入の総額は、1款水道事業収益として18億7,601万5,000円、支出の総額は1款水道事業費用として18億2,168万6,000円でございます。

第4条は、老朽管更新工事や施設更新工事などを主な事業とする建設部門の資本的収入及

び支出でございます。収入の総額は、1款資本的収入として6億338万円、支出の総額は、1款資本的支出として17億5,665万4,000円でございます。この収支では11億5,327万4,000円の財源不足となりますが、不足額につきましては、本文中の括弧内記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為を定めるもので、水道水に必要な薬品の購入及び工事の施工時期の平準化を図るため、配水管布設等工事について、それぞれ期間及び限度額を設定するものでございます。

第6条は、企業債の借入限度額及び借入条件を定めるもので、老朽管更新工事などの財源として5億円を限度に上水道事業債を借り入れるものでございます。利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と交際費を定めるものでございます。

第8条は、一般会計からの繰出金を補助金として計上するもので、総務省が定めた繰出基準に基づいて繰り入れるものでございます。

第9条は、量水器などの棚卸資産の購入限度額を定めるもので、限度額を2,200万円とするものでございます。

次の3ページから24ページまでは、予算に関する説明書として添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、25ページをお開き願います。予算の詳細でございます。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入からご説明申し上げます。

1款水道事業収益は18億7,601万5,000円の計上でございます。

1項営業収益、1目給水収益は、水道料金収入でございます。

3目その他営業収益は、口径別加入金や設計審査手数料などの収入でございます。

次に、2項営業外収益の主なものといたしまして、2目他会計補助金は、一般会計から繰り入れるもので、旧南河原地区簡易水道事業に係る企業債の利息の一部や公営企業職員に係る児童手当に充てるものでございます。

3目長期前受金戻入は、固定資産の取得のため交付を受けた補助金等において、減価償却見合い分として収益化したものでございます。

4目雑収益は、下水道使用料徴収事務受託手数料や水道庁舎の貸付料などがございます。続きまして、支出について申し上げますので、27ページをお開き願います。

1款水道事業費用は18億2,168万6,000円の計上でございます。

1項営業費用、1目原水及び浄水費の主なものといたしまして、17節委託料は、浄水場・配水場などの設備点検委託や施設管理委託に要する費用で、23節動力費は、浄水場や各水源における電気料などの費用、24節薬品費は、水道水に必要な薬品購入の費用、29ページになりますが、31節受水費は、県営水道用水を購入するための費用でございます。

次に、2目配水及び給水費の主なものといたしまして、17節委託料は、浄水場・配水場などの設備点検委託や施設管理委託、漏水調査委託などに要する費用、20節修繕費は、配水管などの漏水修繕を行うための費用、31ページになりますが、23節動力費は、配水場等における電気料などの費用、26節工事請負費は、給水管取出し替えに係る工事請負費でございます。

次に、3目業務費の主なものといたしまして、17節委託料は、水道料金等の徴収事務委託や8年の検定満期となる量水器の取替え委託などの費用、20節修繕費は、検定満期等により交換した量水器に係る費用でございます。

33ページをお開き願います。

4目総係費の主なものといたしまして、13節備用品費は、災害時の飲料水用給水袋などの購入費用、17節委託料は、水道庁舎清掃などの委託料でございます。

35ページをお開き願います。

5目減価償却費は、固定資産に係る減価償却費で、耐用年数に応じて定額法により算出し計上するものでございます。

6目資産減耗費は、配水管の布設替え工事などにより除却された配水管などの減価償却未済分を費用として計上するものでございます。

37ページをお開き願います。

2項営業外費用、1目支払利息は、企業債の支払利息を償還計画に基づき計上するものでございます。

4目雑支出は、特定収入に係る仮払消費税及び地方消費税相当額を措置するものでございます。

5目消費税は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して算出した額を見込んだものでございます。

3項3目過年度損益修正損は、過年度の漏水などによる還付金を計上するものでございま

す。

5項1目予備費は、配給水管や施設の緊急修繕などに対応するため計上するものでございます。

続きまして、39ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入から申し上げます。

1款資本的収入は6億338万円の計上となっております。

主なものといたしまして、1項2目建設改良費等の財源に充てるための企業債は、老朽管更新工事などの財源に充てるものでございます。

5項1目負担金は、道路工事に伴う配水管移設工事や富士見工業団地拡張に伴う配水管布設工事などの負担金であります。

9項1目他会計補助金は、旧南河原地区簡易水道事業における創設事業債の元金償還金の一部に充てるため、一般会計からの繰入金を補助金として計上するものでございます。

続きまして、41ページをお開き願います。

1款資本的支出は17億5,665万4,000円の計上でございます。

1項1目建設費の主なものといたしまして、17節委託料は、配水管布設等工事や向町浄水場自家発電施設工事の設計委託料等、26節工事請負費は、他事業者からの受託工事請負費、浄水場・配水場施設の改修工事請負費、老朽管更新工事や舗装復旧工事などの配水管等布設工事請負費でございます。

2目機械及び装置費は、新規に設置した量水器に係る費用でございます。

6目向町浄水場中央監視装置等更新事業費の主なものといたしまして、43ページになりますが、26節工事請負費は、向町浄水場中央監視装置等の更新に係る工事請負費でございます。

2項企業債償還金、2目建設改良費等の財源に充てるための企業債償還金は、企業債の元金について償還計画に基づき計上したものでございます。

6項1目予備費は、緊急的な工事のうち資本的支出となるものに対応するため計上したものでございます。

以上で、議案第10号 令和6年度行田市水道事業会計予算について説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第5号及び議案第10号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

3番、吉田委員。

○3番 吉田委員 28ページの動力費の中で、電気料と備考欄に書いてあります。これは前年度より今年度予算のほうがかなり低いんです。1,198万円。今、電気料も上がっていると思うのだけれども、前年度より下がっているのはどういう原因で下がっているのですか、その説明をお願いしたい。

○委員長 加藤水道課長。

○水道課長 令和5年度に関しましては、補正もありまして、動力費は、予算上かなり増額を見込みました。令和6年度に関しましては、令和5年度の決算予定見込みで少なくなる見込みですので、1,000万円程度の予算の減額を計上したところでございます。

以上です。

○委員長 3番、吉田委員。

○3番 吉田委員 令和5年度で増額予算を見たわけですね。その中で、令和6年度予算は減額になるということは、どういう解釈をしたらいいんだろう。

○委員長 加藤課長。

○水道課長 増額が予想以上に多くなると令和5年度の当初予算では見込んでいたんです。それ以上に、先ほどのを訂正させていただきますけれども、令和4年度の補正予算で増額計上させていただきました。令和5年度の予算ではそれ以上の動力費の増額を見込んで計上しておりました。しかし、令和5年度は、実際、動力費、電気料がそれ以上に増額にならなかったというところで、令和6年度は減額させていただきました。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑のある方はお願いします。

2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 29、30ページの17節委託料ですけれども、こちらは前年度と比べて2,300万円ほど多くなっているのですが、これは委託の内容が増えたのか、それとも物価高騰とか人件費の兼ね合いで、同じ内容なのだけれどもこの金額が増えてしまったのか教えてください。

○委員長 加藤課長。

○水道課長 17節委託料ですが、令和6年度に関しましては、漏水調査の委託料を見込んでい

るため増額となっているところでございます。また、令和6年度に関しましては、上水道施設管理委託と配給水維持管理業務委託につきまして、長期継続委託の更新時期と重なりまして、人件費等の上昇を見込んでいるところでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑のある方。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 1点質疑をさせていただきます。

41ページ、42ページの資本的支出の建設改良費の建設費の工事請負費ですけれども、これは対前年度比で1億1,380万円の増額になっているかと思えますけれども、この要因というのは何なのか教えてください。

○委員長 加藤課長。

○水道課長 26節の工事請負費でございますが、配水管の老朽管更新に関して約4キロを予定しておりまして、今年度よりかなり布設替えの工事を実施する予定でございます。そのため約1億1,000万円程度増額となっているところでございます。

以上です。

○1番 福島委員 分かりました。

○委員長 他に質疑はありますか。

副委員長。

○副委員長 今の関連ですけれども、配水管が4キロということで、ちょっと増えるということですが、これによって耐震化が進むとは思いますが、今現在、配水管の耐震化率は何%で、これをやることによってどのくらい増えるのか教えてください。

○委員長 加藤課長。

○水道課長 令和5年度の見込みですが、耐震化率が約28.49%となっております。来年度に関しましては28.97%を見込んでおります。

以上です。

○副委員長 ありがとうございました。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、審査日程のとおり、明日審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承をお願いいたします。

△議案第10号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第10号 令和6年度行田市水道事業会計予算について討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第10号 令和6年度行田市水道事業会計予算は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決するに決しました。暫時休憩いたします。

午後 1時 27分 休憩

午後 1時 32分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第5号及び議案第11号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、上下水道経営課及び下水道課所管部分並びに議案第11号 令和6年度行田市公共下水道事業会計予算を一括議題とし、執行部の説明を求めます。

それでは、上下水道経営課、根岸課長、お願いいたします。

○上下水道経営課長 それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算のうち、下水道事業に関する部分についてご説明申し上げます。

予算に関する説明書の194ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、3目公共下水道費9億1,740万4,000円でございます。これは、公共下水道事業会計への繰出金で、前年度と比べて5,149万6,000円の減額でございます。行田市公共下水道事業経営戦略に基づき、国の定める繰り出し基準などを勘案し、措置したものでございます。

以上で、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算のうち、下水道事業に関する部分についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第11号 令和6年度行田市公共下水道事業会計予算についてご説明申し上げますので、令和6年度行田市水道事業会計予算書及び予算説明書、行田市公共下水道事業会計予算書及び予算説明書の45ページをお願いいたします。

第1条は総則でございます。

第2条は、事業運営の目標となる業務の予定量でございます。水洗化戸数1万9,378戸、年間有収水量493万7,240立方メートル、1日平均有収水量1万3,527立方メートルとして業務の目標を定めるものでございます。

第3条は、下水道施設の維持管理や下水の処理を主な事業とする営業部門の収益的収入及び支出でございます。収入の総額は、1款下水道事業収益として17億7,771万1,000円、支出の総額は、1款下水道事業費用として17億3,887万9,000円でございます。

第4条は、下水道管布設工事や施設更新工事などを主な事業とする建設部門の資本的収入及び支出でございます。収入の総額は、1款資本的収入として10億7,608万8,000円、支出の総額は、1款資本的支出として17億1,207万9,000円でございます。この収支では6億3,599万1,000円の財源不足となりますが、不足額につきましては、本文中の括弧内記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金処分額で補てんするものでございます。

46ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為を定めるもので、自家用電気工作物保守点検業務委託、公共下水道事業経営戦略改定業務委託及び工事の施工時期の平準化を図るため、幹枝線等工事について期間及び限度額を設定するものでございます。

第6条は、企業債の借入限度額及び借入条件を定めるもので、下水道管布設工事などの財源として公共下水道事業債5億870万円、荒川左岸北部流域下水道建設負担金の財源として流域下水道事業債1億2,000万円、企業債元金償還金の財源として資本費平準化債1億円を限度に借入れをするものでございます。利率及び償還方法は、記載のとおりでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を5億円とするものでございます。

第8条は、予定支出の各項で流用することができる経費として、営業費用と営業外費用を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と交際費を定めるものでございます。

第10条は、下水道事業運営のため、一般会計からの補助金について定めるものでございます。

第11条は、当年度利益剰余金のうち、資本的収入が資本的支出に対して不足する額の補てんとして処分する額を定めるものでございます。

次の47ページから63ページまでは予算に関する説明書として添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、64ページをお開き願います。予算の詳細でございます。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入からご説明申し上げます。

1款下水道事業収益は17億7,771万1,000円の計上でございます。

1項営業収益の主なものといたしまして、1目下水道使用料は、使用料を実績に基づき勘案し、計上するものでございます。

2目雨水処理負担金は、一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較し1,846万6,000円の減額でございます。減額の主な要因といたしましては、雨水処理に要する経費を実績に基づき見直しを行った結果、減額となったものでございます。

次に、2項営業外収益の主なものといたしまして、2目他会計負担金は、企業債支払利息及び汚水や不明水の処理に要する経費などに充てるため一般会計から繰り入れるものでございます。

3目他会計補助金は、安定した公共下水道事業運営のため一般会計から繰り入れるものでございます。

4目長期前受金戻入は、固定資産の取得のため交付を受けた補助金等において、減価償却見合い分として収益化したものでございます。

8目消費税及び地方消費税還付金は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して算出した結果、還付を見込んだものでございます。

続きまして、支出についてご説明申し上げますので、66ページをお願いいたします。

1款下水道事業費用17億3,887万9,000円の計上でございます。

1 項営業費用、1 目管渠及びポンプ場費の主なものといたしまして、17 節委託料は、ポンプ場施設等の管理委託、管渠及び緑町ポンプ場の沈砂地清掃委託、ポンプ場機械設備保守点検業務委託等に要する費用でございます。

42 節動力費は、ポンプ場における電気料金等でございます。

68 ページをお願いいたします。

2 目流域下水道維持管理負担金は、前年度と比較し 5,645 万円の増額でございます。荒川左岸北部流域下水道の汚水処理に係る負担金単価が令和 6 年度より汚水処理量 1 立方メートル当たり 38 円から 46 円に値上げになることによるものでございます。

3 目業務及び普及促進費の主なものといたしまして、17 節委託料は、本市水道事業に支払う下水道使用料徴収委託料でございます。

4 目総係費の主なものといたしまして、70 ページになりますが、19 節使用料及び賃借料は、水道庁舎の一部を下水道課の執務室として使用していることから、本市水道事業へ支払う施設借上料などがございます。

6 目減価償却費は、固定資産に係る減価償却費で、耐用年数に応じて定額法により算出し、計上するものでございます。

7 目資産減耗費は、施設更新工事等に伴い除却された構築物の減価償却未済分を費用として計上するものでございます。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の利息について、償還計画に基づき計上するものでございます。

2 目雑支出は、特定収入に係る仮払消費税及び地方消費税相当額を措置するものでございます。

3 項特別損失は、過年度の過誤納等による下水道使用料の還付金を計上するものでございます。

9 項予備費は、下水道管や施設の緊急修繕などに対応するため計上するものでございます。72 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入からご説明申し上げます。

1 款資本的収入は、10 億 7,608 万 8,000 円の計上でございます。

主なものといたしまして、1 項 1 目建設改良費企業債は、建設改良費や流域下水道建設負担金などの財源に充てる企業債で、2 目資本費平準化債は、企業債元金償還金の財源に充てるための企業債でございます。

3項1目国庫補助金は、下水道管布設工事などの財源に充てる国の交付金でございます。

8項1目他会計出資金は、企業債元金償還金などに要する経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、支出についてご説明申し上げますので、74ページをお願いいたします。

1款資本的支出は、17億1,207万9,000円の計上でございます。

1項1目建設改良費の主なものといたしまして、17節委託料は、下水道管布設工事の調査設計や緑町ポンプ場の耐震診断業務などの委託料、26節工事請負費は下水道管布設工事及び谷郷ポンプ場の改築耐震工事などに要する費用でございます。

2目流域下水道建設負担金は、荒川左岸北部流域下水道建設負担金で、埼玉県が実施する流域下水道の建設事業費を負担するものでございます。

次に、3項1目建設改良企業債償還金は、企業債の元金について、償還計画に基づき措置するものでございます。

6項貸付金は、排水設備改造資金貸付金を計上したものでございます。

以上で議案第11号についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第5号及び議案第11号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

それでは、2点ほど質疑させていただきたいと思っております。

まず、74、75ページの資本的支出から建設改良費の工事請負費、こちらは対前年度比で1億8,515万2,000円の増額になっているかと思っておりますが、増額になった主な理由をお聞かせいただけたらと思っております。

同じページの流域下水道建設負担金ですけれども、こちらは対前年度比で9,427万2,000円の減額ということで、こちらはどうしてこのようになったのかということをお聞かせいただけたらと思っております。

以上です。

○委員長 五十幡課長。

○下水道課長 工事請負費の前年度と比較しまして約1億8,500万円の増額になった主な理由

でございますが、こちらにつきましては、令和6年度に谷郷ポンプ場の汚水沈砂地や機械設備の改築、それと改築工事に併せて谷郷ポンプ場の耐震化工事を予定しておりますので、それが主な要因でございます。

続きまして、流域下水道建設負担金の前年度に対して約9,400万円の減額でございますが、こちらの主な要因につきましては、荒川左岸北部流域下水道で県で行う事業でございます、そちらに市として負担金を払うものでございます。主な県の事業として、こちらで把握している内容につきましては、資源循環工事というものが行われるのですけれども、そちらが約28億円で令和5年度に予定しておったのですけれども、令和6年度につきましては22億円ということで約6億円の減額ですとか、事業全体の減額がございまして、市として負担金が減ってきているというような形になってございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑のある方はお願いします。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 1点お願いします。

194ページの公共下水道費の中で、これも前年度に比べて5,149万6,000円の減額になっているのですけれども、説明を見ると18節負担金補助及び交付金、23節投資及び出資金と2つに分けてありますけれども、どちらが約5,100万円も減額になっているのか、そこを教えてください。

○委員長 根岸課長。

○上下水道経営課長 こちらの繰入金の5,149万6,000円の減額の内訳でございますが、トータルで9億1,740万4,000円ということで計上しておりますが、こちらは、下水道の予算書でいいますと、これの内訳が、まず、64ページの営業収益の2目雨水処理負担金、その下、営業外収益の2目他会計負担金、その下、3目他会計補助金、少し飛びまして、72ページ、一番下、他会計出資金とありますが、こちらの4つの一般会計からの繰入金の合計が、一般会計の予算書に記載してあります9億1,740万4,000円ということになります。前年度と比較して減額、増えている負担金もあるのですけれども、それぞれそこで増減がございまして、トータルで5,149万6,000円の減額となっているものでございます。

○3番 吉田委員 分かりました。

○委員長 他に質疑のある方はおられますか。

副委員長。

○副委員長 74ページの建設改良費の17節委託料ですけれども、先ほど耐震診断が行われるということですが、耐震診断がまだ行われていない施設はあるのでしょうか。また、今回耐震診断をやって、それを来年度の耐震補強工事に生かすということで今年度やるということによろしいでしょうか。また耐震診断が済んでいないところがたくさんあるのか、まずそこが聞きたいところなんですけれども、よろしくお願いします。

○委員長 五十幡課長。

○下水道課長 まず、耐震診断をまだ行っていない施設があるかということにつきましては、行田市下水道事業で施設管理をしておりますポンプ場は市内に5つございます。そのうち谷郷ポンプ場のみ耐震診断が今終わっているところでございます。令和6年度の耐震診断ということで、緑町ポンプ場を行いたいと考えてございます。残りの3つなんですけど、城西ポンプ場につきましては平成9年の耐震基準で定めた基準をクリアしてございますので、残りの東谷ポンプ場と棚田ポンプ場の耐震診断が今後必要になるかということで、下水道課として把握しているところでございます。

○委員長 副委員長。

○副委員長 緑町ポンプ場の耐震診断を今年やると、来年度に耐震工事を行うために設計も含まれているということによろしいでしょうか。

○委員長 五十幡課長。

○下水道課長 緑町ポンプ場の耐震診断を令和6年度に実施いたしますが、当然、耐震工事となりますと莫大な事業費になるかと思われます。そうした中で、診断して、実施設計をして、国庫補助金の要望をして工事となりますので、スケジュールでいいますと令和6年度に耐震診断、令和7年度に実施設計を行い、令和8年度に国庫補助要望を行いまして、令和9年度に工事着手、スケジュール感でいいますとそのような感じになると思っています。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑のある方はおられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第11号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第11号 令和6年度行田市公共下水道事業会計予算について討論を行

います。討論のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第11号 令和6年度行田市公共下水道事業会計予算は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 57分 休憩

午後 2時 05分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第5号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、都市計画課、建築開発課及び企業誘致課所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

まず初めに、都市計画課、寺田課長、お願いいたします。

○都市計画課長 それでは、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算に係る都市計画課所管部分についてご説明申し上げます。

歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の190ページをお願いいたします。

4項都市計画費、1目都市計画総務費2億4,747万2,000円のうち、都市計画課所管部分につきましては1億9,287万1,000円で、前年度と比較して1,396万1,000円の増額でございます。増額の主な要因は、企業誘致課が増えたことによる人件費の増額によるものでございます。

右側の説明欄をお願いいたします。◎都市計画一般管理費は、都市整備部長、副参事、都市計画課長、都市計画課計画グループ、建築開発課及び企業誘致課の職員20名分と都市計画課に配属された会計年度任用職員1名分の人件費でございます。

説明欄2つ目の◎都市計画課関係経費の主なものを順にご説明いたします。

1節委員報酬は、都市計画審議会3回分の開催に伴う委員報酬でございます。

12節景観計画策定委託料は、忍城址や足袋蔵などの歴史文化施設のほか、自然や眺望に関する景観資源を保全・活用した景観まちづくりを推進していくため、景観法に基づく計画を令和5年度からの2か年で策定するための経費でございます。

193ページをお願いいたします。

一番上の13節施設借上料は、都市計画課、建築開発課及び企業誘致課の3課の執務室が令和6年4月より埼玉県行田地方庁舎から水道庁舎に移転することから、施設借上料として行田市水道事業に支出する経費でございます。

18節足利鴻巣線新設整備促進同盟会分担金から関東国道協会会費まで8件につきましては、国道や県道などの整備促進を図るための活動を行っている各団体などに係る負担金でございます。

次のまち並み景観形成事業補助金は、引き続き八幡通り沿線のまち並み景観づくりを実施していくため、建物等の外観修景整備工事を実施した建物所有者等に対し補助金を交付するものでございます。

194ページをお願いいたします。

2目街路事業費431万4,000円のうち、都市計画課所管部分につきましては、419万4,000円で、前年度と比較して930万6,000円の減額でございます。減額の主な要因は、負担金補助及び交付金の減額によるものでございます。

右側の説明欄◎常盤通佐間線街路事業費のうち、12節除草委託料は、都市計画道路常盤通佐間線などに係る除草に要するもので、先行取得した土地のうち除草が必要な土地に係る年2回分の経費でございます。

18節常盤通佐間線街路事業負担金は、事業主体である埼玉県が実施する街路事業費に対する負担金でございます。

4目公園費は、3億8,356万5,000円で、前年度と比較して2,114万4,000円の減額でございます。減額の主な要因は、各所公園整備工事請負費の減額によるものでございます。

右側説明欄の◎公園維持管理費の主なものとして、1節会計年度任用職員報酬から、197ページをお願いいたしまして、8節費用弁償までは、都市計画課公園グループ職員4名及び会計年度任用職員7名に係る人件費でございます。

10節消耗品費は、公園施設の維持管理上必要となる消耗品やクビアカツヤカミキリ防除薬剤等を購入する経費でございます。2つ下の修繕料は、公園を安全に利用できるよう補修・修繕を行うための経費で、古代蓮の里の浄化槽関連や各所公園の遊具などの修繕を予定して

おります。2つ下の電気料は、公園の園内灯や移動ポンプなどに要する経費でございます。

3つ下の上下水道料は、公園の水飲みやトイレ等に係る経費でございます。

11節出役料は、水城公園などの園地補修や高木剪定などの緊急作業に係る経費でございます。

12節調査測量設計委託料は、水城公園東側園地再整備事業における令和6年度及び令和7年度施工予定分の実施設計業務や富士見公園管理事務所の更新における実施設計業務のほか、古代蓮の里冒険遊び場付近のC棟トイレ更新における実施設計業務に係る経費でございます。

次の登記委託料及び199ページ説明欄の一番上、16節土地購入費及び21節補償金は、都市計画緑地かすが緑道計画予定地内にある農地について、生産緑地法による買取り申出の相談があったことから、その土地の取得に要する関係経費でございます。

197ページにお戻り願います。

次の施設管理委託料は、主に、忍城址及び見沼元圀公園の緑地管理業務や各所公園の高木剪定業務のほか、地元自治会などによる各所公園の管理業務に係る経費でございます。次の総合公園等指定管理料は、行田市総合公園及び富士見公園の運動施設を除く公園施設を管理するための経費でございます。次の古代蓮の里指定管理料は、古代蓮会館を含む古代蓮の里を管理するための経費でございます。これらの施設は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団が指定管理者となっているものでございます。次の清掃委託料は、公園トイレ清掃、水城公園、忍城址の園内清掃などに係る経費でございます。次の除草委託料は、主にみなみ産業団地内の2箇所の公園や緑地帯などの除草に係る経費でございます。

13節器具・機材借上料は、主に、園地補修や高木剪定などの緊急作業の際に使用するダンプトラックや高所作業車などを借り上げるための経費でございます。

14節各所公園整備工事請負費は、主に、水城公園東側園地におけるふれあい広場や北口駐車場の整備及び各所公園の施設更新に要する経費でございます。次の総合公園整備工事請負費は、汚水ポンプ設備の更新に要する経費でございます。次の古代蓮の里整備工事請負費は、冒険遊び場付近にあるC棟トイレの更新に要する経費でございます。

15節補修用材料費は、園内補修などに必要な砂や公園施設の修繕に必要な木材などの経費でございます。次の植木購入費は、主に、水城公園などの花壇に来園者のおもてなしとして四季折々の花苗を購入する経費を計上したものでございます。

199ページをお願いいたします。

上から2つ目、17節事業用器具費は、公園管理に必要な器具を購入するための経費でござ

います。

次の説明欄◎忍川水辺環境維持費は、主に、忍川堤防上の低木の剪定業務のほか、除草や清掃を栄町から行田地区までの忍川沿線5地区の自治会の協力をいただき実施するための報償金などがございます。

次の説明欄◎彩の国さきたま公園整備対策費は、県営さきたま古墳公園の拡張事業が円滑に進むよう活動している地元協議会に対する交付金などがございます。

以上で歳出予算について説明を終わらせていただきます。

続いて、歳入予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料のうち、3節都市計画使用料、右側説明欄、公園占用料は、公園内に設置されている東京電力及びN T Tの電柱及び枝線などの占用料で、公園使用料は、水城公園や忍城址などにおける物品の販売やイベントの実施に係る使用料でございます。

44ページをお願いいたします。

下から2行目、15款県支出金、2項県補助金、6目土木費県補助金、1節都市計画費補助金の説明欄、みどりの創出事業補助金は、水城公園東側園地再整備事業におけるふれあい広場の芝生整備に対する経費でございます。

48ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、説明欄の上から12行目、一般土地貸付収入（都市計画課）は、長野5丁目市有地に係る貸付収入を見込み計上したものでございます。

60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入、7節施設貸付収入のうち、説明欄下から8行目、公園電気料は、忍城址、郷土博物館前などに設置されている自動販売機の電気料を見込み計上したものでございます。

62ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入のうち、右側説明欄の上から6行目、都市計画図売払収入は、都市計画図の売払いによる収入を前年度の売払い額を参考に見込み計上したものでございます。

66ページをお願いいたします。

21款市債、1項市債、6目土木債、3節都市計画債の右側説明欄の都市公園整備事業債は、

水城公園東側園地再整備事業及び古代蓮の里C棟トイレ更新及び街区公園の公園施設更新事業に係る事業債を計上したものでございます。

以上で議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算の都市計画課に係る歳入歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、建築開発課、山崎課長、お願いいたします。

○建築開発課長 続きまして、建築開発課所管部分について説明申し上げます。

初めに歳出から説明させていただきますので、予算に関する説明書の193ページをお願いいたします。

8款4項1目都市計画総務費、右側説明欄の◎建築開発課関係経費1,252万7,000円は、前年度に比べ61万4,000円の増額でございます。増額の主な要因は、新たな空き家対策として空き家物件調査業務委託を実施することによるものでございます。

内訳の主なものといたしましては、1節の委員報酬及び8節の費用弁償は、行田市空家等対策協議会の委員12名分の経費で、会議の開催回数は2回を予定しているものでございます。

11節の出役料は、道路後退用地の寄附を受けた土地で簡易な舗装や砂利敷きを行う経費及び老朽空き家に対して応急措置を行う場合の経費でございます。

12節委託料のうち、空き家物件調査業務委託料は、所有者からの申込みに基づき空き家の現場調査を実施し、その価値を数値化する事業でございます。売却額、賃貸額、改修費用などの具体的な金額等を提示して、個別の説明を行い所有者の意識の醸成を図るもので、7件分の経費でございます。次のOAシステム保守点検委託料は、現在稼働中の開発許可情報システムのバージョンアップや不具合等の修正作業を含めた保守点検業務に要する経費でございます。

13節の2行目、器具・機材借上料は、11節の出役料で申しあげました道路後退用地や空き家に対して応急措置を行う場合の工事車両等の経費でございます。

14節の道路後退用地整備工事請負費は、国庫補助を活用して、寄附を受けた道路後退用地の舗装工事等を行うための経費でございます。

18節の木造住宅耐震改修等補助金は、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を促進するための工事費用等の一部を補助するもので、耐震診断、耐震改修及び簡易耐震改修について、それぞれ1件分を見込み計上したものでございます。次の老朽空き家等解体補助金は、老朽化した空き家を解体する場合に工事費用の一部を補助するもので、上限30万円、過去の実績に基づき9件分を見込み計上したものでございます。次の道路後退用地分筆補助金は、

道路後退用地の寄附を受け入れるに当たり申込者側で実施した測量や分筆登記に要した費用の一部を補助するもので、1件当たり15万円、10件分を見込み計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。

右ページ説明欄の一番上、空き家利活用補助金は、市内の空き家を地域の交流拠点などに利活用する場合の改修費用を補助するもので、国庫補助金を活用して上限200万円、1件分を見込み計上したものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、36ページをお願いいたします。

13款2項4目土木手数料のうち、2節開発手数料は、右ページの説明欄になりますが、開発許可等申請手数料、適合証明申請手数料及び諸証明手数料をそれぞれ見込み計上したものでございます。

次の3節建築手数料は、同じく右ページの説明欄、建築確認等申請手数料及び諸証明手数料をそれぞれ見込み計上したものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

14款2項4目土木費国庫補助金、3節都市計画費補助金のうち、右ページ説明欄の狭あい道路整備事業費補助金（建築開発課）は、道路後退用地整備工事に対する国庫補助金でございます。次の空き家再生等推進事業補助金は、空き家の利活用補助金に対する国庫補助金でございます。

次に、46ページをお願いいたします。

15款3項3目土木費委託金、1節都市計画費委託金は、右ページ説明欄になりますが、建築動態統計調査交付金としまして、毎月建築に関する統計を国に提出することに対する交付金を見込み計上したものでございます。

次に、60ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、5節委託金収入のうち、右ページ説明欄になりますが、建築確認調査事務委託金は、埼玉県が審査を行う建築確認申請等について市が受付事務を行うことに対する県からの委託費用を見込み計上したものでございます。

以上で建築開発所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、企業誘致課、馬場課長、お願いします。

○企業誘致課長 続きまして、企業誘致課所管部分についてご説明申し上げます。

予算に関する説明書の195ページをお願いいたします。

企業誘致課所管部分につきましては、右側説明欄の◎企業誘致課関係経費の主なものを順にご説明いたします。

12節都市計画マスタープラン策定業務委託料は、行田市都市計画マスタープランの土地利用構想を見直すことで企業が立地できる新たな候補地を創出するための計画策定に要する経費でございます。次のコンサルティング業務委託料は、企業と直接対話することにより、民間事業者の意見や新たな事業提案を把握し、企業の進出意欲や市場性等の情報収集を行うための経費でございます。

18節企業立地奨励金は、市内への新規企業立地や市内企業の事業拡大による増設等を行った企業に対し奨励金を交付するものでございます。

以上で、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算の企業誘致課所管部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第5号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

4番 小野寺委員。

○4番 小野寺委員 建築開発課分のことで2点ほどお伺いいたします。

193ページの◎建築開発課関係経費の18節老朽空き家等解体補助金ですけれども、9件分を考えられているということですが、前年度が12件だったと思うのですが、これで予算に不足はないのでしょうか。

○委員長 山崎課長。

○建築開発課長 今回予算要求させていただいた9件につきましては、過去の実績を踏まえた件数になっております。ご指摘のとおり、実は、今年度については12件対応した実績がございます。これは、予算終了後に特に危険な物件が3件ほどまとまって把握されたものですから、それにつきましては、別途予算を流用する形で緊急対応をさせていただきました。新年度予算につきましては、あくまで平均ベースということで、過去5年間等の実績を踏まえた中での要求額とさせていただいております。

○4番 小野寺委員 ありがとうございます。

○委員長 次に質疑のある方。

2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 当初予算の概要の48ページのまち並み景観形成事業のところですが、八幡通り沿線というところで、具体的にどこからどこの区間というのと、対象の建物数は、どのぐらいの範囲の中でこの300万円という予算で考えているのでしょうか。

○委員長 吉田副参事。

○都市整備部副参事 お答え申し上げます。

まず、まち並み景観形成につきましては、八幡通りを対象としておりまして、令和4年度に少しエリアを広げました。具体的に申し上げますと、国道128号線、行田郵便局入り口の交差点から、個人名になるのですけれども、睡眠具プラザタシロ、そこまでを沿線ということで位置づけさせておりまして、建物数につきましては、沿線の建物でございまして、39棟の建物を対象としております。

以上でございます。

○委員長 2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 39棟という数字は、過去に補助金を受けているところもあると思うのですが、それは抜かして、39棟が今回の300万円の対象ということでよろしいでしょうか。

○委員長 吉田副参事。

○都市整備部副参事 お答え申し上げます。

39棟につきましては、八幡通り沿線に既に建っている建物でございます。既に令和5年度までに12棟の修景整備を行っておりますので、引き算をいたしますと、27棟が対象となるということでご理解いただければと思います。そのうち、令和6年度につきましては、3棟やっけていきたいということで予算計上させていただいたものでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

次に質疑のある方はありますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 195ページの空き家利活用補助金が200万円計上されているのですけれども、これは1件分という形で聞きましたけれども、上限等があるのか確認させていただきたい。

もう1点、企業誘致課関係経費の中で18節企業立地奨励金約3,720万円と記載されていますけれども、企業誘致をするには上限というものもあるのか。企業誘致に対して何%の奨励金を出す。もう少し詳細を教えてください。

○委員長 山崎課長。

○**建築開発課長** 初めに、空き家利活用補助金についてご説明いたします。

補助金につきましては、工事に係る費用の3分の2以内、かつ、建物を10年以上活用する方には上限を200万円という形で補助制度ができております。予算につきましては、1件分ということで200万円を計上させていただいております。

以上です。

○**委員長** 馬場課長。

○**企業誘致課長** 先ほどの企業立地奨励金の関係で上限についてということだったのですが、今回予定しています奨励金につきましては、施設設置奨励金となっております、固定資産税と都市計画税相当分を3年間交付するものですが、こちらについては上限はありません。ほかに雇用促進奨励金というのがございまして、そちらについては、対象者1人当たり50万円交付するのですが、それにつきましては、1回当たりの上限500万円となっております。

○**委員長** 3番 吉田委員。

○**3番 吉田委員** 1人当たり50万円というのは、1人というのは1社ということかな。

○**委員長** 馬場課長。

○**企業誘致課長** 対象者1人当たり50万円で1回当たり上限500万円なので、10人に対して上限があるということです。

○**3番 吉田委員** 分かりました。

○**委員長** よろしいですか。

他に質疑のある方はおられますか。

1番 福島委員。

○**1番 福島委員** 先ほど質疑のあった空き家利活用補助金ですけれども、地域交流拠点に対してということなので、今までの実績といたしますか、そのところをお聞かせいただきたいのが1点。

もう1点が、企業誘致課関係経費の中で都市計画マスタープラン策定業務委託料ですけれども、予算的に48万4,000円ということですが、具体的にどのような感じなのか詳細な説明をお願いします。

○**委員長** 山崎課長。

○**建築開発課長** 空き家利活用補助金の実績についてでございますが、こちらの補助金は令和4年度から開始しておりまして、令和4年度に1件ございました。今年度も予算化はしておりますが、今年度の実績はございません。1件事前のご相談をいただいて、途中まで話が

進んでおったのですが、事業者側の都合で事業が中止になったということで、今年度は件数としてはございませんが、実績としては、令和4年度に1件の交付実績がございます。

以上です。

○委員長 馬場課長。

○企業誘致課長 都市計画マスタープラン策定業務委託料の内訳ですけれども、どのようにやるのかということなんですが、基本的には、土地利用構想図の改正に伴う図面作成とか都市計画審議会の支援業務委託などになります。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご答弁ありがとうございました。

空き家利活用補助金ですけれども、1件のみということなんですが、もう少し具体的に、現在どうなっているのかお聞かせいただけたらと思います。

○委員長 山崎課長。

○建築開発課長 この制度は令和4年度から始めまして、まだ周知が十分できていないということもあるのかもしれませんが、実績としてはこれまで1件であります。この1件につきましては、埼玉地区にありました空き店舗を活用して、地域の方々、高齢者の方の集まるサロンですとか、放課後の子どもが集まる施設にご活用いただいているところであります。

今年度につきましては、先ほども申し上げたとおり、途中まで事前のご相談をいただいた案件があったのですが、本申請までには至りませんでしたので、来年度も、引き続きこういった制度があることを皆さんに周知しながら、活用いただけるように努めてまいりたいと考えております。

○1番 福島委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑のある方はおられますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△散会の宣告

○委員長 以上をもって本日の議事日程を終了いたしました。

明日は、午前9時30分から委員会を開き、引き続き、市民生活部及び環境経済部所管の議案について審査を行いますので、定刻までにご参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時 38分 散会

建設環境常任委員会

3月8日（金曜日）

令和6年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和6年3月8日（金曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第 5号 令和6年度行田市一般会計予算
議案第 7号 令和6年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算
議案第16号 行田市犯罪被害者等支援条例
- 審査日程 **【市民生活部】**
議案第16号 行田市犯罪被害者等支援条例
議案第 5号 令和6年度行田市一般会計予算
議案第 7号 令和6年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算
【環境経済部】
議案第 5号 令和6年度行田市一般会計予算

○出席委員（6名）

委員長	小林	修	委員	2番	小林	淳一	委員
副委員長	木村	博	委員	3番	吉田	豊彦	委員
1番	福島	ともお	委員	4番	小野寺	貴男	委員

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

森	原	秀	敏	市民生活部長 危機管理監兼
岡	村	幸	雄	市民生活部 危機管理課長 事務取扱
磯	貝	和	実	市民課長
酒	井	春	彦	地域活動推進課長
島	田	あ	かね	市民生活部次長兼 交通対策課長
吉	田	悦	生	南河原支所長
堀	口	修	司	男女共同参画 推進センター所長
長	澤	伸	介	市民生活部副参事
江	森	裕	一	環境経済部長
五	十	嵐	章	環境経済部次長 兼商工観光課長
柿	沼		誠	環境課長兼 粗大ごみ処理場長
今	井	良	和	農政課長
小	林		誠	農業委員会 事務局長
金	子	政	好	環境経済部副参事
蓮	見	宗	徳	環境経済部副参事

○事務局職員出席者

書記 田島裕介

午前 9時 30分 開議

△開議の宣告

○委員長 おはようございます。

ただいまから建設環境常任委員会を開催いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

本日は、市民生活部及び環境経済部所管の議案について審査を行います。

審査につきましては、昨日配付いたしました審査日程により行います。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用していただくようお願いいたします。

また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

初めに、市民生活部所管の議案について審査を行います。

まず、市民生活部長にご挨拶をお願いいたします。

○市民生活部長 皆さん、おはようございます。

委員の皆様には日頃より市民生活部の事業につきましてご理解賜りましておりますこと、この場を借りて御礼申し上げたいと思います。

さて、本日は、市民生活部が所管いたします議案第16号 行田市犯罪被害者等支援条例、また、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算のうち市民生活部所管部分、また、議案第7号 令和6年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算についてご審議いただきます。

午前中、長い時間になりますけれども、どうか議員の皆様方にはご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第16号について

○委員長 初めに、議案第16号 行田市犯罪被害者等支援条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

地域活動推進課、酒井課長、お願いします。

○**地域活動推進課長** おはようございます。地域活動推進課長の酒井でございます。

地域活動推進課所管、議案第16号 行田市犯罪被害者等支援条例につきまして細部説明を申し上げます。

議案書の86ページをお願いいたします。

まず、本案の提出の趣旨でございますが、平成16年12月に制定された犯罪被害者等基本法においては、全ての犯罪被害者は個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有しており、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう対策を講じられるべきものとされております。

また、基本理念では、地方公共団体である市町村も国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定、実施する責務を有するものとされております。

住民の誰もが、平穏な生活を送ってきた中、ある日突然犯罪被害に巻き込まれる可能性があります。その犯罪の被害者はもとより家族は、生命を奪われる、家族を失う、けがを負うといった直接的被害に加え、心身の不調や経済的な不安など様々な問題に直面します。それらの問題に苦しんでいる犯罪被害者等の方々が再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、まず、地域社会全体で犯罪被害者等の置かれている状況を理解することが必要となります。

また、市民、事業者、警察、市など地域が一体となって犯罪被害に遭われた関係者一人一人の立場に寄り添った支援を実施することが重要であります。

本案は、そうした犯罪被害者等の方々に対する支援に関し、本市としての基本的な事項等を定めるとともに各種取組を総合的に推進するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条文についてご説明いたしますので、87ページをお願いいたします。

第1条は、条例の目的について定めるもので、先ほど申し上げました条例の制定の趣旨の下、犯罪被害者等の方々が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目指すものでございます。

第2条につきましては、用語の定義について定めるものでございます。

第3条につきましては、基本理念について定めるものでございまして、犯罪被害者等の方々の尊厳にふさわしい処遇の保障、被害状況に応じた適切な支援、支援における適切な取

組の推進と適正な個人情報の取扱いを3本の柱として定めるものでございます。

第4条につきましては、市の責務について定めるものでございまして、これまでの支援に加え、さらに充実した多様な支援を円滑に実施できるよう、県や警察、民間支援団体などの関係機関等と連携、協力を図ることを定めるものでございます。

次に、第5条、第6条でございますが、市民等及び事業者の責務について定めるものでございます。犯罪被害者の方々は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、近隣住民等の周辺の人々の配慮に欠けた言動や対応により大きな精神的なダメージを受け、日常生活に支障が出たり、立ち直りが遅れたりするケースも少なくございません。犯罪被害者の方々が再び平穏な生活を送れるようになるためには、市民の皆様のご理解と配慮が不可欠となります。

このことから、市民等は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう配慮し、市や関係機関等が実施する施策へ協力することを定めるものでございます。また、事業者につきましても二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者の方が通院や裁判等で休暇が必要な場合には、その就労及び勤務について配慮に努めることを定めるものでございます。

第7条につきましては、犯罪被害者等の方々からの相談体制の充実を図ることを定めるものでございます。

89ページをお願いいたします。

第8条、見舞金の支給についてでございますが、犯罪被害者等の方々には医療費や弁護士費用など想定外の出費や休職などによる経済的な課題に直面するケースもあることから、こうした負担の軽減を図るため見舞金の支給を定めるものでございます。

なお、見舞金の支給額につきましては、遺族見舞金が30万円、傷害見舞金が10万円を予定しているところでございます。

第9条、市民等及び事業者の理解の増進につきましては、犯罪被害者等支援を社会全体で推進するに当たり、市として市民等や事業者の皆様にご理解を深めていただくための啓発活動の取組の推進について定めるものでございます。

第10条、人材の育成は、適切な支援を行っていくための市職員及び民間支援団体等の人材を育成するための必要な措置について定めるものでございます。

第11条、民間支援団体への支援につきましては、埼玉県においては公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターという民間支援団体がございますが、各種つき添い支援や無料カウンセリングなど多様な支援を行っておりますが、本市と民間支援団体が連携を図り、適切かつ効

果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、民間支援団体に対し必要な支援を行うことを定めるものでございます。

第12条につきましては、意見等の反映について定めるものでございまして、犯罪被害者等の支援は、社会情勢のほか犯罪被害者等の方々が置かれている状況に応じて講じられるべきものであることから、市として犯罪被害者等の声に耳を傾け、意見や要望等を反映させるよう努めることを定めるものでございます。

第13条の委任につきましては、本条例の施行に関して必要な事項を行田市犯罪被害者等支援条例施行規則において定めることを規定するものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第16号の細部説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第16号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 説明ありがとうございました。

2条の（2）、それから9条、12条に関連することかと思うんですけども、犯罪被害者等とその家族というところで、被害者の方の家族というのはもちろんだと思うんですけども、例えば加害者のほう、加害者はもちろん悪いんですけども、加害者の家族で子どもさんというのは、変な話、悪くないというか、何か学校だったりとか、そういうところで不利益を被るといふところもあると思うんですけども、そういった方々というのは、この条例の支援とか、そういった相談といふところの対象にはなるんでしょうか。

○委員長 酒井課長。

○地域活動推進課長 一応こちらのほうの条例につきましては、犯罪被害者等ということで犯罪被害の方を対象としておりますので、当該加害者のほうの方については支援の対象とはならないと認識しております。

ただ、委員のおっしゃるとおり、加害者の家族においては、家族の方が犯罪を行ったわけではないので必要な援助は行えると思いますので、当市といたしましては、幅広い観点からそういったいろいろな相談対応とかはしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑のある方、おられますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 説明ありがとうございました。

この犯罪被害者等支援条例というのは、本会議のほうでは、部長の説明では40番目の市という形で説明あったと思うんだけど、埼玉県の40番目はかなり遅いんだけど、この条例制定に至ったのは、何か犯罪が増えてきたから条例を制定しようと、何かの意図があって遅いけども制定していこうというわけで今回出てきたと思うんだけど、そこら辺の経緯を説明していただきたい。

あともう一つ、8条の中で死亡等30万円とか傷害10万円とかと出てきたけども、傷害を受けてそれで見舞金をもらって、それで1年後それが原因で亡くなったと、そうすると30万円出てくる。その死亡というのも、例えば交通事故も24時間以内、48時間以内に亡くなった場合には、死亡で換算するということもあるんですけども、この場合は縛りがあるんですか、その死亡という判断は。1年たっても亡くなれば死亡の見舞金ということになるのか、そこら辺もう少し詳しく説明願います。

以上、お願いします。

○委員長 酒井課長。

○地域活動推進課長 まず、こちらの犯罪被害者等支援条例を設置した経緯でございますが、当市といたしましては数年前から、強姦だったりとかDVだったりとか殺人事件だったりとかが特筆して増えているということでこういった条例を定める必要があると考えたわけではございませんが、昨今の社会情勢の中でいろいろな事件が多い中で、いわゆる市民の皆様の安全・安心の一助としてこういったものが必要だと考えておりました、そうした中で警察等と協議する中で県内他市の状況、また全国的な状況の中、当市としてもいろんな研究、調査を重ねながら進めているところ、今般になりまして必要な支援の調整が定まりましたので、今回の議会のほうに上程させていただいたところでございます。

なお、2番目の第8条の死亡見舞金の関係でございますが、当初細かい部分で死亡の要件の部分は定めておりませんが、あらゆる観点から、先ほど委員もおっしゃられたとおり、傷害から死亡に至ったまでの経緯の中で、その問題が最初の犯罪に起因するものだということが医学的な見地、また警察の協議の中で判断できれば、死亡見舞金として当市としては払っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 説明ありがとうね。

30万円とか10万円という数字は、これ先進地の条例を見ながら行田市としてもそこら辺が
適当かなという形で、この30万円、10万円と決めたのか、経緯を教えてください。

○委員長 酒井課長。

○地域活動推進課長 今お話しいただいた件でございますが、県内市町村におきまして見舞金
を支給している団体が34団体ございますが、同程度、30万円、10万円ということで定めてお
りまして、県内どこの地域においても同程度の支援を受けられることが必要と考え、本市と
いたしましてもそのような金額にしたところでございます。

また、全国的な見舞金のほうの金額を確認したところ、90%程度の団体で同程度の金額と
なっているところでございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑のある方、おられますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第16号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。

討論のある方はおられますか。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 議案第16号 行田市犯罪被害者等支援条例に対して賛成討論いたします。

この条例は、過去にも一般質問で取り上げられており、その早期制定が待ち望まれており
ました。制定された暁には、犯罪被害者等見舞金給付の予定もでございます。

ぜひとも委員皆様のご賛同をお願い申し上げまして、議案第16号 行田市犯罪被害者等支
援条例に対しての賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

△議案第16号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第16号 行田市犯罪被害者等支援条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決するに決しました。暫時休憩いたします。

午前 9時 46分 休憩

午前 9時 48分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第5号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、市民生活部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、市民課、磯貝課長、お願いします。

○市民課長 おはようございます。市民課、磯貝でございます。

議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算のうち、市民課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出でございますが、予算に関する説明書の112ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、主なものを申し上げますと、115ページの10節印刷製本費は、印鑑登録カードの作成や各種証明書等の写しを発行する際の改ざん防止用紙等の印刷代、個人番号カードの受け取りを通知するための専用封筒の作成費用などがございます。

11節手数料は、各種証明書等のコンビニ交付サービスに係るものや、市民課窓口及び電子申請サービスにおけるキャッシュレス決済の決済手数料、レジスターを本年7月に改刷予定の新紙幣に対応させるための設定費用でございます。

12節OA機器保守点検委託料は、住民基本台帳ネットワークシステムのサーバー、窓口の番号発券機やレジスター等の保守費用、その下のOAシステム保守点検委託料は、住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍システム及びコンビニ交付システムの保守費用でございます。

13節OAシステム利用料は、戸籍システムソフトウェアの利用料でございます。その下のコンビニ交付システム借上料は、コンビニ交付サービスに係るサーバーやネットワーク機器の借上料、その下のOA機器借上料は、住民基本台帳ネットワークシステム及び戸籍システムのサーバーや端末等のほか、市民課ロビーに設置の有料コピー機などの借上料でございます。

18節コンビニ交付運営費負担金は、コンビニ交付サービスに伴い、人口規模に応じて定められた金額を負担するものでございます。

左ページに戻りまして、2目住居表示整理費は、住居番号表示板の作成に係る費用を計上したものでございます。

少し飛びまして、159ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項5目斎場費でございますが、主なものを申し上げますと、10節修繕料は、火葬炉を連日稼働することにより火葬炉内の耐火材や耐火台車、バーナーが劣化することから、これらの修繕、交換に係る経費でございます。

12節の1行目、指定管理料は、指定管理者による斎場の管理運営に係る費用でございます。

14節施設整備工事請負費は、斎場敷地内にペットを火葬するための小動物火葬棟を新たに整備するもので、継続費を設定し令和6年度及び令和7年度の2カ年で整備するものでございます。

続きまして、歳入について主なものを申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項3目衛生使用料の右ページ説明欄、斎場使用料は、火葬のほか、式場や法要ホールなど斎場施設の使用料でございます。

36ページをお願いいたします。

2項1目総務手数料のうち、右ページ説明欄の2行目、戸籍等手数料は、戸籍証明書や住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付手数料でございます。

38ページをお願いいたします。

ページの中ほどになりますが、14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金のうち、右ページ説明欄の3行目、個人番号カード交付事務費補助金は、個人番号カードの交付に係る職員の時間外勤務手当、会計年度任用職員の人件費、交付に要するシステム機器のリース料等に対する国からの補助金を見込んだものでございます。

40ページをお願いいたします。

下から2番目の3項1目総務費委託金の右ページ説明欄、中長期在留者住居地届出等事務
市町村交付金は、中長期滞在外国人の在留届出事務に対する委託費交付金でございます。

46ページをお願いいたします。

15款県支出金、3項1目総務費委託金のうち、右ページ説明欄の4行目、人口動態調査費
交付金は、出生、死亡、婚姻等の戸籍届出に関する調査事務、その下の人口統計調査事務交
付金は、住民基本台帳による人口統計調査事務に係る県からの交付金を見込んだものでござ
います。

少し飛びまして、66ページをお願いいたします。

21款市債、1項3目衛生債のうち、右ページ説明欄2行目、斎場施設整備費事業債は、小
動物火葬棟整備の財源として措置するもので、事業費の75%を充当しております。

以上で、市民課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 次に、地域活動推進課、酒井課長、お願いします。

○地域活動推進課長 地域活動推進課の酒井でございます。

予算に関する説明書の83ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費のうち、説明欄中ほどの◎市民相談費でござ
いますが、主なものにつきましては、1節会計年度任用職員報酬及び8節費用弁償は、消
費生活相談員に係る人件費でございまして、10節消耗品費は、主に消費者被害防止に向けた
啓発用物品を購入するための経費を計上したものでございます。

また、12節弁護士委託料は、市民向けの無料法律相談を実施するための委託料でございま
す。

次に、98ページをお願いいたします。

13目自治振興費でございしますが、右ページ説明欄の◎都市社会施設整備費の主なものを申
し上げますと、次のページ、101ページでございしますが、一番上の12節遊具点検作業委託料
は、地域にある子ども広場などに設置している遊具の点検を専門業者に委託して行う経費で
ございます。

18節自治会施設建設事業費補助金は、自治会集会所の修繕に要した費用の一部を自治会に
補助するもので、内訳は、集会所の修繕費用の補助金150万円と自治会倉庫の新築費用の補
助金100万円となっております。

次に、下の◎自治会振興費についてご説明いたします。

主なものとしたしましては、12節文書使送業務委託料は、自治会への市報等の配送業務を

委託する経費でございます。

次の18節自治会連合会補助金から自治会補助金までは、地域福祉の向上や安心・安全なまちづくりにご尽力いただく自治会組織の運営に対する補助金でございます。

次に、下の◎防犯対策費でございますが、主なものを申し上げますと、14節防犯カメラ設置工事請負費は、犯罪の抑制や公共の安全の維持を目的に、交差点など市内主要箇所5箇所に防犯カメラを設置していくための経費でございます。

18節住宅用防犯カメラ設置費補助金は、本市で多発しております侵入窃盗に対する予防措置等として自己用物件の防犯カメラ設置に対して補助するものでございまして、設置費用の2分の1、3万円を上限に50件分の設置を見込んだものでございます。

次の特殊詐欺等対策機器購入費補助金は、依然被害が絶えない振り込め詐欺等への対策として、警告メッセージを発生通話を録音する機能を有する固定電話機や固定電話機に設置する同内容の外部機器の購入に対して補助するものでございまして、費用の2分の1、1万円を上限に100件分の設置を見込んだものでございます。

これらの経費につきましては、安心・安全なまちづくりに向け、新たに新設した補助事業でございます。

その下の防犯灯設置費補助金は、自治会が行う防犯灯の新設、移設、修繕に係る経費の一部を補助するもので、次の防犯灯電気料は、自治会が負担する防犯灯の電気料の全額を補助するものでございます。

19節犯罪被害者等見舞金は、本議会に上程している行田市犯罪被害者等支援条例に合わせて予算措置するもので、犯罪被害者やその家族が受けた被害による経済的な負担軽減を図るため、死亡または傷害見舞金を支給するものでございます。

次のページをお願いいたします。

14目コミュニティ費でございますが、右ページ説明欄の一番上の◎コミュニティセンター管理運営費の主なものを申し上げますと、11節手数料は、コミュニティセンターの管理運営に当たる人材派遣に係る手数料などでございます。その他につきましては、コミュニティセンターみずしろ、同分館、同南河原の管理運営に係る経常的経費を計上したものでございます。

次に、下の◎コミュニティ事業活動費でございますが、18節コミュニティ事業助成金は、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじの収益を活用した社会貢献広報事業の中の自治会集会施設の備品整備に係る助成事業で、要望のありました3自治会分を見込み計上し

たものでございます。

次に、109ページをお願いいたします。

17目諸費のうち、右ページ説明欄の上から2番目の◎市民活動支援費でございますが、主なものにつきましては、1節委員報酬は、市民公益活動推進委員会の委員報酬でございます。

11節市民活動災害補償保険料は、市民活動団体が活動中に負った賠償責任事故や傷害事故を補償するための保険料でございます。

18節市民活動やる気応援助成金は、市内に主たる事務所を置くNPOや地域活動団体が地域社会に寄与する事業を新たに行う場合、またはNPO法人等の活動開始期の基盤整備に係る経費に対し助成するものでございます。

続きまして、歳入について主なものをご説明申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項1目総務使用料のうち、右ページ説明欄の5行目、コミュニティセンター使用料でございますが、こちらにつきましては、コミュニティセンターみずしろ、同分館、同南河原の3館の使用料を見込んだものでございます。

少し飛びまして、42ページをお願いいたします。

ページ中ほどより少し下の15款県支出金、2項1目総務費県補助金のうち、右ページ説明欄の4行目、消費者行政活性化補助金でございますが、消費生活相談窓口の機能強化などを図ることを目的とした埼玉県補助金でございます。その下の防犯環境整備推進補助金は、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの推進を目的とした県補助金で、自主防犯活動に係る経費などが補助対象となっております。

少し飛びまして、48ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入のうち、右ページ説明欄の10行目、一般土地貸付収入（地域活動推進課）につきましては、地域活動推進課で所管しております三桜北部子供広場の一部を東京ガス株式会社のガス整圧室用地として貸付けを行っており、その貸付料でございます。

少し飛びまして、61ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の4節の交付金及び助成金収入のうち、右ページ説明欄の上から3行目、自治総合センターコミュニティ助成金でございますが、歳出のコミュニティ事業活動費の中のコミュニティ事業助成金で説明申し上げました、自治会集会施設の備品整備に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金でございますので、歳出と同額の収入を見

込み計上するものでございます。

以上で、地域活動推進課が所管する予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、危機管理課、岡村危機管理監、お願いします。

○危機管理監 おはようございます。危機管理課、岡村でございます。

危機管理課が所管する歳入歳出予算について細部説明を申し上げます。

予算に関する説明書の79ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、説明欄下から3番目の◎危機管理課関係経費の主なものとして、10節消耗品費は、市職員を対象とした救急救命講習に要する経費を計上したものでございます。

次に、飛びまして、207ページをお願いいたします。

9款消防費、1項4目水防費のうち、右ページ説明欄の上から2番目の◎水防管理費は、荒川の水防管理に関する経費で、主なものは18節荒川北縁水防事務組合費分担金でございます。

次の◎水防演習費は、行田市水防演習に係る経費でございます。

主なものとして、10節消耗品費及び食糧費は、水防演習に要する土のう袋、ロープ及び消防団員の朝食などに係る経費、12節会場設営委託料及び次の除草委託料は、水防演習会場のテントなどの会場設営及び除草に係る経費でございます。

次の◎災害対策費は、市の防災・減災力の強化を図るための事業に係る経費でございます。

主なものとして、1節委員報酬及び8節費用弁償は、行田市防災会議の委員18人分の報酬及び費用弁償でございます。

7節謝金は、防災士養成講座に係る講師謝金でございます。

209ページをお願いいたします。

10節消耗品費は、防災士養成講座に係る教本や防災士用のキャップ、ゼッケンベストなどの購入に要する経費でございます。次の修繕料は、防災行政無線屋外拡声子局バッテリー交換や避難所発動発電機の修繕に要する経費でございます。3行下の電気料は、防災行政無線親局及び子局などの電気料でございます。2行下の防災備蓄品費は、主に防災備蓄倉庫に備蓄する食料や飲料水、おむつや簡易トイレなどの購入に要する経費でございます。

11節出役料と13節2行目の器具・機材借上料は、災害時、応急作業員に要する経費と、その際にポンプ機器や土のうを運搬する車両を借り上げる経費でございます。11節、3行目の通信料は、市防災行政無線固定系専用回線の使用料、災害時用のMC Aデジタル携帯無線機

の通信や防災行政無線連携ホームページ利用料などに要する経費でございます。3行下の手数料は、防災士養成講座に係る日本防災士機構に支払う受験手数料や防災士登録手数料などでございます。

12節4行目の防災行政無線保守点検委託料は、防災行政無線機器の保守点検に要する経費でございます。

13節避難情報等電話配信システム利用料は、あらかじめ登録した方の電話番号に避難情報等を一斉配信するサービスのシステム利用料でございます。

14節防災行政無線操作卓更新工事請負費は、前年度に設定した継続費に基づくもので、防災行政無線の放送と同時にホームページやSNS等で情報発信できるよう、防災行政無線操作卓の更新と外部連携用サーバーを設置するための経費でございます。

18節自主防災組織補助金は、自主防災組織の防災資機材等の購入に対する補助金で、過去の実績を勘案し計上したものでございます。

次の◎防災訓練費ですが、行田市防災フェアに係る経費でございます。

主なものとして、10節消耗品費は、防災フェア参加者への啓発品などの購入に要する経費でございます。

12節会場設営委託料は、防災フェア会場のテントなどの会場設営及び撤去に係る経費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして44ページをお願いいたします。

7目消防費県補助金の右ページ説明欄、地域防災活動活性化事業補助金は、防災士養成講座の防災士資格取得に対する県の補助金でございます。

次に、66ページをお願いいたします。

7目消防債の右ページ説明欄、防災施設整備事業債は、防災行政無線操作卓更新工事に対する市債でございます。

以上で、危機管理課が所管する歳入歳出予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、交通対策課、島田課長、お願いします。

○交通対策課長 交通対策課長の島田です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、交通対策課の所管する歳出予算について細部説明を申し上げます。増減の大きいものうち主なものを中心にご説明申し上げます。

予算に関する説明書の92ページをお願いいたします。

10目交通対策費、右ページの説明欄の◎交通安全対策費は、道路反射鏡を初めとする道路標識等の設置や修繕などの交通安全対策や児童交通公園の維持管理、道路街路灯の維持管理、自転車用ヘルメット購入費補助事業などに要する経費でございます。

10節修繕料及び14節交通安全施設整備工事請負費は、道路照明灯や道路反射鏡、路面標示などの交通安全施設の修繕や新設等に係る経費でございます。

戻りまして、10節電気料は、市内全域に設置しております道路照明灯及び児童交通公園の電気料で、令和4年度に道路照明灯のLED化事業が完了したことから大幅な縮減が図れ、前年度と比較して1,004万8,000円の減額計上となっております。

95ページをお願いいたします。

18節の下から2行目、運転免許自主返納者タクシー利用助成費は、運転免許証を自主返納した方のタクシー利用時の助成金で、これまでの実績に基づき年間分を計上しておりますが、来年1月からの乗合型AIオンデマンド交通の運行開始に合わせ、運転免許証の自主返納のより効果的なインセンティブとなるような事業へのリニューアルを検討予定でございます。

その下の自転車用ヘルメット購入費補助金は、昨年10月から開始いたしました、税込み3,000円以上の自転車用ヘルメットの購入者に対して2,000円分の市内商店共通商品券を交付する事業でございます。1,500人分を見込み計上しております。なお、本事業の実施期間は、令和8年9月までの3年間を予定しております。

次の◎地域公共交通事業費は、市内循環バス及びデマンドタクシーの運行事業、路線バス運行事業者への支援事業並びに新たに実施いたします乗合型AIオンデマンド交通などの地域公共交通全般に要する経費でございます。

乗合型AIオンデマンド交通に要する主な経費といたしましては、10節印刷製本費及び11節郵便料の一部、12節講習委託料及び1つ下の看板等作成委託料が、利用者向けパンフレットや市民向け利用説明会、停留所看板などに要する経費でございます。18節AIオンデマンド交通事業補助金が、運行事業者に対する運行経費の補助金となっております。

18節熊谷駅・犬塚間路線バス利用促進協議会負担金及び3行下の生活路線バス運行事業補助金は、それぞれ国際十王交通株式会社及び朝日自動車株式会社が運行する民間バス路線の運行維持のために運行経費の赤字分を補てんするための経費で、新型コロナウイルス感染症終息後、乗降客が回復に転じ運賃収入に改善が見られたことから、前年度と比較して両社を合算して1,367万3,000円の減額となっております。

18節3行目の循環バス運行経費補助金は、循環バスの運行経費から運賃収入を差し引いた

額を補助金として事業者へ支払うものであります。令和6年度は、現行の6路線を運行予定でございます。

2行下のデマンドタクシー利用助成費は、デマンドタクシーの運行事業者に対して支払う助成金でございます。地域公共交通再編に合わせ本年12月までの事業実施を予定し、9カ月分を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますが、いずれも例年どおりの計上となっております。

まず、54ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項3目交通遺児入学準備基金繰入金の説明欄、交通遺児入学準備基金とりくずしは、交通遺児入学準備金の支給に際し基金から支給額を取り崩すものでございます。

次に、60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の7節施設貸付収入のうち、右ページ説明欄、上から4行目、児童交通公園電気料及びその下の自転車駐車場電気料は、児童交通公園と第2壱里山町自転車駐車場に設置している自動販売機の電気料でございます。説明欄の下から6行目、児童交通公園管理棟水道料は、児童交通公園管理棟を自治会集会所として使用しております富士見北部自治会及び富士見西部自治会からの水道料でございます。

62ページをお願いいたします。

10節広告料収入のうち、右ページ説明欄の2行目、循環バス広告料は、循環バスの車内に設置した広告つきモニターへの広告掲載料収入でございます。

以上で、交通対策課が所管する予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、南河原支所、吉田支所長、お願いします。

○南河原支所長 南河原支所の吉田でございます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の90ページをお願いいたします。

主なものを申し上げますと、91ページの下から5行目、12節警備委託料から、93ページの上から3行目、浄化槽維持管理委託料までは、施設の管理運営に関わる経常的な経費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

主なものを申し上げますと、13款使用料及び手数料、1項1目総務使用料のうち、右ペー

ジ説明欄 2 行目、土地改良区事務所使用料、その下の保護司会使用料は、支所建物の 1 部屋を南河原土地改良区等の周辺地域の土地改良区の事務所として、また、支所事務室の一部を行田地区更生保護サポートセンターとして行田地区保護司会に使用いただいている使用料でございます。

以上で、南河原支所が所管する予算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、男女共同参画推進センター、堀口所長、お願いします。

○男女共同参画推進センター所長 男女共同参画推進センター所長の堀口と申します。よろしくお願いします。

初めに、歳出をご説明申し上げますので、予算に関する説明書の104ページをお願いいたします。

16目男女共同参画推進費の右ページ説明欄の◎男女共同参画推進センター管理運営費の主なものを申し上げますと、1 節会計年度任用職員報酬から 8 節費用弁償までは、会計年度任用職員 1 人分の賃金、保険料並びに通勤手当でございます。

11節手数料は、キャッシュレス決済に係る費用でございます。

12節調査測量設計委託料は、センターの照明機器をLED化するため、設計を行う費用でございます。その下の施設管理委託料は、職員が退館した後、施設が閉館となるまでの間、施設管理を委託するための費用でございます。その下の警備委託料は、施設閉館後から翌朝 8 時半までの間及び休館日の警備を委託するための費用でございます。

107ページをお願いいたします。

清掃委託料は、日常清掃などを行うためのものでございます。

13節OA機器借上料は、事務室内に設置している複合機並びに印刷作業室に設置している印刷機などの借上げに係る費用でございます。その下の器具・機材借上料は、トイレ悪臭防止装置等の借上げに係る費用でございます。

次に、◎男女共同参画推進事業費の主なものを申し上げますと、1 節委員報酬と 8 節費用弁償は、行田市男女共同参画推進審議会の委員報酬及び費用弁償でございます。

3 節時間外勤務手当は、男女共同参画推進センターに勤務する職員の時間外手当でございます。

7 節委員謝金は、行田市女性活躍推進ネットワーク会議の委員謝金でございます。次の謝金は、各種講座を開催する際の講師謝金、DV相談などを行う相談員 3 人分の謝金でございます。

10節印刷製本費は、男女共同参画プランを製本するためのものがございます。

12節研修委託料は、女性活躍推進に係る各種セミナーを実施するための委託料でございます。

19節DV被害者等支援金は、ドメスティック・バイオレンスによる被害者及び同伴する子どものうち生活に困窮している者に対して、緊急一時避難のために宿泊費と食費を支援するものがございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

戻りまして35ページをお願いいたします。

13款1項1目1節総務使用料、右側の説明欄4つ目、男女共同参画推進センター使用料は、男女共同参画推進センターの利用料収入でございます。

次に、49ページをお願いいたします。

16款1項1目1節土地建物貸付収入、右側の説明欄の14段目、建物貸付収入（男女共同参画推進センター）分は、屋根部分に設置した太陽光発電事業の屋根貸しの貸付収入でございます。

59ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入のうち、3節負担金収入、右側の説明欄上から2段目、男女共同参画推進講座自己負担金は、男女共同参画推進講座への参加者から頂く参加費でございます。

61ページをお願いいたします。

7節施設貸付収入、右側説明欄の上から7つ目、男女共同参画推進センター電気料は、施設でございます自動販売機の電気料収入でございます。

63ページをお願いいたします。

15節雑入、右側説明欄一番上の事務手数料96万円のうち男女共同参画推進センター分といたしまして、施設に設置している印刷機使用料に係る印刷代収入6万円が含まれております。

67ページをお願いいたします。

21款1項1目1節総務債、右側の説明欄上から2番目、男女共同参画推進センター設備改修事業債は、照明機器のLED化を行うためのものがございます。

以上で、男女共同参画推進センターに係る令和6年度一般会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

○委員長 以上で、説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 26分 休憩

午前 10時 35分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第5号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

4番 小野寺委員。

○4番 小野寺委員 2点ございまして、それぞれ令和5年度の予算書と比較して少し増減があったものについてお聞きしたいと思います。

まず、1つ目が、予算書の101ページの18節自治会施設建設事業費補助金についてですけれども、令和5年度が400万円ということにして今年度は250万円になっている理由についてお聞きしたいと思います。

もう一点ございまして。同様に109ページの市民活動支援費、そちらの委員報酬ですが、前年度と比較して人数16名で一緒ですけれども、予算が前年度の倍になっているのはなぜなのか、理由をお聞かせください。

以上でございます。

○委員長 酒井課長。

○地域活動推進課長 まず、1点目の自治会施設建設事業費補助金の前年度比較で増になった理由でございますが、こちらにつきましては、例年250万円を計上しておりますが、令和5年度につきましては、1自治会から大規模修繕の予定が示されたため、その経費を計上したものでございます。

2点目の市民活動支援費の委員報酬の増額の理由でございますが、当課といたしまして今、市民公益活動の推進を図っておりまして、その推進に伴いまして委員の皆様の会議の回数を3回から6回に増加したことよっての増額でございます。

以上でございます。

○委員長 次に、質疑のある方。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 それでは、2点質疑をさせていただきます。

まず、交通安全対策費のほうから運転免許自主返納者タクシー利用助成費に関しまして、

この理解としては、今年の年内はこれをやった上で、年明けてからはA I オンデマンド交通とタイアップしているというか、何かそこを絡めた何か形に切り替わるということによろしいのでしょうか。また、そこの詳細な説明をお願いできればと思います。

もう一点が、防犯対策費のほうから特殊詐欺等対策機器購入費補助金につきまして、これ特殊詐欺って基本的にオレオレ詐欺とか想定しているのかと思うんですけども、最近投資詐欺も増えておりまして、そういうのもうまく対応が可能なかどうかというところを、お聞かせいただけたらと思っております。

以上です。

○委員長 島田課長。

○交通対策課長 交通安全対策費についてのご質疑にお答え申し上げます。

免許証の自主返納制度についてでございますが、ご指摘のとおり、来年の1月から新しい乗合型のA I オンデマンド交通を導入するということを予定しておりまして、この免許証の自主返納制度自体は少なくとも12月まではこのままで運用していこうとは思っておりますが、1月から切り替えるかどうかも含めて新年度になりましたら、予算ご議決いただきましたら、この予算の範囲内でリニューアル可能かどうかを検討していきたいと考えております。できれば、担当課といたしましては、新しく導入いたします乗合型のA I オンデマンド交通へのシームレスな移行といいますか、連動したような施策が展開できればいいなと考えております。少し研究をして考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 酒井課長。

○地域活動推進課長 2点目の特殊詐欺等対策機器購入費補助金についてご説明申し上げます。

こちらについては、委員のおっしゃるとおり、オレオレ詐欺等の対策として補助金を出すものでございますが、一般的にこういった詐欺につきましては電話での勧誘が多くなっているところでございます。電話に出ることによって言葉巧みに勧誘を勧められて、そのまま詐欺のほうに引っかかってしまうという状況になるところでございまして、投資詐欺におきましても電話勧誘等で行われた場合については、その通話を録音するなり、そういったような機能が働くことで相手方が警戒するといった形のもので詐欺につながりにくい状況になることが想定されますことから、電話勧誘であった場合については、効果的な対策になると考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 次に、質疑のある方、おられますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 私も2点ほどあります。

まず、209ページの防災備蓄品費ですけれども、その前に、この防災に関しては危機管理監のほうで能登半島のほうへ職員を送っていただいていると、大変汗かいていただきまして大変だなと思って、それについてご支援いただければ、行田市としてもありがたいと思うので、その辺また御礼申し上げます。よろしくお願いします。

そういった中、防災備蓄品費という形ですけれども、能登半島でも食料品がどうのこうのと今報道がいろいろされているんですけれども、行田市が災害に遭った場合に備蓄品ということで、どういう品が保管されているのか、備蓄されているのか。その品目と、また、それを何年、5年ぐらいで替えているのか分かりませんが、何年ぐらいで替えているのか、それもまた教えていただければありがたいと、よろしくお願いします。

それともう一点、95ページの上から8行目の自転車用ヘルメット購入費補助金が計上されておりますけれども、これは昨年の10月から補助金を出したという形で2,000円分の市内商店共通商品券というんですか、市民の方から大変好評で皆さん喜んでいらっしゃいますけれども、半年間で何人ぐらいの方が利用されたのか。そして、今年度の予算では1,500人分予定してあるという形で予算組んでありますけれども、この辺どのように考えているのか、詳細を教えてください。

以上、2点お願いします。

○委員長 岡村危機管理監。

○危機管理監 209ページの防災備蓄品費400万円についてご説明申し上げます。

能登半島地震におきましても、備蓄品の重要性というのは改めて認識したところでございます。現在も行田市では市民の安全・安心に向けて各避難所に設置した防災倉庫に備蓄を進めているところでございます。主な備蓄品になりますが、令和6年度では6品目の導入を予定しております。具体的には、アルファ米、クッキー、保存水、液体ミルク、おむつ、トイレ、以上の6品目でございます。なるべく購入に当たりましては、賞味期限や使用期限の長いものを選ぶように心がけているところでございます。現在考えているものとしては、具体的には、アルファ米、クッキー、保存水については賞味期限が7年のものを考えております。そして、液体ミルクになりますと、これはちょっと期間が短くなりますが18カ月、それから、おむつにつきましては使用期限が10年、簡易トイレにつきましては7年というものを予定し

ているところでございます。

以上です。

○委員長 島田課長。

○交通対策課長 自転車用ヘルメット購入費補助事業についてのご質疑にお答え申し上げます。

半年間、10月の事業開始以降の実施状況でございますが、本年1月31日時点での申請件数は362件となっております。こちらは本年度、令和5年度の予算に対する執行率といたしましては48.3%となっております。こちら10月からですので4カ月間の平均で申し上げますと、平均にいたしますと1月当たり90.5件、約90件ぐらいという状況になっておりまして、このままいけば7割弱、70%弱ぐらいの執行率で推移するのではないかなと見込んでいるところでございます。

また、来年度1,500人分ということで見込んでいるけれども、どのようにキャンペーンをやっていくのかという点でございますが、本年度も市報に掲載したほか、SNS、LINEですとかあとツイッターのほうにもご案内をしております。

また、チラシを今年度は小学校と中学校全児童・生徒の皆様にお配りをさせていただいております。また、民間ではカインズホームですとかドイツとかドン・キホーテといった大型量販店のほか、市内の自転車軽自動車商協同組合の加盟店舗、自転車屋ですね、そちらのほうにもチラシを置かせていただいております。あとは、そのほかに警察署のほうにもチラシをお配りして配布をさせていただいているところですので、こういった取組はまだやっていきたいなと思っております。

また、さらに来年度につきましては、幼稚園や保育園に通っていらっしゃる園児を通じてチラシのほうを配布いたしまして、小さいお子さんでも対象になりますよということをPRするとともに、若い保護者の方もぜひヘルメットをかぶっていただきたいということで、今年度PRをしていなかったところへのチラシの配布などを行いまして、年間を通じて1,500人への交付を目指したいと思っております。

以上です。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 ありがとうございます。

市内には防災倉庫が何箇所あるのか。

○委員長 岡村危機管理監。

○危機管理監 防災倉庫については、市内52箇所でございます。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 分かりました。

それと、備品として食料品、6品あったよね。それがどのぐらいの数で置いてあるんですか。例えばアルファ米は何食分ぐらい置いてある、用意してあるとか。

○委員長 岡村危機管理監。

○危機管理監 今細かなデータが手元になくお答えはできないんですが、避難所ごとに避難者の収容人数が異なりまして、想定する避難者数に応じた備蓄を進めております。避難所ごとに防災倉庫の中の備蓄数は異なるという状況でございます。

以上です。

○委員長 他に質疑のある方、おられますか。

2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 質疑させていただきます。

当初予算の概要のほうで40ページになります。男女共同参画推進事業から、2点ほどお願いいたします。

まず、令和5年度の予算と比べますと25%ほど予算が増えているというところで、どういふところを重点的にするか、増えた要因が1点。

あと、こちらの概要のところでも第4次ぎょうだ男女共同参画プランをよりよいものにするための見直しを行うと書いてあるんですけども、もう少し詳細な説明といたしますか、見直すことによってどういう効果が見込まれるとか、あとは令和6年度はどういうところまで事業を進めていくのかというところを教えてくださいたいと思います。お願いします。

○委員長 堀口所長。

○男女共同参画推進センター所長 事業費の主な増加分でございますが、主なものは会計年度任用職員の報酬等の増加でございます。それと、説明でも申し上げましたが、照明器具のLED化を行いまして、そちらの調査設計委託料が100万円増加となっております。事業費といたしましては50万5,000円ほど増加しておりますが、主な要因といたしましては、委員報酬料が11万2,000円の増加となっております。あと、印刷製本費が20万円増加となっております。

それから、男女共同参画プランの改正というかつくり直しを行うということでございますが、こちらにつきましては、行田市基本構想策定に伴いまして新たに一部見直し等を行う必要があると思ひまして、全面改正するというところで今考えております。予定としましては、

来年の1月ぐらいを完成めどと考えております。プランにつきましては、今のところ、10年でつくっていたものを4年刻みでつくっていくということで考えております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑のある方、おられますか。

副委員長。

○木村副委員長 私も2点させていただきますけれども、ページでいきますと101ページの自治振興費の◎防犯対策費の18節ですけれども、これは市民の安全・安心のためにかなり補助等交付金をつけていただいたと改めて感謝申し上げますが、前年度に比べてどのぐらい増額されているのかというところを1つ伺いたいと思います。

あと、もう一点は、何か同じ質問が皆さんと続いてしまうんですけれども、209ページですけれども、◎災害対策費の18節ですけれども、自主防災組織補助金ですけれども、先ほどご説明がありました、この中に自治会としての防災倉庫を設けたいというときに、この補助金の中からその辺の援助というか補助は出るのでしょうか。どこから出るのか、教えていただければと思います。倉庫を設けるんですね。

2点です。以上です。よろしくお願いします。

○委員長 執行部、いかがですか。

酒井課長。

○地域活動推進課長 防犯対策費の18節の補助金の部分についての増減額について申し上げます。

補助金につきましては、新規事業といたしまして住宅用防犯カメラ設置費補助金、特殊詐欺等対策機器購入費補助金と新規事業がございまして、それぞれ150万円、100万円ということで増額となっておりますが、その他、防犯灯設置費補助金、また防犯灯電気料補助金等が、すみません、防犯灯設置費補助金につきましては昨年度と同額、防犯灯電気料補助金につきましては、電気料の大幅な減がございまして昨年度よりこちらが300万円程度下がっていることから、補助金全体に対しましては前年度と比較して78万1,000円程度減額となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長 岡村危機管理監。

○危機管理監 209ページの自主防災組織補助金160万円についてのご質疑にお答え申し上げます。

自治会で防災倉庫を購入した場合に補助対象となるか、その内容はどうかということですが、この補助金の対象が防災に関わる資機材の購入でございます。防災倉庫はまさに防災のための資機材でございますので補助対象となります。

しかしながら、全額ではなくて上限がありまして10万円までという補助規定がございます。自治会でまずは資機材を購入していただいて、この場合は防災倉庫になりますが、それに対して10万円を超える場合は、10万円を上限に補助金を支出するというものでございます。

以上です。

○委員長 副委員長。

○木村副委員長 防災の関係は分かりました、ありがとうございます。

先ほどの市民の安全・安心の電気料が、LEDに替えたせいで比較するとトータルとしてはマイナスになると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○委員長 酒井課長。

○地域活動推進課長 防犯灯の電気料につきましては、昨今の社会情勢に応じて電気料の高騰部分等があったかと思いますが、そちらが落ち着きまして、その分で基本料金等が下がったことによって電気料が減額になったということでございます。

以上でございます。

○委員長 副委員長。

○木村副委員長 LED化をしたからどうのこうのではないということですね。はい、承知しました、ありがとうございます。

○委員長 他に質疑のある方、おられますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 もう一点聞かせてもらいますけれども、49ページの中で建物貸付収入（男女共同参画推進センター）という部分で3万2,000円になっているんですけれども、これは屋根を貸している収入だと思うんですけれども、これやっぱり契約はあると思うんですよね、何年契約というのが。何年から何年目の契約で、これ何年目に今年度は当たるのかなと、その辺教えていただきたい、まずは。

それで、最初の貸付けから今日の3万2,000円というのは変わってないか、ずっと同じで貸付けしてあるのか、増減があるのか。

○委員長 その2点でいいですか。

答弁をお願いします。

堀口所長。

○男女共同参画推進センター所長 屋根貸しにつきましては、市全体で貸付けの単価が決まっております。1平米当たり100円ということで貸し付けておまして、320平米で決まって貸し付けております。

契約年度ですが、5年ごとに貸付けを行っているんですが、ごめんなさい、今年度今やっているところの資料を持っていませんので、ちょっとお答えができません。申し訳ございません。後で提出させていただきます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑のある方、おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、この後審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承お願いいたします。

午前 10時 59分 休憩

午前 11時 01分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第7号について

○委員長 次に、議案第7号 令和6年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算を議題とし、執行部の説明を求めます。

交通対策課、島田課長、お願いいたします。

○交通対策課長 それでは、交通対策課が所管いたします議案第7号 令和6年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、薄いほうの予算書の18ページをお願いいたします。

こちら、第1条は、歳入歳出予算の総額を定めるものでございまして、歳入歳出それぞれ2,775万8,000円とするものでございます。前年度と比較いたしまして、979万4,000円の減額となっております。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書、厚いほうの355ペー

ジをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、前年度と比較いたしまして15万1,000円の増額となっております。主な内訳ですが、右ページの説明欄、1節、4節及び8節は、交通災害事業に係る会計年度任用職員の人件費でございます。

7節報償費は、共済会費の取りまとめをお願いしております各自治会にお支払いする謝礼金、10節印刷製本費は、共済加入申込書や封筒などの作成に要する経費でございます。

22節共済会費還付金は、申込者が重複加入していた場合等の共済会費の過年度分の還付金でございます。

357ページをお願いいたします。

2款1項1目事業費は、右ページ説明欄に記載のとおり、18節共済見舞金でございまして、事故に遭われた会員に支払う医療見舞金、後遺障害見舞金及び死亡見舞金でございます。実績を勘案の上計上したもので、前年度並みとなっております。

359ページをお願いいたします。

3款1項1目交通災害共済基金費は、運用利子を基金に積み立てるものでございまして、前年度は基金への繰越金の積立金を計上しておりましたことから、本年度は大幅な減額となっております。

361ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費は、前年度と同額の計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして345ページをお願いいたします。

1款1項1目共済会費収入は、交通災害共済会費収入として、実績を勘案の上、3万7,000人分を計上しております。

347ページをお願いいたします。

2款1項1目負担金は、生活保護者交通災害共済会費として、生活保護受給者数を勘案の上、980人分を計上しております。

349ページをお願いいたします。

3款1項1目利子及び配当金は、交通災害共済基金の運用に伴い生じる利子でございます。

351ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金は、前年度繰越金となっております。

353ページをお願いいたします。

5款1項1目市預金利子及び2項1目雑入は、前年度と同額計上でございます。

以上で、議案第7号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第7号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第7号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。
次に、採決いたします。

議案第7号 令和6年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決するに決しました。
暫時休憩いたします。

午前 11時 07分 休憩

午前 11時 10分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第5号について

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は、委員長の許可を得てから、マイクを使用させていただくようお願いいたします。

また、説明及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、環境経済部所管の議案について審査を行います。

まず、環境経済部長、ご挨拶をお願いいたします。

○**環境経済部長** 委員の皆様には、環境経済部の諸事業に対しまして多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、令和6年度当初予算につきましての説明を申し上げます。ご審査のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、環境経済部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、環境課、柿沼課長、お願いいたします。

○**環境課長** それでは、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算のうち、環境課所管部分につきましてご説明させていただきます。

予算に関する説明書の94ページをお願いいたします。

11目環境対策費は、前年度に比べまして220万1,000円の増額でございます。これは、クビアカツヤカミキリ対策費の増額などによるものでございます。

96ページをお願いいたします。

主なものを申し上げますと、右ページ説明欄の12節環境基本計画策定支援委託料は、計画策定におけます資料作成支援における委託料でございます。

その下の化学分析委託料は、市内5河川の水質調査を実施するものでございます。

その下のダイオキシン類調査委託料は、大気と土壌におけるダイオキシン類の分析調査を市内3箇所ですべて実施するものでございます。

18節の上から4番目、合併処理浄化槽設置補助金は、国・県の補助制度に合わせ、単独処理浄化槽及びくみ取便槽から合併処理浄化槽への転換促進を図るため、設置などに係る費用の一部を補助するものでございます。

その下のクビアカツヤカミキリ対策費補助金は、令和3年度から実施しておりましたクビアカツヤカミキリ奨励品交付事業に替わり、クビアカツヤカミキリの被害樹木への薬剤樹幹注入作業や伐採に係る費用の一部を補助するものでございます。

次に、飛びまして156ページをお願いいたします。

4目環境衛生費は、前年度に比べ44万9,000円の増額でございます。

主なものを申し上げますと、右ページ説明欄の7節報償金は、春と秋の年2回実施いたし

ますごみゼロ運動に伴う運搬作業や各ごみ集積所の管理指導に対する報償金でございます。

158ページをお願いいたします。

右ページ説明欄の18節地区衛生協力会交付金は、市内186地区の衛生協力会に対する交付金でございます。

その下の衛生協力会連合会補助金は、連合会の活動に対する補助金でございます。

左ページ、1目清掃総務費は、前年度と比較いたしまして3,708万8,000円の減額となっております。

主なものを申し上げますと、右ページ説明欄の2節から4節は、環境課職員14名分の人件費でございます。

160ページをお願いいたします。

右ページ説明欄、18節の2行目、行田羽生資源環境組合負担金は、新ごみ処理施設の整備を行っている同組合に係る負担金でございます。

左ページ、2目塵芥処理費は、前年度と比較して3,042万1,000円の増額でございます。これは、彩北広域清掃組合負担金の増額、公立保育園3園の廃棄物収集委託事業の追加に係る増額などによるものでございます。

右ページ説明欄の◎塵芥処理事業費のうち主なものを申し上げますと、7節奨励金は、PTAや子ども会などが行う資源物の集団回収に対する奨励金、その下の買上金は、各地区衛生協力会に対する資源物の買上金でございます。

12節の資源物収集委託料から5行目の公共施設等廃棄物収集委託料までは、それぞれの区分によるごみなどの収集運搬に係る委託料でございます。

18節の彩北広域清掃組合負担金は、小針クリーンセンターの運営、維持管理を行っている同組合に係る負担金でございます。

その下の生ごみ処理機器購入費補助金は、ごみ排出量の削減に向け家庭から出る生ごみの自家処理を促進するための補助金で、令和6年度から補助対象を電気式生ごみ処理機のみとし、その購入費用の一部を補助するものでございます。

次の◎粗大ごみ処理施設管理費のうち主なものを申し上げますと、10節の3行目、修繕料は、粗大ごみ処理場の老朽化に伴う破碎機などの修繕に係る費用でございます。

11節の3行目、手数料は、粗大ごみ処理場で処理することのできない破碎不適物、困難物などの処理を専門業者へ依頼するものでございます。

12節の一般廃棄物処理委託料は、破碎処理後の不燃物を処分するための委託料ございま

す。

162ページをお願いいたします。

右ページ、12節の上から2つ目の破砕廃棄物運搬委託料は、破砕処理後の不燃物を寄居町にある県の最終処分場まで運搬するための委託料でございます。

その下の施設運転管理委託料は、粗大ごみ処理場の運転管理に係る委託料でございます。

次の◎長善沼整備事業費のうち主なものを申し上げますと、12節、1行目、除草委託料は、最終処分場の除草作業を年2回実施するもので、その下の水質検査委託料は、最終処分場埋立地の浸出水や地下水の検査を委託するものでございます。

左ページ、3目し尿処理費は、前年度に比べ1,228万3,000円の減額でございます。これは、環境センター処理施設におけます工事箇所数が2箇所から1箇所に減少したことや電気料の減額などによるものでございます。

右ページ説明欄の◎し尿処理事業費のうち主なものを申し上げますと、12節し尿処理委託料は、生活保護世帯に係るし尿処理を委託するものでございます。

次の◎し尿処理施設管理費のうち主なものを申し上げますと、10節の3行目、修繕料は、施設の老朽化に伴う修繕を行うものでございます。

3つ下の上下水道料は、希釈処理後の放流水を下水道に流すための下水道使用料でございます。

11節の2行目、手数料は、放流水槽の防食工事に伴い処理フローの変更を行うため、これを制御するシステムのプログラム変更などの手数料でございます。

12節の資源リサイクル委託料は、搬入されるし尿等に含まれますし渣の再資源化処理に係る委託料でございます。

その下の施設運転管理委託料は、環境センターの運転管理に係る委託料でございます。

164ページをお願いいたします。

右ページ説明欄、14節設備改修工事請負費は、環境センター処理施設における放流水槽の防食工事を実施するものでございます。

以上が歳出となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、ページ戻りまして36ページをお願いいたします。

2項2目衛生手数料の2節清掃手数料は、前年度に比べ46万2,000円の減額でございます。

右ページ説明欄、許可申請手数料は、一般廃棄物収集運搬業者の許可申請に係る47件分の

更新手数料、次の諸手数料は、粗大ごみ処理場に搬入される事業系ごみに係る処理手数料を見込んだものでございます。

38ページをお願いいたします。

14款2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページ説明欄の1行目、循環型社会形成推進交付金は、前年度に比べ50万円の減額でございまして、合併処理浄化槽の転換設置に係る国庫補助金でございます。

42ページをお願いいたします。

中ほどの15款2項1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページ説明欄の2行目、浄化槽整備事業補助金は、前年度と同額でございまして、合併処理浄化槽の転換設置に係る県補助金でございます。補助額は1基につき20万円を見込み、50基分の計上となっております。

その下のクビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金は、令和3年度に新設、運用開始されたものでございまして、木の伐採や薬剤の購入など市の防除対策に係る県補助金でございます。

46ページをお願いいたします。

中ほどの15款3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金のうち、右ページ説明欄の環境保全交付金は、前年度に比べ14万1,000円の減でございます。アライグマの個体分析や公害関係事務を市がすることに対する交付金でございます。

48ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、右ページ説明欄の上から7行目、一般土地貸付収入（環境課）は、長善沼のメガソーラー発電事業に係る土地の貸付収入でございます。

その8行下、建物貸付収入（環境課）は、太陽光発電事業に伴う環境センターの屋根貸し収入でございます。

その8行下、一般廃棄物最終処分場敷地貸付収入は、彩北広域清掃組合への最終処分場の一部に係る土地の貸付収入でございます。

その下の一般廃棄物処理施設敷地貸付収入は、ごみ処理施設整備の事業着手に当たり、行田羽生資源環境組合が実施いたします新ごみ処理施設建設予定地の貸付収入でございます。

次に、少し飛びまして60ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、中ほどの7節施設貸付収入のうち、右ページ説明欄の10行目にありま

す、環境課電気、ガス、水道料は、忍城おもてなし甲冑隊の事務所として使用しております環境課2階部分の貸付収入でございます。

その下の環境課電気料は、環境課に設置しております自動販売機に係る使用料でございます。

62ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入のうち、右ページ説明欄2行目、資源ごみ売払収入（環境課）は、前年度に比べ124万8,000円の減額でございます。資源リサイクル事業で回収する缶・瓶及び紙・布類の売払収入を見込み、計上したものでございます。

66ページをお願いいたします。

21款市債、1項3目衛生債の1節清掃債、右ページ説明欄のし尿処理施設設備改修事業債は、環境センター放流水槽内の防食工事に対するものでございます。

以上が歳入の説明となります。

環境課の説明は、以上でございます。

○委員長 次に、商工観光課、五十嵐課長、お願いします。

○商工観光課長 商工観光課でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の166ページをお願いいたします。

5款1項1目労働諸費、右ページの説明欄◎労働対策費のうち、2節から4節は、職員1人分の人件費でございます。

18節の4行目、行田市中小企業退職金共済会補助金は、同共済会に対する運営補助でございます。

18節一番下、求職者公的資格等取得助成金は、離職をされた市民または非正規雇用の市民の正規雇用者としての就業を支援するため、就職に必要な資格を取得した場合に費用の一部を新たに補助するものでございます。

174ページをお願いいたします。

7款1項1目商工総務費、右ページ説明欄の◎商工一般管理費は、職員人件費などがございます。

次に、174ページの2目商工業振興費は、前年度に比べ1億5,675万3,000円の減額となっております。これは、企業立地奨励金を都市整備部企業誘致課関係経費に計上したこと及びプレミアム付商品券事業補助金の減額によるものでございます。

右ページ説明欄◎商工業育成振興費、18節の1行目、商工会議所事業補助金、次の商工会事業補助金は、行田商工会議所及び南河原商工会の運営に対する補助金でございます。

4行下の電灯料補助金は、市内商店街街路灯管理団体11団体に対し、街路灯電気料の8割を補助するものでございます。

3行下の商工業振興資金利子補給金は、市の融資制度に基づき金融機関から資金の借入れを行った市内中小企業が借入額を完済した場合に、金融機関と完済者に対して利子の一部を補給するものでございます。

3行下の住宅改修資金補助金は、市民の市内事業者を利用した住宅改修に対して工事費用の一部を助成するものでございます。

その下の起業家支援助成金は、空き店舗を利用して新たに事業を開始する方に対する補助で、令和6年度からは創業時に係る費用を重点的に支援するものでございます。

一番下の企業等人材育成支援補助金は、従業員が業務に必要な資格を取得した場合に、その費用を負担した企業等に対し費用の一部を新たに補助するものでございます。

176ページをお願いいたします。

3目観光費は、前年度に比べ1,976万4,000円の増額となっております。これは、観光ブランディング事業において国内に加え国外からの旅行者等の誘客を推進するほか、わらアート制作事業の新規実施などによるものでございます。

右ページ説明欄◎観光事業費、12節の観光関連施設管理業務委託料は、JR行田駅前観光案内所、忍城バスターミナル観光案内所及びさきたまテラスゾーンの管理運営を一般社団法人行田おもてなし観光局に委託するものでございます。

12節の2行目、わらアート作成委託料は、わらアート作成に係る業務委託料でございます。

18節の2行目、行田おもてなし観光局補助金は、これまでの観光事業に加え、インバウンドの誘客強化を図るためのものでございます。

18節の9行目、行田古墳フェスティバル補助金は、古墳の魅力を新たに発信するイベントの開催に対して補助を行うものでございます。

179ページをお願いいたします。

説明欄の◎桜維持管理費は、武蔵水路等に植樹された桜の維持管理に要する経費でございます。

次に、178ページの4目商工センター費は、前年度に比べ1,176万2,000円の増額となっております。これは、商工センタートイレ改修事業や照明LED化事業の実施によるものでござい

ございます。

右ページ説明欄の◎商工センター管理費、12節の1行目、調査測量設計委託料は、非常用発電設備の更新のための設計業務委託料でございます。

次の指定管理料は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団へ支払う指定管理料でございます。

14節の設備改修工事請負費は、商工センターのトイレの洋式化及び照明LED化の工事費でございます。

17節事業用器具費は、商工センターの利用促進を図るため、折りたたみ式丸型テーブルなどを購入するものでございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款1項4目商工使用料のうち、1節観光使用料の右ページ、さきたまテラスゾーン使用料は、さきたまテラスゾーンでのイベントの開催やキッチンカーなどの移動販売を目的とした出店など、主催者や出店者からの使用料を見込むものでございます。

2節の商工センター使用料は、右ページ説明欄に記載の商工センター内に事務所を置いている行田商工会議所から労働基準協会までの6団体からの使用料を見込んだもので、前年度と同額の計上でございます。

44ページをお願いいたします。

15款2項5目商工費県補助金の右ページ説明欄の魅力ある地域づくり事業補助金は、行田おもてなし観光局の補助金のうち、インバウンド誘客事業の実施に対する県の補助金でございます。

48ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入のうち、右ページ説明欄の中ほど、建物貸付収入（商工観光課）は、商工センターの屋根貸しによる太陽光発電事業に係る建物貸付収入で、前年度と同額計上でございます。

60ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の7節施設貸付収入のうち、右ページ説明欄の中ほど、商工センター電気、ガス、水道料から2つ下の商工センター清掃委託料までは、商工センターの施設貸付けに伴う行田商工会議所などの受益団体からの負担分を見込んだものでございます。

その下の観光案内所電気料は、JR行田駅前観光案内所及び忍城バスターミナル観光案内所に設置してある自動販売機の電気料を見込んだものでございます。

62ページをお願いいたします。

一番下の15節雑入の右ページ説明欄の3行目、損失補償還付金は、市の融資制度に係る返済において万一未償還が生じた場合に代位弁済を行うこととなっておりますが、これを行った場合の損失補償還付収入を見込んだものでございます。

66ページをお願いいたします。

21款1項5目商工債の右ページ説明欄の商工センター設備改修事業債は、商工センターのトイレ改修事業及びLED化事業に対するものでございます。

以上で、商工観光課所管部分の予算説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、農政課、今井課長、お願いします。

○農政課長 農政課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、引き続き農政課関係の歳出予算からご説明申し上げます。

予算に関する説明書の168ページをお願いいたします。

6款農業費、1項2目農業総務費9,700万4,000円は、前年度に比べ782万8,000円の減額計上となっております。これは、人事異動による一般職職員1人分の減によるものでございます。

右ページの説明欄の◎農業一般管理費は、農業委員会事務局職員、農政課職員12人分の人件費でございます。

左側168ページをお願いいたします。

3目農業振興費4,941万6,000円は、前年度に比べ663万5,000円の増額計上となっております。主な要因は、負担金補助及び交付金の増額などによるものでございます。

右ページ説明欄の◎農業振興費のうち、主なものを申し上げますので、171ページの説明欄をお願いいたします。

13節器具・機材借上料は、農業用素掘り用排水路のしゅんせつに使用する作業機器及びダンプトラック等の借上料でございます。

次に、18節の上から5行目の農業再生協議会交付金は、米の生産調整、担い手育成の事務を行う行田市農業再生協議会への交付金でございます。

6つ下の田んぼアート米づくり体験事業推進協議会補助金は、田んぼアート事業を開催する費用を補助するものでございます。

その下の行田はちまんマルシェ実行委員会補助金は、八幡通り沿いの若葉保育園駐車場で毎週日曜日に開催するイベントに対して補助するものでございます。

3つ下の新規就農総合支援事業費補助金は、認定新規就農者の経営開始や経営発展のために必要となる資金を支援するものでございます。

2つ下の攻めの農業支援事業補助金は、農業振興を図るため、特産品として期待できる農産物の生産、6次産業化や観光農園開設のほか、既存の生産方法を改善するための新たな取組を行おうとする農業者等に対し、その一部を補助するものでございます。

その下の環境保全型農業支援事業補助金は、自然環境の保全に資する生産方式を導入し、環境保全に効果の高い営農活動を行おうとする農業者に対し補助するものでございます。

その下の経営継承・発展等支援事業補助金は、担い手から経営を継承し発展させるための取組を行おうとする農業者に対し補助するものでございます。

一番下の県産木材活用促進支援事業費補助金は、市内において住宅や事務所等を新築、増改築する際に県産木材を使用した場合、その購入額の一部を新たに補助するものでございます。

170ページ、4目園芸振興費及び次の5目畜産業費は、園芸及び畜産団体への補助金などでございます。

172ページをお願いいたします。

6目農地費1億6,162万8,000円は、前年度に比べ848万4,000円の減額計上となっております。主な要因は、工事請負費の減額などによるものでございます。

右ページ説明欄の◎土地改良費のうち主なものを申し上げますと、12節認定農用地台帳作成委託料は、多面的機能活動組織の対象区域に係る認定農用地台帳整備業務の委託料でございます。

次に、14節土地改良事業工事請負費は、野地区の堰改修工事を県の土地改良事業補助金を活用して実施しようとするものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の5行目、元荒川上流土地改良区土地改良事業（建設事業費）負担金は、同改良区が実施する幹線農業用排水路整備事業の市負担金でございます。

2つ下の県営ほ場整備事業負担金は、鴻巣・行田地区及び池上地区のほ場整備事業における市負担金でございます。

その下の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金は、県営基幹水利施設の補修整備事業の負担金でございます。内容につきましては、上須戸堰の堰本体工事費及び中条星宮地区の地下水機場3箇所等の更新工事を負担するものでございます。

その下の土地改良事業補助金は、見沼代用水土地改良区など4つの土地改良区の施設補修

整備事業の補助金でございます。内容につきましては、見沼代用土地改良区の須加地区における土腐落悪水路の改修工事など、市内5地区における土地改良施設の補修整備の補助でございます。

その下の多面的機能発揮促進事業補助金は、農地や農業用道路・水路の適切な保全管理を図るための活動を地域ぐるみで行う組織への補助金でございます。

次の◎農業用道路及び農業用排水路整備事業費のうち主なものを申し上げますと、11節出役料は、市内各所の用排水路及び農道の緊急的な補修を行うための賃金でございます。

次に、12節調査測量設計委託料は、用排水路整備工事及び水田貯留設備整備工事に伴う設計委託料でございます。

次に、14節の1行目、農道整備工事請負費は、未舗装の農道を舗装する農道舗装工事費でございます。

その下の農道補修工事請負費は、農道の補修工事費でございます。

その下の用排水路整備工事請負費は、市内各所の用水路及び排水路の整備工事費でございます。

その下の水田貯留設備整備工事請負費は、田んぼダムの整備工事費でございます。

以上で、歳出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして44ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、4目農業費県補助金の2節農業振興費補助金の右ページの説明欄をお願いいたします。

農業経営基盤強化資金利子助成金は、認定農業者が受けた融資に対する利子に係る県助成を見込んだもので、助成率は2分の1でございます。

次の新規就農総合支援事業費補助金は、認定新規就農者への補助金を見込んだもので、補助率は経営開始資金事業に係るもので10分の10でございます。

次の環境保全型農業支援事業補助金は、環境保全型農業支援事業に対する補助金を見込んだもので、補助率は4分の3でございます。

次の経営所得安定対策推進事業費補助金は、米の生産調整、担い手育成の各種事務を行う行田市農業再生協議会の事業に対する補助金を見込んだもので、補助率は10分の10でございます。

次に、地域計画策定推進緊急対策事業補助金は、農業者等による協議を踏まえ、地域の農

業の在り方や農地利用の姿を明確にした地域計画の策定のために要する経費に対する補助金を見込んだもので、補助率は10分の10でございます。

次に、3節農地費補助金の右ページ説明欄をお願いいたします。

土地改良事業費補助金は、野地区の堰改修工事への補助金を見込んだもので、補助率は補助対象経費の100分の33でございます。

次の多面的機能支払交付金は、農地や農業用道路・水路を適切に保全管理することを目的とした地域の団体事業への補助金及び多面的機能活動組織の対象地区の認定農用地台帳作成委託業務への補助金を見込んだもので、補助率は、団体事業に係るものが4分の3、認定農用地台帳作成委託業務に係るものが10分の10でございます。

少し飛びまして60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の4節交付金及び助成金収入のうち、右ページ説明欄の経営継承・発展等支援事業補助金は、担い手から経営を継承し発展させるための取組を行おうとする農業者への補助金を見込んだもので、補助率は2分の1でございます。

次に、5節委託金収入のうち、右ページ説明欄の5行目、農地中間管理事業委託金は、農地中間管理機構からの事務委託金を見込んだものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入のうち、右ページ説明欄の8行目、農業振興地域計画図売払収入は、農業振興地域計画図の売払いを見込んだものでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

21款市債、1項4目農業債の1節農業債の右ページ説明欄をお願いいたします。

かんがい排水路整備事業債は、野地区の県費補助事業による堰改修及び市内各所における用排水路の整備に対するものでございます。

その下の農道整備事業債は、農業振興区域内における市道の整備及び補修に対するものでございます。

その下の水田貯留設備整備事業債は、田んぼダムの整備に対するものでございます。

以上をもちまして、農政課関係予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、農業委員会事務局、小林局長、お願いします。

○農業委員会事務局長 農業委員会所管部分につきまして、歳出からご説明申し上げます。

着座にて説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の168ページをお願いいたします。

6款1項1目農業委員会費でございますが、前年度に比べ401万1,000円の減額でございます。これは、農業委員等の改選やOAシステムの改修が完了したことなどによるものでございます。

右ページ説明欄の◎農業委員会運営費の主なものを申し上げますと、農業委員13人分と農地利用最適化推進委員20人分の報酬でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして36ページをお願いいたします。

2項3目農業手数料でございますが、右ページ説明欄の諸証明手数料は、農家証明書や除外証明書などの発行手数料でございます。

44ページをお願いいたします。

2項4目農業費県補助金のうち、1節農業委員会費補助金は、農業委員会設置などに関する県補助金でございます。

以上で、農業委員会所管の歳入歳出予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明が終わりました。

△議案第5号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 ご説明ありがとうございました。

当初予算の概要のほうの45ページになるんですが、クビアカツヤカミキリのことですけれども、こちらは、まず10匹捕ったら補助金みたいなものがもうなくなった上で、今後は薬だったり伐採だったりというほうになっているんでしょうか。

○委員長 柿沼課長。

○環境課長 おっしゃるとおりで、今回この内容といったものが、これまでは令和3年度の6月1日から開始だったんですが、10匹で500円の奨励金ということで商店街で使えるものということで伝えてたんですが、今回数のほうが令和5年度に入りましてかなり多くなってしまったというのもあって、それ以上に樹木のほうが大分傷んでいるという状況がありましたことから、今回あらゆる方が所有される、あるいはまた管理されている木に対して樹幹注入という薬剤を入れたり、あるいは伐採するといったことを業者に委託することを前提に、その費用の一部を5万円上限でお出ししようという制度に変更したものでございます。

○委員長 2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 今まではこちらから攻撃してというか、その原因に対して攻撃して捕り除いてと、それが何か防御に徹して、守り切れなかったら何か伐採みたいなイメージになるんですけれども、そのようにがらっと変えたというのは、何か根拠というか、あとは他市で実績があるとか、このほうが効果が出るとかという何か根拠があつてこのように変えたと思うんですけれども、それを教えていただけたらと思います。

○委員長 柿沼課長。

○環境課長 根拠というか、令和3年度からやっていたこの奨励金の交付事業ですけれども、こちらの当初の目的が、まず、クビアカツヤカミキリというのが危ないものだといったものを市民によく理解していただいて捕っていただくと、自分で捕殺してもらうということで十分やってくれということで、まずは危険な生物であるということを理解していただきたいというのが一つの目的でした。当初10匹見つかった平成29年のものが、令和5年には1万2,000匹ほど捕られているということで、かなり捕殺のほうが進んだと、また理解のほうも進んだということで当初の目的は達成できたのかなということが1つの理由です。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 補足させていただきます。

昨年調査した市で管理している桜の被害状況を見ますと、約7割の木に入っていると。課長申し上げましたが、成虫を捕殺するというのは、どちらかというところと啓発的な意味が大きい事業でございます。今回の樹幹注入に関しましては、幼虫のうちの殺すといいますか駆除するもので、より実効性の高い対策にシフトしたと。今までは啓発メインであったものを、今後は実際の被害を防ぐような方向にシフトしていくということで、今回事業の内容を見直したものでございます。

以上です。

○委員長 次に、質疑のある方。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 それでは、質疑のほうをさせていただきたいと思います。

まず、177ページ観光事業費ですけれども、12節のところは昨年度まで観光ガイドステーション運営委託料が入っていたと思いますが、これがなぜなくなっているのかという、その理由のところを聞かせていただけたらと思います。

また、同時に18節のほうのおもてなし観光局補助金のほうのより詳細な内訳等もお聞かせいただけたらと思います。

続きまして、次の179ページのほうの桜維持管理費の桜維持管理委託料のほうですけれども、これ武蔵水路等という説明だったんですが、ほかの管理しているところをお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 お答えいたします。

まず、観光ガイドステーションにつきましては、今まで観光案内所機能ということで商工観光課のほうでも担ってきたところですが、来年度から文化財保護課のほうでこちらのこの観光ガイドステーションについては家賃補助をしていたんですけれども、併せて日本遺産の所管ということもありまして、観光ガイドステーションについては、文化財保護課のほうで委託運営をお願いするという形になりましたので、今年度予算のほうは商工観光のほうからは落ちているような形になります。

続きまして、おもてなし観光局の補助金ですけれども、こちらの補助金のうちの3,440万円ほどが従来の観光振興事業のほうに使うというような形でございます。残りの部分については、先ほど説明でも申し上げましたインバウンド部分のところを、県の補助金も活用しつつこちらのほうを実行していくというような形で考えております。

最後に、桜維持管理事業につきまして商工観光課のほうで管理している場所といたしましては、見沼用水、武蔵用水路、清水町の熊谷市との市境のところに桜がございますので、こちらを管理しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご答弁ありがとうございました。

おもてなし観光局のほうですけれども、より具体的なインバウンドのほうをお聞かせいただけたらと思います。

また、先ほど小林委員の質疑と絡んでくると思うんですけれども、行田市が今のところ管理している範囲といたしますか、その中でのクビアカツヤカミキリ等の被害等はどのような状況なのか、併せてお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 インバウンドの今後の進め方というところでございますけれども、本年

度、忍城下タウンプロジェクトということでインバウンドのきっかけとなる事業のほうを実施させていただきました。この中で、人力車であったりレーザーマッピングを実施したところ好評でした。人力車については、特に行田の町並みに合っているということで好評なところもございましたので、こういったところを継承しつつ、新たに城下町であることから甲冑の着つけ体験なども増やすことで、東南アジア、特に埼玉県が強化市場としております台湾などをターゲットとして事業のほうを進めていきたいと考えております。

○委員長 柿沼課長。

○環境課長 桜についてお答えいたします。

全体の民間のことまではちょっと把握できませんが、公共施設のほうの所有する桜は、約2,000本ある中で1,400本ですね、おおむね約7割が被害を受けているということを確認しております。

以上です。

○委員長 他に質疑のある方、おられますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 私は3点ほどお聞かせ願います。

まず、63ページの中で資源ごみ売払収入（環境課）というふうな形で124万円強の減額と聞いたんですけれども、これは令和4年度と比べて令和5年度がかなり量が減ってきたので、それを比較して減額という形にしたのか分かりませんが、減額の何か原因等があれば、こういうことで売払収入が減ってきたんですよという形で、それが分かれば教えていただきたい。でなければ、私はここの予算、もう一年ぐらひは令和5年度と同じような予算を見てもいいのではなかったかと思うので、そこら辺、ちょっと原因は何か教えてください。

あと、35ページでさきたまテラスゾーンのキッチンカーという形で、使用料収入が、1日どのぐらいの料金で何台分ぐらいみたのか、ここら辺を教えてください。

あと、171ページ、一番最後の負担金補助及び交付金ですけれども、県産木材活用促進支援事業費補助金という形で説明があったんですけれども、これは補助率がどのぐらいになっているのかなというのを教えてください。

以上、3点お願いします。

○委員長 答弁お願いいたします。

柿沼課長。

○環境課長 資源リサイクルのほうの収入のほうの、なぜ今回減額したかということの要因で

すけれども、こちら令和4年度と5年度実績のほうですけれども一応そちらのほうを確認したところ、かなり資源の量が減ってきている状況がありましたので、そちらから判断してこういった形で、昨年と同様よりは下げなければならぬのかなということで、実績や推移を見ながらこういった形で減額させていただいたということです。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 さきたまテラスゾーンの歳入というところでご説明させていただきます。

まず、テラスゾーンの利用については、キッチンカー当たり、市内と市外でちょっと異なるんですけれども、市内ですと1台当たり1日600円、市外については1.5倍の900円ということになっております。

実績で申し上げますと、2月末現在で174件の利用がございまして、約14万円ほどの収入が入ってきております。

以上でございます。

○委員長 今井課長。

○農政課長 県産木材活用促進支援事業についてのご質問ですけれども、補助といたしましては県産木材を活用した場合、上限額20万円と考えております。そして、さらに市内材木店から県産木材を購入した場合には、上限額30万円ということで現在考えております。

以上でございます。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 キッチンカーについてもうちちょっと教えてほしい。

商工センターの前にもキッチンカー出ているんですけども、あの部分もこの中に含まれているんですか。

あと、もう一点、市内のキッチンカーと市外のキッチンカーという説明があったんですけども、何台ぐらいずつあるんですか、これは。

○委員長 五十嵐課長。

○商工観光課長 商工センター前の憩いの広場ということで貸出しをしております。こちらにつきましては、先ほどの収入の見込みの中に入れておりませんで、無料で貸出しをしているところがございます、商工センター前は。

○委員長 蓮見副参事。

○環境経済部副参事 さきたまテラスゾーンの利用の市内、市外の内訳というところがございますが、174件中、市内が111件、市外が63件でございます。

以上でございます。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 向こうのテラスは有料で、商工センター前は無料という話ですけれども、何でそういう差をつけるんですか。キッチンカーで同じだと思っただけけれども、もらったほうがいいと思っただけけれども、どうなの、何かあるわけ。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 商工センターに関しましては、空きスペースを有効に活用しようという観点から無料で貸し出しております。

一方、さきたまテラスゾーンに関しましては、観光目的ということで設置した施設でございまして、当初からキッチンカーを活用するということで条例で料金設定をして、そこは有料で貸し出すと、そういう形で差別化しているところでございます。

以上です。

○委員長 他に質疑のある方、おられますか。

2番 小林委員。

○2番 小林（淳）委員 もう一つお願いします。

当初予算に関する説明書の175ページになるんですけれども、こちらのほうの細部説明のほうでプレミアム商品券の事業がなくなったというところであったと思うんですけれども、補助金のほうが多分なくなってというところでなくなったというところだとは思いますが、この事業に関しては、ふだん補助だったり何だったり受けられない方全員というところで受けていた事業というところもありまして、補助金がなくなったからもう終わりとなったのか、位置づけようとしたけれどもどうしても駄目だったとか、そういう経緯等が分かれば教えてください。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

もともと財源といたしましては、交付金を活用した事業でございます。プレミアム商品券を選択した理由というのが、当初はコロナ禍で落ち込んだ経済の活性化、その後、物価高騰などの影響を受けた市内企業の活性化、そういった目的があってプレミアム商品券を選択した経緯がございます。

現状といたしましては、今回の当初予算上で事業を計画する中では、経済の活性化というのは必要だとは認識しておりますけれども、プレミアム商品券事業を選択するに至らなかつ

たという状況でございます。

以上です。

○委員長 他に質疑のある方、おられますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分について全ての部署の質疑が終了しました。

△議案第5号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第5号について討論及び採決を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に採決いたします。

議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって建設環境常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後 0時 06分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長 小林 修

健 康 福 祉 常 任 委 員 会

3 月 1 1 日 (月 曜 日)

令和6年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和6年3月11日（月曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件
- 議案第 5号 令和6年度行田市一般会計予算
 - 議案第 6号 令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算
 - 議案第 8号 令和6年度行田市介護保険事業費特別会計予算
 - 議案第 9号 令和6年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算
 - 議案第17号 行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第18号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例
 - 議案第19号 行田市介護保険条例の一部を改正する条例
 - 議案第20号 行田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第21号 行田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第22号 行田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第23号 行田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第29号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
 - 議案第30号 行田市消防手数料条例の一部を改正する条例
- 審査日程
- 【消防本部】
- 議案第29号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
 - 議案第30号 行田市消防手数料条例の一部を改正する条例
 - 議案第 5号 令和6年度行田市一般会計予算
- 【健康福祉部】

- 議案第 17 号 行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 18 号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 令和 6 年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 6 年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算
- 議案第 19 号 行田市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 20 号 行田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 21 号 行田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 22 号 行田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 23 号 行田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 令和 6 年度行田市介護保険事業費特別会計予算

○出席委員（7名）

委員長	橋本祐一	委員	3番	岩崎彰	委員
副委員長	田中和美	委員	4番	養田英雄	委員
1番	野本翔平	委員	5番	村田清治	委員
2番	斉藤博美	委員			

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

上村浩代	健康福祉部長
上野浩二	子ども未来課長
吉田兼弘	高齢者福祉課長
長島浩司	保険年金課長
大木宏之	健康福祉部副参事
吉澤宏	消防長
野口祥和	消防本部次長兼 消防署長
服部昌彦	消防総務課長
新井竹秀	予防課長
山口謙一	消防本部副参事
尾野学	消防本部副参事
大久保尚	消防本部副参事

○事務局職員出席者

書記 高橋優太

午前 9時 30分 開会

△開会の宣告

○委員長 おはようございます。

本日は、健康福祉常任委員会審査にご参加いただきましてありがとうございます。

今回2日間の委員会審査、よろしく申し上げます。特に、今回におきましては、執行部の皆様にも、時間の短縮というか、運営の円滑化を図っていただくということで工夫をしていただきました。また、議員におかれましても、この審査におきまして、審査の内容、採決に関する内容に関してなるべく質問していただき、こういう機会だから細かいところを深掘りしたいということもあるかもしれませんが、審査に必要な事項をなるべく質問していただきたいと思えます。2日間よろしく願いいたします。

当委員会に付託されております案件は、議案12件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お手元に配布いたしました審査日程により行います。

初めに、消防本部所管の議案について審査を行います。

まず、消防長にご挨拶をお願いいたします。

消防長。

○消防長 皆様おはようございます。

委員長をはじめ委員の皆様には、日頃から消防行政の推進に格別なるご理解、ご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和5年中、1月から12月末までの火災・救急の出動状況について少しお話しさせていただきます。

まず、火災発生件数は昨年30件でございまして、昨年との増減はなく、同件数となっております。内訳ですが、建物火災が13件、車両火災が2件、その他火災と分類されます枯れ草、竹やぶ、廃材、立木等の焼損火災は15件となっております。また、昨年は住宅2棟が全焼する建物火災が2件発生し、火災による死者も2件の火災で2名発生してしまいました。昨年の火災原因の傾向をしっかりと分析し、火災予防の広報活動につなげていかなければならないと考えております。

次に、救急出動件数ですが、令和5年は4,761件でございまして、過去最高の出動件数となっております。前年より255件の増加となっております。内訳ですが、急病が3,428件、全体の72%を占め、続いて、転倒や指を切ってしまった、あと熱中症もありますが、一般負傷

が561件で約11.8%、次に、交通事故が272件で5.7%となっており、これら3種別によるもので全体の89.5%を占めている状況でございます。その中でも、急病と運動競技が大きく増加しておりまして、理由は何だろうと分析中ではありますが、新型コロナ感染症が5類へ移行し、行動制限が緩和され人々の活動が活発になったことから、外に出る機会も増え、また運動する機会も増えたため運動競技による負傷が増加したのではないかと、また、急病にあつては、昨年の記録的な夏の暑さの影響、そして高齢人口の増加に伴うものと考えております。消防本部といたしましては、本当に救急車が必要な人のところに出動できるよう、救急車の適正利用、救急電話相談#7119についてしっかり広報し、住民の皆様にご理解していただけるよう努めていく所存でございます。

続きまして、本日ご審議いただきます案件ですが、議案第29号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第30号 行田市消防手数料条例の一部を改正する条例及び議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算、消防本部所管部分の3議案でございます。説明は担当課長が申し上げますので、皆様ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、発言時はマイクを使用させていただくようお願いいたします。

なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

なお、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、明日審査を行います健康福祉部所管部分の審査終了後に一括して行いますのでご了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第29号について

○委員長 初めに、議案第29号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

消防総務課、服部課長。

○消防総務課長 それでは、議案第29号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

議案書の137ページをお開き願います。

本案は、一般職職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る損害補償額について改正されたことから、所要の改正を行うため条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正内容について説明を申し上げます。新旧対照表86ページをお願いいたします。

第5条第2項第2号の改正は、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げるものです。

次に、別表の改正ですが、改正となります部分は、消防団員の損害補償に係る補償基礎額を引き上げるため、補償基礎額表の団長及び副団長の項中、1万2,440円を1万2,500円に、1万3,320円を1万3,350円に改め、同表、分団長及び副分団長の項中、1万670円を1万800円に、1万1,550円を1万1,650円に、1万2,440円を1万2,500円に改め、同表、部長、班長及び団員の項中、8,900円を9,100円に、9,790円を9,950円に、1万670円を1万800円に改正するものです。

議案書に戻りまして、138ページをお願いいたします。

附則ですが、第1項は施行期日を、第2項は改正条例の施行に伴う損害補償及び傷病補償、年金等に関する経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第29号について細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第29号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 この議案は消防団員の公務災害補償ということで、若干上がるということでもいいことだと思うんですけども、その中でお伺いしたいのが、これは法令ということで、全国的なものだと思いますけれども、金額の引上げというのは全国的に同額なのでしょうか。それをまず1点お伺いしたい。

もう一つは、この金額が引き上がる背景というのはどんな理由があったのかお伺いしたい

と思います。

○委員長 服部消防総務課長。

○消防総務課長 まず、金額に関しましては全国的に同額でございます。

背景ということでございますが、最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の改正を行う必要があるからということでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 社会情勢に鑑みという説明がありましたけれども、例えば、消防団員が全国的に不足しているとか、そういったことも理由にあるのかということと、予算書に現在本市の消防団員は270名ということで載っていますけれども、その消防団員というのは全国平均と比べて多いのか少ないのかというのだけお伺いします。

○委員長 服部課長。

○消防総務課長 これに関しましては、消防団員の減少といったところが大きく影響していると考えております。団員数にあつては、行田市においても年々団員数の減少というのが見られております。全国的にもおよそ2万人程度どんどん減っているといったところもございますので、今後、行田市としましても、団員の増員等ができるよう、PR等を実施していく所存でございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 平均と比べてどうなのか、足りているのかちょっと心配ですけれども、それはどうですか。基準は全国平均でも県の平均でもいいですけれども、うちは標準です、足りていますということかだけお伺いします。

○委員長 服部課長。

○消防総務課長 平均より上回っているということでございます。

○委員長 他に質疑がございましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第29号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第29号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第30号について

○委員長 次に、議案第30号 行田市消防手数料条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

新井課長。

○予防課長 議案第30号 行田市消防手数料条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

議案書の139ページをお願いいたします。

本案は、令和5年12月6日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る設置許可申請手数料が改正されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容をご説明申し上げますので、新旧対照表の88ページをお願いいたします。

別表中の消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置許可申請の項中、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る手数料を次のとおり引き上げるための改正でございます。

危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のものにあつては118万円を145万円に、5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のものにあつては141万円を172万円に、1万キロリットル以上5万キロリットル未満のものにあつては159万円を192万円に、5万キロリットル以上10万キロリットル未満のものにあつては195万円を236万円に、10万キロリットル以上20万キロリットル未満のものにあつては227万円を274万円に、20万キロリットル以上30万キロリットル未満のものにあつては455万円を564万円に、30万キロリットル以上40万キロリットル未満のものにあつては582万円を724万円に、40万キロリッ

トル以上のものにあつては707万円を879万円に改めるものでございます。

なお、これらの施設ですが、本市に該当する施設はございません。

議案書に戻りまして、141ページをお願いいたします。

附則ですが、施行日につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正施行日と合わせ、令和6年4月1日とするものでございます。

以上で議案第30号についての細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第30号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 説明ありがとうございました。

本市に該当する施設はないという説明を受けましたけれども、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付という説明がありましたが、これがどういうものかお伺いしたい。

それと、現在は該当する施設はないとのことですが、これからは造られないというふうに考えてよいのかということです。現在はなくても、これから造られるのであれば話は変わってくるのかと思いますので、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長 新井課長。

○予防課長 まず、1点目のご質問ですが、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所ですが、液面に浮かんだ蓋が中の液体の増減に合わせて上下する仕組みとなっております。そして、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所ですが、同じように、液面に浮かんだ蓋が中の液体に合わせて上下するものです。こちらは両方蓋が付いているのですが、違いというと、浮き屋根式のほうはその上に固定の屋根がないもので、浮き蓋付というのは、さらに落し蓋のようなものの上に固定の屋根があるかどうかの違いです。

2点目ですが、現在のところ相談や申請等は来ておりません。こちらの施設ですが、主に海沿いに造られていると考えていますので、ないとは言えないのですが、可能性は低いと考えております。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。そうしますと、コンビナートみたいな、例えば、千葉県にあるみたいなものと考えていいですか。埼玉県自体には、ゼロとは言いませんけれども可能

性はない、そういうことでよろしいですか。

○委員長 新井課長。

○予防課長 埼玉県にも施設はございません。

○委員長 他に質疑がございましたら挙手をお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第30号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第30号 行田市消防手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第5号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、消防本部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

服部課長。

○消防総務課長 それでは、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算、消防本部所管の歳出予算につきまして細部説明を申し上げます。

予算に関する説明書の200ページをお開き願います。

9款消防費、1項消防費のうち4目水防費の水防管理費、水防演習費、5目災害対策費を除く消防本部の所管部分について説明を申し上げます。

初めに、1日常備消防費ですが、右ページ説明欄の◎消防本部及び消防署運営費は、前年度と比べ9,979万4,000円の増額となっております。増額の主な要因としては、熊谷市消防本部と共同運用している高機能消防指令センターの消防通信指令システムの部分更新による18節負担金補助及び交付金の増額でございます。

1 日常備消防費の主なものを申し上げますと、2 節、3 節、4 節は、職員105人分と再任用職員4人分の人件費でございます。

次に、8 節旅費の2 行目、研修旅費は、埼玉県消防学校、消防大学校、救急救命士養成等各種研修に伴う交通旅費並びに日当でございます。

続いて、10 節需用費、1 行目の消耗品費は、一般事務消耗品のほか、救急用消耗品や救助用消耗品を含め計上しております。

その4 つ下、被服費は、防火服更新事業として、防火性能が低下した防火服一式を令和3 年度から4 年間で順次計画的に更新しており、最終年である令和6 年度更新の21人分及び令和7 年度新規採用職員2 人分を含めた費用を計上しております。

その下、電気料は、消防本部庁舎を含む各署所の電気料で、前年度と比べ326万7,000円の減額となっております。

その下の燃料費は、消防団車両を含む消防本部で管理する車両の燃料費と各署所で使用するLPガス、灯油の購入費でありまして、前年度と同額の予算計上となっております。

11 節役務費の3 行目、通信料は、消防通信指令回線の利用料、救急活動用タブレットの通信利用料、災害現場中継システム通信料等でございます。

その3 つ下、手数料は、消防職員の定期健康診断、B 型肝炎抗体検査、ワクチン接種やドローンの国家資格取得及び機体メンテナンス等の手数料でございます。

12 節委託料の1 行目、救急救命処置事後検証業務委託料から2 つ下の救急救命士病院実習委託料は、救急現場で救急救命士が行う救命処置を円滑に実施するため、医療機関において行う実習等の委託料でございます。この中には、令和6 年度から開始する救急ワークステーションの委託料も含まれております。これは、行田総合病院に救急車で出向し、出動体制を維持しながら病院実習を実施することで、市民の安全を担保しつつ救急隊員の資質向上を図るものでございます。

次に、203ページをお願いいたします。

1 行目の産業廃棄物処理委託料は、救急隊員が使用しておりましたが老朽し使用できなくなった医療機器を廃棄するためにかかる経費を計上したものでございます。

13 節、7 行目、AED借上料は、前年度に比べ112万2,000円の増額ですが、消防本部が保有するコンビニAEDの耐用年数が経過したことに伴い、34台のAEDを令和6 年2 月からリース契約したもので、前年度は2 か月分であったリース料が令和6 年度は12 か月分の計上となったことにより増額となっております。

18節6行目、消防通信指令事務協議会負担金は、前年度に比べ7,471万9,000円の増額ですが、これは、熊谷市消防本部と共同運用している高機能消防指令センターの消防通信指令システムの運用に係る経費で、令和6年度は、消防通信指令システムのうち、平成21年度以降更新していない通信系機器及び出動車両運用管理装置等を改修し、高機能指令センターの24時間365日安定した稼働を図るもので、行田市分を協議会負担金として計上するものでございます。その他のものにつきましては、前年とほぼ同額の計上となっております。

次に、203ページの2目非常備消防費ですが、右ページ説明欄の◎消防団活動費は、前年度と比べ337万9,000円の減額となっております。

1節の1行目、団員報酬は、基本団員270人分の水火災警戒出動、教養訓練等に伴う出動報酬及び年額報酬を見込み計上したものでございます。

7節の3行目、退職団員報償金は、行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例で定める退職団員報償支払額表により支出するもので、過去の支出額及び退職予定者等に基づき計上しております。

10節の2行目、被服費は、消防団員の制服、活動服等の被服を給貸与するための購入費であります。

205ページをお願いいたします。

18節、説明欄の1行目、退職報償掛金は、消防団員等公務災害補償等、共済基金への掛金で、基本団員270人分を計上したものでございます。

その他の科目につきましては、前年度とほぼ同様の計上となっております。

次に、3目消防施設費ですが、右ページ説明欄の◎消防施設整備費は、前年度と比べ8,407万3,000円の増額となっております。主な要因は、本署に配備する予定である救助工作車の更新に伴うものでございます。

3目消防施設費の主なものを申し上げますと、10節の2行目、修繕料は、管理車両、庁舎、消防救急活動用資機材等の故障等に伴う修繕費であり、その他、管理車両の車検整備代、12か月点検整備代も含まれております。

次に、11節役務費の上から5行目、手数料は、主に施設の設備等に係る安全基準、指針等により求められる点検、検査で、空気・酸素ポンベの耐圧試験検査、消防車両のポンプ機能点検、救急救助用資機材の点検などに係る手数料となります。

12節委託料の3行目、施設機械設備保守点検委託料は、熊谷市消防本部と共同運用している高機能消防指令センター運用に伴う通信指令設備の行田市単独分の保守管理委託料となり

ます。

次に、13節使用料及び賃借料のAED借上料は、消防本署・分署庁舎に設置のAEDと消防車両並びに消防団警備隊車両に積載しております、合わせて13台のAEDリース料となります。

14節工事請負費の2行目、建物改修工事請負費は、消防団西部第5分団庁舎の便所改修及び下水道管接続工事の費用でございます。

その下、設備更新工事請負費は、高機能消防指令センター部分更新に伴う行田市単独部分の改修工事費用でございます。

17節備品購入費の1行目、事業用器具費は、主に、空気ボンベや消防用ホース、救助資機材などの購入費でございます。

その下、車両購入費は、前年度に比べ6,485万円の増額となりますが、これは、令和6年度の車両更新事業として本署配備の救助工作車の更新を計画するもので、購入費が前年度の車両購入費を上回ったことによるものでございます。

18節負担金補助及び交付金の消火栓設置負担金は、前年度と同じく消火栓2箇所の設置を計画していることから、前年度と同額計上となっております。

その他の科目につきましては、前年度と同様の計上となっております。

206ページをお願いいたします。

次に、4目水防費ですが、説明欄◎水防活動費は、機能別消防団員等に係る水防活動及び運営費で、前年度とほぼ同額の計上となっております。

以上で消防本部所管の歳出予算の細部説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

申し訳ございませんが、前に戻っていただきまして36ページをお願いいたします。

13款2項5目1節消防手数料は、右ページ説明欄、許可手数料として、令和6年度の危険物施設等の設置または変更許可申請及び完成審査申請等に伴う許可手数料を見込み積算し、計上しております。

続いて、40ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、5項2目教育費国庫補助金の下、△消防費国庫補助金の前年度2,201万3,000円は、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の更新に、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する充当額の計上でしたが、令和6年度は消防費国庫補助金を活用し購入する車両がないことから0円となっております。

続いて、48ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目財政貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、右ページ説明欄、下から14行目、建物貸付収入は、消防本部庁舎の屋上に太陽光発電設備のパネルを設置したことによる屋根貸しの収入及び自動販売機の設置に係る公有財産の貸付けによる消防本部の自動販売機3台分に対する賃借料でございます。

次に、60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入、4節交付金及び助成金収入のうち、右ページ説明欄の上から4行目、消防団員安全装備品整備等助成金は、消防団員の装備品購入に際し、前年度同様消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員安全装備品整備等助成金の充当を予定するものでございます。

左のページに戻りまして、7節施設貸付収入のうち、右ページの説明欄、下から10行目、消防庁舎電気料は、講習会等の来庁者や消防職員用の福利厚生として消防本署・分署に設置しております、自動販売機6台分の電気料と消防本部敷地内に設置されている都市整備部水道課管理の第2水源用取水ポンプに係る行田市水道事業会計側の電気使用料を歳入として計上させていただいたものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。

11節消防団員退職報償金は、右ページ説明欄の消防団員退職報償金でございまして、歳出の9款1項2目非常備消防費の18節負担金補助及び交付金の中で計上しております。退職報償掛金に対し消防団員等公務災害補償等共済基金から充当されるもので、過去の支出額及び退職予定者等に基づき計上しております。

次に、66ページをお願いいたします。

21款1項市債、7目1節消防債は、右ページ説明欄の消防施設整備事業債として、消防署本署に配備する救助工作車の購入、高機能消防指令システムの部分更新等に対して起債を活用するため計上しております。

以上で議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算、消防本部所管部分につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第5号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 201ページの11節の一番下の手数料ですけれども、説明の中でB型肝炎ワクチンということがありました。それと健康診断ということで、こういったことは大事なことからと思いますけれども、あらゆる感染症を想定する必要があるかと思いますが、予防接種ということで言えば、B型肝炎ワクチンだけなんですか、ほかにも何かあるんでしょうか。

それと、203ページ、13節の一番下、AED借上料で、市内コンビニに34台ということだったと思うのですけれども、使った実績がどのくらいあるのか。ないほうがいいわけですが、足りるのか、34台で大丈夫なのかということでお聞きしたいと思います。

2点お願いします。

○委員長 服部課長。

○消防総務課長 まず、ワクチン接種に関しましては、B型肝炎ワクチンのみでございます。

あと、インフルエンザ等は、本人等の希望で病院のほうに依頼をして受けているという状況でございます。

それと、34台のAEDに関しましては、実績にあつては2例ございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 インフルエンザは本人の希望でということですが、B型肝炎ワクチンは本市独自の予防接種ということですか。そうしますと、ほかの感染症も考えたときに広げていく必要もあるのかと思いますが、そうした検討というのはされたことがあるのかが1点。

それと、先ほどのAEDですけれども、2例ありましたということで、あつてよかったと思うのですけれども、内容がどういうものだったのかお伺いしたいと思います。

また、市内コンビニに34台ということで、これは大変いいことです。増やせれば増やしたほうがいいけれども、リース料ということも考えた場合に難しいのかと思いますが、ドラッグストアも本市にかなりあるということを考えますと、そういったところに拡大していくような検討というのはされたことがあるのかお願いします。

○委員長 野口署長。

○消防署長 まず、コンビニAEDについてご説明させていただきます。基本的に、コンビニAEDに関しましては、24時間というところを考えまして、一般市民の方が使えるということで、現在市内にあるコンビニの数だけのリース料になっております。予備として2台含まれ

ますので、現在32箇所のコンビニエンスストアがありますので、そちらに貸し出して、2台は予備という形で今回リース契約をしております。

それと、B型肝炎につきましては、救急医療に携わっている者に対しまして血液汚染というものがあります。B型肝炎というのは、基本的には、血液とか体液、そういったものからの感染により発症する。また、感染した場合には劇症肝炎となって死亡するリスクが高いものでありますので、そういった形で、職員を守るという意味でB型肝炎の予防接種をしているというようなところになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 B型肝炎ワクチンについては行田市独自かというところはどうでしょうか。

○消防署長 すみません。行田市独自でございます。また、他のワクチンの検討につきましても、現在のところしておりません。

○委員長 他に質疑はございますか。

野本委員。

○1番 野本委員 予算書の201ページ、概要だと37ページの一番下の災害現場中継システム整備事業ということで2点お伺いします。

1つ目は、令和6年度が整備事業ということなんですが、実際に運用を始めるのはいつになるのか。

もう1点は、ドローンは、基本的にたしか航空法とかで規定されている。その規定どおりだと、人口密集地とか民家の上は飛べないようになっているわけですがけれども、市内で火災等の災害が起こったときにはそういうところに行く必要があると思うので、それを除外するようなことになるのだと思うのですが、そのあたりの法的な部分はどういうふうになるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長 山口副参事。

○山口消防本部副参事 現場中継システムの運用開始につきましては、中継システム自体は6月末に運用を開始しております。それに含めまして、ドローンの運用開始は、令和6年2月1日から災害時の運用を開始しております。

2点目、ドローンの免許につきましては、人口集中地域であっても、災害時には免許が除外されるという規定がございますので、消防職員が火災等で災害時に運用する場合には、特段免許は必要ないものとなっております。しかしながら、国土交通省のほうに届出を行い、許可、承認を受けた場合には、人口集中地域ですとか物件との距離を短縮する措置が講じら

れます。そういったところで、当消防本部では、届出をしまして、事前の訓練等に関しては承認を得た飛行をしているところであります。

以上となります。

○委員長 他に質疑。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 205ページ、14節の建物改修工事請負費、先ほど押上分団のトイレ改修、下水道管接続という説明がありましたけれども、どういった工事が分からないのでこの内容を教えてほしいのと、分団はまだたくさんあると思うのですけれども、内容によりますが、ほかの分団も徐々にやっていくような工事なのかお伺いしたいと思います。例えば、和式だったものを洋式に直すとか、そういうことかお伺いします。

それと、17節の車両購入費、救助工作車ということで、これは重要な車両の購入なんですけれども、よく、古いものというのは、ある団体を通して海外へ持っていったりするのですけれども、今回更新したときに、古い車両はどのようになるのか、その2点をお願いします。

○委員長 山口副参事。

○山口消防本部副参事 トイレの改修工事につきましては、下水道管の布設状況に伴いまして調査したところ、西部第5分団の周りが下水道管を布設しているというところで、下水道管のつなぎ込みに合わせまして水洗のトイレに改修するという計画となっております。こちらのほうが終わりますと、現在分かっている中で、下水道管のつなぎ込みができる分団庁舎というのは全て完了ということになっております。

次に、救助工作車の古い車両にあつては、今回は日本外交協会を通じまして、海外寄贈をする予定となっております。

以上となります。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、海外寄贈をするということで、無償でということによろしいですか。

それと、西部のほうを水洗にするということは、今まで水洗ではなかったということで、これから水洗になるということでもいいですか。

○委員長 山口副参事。

○山口消防本部副参事 まず、無償かというところは、そのとおり無償で海外寄贈と考えております。

トイレの水洗にあつては、下水道のつなぎ込みがないところからそのままのトイレ状況になっておりまして、今はくみ取り式のトイレとなっております。

以上となります。

○委員長 他に質疑はございますか。

養田委員。

○4番 養田委員 ご説明ありがとうございました。何点か質疑させていただきます。

201ページ、消防本部及び消防署運営費の第10節電気料ですけれども、前年比326万円減額ということだったのですけれども、この理由について教えてください。

その次が、205ページ、消防施設整備費の12節調査測量設計委託料100万円ですけれども、これはどこの調査測量をするのか教えていただきたいです。よろしくをお願いします。

○委員長 大久保副参事。

○大久保消防本部副参事 電気料についてお答えさせていただきます。電気料の減額理由につきましては、今年度の実績等を鑑みた減額となっております。

続きまして、調査測量設計費につきましては、消防本署の庁舎のLED化に伴う設計委託料となっております。

以上です。

○委員長 他に質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10時 24分 休憩

午前 10時 33分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長 皆様こんにちは。

今日、明日と2日間にわたりまして審査をいただきます。長時間に及びますが、何とぞよろしくをお願いいたします。

本日は、一般会計予算以外の議案である条例と特別会計の予算案についてご審査をいただ

きます。まず、条例については子ども未来課から始まりますが、こどもまんなかの視点に立ちまして、埼玉学童保育室に第2学童保育室を1箇所増設した条例案を上程しておりますので、審査をお願いいたします。また、午後になりますが、高齢者福祉課においても、来年度から3年間の介護保険料を定める条例案を提出しております。本会議でも説明させていただきましたが、今回低所得者に配慮した改正内容としておりますので、その観点からもご審査をいただければと思いますし、そのほか、国の改正を踏まえた改正を条例案を4つ出しておりますが、介護サービスの質の確保という観点から、人員ですとか設備の基準を改正する条例の内容になっておりますので、こちらについても慎重なる審査をお願いいたします。そのほか、特会が3本ございますが、こちらについても、来年度以降の事業に必要な予算を計上しております。国民健康保険税については、12月に成立をさせていただいた国保税の改正を踏まえた予算案になっておりますので、そちらについてもご審査をいただければと考えております。長時間に及びますが、何とぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第17号について

○委員長 初めに、議案第17号 行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

上野課長。

○子ども未来課長 それでは、議案第17号 行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書の90ページをお願いいたします。

本改正は、令和5年12月26日に内閣府により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、本市の条例の一部改正を行うものです。

具体的な改正の内容について、新旧対照表の9ページをご覧ください。

第23条において、特定教育・保育施設、いわゆる保育所等は、施設の見やすい場所に運営規定の概要などの保育所等の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。この方法として、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信という方法、つまりインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法が追加されました。この第23条の改正規定については、令和6年4月1日から施行されます。

また、第53条において、特定教育・保育施設等は、保護者に交付することとされている書面等について電磁的方法での提供が可能とされていますが、その記録方法について、様々な技術の可能性を排除しないために、特定の媒体の種類を示さない表現である電磁的記録媒体に改めるものです。第53条の改定規定につきましては、公布の日から施行するものです。

以上で議案第17号についての説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第17号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 2つあって、1つは、インターネットが追加されたということで、それは重要事項だということで今説明があったのですけれども、例えば、ホームページというのはもうインターネットで挙がっていると思うんです。重要事項を掲示するということですが、どのような内容がインターネットで挙げられるようになるのが1点。

それともう1つ、特定の媒体を示さないということは分かりました。今までフロッピーディスクとかいろいろ書いてありますけれども、そういうものを一つ一つ定めていたのが一括になるということによろしいですか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 委員のご質疑にお答え申し上げます。

まず、1点目の重要事項についてでございますが、こちらは、内容としては、施設運営者、施設の目的及び運営の方針、提供する保育の内容などについて説明、表示するものでございます。ですので、例えば公立保育園であれば、施設運営者は、名称は行田市で代表者氏名は行田市長、今であれば行田邦子なりという者が表示されております。また、施設の目的及び運営の方針等については、例えば、運営方針などと、家庭・地域と連携を取りながら子ども一人一人を大切に豊かな人間性を育みますとありまして、次に、①基本的な生活習慣を

身につけます、②明るく元気な生活を送ります、③決まりを守りあいさつをきちんとしますとか、そういうものが各園ごとにございまして、それを保護者の方が見られるようにしておきなさいというのが法令の規定になってございます。

次に、2点目ですが、委員お見込みのとおりでございまして、今まで個別の媒体の表示がございましたけれども、時代が進歩するにつれていろいろな媒体が出てきましたので、包括的に表現できるように今回改めるものでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 今課長のほうで説明いただいた、施設運営者とか運営方針、提供する保育の内容ということで、重要事項というのはもうちょっと内部的なものなのかと思ったのですが、これらは、もちろんパンフレットを作られているのでパンフレットに載っていますけれども、既にホームページに挙がっているという認識なんです。新たにこれができるようになるということなんですけれども、もう既にやっていませんか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 既にやっているところもございまして、ホームページに必ずしも挙げていないところもあるという状況がありまして、園に行くと、少なくとも、紙媒体で保護者の目につくところ、見られるようにはどこの施設もしてありますし、そうしなさいとなっておりますが、今回は、それに加えて、インターネット上で表現するようというような改正が行われるところでございます。既にあるのかという点につきましては、あるところもありますし、まだホームページ等で表現していないところもありますので、4月1日からは全ての施設等においてインターネットで見られるようというところでございます。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 確認なんですけれども、今まで任意だったものが、挙げてくださいということになるということですか。それはどの程度の強制力というか、努力義務なのか、その辺だけお伺いします。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 これは努力義務ではなく、全ての施設がやるもの。特に罰則等があるわけではありませんが、挙げるということになります。

以上でございます。

○委員長 他に質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第17号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第17号 行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第18号について

○委員長 次に、議案第18号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

上野課長。

○子ども未来課長 それでは、議案第18号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書の92ページをお願いいたします。

本市の学童保育室につきましては、これまでも入室希望者数の増加状況などに応じて、同じ学区内に学童保育室を2箇所設置するなど整備を図っており、現在、市内18箇所に学童保育室を設置しております。

埼玉小学校に隣接する学童保育室は1箇所、この埼玉学童保育室では定員を超える入室希望がございました。令和6年度の入室希望者数につきましても定員を超える状況となったことから、教育委員会などと調整を行い、ご理解とご協力を得て、埼玉小学校校舎内の教室の1つを学童保育室として活用することになりました。今般条例を改正し、新たに令和6年4月から埼玉小学校校舎内に埼玉第2学童保育室を設置しようとするものです。

改正の内容については、議案書の93ページのとおり学童保育室の名称及び住所を定めるも

のです。本条例の施行期日は令和6年4月1日でございます。

以上で議案第18号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第18号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 学童保育が増えるということで、大変いいことかと思えますけれども、定員がどのようになるのか。現在埼玉学童が何人いて、今度、第1学童、第2学童が何人ずつになるのかお伺いします。

それと、今度新設する第2学童ですけれども、校舎内ということで説明がありましたけれども、その内容です。校舎のどこの部分に設置するのか、そこに設置する理由をお伺いしたいと思います。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 委員のご質疑にお答えいたします。

まず、1点目の定員ですけれども、現在の埼玉学童保育室は48人の定員でございます。これが、この4月から、現在のものが第1学童、そのまま48人定員でございます。新たに設置する第2学童保育室は、定員を40人で設定いたします。

次に、新たに設置する第2学童保育室は校舎のどこなのかというご質疑でございますが、教室棟ではなく、特別活動等を行う棟が埼玉小学校にはございまして、そちらが3階建てになっておるのですけれども、その1階部分に、ワールドルームという名称で英語教育について今も使われている場所がございまして、そちらについて、学校、教育委員会を交えて相談させていただく中で、放課後について学童保育室として使っていただいても大丈夫だということで調整ができましたので、そちらを整備させていただくところでございます。位置的には、既存の戸建ての学童保育室に一番近い場所になってございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 今、ワールドルーム、英語教室という説明がありましたけれども、要は、もう使用している教室を使うということだと思えます。空き教室はどこの学校もたくさんあるのですけれども、埼玉小学校はそういうところをなぜ活用しないのかということが1点

です。

ワールドルームと共有する。放課後だけ学童保育で使うということなのかと思いますけれども、そういうふうにするに当たり不具合というのはないのでしょうか。学童保育専用として教室を使ったほうが、いろいろな荷物とか、ロッカーがほかのところは設置されているわけで、桜ヶ丘もそうでしたけれども、今使っている教室を放課後だけ借りるということでの不具合というのは大丈夫でしょうか、お伺いします。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

まず、1点目の空き教室という点でございますが、埼玉小学校においては、もともと児童数あまり変動していない学校でございますが、大規模校は児童数が減ると余裕教室がすぐきるのでございますけれども、長年にわたって2クラスとかの状況で埼玉小学校はずっと来ていましたので、もともと教室にゆとりがないといいますか、ちょうどの教室数でやってきているところでございますが、このたび、余裕教室というよりは、もともと使っている、ワールドルームと申しますけれども、英語教育で使用しているところが放課後使い勝手がいいのではないかとということで、小学校と教育委員会、子ども未来課等も含めていろいろ相談させていただいた結果、ワールドルームでということになったところでございます。

2点目ですけれども、不具合は生じないのかというご心配でございますが、委員も先ほどおっしゃっていただいたように、既に桜ヶ丘小学校で、今もそうなんですけれども、図工室で現に使っている教室を放課後だけ学童保育室として使わせていただいているケースがございまして、そちらで滞りなく学童保育室が運営できておりますので、今回、埼玉小学校においても活用させていただけるもの、不具合は生じないものと認識しているところでございます。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 共有するに当たり、ほかのところも多少の工事をしているところもありますけれども、そういった工事が発生するのかお伺いします。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

今回、3月議会の補正予算において改修工事の予算を計上させていただいております、ワールドルームが、現状は床面がこちらの委員会室と同じようにカーペット敷きになってお

るのですけれども、そちらについて、長期休業中などに、学童保育室ですのでそこで飲食する。おやつを食べたり、お昼のお弁当を食べたりすることもあるということで、例えば、お子さんが何かしらこぼしてしまったときに、カーペットより清掃がしやすい床面のほうがいいのではないかとということで、そういった床面改修を3月議会の補正予算で計上させていただいて、この4月のオープンに間に合わせる改修をするところを進めております。

○委員長 他に質疑ございますか。

1番 野本委員。

○1番 野本委員 埼玉学童が新たに設置されて、すごくいいと思います。

2つお聞きしたいのですが、まず、改めて、職員、働く人が何名ずつ配置されるかが1点。

もう1点ですけれども、ハードの面は今の話で分かったのですけれども、ソフト的なところとか、そこでの過ごし方は子どもによって千差万別だと思うのですが、そこに来た子どもたちは、こんなふうにして親が迎えに来るまで過ごしますというような、過ごし方に関しては、例えば、この管理設置の条例の中に何か基準があるのか、あるいは、ほかにルールとかがあるのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 まず、今回新規に学童保育室をつくるに当たって、職員の配置でございますが、利用者が40名定員ですけれども、実際の利用者が20名ということになっておりますので、そちらの配置は職員・支援員が2人の体制ということになります。次に2点目の過ごし方については、基準条例等にはございませんが、児童の発達に応じた対応ができるようにということで、支援員が子どもたちを見ながら過ごし方を設定するわけですけれども、一般的には、まず、放課後になりますと、入室していただいて、時間にもよりますけれども、午後3時ぐらいであれば、おやつの時間があります。それらと前後して、学校での宿題がほぼほぼ出ておりますので、そちらについても、これは支援員が教えるわけではないですが、児童が自ら宿題をするように促すという形になります。それらが終わりますと自由時間、自由に遊べる時間というふうになっております。ただ、学童保育室はお迎えがばらばらですので、早いお迎えですと、放課後になって間もなく保護者のお迎えが来てしまったりということも結構多くございますので、おおむねのスケジュールになっておりますけれども、個人個人によって大分違ってくるという現状はございます。

○委員長 3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 1点質疑させていただきます。

基本的なことですけれども、今回第2学童が始まる。今回になった大きな理由を教えてくださいました。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 埼玉小学校における学童保育につきましては、定員をオーバーする状況がしばらく続いているところだったのですけれども、そんな中で、今般小学校と教育委員会等を交えて相談させていただいた結果、利用について相整ったというのがこのタイミングでございます。今までですと、学童保育室を戸建てで建てたりとか、いろいろやってきたわけですけれども、そうではなくて、今回ワールドルームというところをうまく活用して、経費を抑えつつ、それでいてお子様もたくさん預かれるようにということで、ちょうど整ったのがこのタイミングということでございます。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 お迎えなんですけれども、埼玉小学校は、たしか駐車場があまりなかったイメージがあります。定員もかなり増えますね。倍近くまではいかないですけれども、40人プラスになるということで、一時的なんですけれども、止める場所というところは考えているのか。そばに公民館があるので、そちらを利用するというところもあるのですけれども、保護者が一気に来ると事故とか、そういったところも想定されるのですけれども、駐車場のお金とか、これを新設するに当たる工事費の中には、そういったところは想定していないということですか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

駐車場問題につきましては、委員おっしゃるとおりでございますが、先ほどもちょっとお話ししたのですが、お迎えの時間はばらばらな状況がございまして、実は、12月15日の段階で、ある時間にお子さんが何人ぐらい残っているのかということ調査させていただいておりました、そのときの結果ですと、4時半の段階で29人、15分後には24人、さらに15分後には20人ということで、4～5人ずつばらばら減っていくような状況。翻りまして、一時に集中するというわけでもないという現状がありました。さらに、委員もご承知のとおり、埼玉公民館と隣接しておりまして、埼玉公民館の駐車スペースがそれなりにございますので、そちらも使わせていただきながら対応できるものと考えましたので、今回の3月議会の補正予算等には、駐車場整備というものは入ってございません。既存のものを最大限活用させてい

ただくという方針で対応しているところでございます。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第18号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第18号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決するに決しました。暫時休憩いたします。

午前 10時 59分 休憩

午前 11時 02分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

△議案第6号について

○委員長 次に、議案第6号 令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算を議題とし、執行部から説明を求めます。

保険年金課、長島課長、お願いします。

○**保険年金課長** それでは、議案第6号 令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計について説明申し上げます。

行田市特別会計予算書の14ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億9,086万7,000円と定めるもので、前年度と比較して3億6,490万6,000円の減額です。これは、主に被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することや、社会保険の適用拡大などによるものです。

第2条は、一時借入金の限度額を前年度と同額の8億円とするもので、第3条は、歳出予算の第2款保険給付費及び第3款国民健康保険事業納付金における各項間の予算の流用について定めるものです。

まず、歳出について主なものを説明申し上げますので、行田市特別会計予算に関する説明書の313ページをお願いします。

初めに、2款保険給付費、1項療養諸費は、被保険者の減少により、前年度と比較して4億1,286万3,000円の減額、ページ中ほどの2項高額療養費は、前年度と比較して1,507万2,000円の増額です。

317ページをお願いします。

3款の国民健康保険事業費納付金は、埼玉県への納付金で、県が保険給付費等の必要な費用を見込み、市町村ごとの納付金の額を決定しています。

1項の医療給付費分は、被保険者1人当たりの医療費の伸びにより、前年度と比較して4,012万7,000円の増額となる一方で、被保険者の減少により、2項の後期高齢者医療支援金分は377万4,000円の減額、3項の介護納付金分は1,979万8,000円の減額です。

321ページをお願いします。

5款保健事業費は、被保険者の健康増進等のために実施する事業です。

1項1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導に係る経費で、前年度と比較して149万5,000円の増額です。主なものとしまして、12節特定保健指導委託料は、生活習慣病の発症リスクの高い方を対象に保健指導を行うもの、次の健康診査委託料は、特定健診を実施する経費で4,400人分を計上したもの、次の健康診査受診勧奨業務委託料は、受診勧奨通知の作成や電話勧奨業務に要する経費です。

歳出は以上となりますが、続いて歳入について主なものを説明申し上げますので、戻りまして、293ページをお願いします。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は、令和6年4月の国民健康保険税率の見直

しに伴う増加を見込み、前年度と比較して5,000万4,000円の増額です。なお、令和5年度決算見込みとの比較では、約1億1,000万円の増額が見込まれます。

次の2目退職被保険者等国民健康保険税は、前年度と比較して391万7,000円の減額で、これは退職者医療制度の廃止に伴うものです。

299ページをお願いします。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金のうち、1節の普通交付金は、歳出の保険給付費である療養給付費や療養費、高額療養費などを賄うもので、給付実績等に基づき見込んだ金額を計上したもの、その下の2節特別交付金は、保険者努力支援、特定健診等負担金などの合計額で、実績を勘案し計上したものです。

303ページをお願いします。

6款1項1目一般会計繰入金は、令和6年4月の保険税率見直しにより、前年度と比較して8,115万4,000円の減額です。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第6号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、まず特定健診についてお伺いしたいんですけども、令和6年度当初予算の概要だと29ページですね。あと、厚いほうですと322ページですけども、まず、かつてこれは500円だったと思うんですけども、今無料にしたのだと思いますが、要はその効果がどれくらいあるのか。例えば、特定健診の受診率が令和4年度は38.8%ということですけども、これが県平均と比べてどうなのか、多いのか少ないのかをまずお伺いしたいわけですね。

それと、特定健診といいますと、メタボとか肥満とか、生活習慣病を防ぐことを主な目的とした健診なのかというところで見ますと、早期発見だとか病気を防ぐということであれば、人間ドックをやらなくてはいけないのかと思いますけれども、その人間ドックに関しては、本市の場合は受診率というのはどうでしょうか。

以上、お伺いします。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 まず一つ、特定健診の本市の受診率でございますけれども、年々増加の傾向にはございます。今年度はまだ結果が出ておりませんので、4年度の数字で38.8%、県全体の市町村の平均は39.4%というところで、まだ低いですが、県内の63市町村の中の順位でいいますと、45位ということになっております。ただ、ここ数年、年々順位も上がっておりますので、だんだんと県平均へ近づいてきていると認識をしているところでございます。

次に、特定健診につきましては、生活習慣病の予防ということで、あと人間ドックについてもどのような状況かということでございますけれども、まず人間ドックの受診者数を少し申し上げますと、令和4年度は833人で、特定健診の受診者数、人間ドックを含むところで申し訳ないですが、4,947人ということなので、単純にこの健診を受ける方の2割ぐらいの方が人間ドックを受診いただいていると思っております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、その29ページに人間ドックも書いてあるんですけども、県は主に特定健診を受診するように言っているんですかね。人間ドックの検査項目はかなり多いと思うんですね。内容も、特定健診というと、先ほど言ったんですけども、生活習慣病が主ということで、それももちろん大事ですけども、人間ドックはたしか20項目ぐらいあり、あらゆる病気が特定できるのではないかと。要は、この助成金と書いてあるんですけども、この金額というのは、今まで本市は変化なしですか。ずっと同じで来たのか、上げてきた過去があるのかどうか、私は人間ドックも重要かと思っておりますので、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、322ページに、先ほど説明がありましたけれども、その特定健診の推奨するための委託料ということで、これ1,200万円もかけているんですよ。電話とか通知とか説明があったと思うんですけども、これの効果があつたのかなかったのか、そちらもこれだけのお金をかけているので、効果がないと駄目だと思いますので、その辺を検証しているのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 まず、人間ドックの助成につきましては、おおむね市内の医療機関を例にとりますと、費用負担の7割程度の助成をしております。この人間ドック2万8,000円、脳ドックとの併診4万円の額につきましては、近年は同じ額で、県内でも比較的高いほうの助成

額と認識しております。

○2番 齊藤委員 ずっと同じですか。

○保険年金課長 そうですね、近年は、ここ3～4年は同じ額、ずっと同じ……、すみません。近年で上げたのは、消費税率が10%になったときですので、令和元年のときに今の金額にしたというところがございます。

続きまして、受診勧奨等の委託料でございますけれども、こちらにつきましては、年々新しいことを取り入れておりまして、本年度につきましてはA Iを活用した受診勧奨ということで、その方のタイプに併せて7種類の勧奨はがきを送ったりとか、なかなか行政では難しい部分を、民間の力を借りてそういう形で取り組んだ結果、先ほど申し上げましたように、受診率もだんだん県内平均に近づいてきて上がってきたと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、この予算の中に初めてA Iが入ったということによろしいですか。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 A Iを活用したのは本年度からということでございます。

○委員長 ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。

田中副委員長。

○副委員長 令和6年度当初予算の概要を拝見いたしますと、人間ドック助成事業の予算の組立てのところで、昨年度と比べますと国・県支出金が倍ぐらい措置できており、一般財源が抑えられている。今回405万円で昨年度が1,624万円ということで、国・県の支出金を確保できたその要因は何か教えてください。予算規模自体は同じぐらいだと思いますので、喜ばしいことなのかと思ってお聞きしています。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 国民健康保険の制度の中に、特別交付金という県の交付金がございます。こちらにつきましては、保健事業を積極的にやったところは努力者支援という交付金を頂けるところですが、実は本市、なかなかそこが伸びていないところがございますが、先ほど申し上げましたように、特定健診の受診率等が上がってくるに伴いまして、努力者支援という交付金をもらえるような形を取らせていただいています。ですので、そこを努力する

ことによって、国民健康保険税が上昇するのを抑えたり、そういうところの取組ができますので、本市としましてそういう健診等の保健事業については積極的に今後も取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 ありがとうございます。本当に一般財源が400万円ぐらいなところが抑えられてきたということはすばらしいことと、内訳が知れて、内容が知れてよかったです。ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしましたら、304ページの歳入ですけれども、6節のその他一般会計繰入金ということで、これは承知のとおり、令和6年度から3年かけてこの繰入金が減っていく。そのことによって保険料も上がっていくということだと思いますけれども、そうすると、令和6年度が第1回目ですが、平均でもいいんですけれども、どれだけ引き上がるのか心配です。その辺、どういう形式でもいいんですけれども、説明いただきたいと思います。

それと、引き上げる目的ですよね。引き上げるというよりも、ここの法定外繰入を減らすことによって引き上がるということですが、その理由についてもう一度お伺いしたいと思います。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 まず、保険税率の引上げによってどれくらいの額が上がるかというところでございます。こちらにつきましては、現在のところ、条例改正を行うときにもご説明をさせていただきましたが、1人当たりの税額というのは、県内で一番低いというようなお話もさせていただきましたが、令和4年度で8万2,017円というところではございました。また、今回この法定外繰入を減額するところの目的というところでお話をさせていただきますと、そちらにつきましては、これまで国民健康保険税の引上げを行っていなかったところが主な要因でございますけれども、一般会計からの繰入れ、それも被保険者以外の方からの税の負担により法定外の繰入れを行うことによって、国民健康保険事業費特別会計の均衡を保っておりました。ですので、それを解消するために3年間をかけて税率の見直しを行って、こちらの一般会計からの法定外繰入をなくすというところではございます。令和6年度はその1年目で、おおむね1億円程度の一般会計の法定外繰入金の減額を行ったところでございます。それが目的でございます。

それで、先ほど申し上げました税額につきましては、なかなか難しいところがございますけれども、保険税を見直すことによる影響額につきましては、一般的なケースを申し上げます。70歳で年金150万円程度を受給している方につきましては、年間で9,900円の引上げ。また、次のケースで申し上げますと、夫が70歳で年金収入が240万円、妻が70歳で、同じく年金を80万円受給している、このような世帯で申し上げますと、影響額につきましては1万500円の増額。また、お子さんのいる家庭も少し試算をしたところを申し上げます。夫が40歳で給与収入が300万円程度、妻も40歳でパート収入等で収入が50万円程度。そして3歳の子どもがいる3人世帯の計算をしますと、2万5,400円の増額ということで見込んでいます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 今回の最後のケースが350万円という収入ということで、お子さんがいるという家庭も2万5,000円ぐらい上がってしまうよということで、非常に大変なのかなど。これは第一段階ですから、第二、第三と来るともっと上がっていくわけで、それで先ほど、理由を改めてお聞きしましたが、国保の被保険者以外の方からの税の負担により均衡を保ってきたという課長の説明でした。国保というのは様々な保険の中で、構造が違いますよね。共済保険、協会けんぽとかいろいろありますけれども、その中で全く仕組みが違う中で、市が扱っている保険というわけですが、目的ですけれども、令和9年度に県内の保険料を統一しますということの県の通知が来て、法定外繰入を減らしなさいといったことがあると思います。その辺について、どのように考えるのかお伺いしたいと思います。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 今回の保険税率の見直しにつきましては、委員ご承知のとおり、国の方針でもございますし、埼玉県国民健康保険運営方針の中でも、埼玉県としましては、令和8年度までに埼玉県が言う税率にしてほしいというところがございます。そして、今の計画では、埼玉県としては、令和12年度には県内どこの市町村に住んでも、同じ状況であれば同じ保険料というところの方針を出しております。それに基づきまして、本市につきましても、埼玉県が示す標準保険税率というところに向けて税率の改正を行っているというところがございます。3年間をかけて標準保険税率のところまで改正をしたときには、均衡が保てるのではないかと期待をしているところがございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 今、課長から、県内どこに住んでも同じ保険料だよということで、平等であるということをおっしゃっているのかと思います。ただ、市町村はみんな所得がばらばらですよね。埼玉県を見ましても、本市は所得が非常に少ない自治体だと。川口市やさいたま市と同じ保険料ということの平等性を考えた場合、どうなのかなど。担当としてはいろいろあると思うんですけども、その辺の見解というか、どういうふうに考えているのか。要は、そもそも平等ではないんじゃないですかということです。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 制度上、所得の低い方に対しましては軽減ということの制度もございますので、そのようなことを丁寧にご案内しながら、皆さんが暮らしやすいように国民健康保険を運営していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ありますか。

田中副委員長。

○副委員長 細かいところで恐縮です。概要の29ページの医療費適正化促進事業におきまして、令和4年度が33万7,000円、令和5年度が26万1,000円、令和6年度が24万6,000円と少しずつ予算を抑えているが、これはジェネリック医薬品の使用促進の効果が出てきて予算額が抑えられているのかというのが1点。もう1点が、この財源内訳で、国・県支出金が14万3,000円ということですが、本年度は全て国・県支出金で賄われていたところが抑えられているのは何か理由があるのか。また、それに伴う3点目ですが、その他で賄っていますけれども、これは基金か何かなのか、内容を教えていただければと思います。

以上です。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 医療費適正化促進事業につきましてのご質問でございます。

まず、事業費が低くなっているという点でございますけれども、これまで通知等を行ってきて、ジェネリックへの切替えを行っていただいた方が増えましたものですから、今後そういう通知とかを対応する方が、対象者が減ってきておりますので、事業費全体は減っているというところでございます。

また、国・県支出金のところにつきまして、前回はそれが全額でしたが、令和6年度はその他の費用が入っているというところにつきましては、事業の対象者が減っておりますので、

国・県支出金が減ってきていると。ただ、その他の部分で入ってきているのは一般会計からの繰入のところですが、こちらにつきましては、事業費が落ちることを、見込みましたところ、国・県の支出金だけでは賄えないというような状況がございましたので、実質的に入れたところがございます。

以上でございます。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

4番 養田委員。

○4番 養田委員 ご説明ありがとうございました。何点か質疑させていただきます。

予算書の310ページです。一般管理費の中にある3節時間外勤務手当が前年度より増額した理由を教えてください。

また、10節の印刷製本費と11節の郵便料が前年度より減額した理由をそれぞれ教えていただければと思います。お願いします。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 まず、時間外勤務手当の増額の理由でございますけれども、1つは、現在国民健康保険等を担当する職員の中で、育児休業等を取っている職員がおります。会計年度任用職員をその部分に充てているところがございますけれども、なかなか賄えないところがありまして、ほかの職員の時間外勤務でカバーしているという実績もございますので、その辺で増額となっております。

一方で、郵便料と印刷製本費等の減額の部分につきましては、被保険者数が減少しております。これは、国民健康保険から、75歳になると後期高齢者医療へ移行しますので、国民健康保険の部分は被保険者数が減少しているところがございます。そのような費用というところでございます。

以上でございます。

○委員長 4番 養田委員。

○4番 養田委員 それぞれご説明ありがとうございました。

次に、322ページですけれども、特定健康診査等事業費というところで、11節に手数料があるんですけれども、この手数料が何の手数料なのかという点と、この手数料が前年度よりも減少した理由を教えてください。

あと、その下に、◎保健衛生普及費の中に保養所の助成金があると思うんですけれども、

これは61万円措置していると思うんですけども、これは本年度どれぐらいの利用者数が出て、来年度これぐらい措置する理由というのを教えていただければと思います。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 まず、手数料は何かというところがございますけれども、この手数料につきましては、特定健診を受診せずに定期的に通院などを行っている方が、特定健診を受診しなくても、医療機関にかかっているから大丈夫だというような方がいらっしゃるんですけども、そのような方に対して、本人の同意を得て、医療機関から血液検査の結果ですとか特定健診に相当する結果を提供いただいております。それに対しまして、医療機関に対して1件当たり2,800円の手数料をお支払いしているところがございます。実際、令和4年度の実績で申し上げますと147件ございました。ただ、これは特定健診等の受診が進めば、こういうようなことがなかなか起きずに、特定健診で賄えますので、件数は減ってくるということになると思います。

続きまして、保養所の実績でございますが、近年の数字を申し上げます。令和3年度が大人55件、子ども1件、令和4年度が大人66件、子ども1件、本年度、現在のところまでの数字がございますので、大人64件、子ども1件という状況でございます。

以上でございます。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 予算書の290ページを見ていただきたいと思います。

繰越金ですが、予算立てをするに当たって令和4年とか5年を見ますと、この600万円、500万円とかの繰越金ですけども、今回思い切って9,000万円から繰越金を見込んで当初予算を立てているんですが、3月定例会市議会で第2回ということで、これは財源を繰越金で補正を見ているんですけども、保険税を上げるという前提で4,600万円、歳入部分を上げています。この繰越金を9,600万円から見込んだことは、補正財源的には令和6年度、問題はないでしょうか。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 繰越金につきましては、令和5年度の決算見込み等を勘案して計上したところでございますが、まず少し違う点ということで申し上げますと、令和4年度の290ページ、令和4年度の予算額のところで繰越金620万8,000円となっておりますが、実際に令和4年

度の繰越金は1億円を超える額がございました。

○5番 村田委員 1億1,200円だね。

○保険年金課長 そうです。ですので、そういうところも翌年度に、令和5年度に引き継いで、さらに今年度、令和5年度事業としての部分でございますので、この9,600万円、ここで繰越金を見ることについては、今後の補正財源とかには問題ないと今考えております。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 1億1,200万円の決算で出ているんですけども、今回の3月定例会市議会で4,200万円の補正を繰越金で充てているんですよ。そうすると、9,600万円が差がそこまでないから、財源的に問題ないのかという心配をただけです。課長がおっしゃるなら大丈夫です。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第6号の討論、採決

○委員長 討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第9号について

○委員長 次に、議案第9号 令和6年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算を議題とし、執行部から説明を求めます。

長島課長。

○保険年金課長 それでは、議案第9号 令和6年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算について説明申し上げます。

行田市特別会計予算書の24ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億6,082万7,000円と定めるもので、前年度と比較して1億6,668万6,000円の増額です。これは、高齢化の進展により被保険者数が増加することなどによるものでございます。

まず、歳出について主なものを説明申し上げますので、行田市特別会計予算に関する説明書の433ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合負担金は、前年度と比較して1億6,675万4,000円の増額です。これは、被保険者数の増加により保険料等負担金の増加を見込み、埼玉県後期高齢者医療広域連合の試算金額を基に計上いたしました。

続いて、歳入について主なものを説明申し上げますので、戻りまして421ページをお願いします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、広域連合による保険料賦課算定見込額に基づき計上したもので、令和6年度が保険料見直しの年であることや、被保険者数の増加により、前年度と比較して1億4,397万5,000円の増額です。

425ページをお願いします。

3款1項1目事務費繰入金は、広域連合の通知に基づき計上したもので、前年度と比較して317万円の減額、次の2目保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分に係る一般会計からの繰入金で、前年度と比較して2,594万9,000円の増額です。なお、この繰入金の4分の3が県負担となります。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第9号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 後期高齢者医療制度ですけれども、県に移管されていますので、なかなか市の独自の権限がないところですが、お伺いしたいのが、2月に県で広域連合の議会がありまして、令和6年度の保険料額が、8,102円引き上げて10万2,081円とするということで新聞に出ております。ということは、ここから影響が出てくるのかということでお伺いしたいんですけれども、いつからこの後期高齢者の保険料というのは引き上がるんですか。

それと、もう1点、影響する方というのはどれだけいらっしゃるのか、全員なのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 今回の保険料の引上げにつきましては、令和6年度、令和7年度の保険料が先日決定をされたところでございます。これにつきましては、令和6年度の納付からこの保険料ということで納付をいただくことになります。

また、今回影響のある方につきましては、後期高齢者医療制度に加入している全員でございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 全員が引き上がるということで、そうしますと、新聞に書いてあるとおりでしょうか。8,102円というのは、これは全員が年額8,102円上がるということの認識でいいですか。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 平均の年額でございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第9号の討論、採決

○委員長 討論を行います。討論のある方は挙手願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第9号 令和6年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決するに決しました。暫時休憩いたします。

午前 11時 46分 休憩

午後 0時 59分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第19号について

○委員長 次に、議案第19号 行田市介護保険条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

高齢者福祉課、吉田課長、お願いします。

○高齢者福祉課長 それでは、議案第19号 行田市介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたしますので、議案書の94ページをお願いいたします。

本案は、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料率の見直しと、介護保険法施行令の一部改正等に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

改正趣旨としましては、低所得者である第1段階から第3段階の負担軽減を図っております。

改正内容につきまして新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の12ページをお願いします。

第3条第1項は、第8期の介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度までを、第9期の介護保険事業期間である令和6年度から令和8年度までに改めるものです。

第3条第1項第1号から、14ページ、第13号は、現在、保険料の所得段階区分が第1段階から第10段階までに区分されていますが、国では低所得者である第1段階から第3段階までの負担軽減を図るため、13段階を標準として示していますので、国の標準段階である13段階に改めるとともに、保険料の額を改めるものです。

第1号は、第1段階の額を3万3,600円から3万2,224円に、第2号は、第2段階の額を4万7,040円から4万7,016円に、第3号は、第3段階の額を5万400円から4万7,352円に、第4号は、第4段階の額を6万480円から6万1,776円に、第5号は、第5段階の額を6万7,200円から6万8,640円に、第6号は、第6段階の額を8万640円から8万2,368円に、続いて13ページをお願いします。第7号は、第7段階の額を8万7,360円から8万9,232円に、第8号は、第8段階の額を10万800円から10万2,960円に、第9号は、第9段階の額を11万4,240円から11万6,688円に、第10号は、第10段階の額を12万960円から13万416円に改め、新

たに設ける第11号から第13号については、第11号は額を14万4,144円に、第12号は額を15万7,872円に、14ページをお願いします。第13号は、額を16万4,736円とするものです。

次に、第3条第2項から第4項までの改正は、低所得者である第1段階から第3段階までの保険料についてさらなる減額を行うもので、特例減額期間をそれぞれ、令和3年度から令和5年度までから、第9期介護保険事業計画期間である令和6年度から令和8年度までに改めるものです。

また、特例減額後の保険料の額について、第1段階では、2万160円から1万9,560円に、第2段階では、3万3,600円から3万3,288円に、第3段階では、4万7,040円から4万7,016円にそれぞれ改めるものです。

次に、第5条第3項は、介護保険施行令第39条に規定する特例の基準による保険料額の算定から、第38条に規定する保険料額の算定に関する基準に改めるとともに、境界層措置の適用段階が増えたことに伴い、当該規定を追加するものです。

次に、第5条第4項は、第5条の介護保険料の月割り額における端数処理の規定を改めるものです。

次に、附則についてご説明いたしますので、議案書の96ページをお願いします。

第1項は施行期日を、第2項は経過措置を定めるものです。

以上で、議案第19号の説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第19号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 介護保険ということで、まず基本的なことが理解できなかったのでお伺いしたいんですけども、まず12ページの新旧対照表に出ていますけれども、まず1号が3万3,600円から3万1,224円ということで、こちらは減額だと思うんですね。そもそもこの1号、2号、3号というのは、第1段階、第2段階、第3段階という認識でいいですか。

それで、なぜ聞きたいかといいますと、ホームページでその段階の金額が出ているんですけども、ここに出ている(3)の3号に掲げる5万400円というのが、出てこないですよ。どうということなのか、基本的なことをお伺いします。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、第1号、第2号、第3号というのが第1段階、第2段階、第3段階ということですが、こちらの条例の改正前の第1号、第2号、第3号の3万3,600円から5万400円というのは、ホームページやパンフレットに載っているものは、これから減額している金額をのせておりますので、減額前の金額はホームページ等には出ておりません。減額後の数字につきましては、その後の新旧対照表の14ページの改正前のところに、それぞれ第2項、第3項、第4項で金額が出ておりますので、そちらが第1段階から第3段階の減額後の金額として載せてあるものです。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 分かりました。これはだから、条例だからその前の段階もきちっと出ていたということで、今認識しました。

そうしますと、お伺いしたいのが、まず第10段階であったものが第13段階ということで、11、12、13というのが増えたということで、先ほどの説明だと国の方針でということだったと思うんですね。あと、第4段階から値上げになっていると、引上げになっていると思うんです。それで、先ほどの説明のとおり、第1段階から第3段階は引下げということの説明だったんですけども、その引下げ、どの辺が市の独自の部分なのかを確認したいんですけども。13段階に増えたのは国の方針と認識しているんですけども、第1段階から第3段階の金額が引下げになったというのも国の方針なのか、市独自の部分というのはそこに入っていますか。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、13段階につきましては、国の標準で示されている13段階を適用させていただいています。保険料額の設定というのは、介護報酬の基本的な国の方針等に沿って行いますが、その後の保険料額を出す際には、各市町村での今後3年間の総給付費や高齢者人口認定率などを基に保険料額を算定していく中で増減が出てきます。その中で、以前の議員説明会でも説明させていただきましたが、行田市の考え方として、今後、来年度から3年間の見込みに対して、高齢者が自然に増えていく部分の増額分を抑えるために、まずは基金を充てさせていただいて、その後、介護報酬改定に伴いまた増額になりますので、その分については介護職員等の処遇改善分であるということから、第1号被保険者全てに負担いただくということで、そのまま上げさせていただいたんですが、そうなった場合に、低所得者である第3段階が現

行より高くなってしまうということで、さらに基金を充てて少し下げさせていただいた、その辺の方針は市独自のの方針という形で考えていただければと思います。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 よく分かりました。そうしますと、基金を充てた分、行田市としては、他市と比べて引上げ幅は緩いということなのか、まず1点確認したい。それと、よく分からないのが、これは基準額の何%という形なので仕方がないのか分からないですけれども、例えば第3段階ですと24円しか安くなっていないですよ。第2段階は2,376円の引下げ、この24円の引下げというのがどのように出てくるのかよく分からない。引上げで見ますと、1,296円から9,400円ぐらいの値上げ幅、あと第13段階になると4万円ぐらいの値上げになるんですけれども、このたった24円の引下げというのは、どういう基準で出てくるものなのかがよく分からないですけれども。説明してください。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、介護保険料を設定する場合には、まず第5段階の基準月額というのがありますので、それがまず基本となるものです。最初のご質問の県内の引上げ幅という部分につきましては、まだ全ての市町村で条例の議決が終わっていない中で、こちらとして得ている情報の中では、引上げが今回行田市の場合は約120円ですので、それは全体の中では低いほうだと思います。

あと、計算の仕方につきましては、まず今回も第1段階から第13段階まで国の標準の段階を使用するに当たっては、第1段階では標準月額第5段階の何%、何割というのは国で定められておりますので、それに沿った形で当てはめさせていただきました。ただ、その後、先ほど言いました市独自で引き下げている部分がありますので、結果的に24円ぐらいの引下げになったという形です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 分かりました。そうしますと、国で第5段階が基準額ということで、それに国で決まった料率を0.7掛けたのが24円だったということの今説明だったわけですよ。さらに市独自でという部分があるのかと思うんですけれども、この24円という引下げだとうなのかと。ほかの部分を見ると2,000円だったりというところがあるんですけれども、これがその市の独自の部分で24円の引下げでいいとしたのかという理由がよく分からないので、そこをお聞きしたい。それと、この第4段階から第13段階が引上げ、値上げになるわけです。

よ。そうしますと、それに当たる保険料が上がってしまうというのが全体の何%ぐらいいらっしやるのか、その2点お伺いします。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、24円でいいかというご質問ですが、先ほども説明させていただきましたように、当初の計算でやりますと、逆に第3段階は少し現在よりは上がってしまうという中で、そこでさらに基金を投入して、なるべく第3段階までの低所得の方は、現在の保険料よりも下げるという方針で行った中で、結果的に24円になっていますので、こちらとしては妥当と考えております。

あと、第4段階から第13段階までの人数ですが、今年度の人数で計算させていただきました、約71%が第4段階以上です。

○委員長 他に質疑のある方いらっしゃいますか。

岩崎委員。

○3番 岩崎委員 今、斉藤委員から質問があった部分と重なってしまうんですけども、自分も基本的なことを分かっていないということで、改めて伺います。

第1段階から第3段階までが低所得者の方ということで説明受けまして、分かりました。それで、先ほど年額という話もございましたが、私、月額で見たとき、第1段階がマイナス198円と。第2段階がマイナス2円と。第3段階がマイナス254円ということでございますよね。プラスは108円とか120円とか144円、こんな数字でございますね。この数字だけを見たときに、第1段階がマイナス198円で、第3段階がマイナス254円と。そうすると、この間にあるものってちょうどこの例えばマイナスの230円とか、そんな感じと素人目で感じるわけですね。それがマイナス2円ということなので、先ほどご説明ありましたけれども、何となく説明がまだ腑に落ちていないと。第1段階がマイナス198円で、第2段階がマイナス220円ぐらいで、第3段階がマイナス254円と、こんなトレンドだったのであれば分かると思いますが、何でマイナス2円なのかというところがまだ腑に落ちていない。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

先ほども説明申し上げましたように、あくまで額として考えたのではなくて、まずは基準月額に対する料率で掛けていった結果、その金額になったということですので、そういう形でご理解いただければと思います。

○委員長 岩崎委員、よろしいですか。

○3番 岩崎委員 はい。

○委員長 他に質疑のある方いらっしゃいますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第19号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 行田市介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第20号ないし議案第23号について

○委員長 次に、議案第20号ないし議案第23号については関連がありますので、一括して議題とし、執行部から説明を求めます。

吉田課長。

○高齢者福祉課長 それでは、議案第20号ないし第23号につきまして、順次説明をいたします。

初めに、今回の見直しでは、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくりや、制度の安定性、持続可能性の確保等の4つの視点を基本的なものとして、人員や設備、運営基準等の見直しが行われました。また、4つの条例改正に共通する主な改正内容としては3点ありまして、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の原則禁止や記録の義務化、重要事項等のウェブサイトへの掲載等がございます。

それでは、議案第20号 行田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案書の97ページをお願いいたします。

本案は、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、

本市の基準を国で定める基準と同様の基準とするほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

主な改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の16ページをお願いします。

初めに、第3条第4項は、地域包括支援センターについて、法の規定を追加するものです。

次に、第5条第2項及び17ページの第3項は、共に員数の基準を改めるものです。

第6条第3項は、管理者に関する規定を改めるものです。

18ページをお願いします。

第7条第3項は、サービス計画に係る説明等について改めるものです。

次に、第5項第2号は、電磁的記録媒体について語句の整理をするものです。

19ページをお願いします。

第16条第3号は、身体的拘束等の原則禁止について、第4号は、身体的拘束を行う場合の記録すべき内容及び記録の義務について、それぞれ新たに規定するものです。

20ページをお願いします。

第17号イは、面接の頻度及び指定居宅介護支援の具体的取扱方針における利用者に対する面接の頻度及びテレビ電話等を活用した面接の要件について、新たに規定するものです。

22ページをお願いします。

第25条第3項は、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をウェブサイトに掲載することについて、新たに規定するものです。

第32条第2項は、記録の保存期間を5年間に改めるとともに、23ページ、第3号に身体的拘束を行う場合の記録すべき内容について新たに規定するものです。

なお、これまでに説明を省略した箇所の改正につきましては、主に引用条項や用語の整備等を行うものです。

次に、附則についてご説明いたしますので、議案書の101ページをお願いします。

第1項は施行期日を、第2項は経過措置を定めるものです。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。

次に、議案第21号 行田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案書の102ページをお願いします。

本案は、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市の基準を国で定める基準と同様の基準とするほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

主な改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の25ページをお願いします。

第5条から、28ページの第42条までは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての改正規定です。

26ページをお願いします。

第7条は、管理者に関する規定を改めるものです。

27ページをお願いします。

第9条第2項第2号は、電磁的記録媒体について語句の整理をするものです。

第24条第8号は、身体的拘束等の原則禁止について、第9号は、身体的拘束を行う場合の記録すべき内容及び記録の義務について、それぞれ新たに規定するものです。

28ページをお願いします。

第34条第3項は、運営規程の概要、従事者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をウェブサイトに掲載することについて、新たに規定するものです。

次に、第42条第2項は、記録の保存期間を5年間に改めるとともに、第5号に身体的拘束を行う場合の記録すべき内容について、新たに規定するものです。

29ページをお願いします。

第47条から、31ページ、第58条までは、夜間対応型訪問介護についての改正規定です。

30ページをお願いします。

第48条は、26ページの第7条と同様の改正です。

31ページをお願いします。

第51条第5号及び第6号は、それぞれ27ページ、第24条第8号及び第9号と同様の改正です。

次に、第58条第2項及び第3号は、それぞれ28ページの第42条第2項及び第5号と同様の改正です。

32ページをお願いします。

第59条の4から、33ページの第59条の19までは、地域密着型通所介護についての改正規定

です。

第59条の4は、26ページの第7条と同様の改正です。

次に、第59条の9第5号及び第6号は、それぞれ27ページ、第24条第8号及び第9号と同様の改正です。

33ページをお願いします。

第59条の19第2項及び第3号は、それぞれ28ページ、第42条第2項及び第5号と同様の改正です。

34ページをお願いします。

第59条の24から、36ページ、第59条の37までは、療養通所介護についての改正規定です。

第59条の24は、26ページ、第7条と同様の改正です。

第59条の30第3号及び35ページ、第4号は、それぞれ27ページ、第24条第8号及び第9号と同様の改正です。

第59条の37第2項及び第4号は、それぞれ28ページ、第42条第2項及び第5号と同様の改正です。

36ページをお願いします。

第62条から、38ページ、第79条までは、認知症対応型通所介護についての改正規定です。

第62条及び、37ページの第66条は、26ページ、第7条と同様の改正です。

第70条第5号及び第6号は、それぞれ27ページ、第24条第8号及び第9号と同様の改正です。

38ページをお願いします。

第79条第2項及び第3号は、それぞれ28ページ、第42条第2項及び第5号と同様の改正です。

次の第82条から、42ページ、第107条までは、小規模多機能型居宅介護についての改正規定です。

39ページをお願いします。

第83条は、管理者の兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないことと改めるものです。

41ページをお願いします。

第92条第7号は、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、適正化のための対策を検討する委員会の開催や指針の整備、定期的な研修の実施などの措置の義務づけを新たに規定す

るものです。

第106条の2は、介護現場における生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務づけを新たに規定するものです。

42ページをお願いします。

第107条第2項は、28ページ第42条第2項と同様の改正です。

次の第111条から45ページ第128条までは、認知症対応型共同生活介護についての改正規定です。

第111条及び43ページ第121条は、26ページの第7条と同様の改正です。

第125条第2項は、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、協力医療機関を定める場合の協力医療機関の要件等を新たに規定するものです。

第1号は、利用者の病状急変時等において医師または看護職員が相談対応を行う体制の常時確保について。第2号は、診療の求めがあった場合に診療を行う体制の常時確保について。

44ページ、第3項は、利用者の病状が急変した場合の対応を協力医療機関と1年に1回以上の確認をすること、及び協力医療機関の名称等を市長に届け出ることについて。第4項及び第5項は、第二種協定指定医療機関との間における新興感染症発生時等の対応の取決めについて。第6項は、利用者の医療機関退院後の入居について、新たに規定するものです。

第127条第2項は、28ページ第4条第2項と同様の改正です。

46ページをお願いします。

第130条から49ページの第149条までは、地域密着型特定施設入居者生活介護についての改正規定です。

第130条第11項は、生産性向上に先進的に取り組み、特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化について、新たに規定するものです。

47ページをお願いします。

第131条は、26ページの第7条と同様の改正です。

次の第147条第2項から48ページ第6項は、それぞれ43ページ第125条第2項から44ページ第6項と同様の改正です。

49ページをお願いします。

第148条第2項は、28ページ第42条と同様の改正です。

50ページお願いします。

第151条から55ページの第189条までは、地域密着型介護老人福祉施設についての改正規定です。

51ページお願いします。

第165条の2第2項は、緊急時等における対応方法について、1年に1回以上見直すことの義務づけを新たに規定するものです。

第166条は、26ページの第7条と同様の改正です。

52ページお願いします。

第172条第1項から53ページの第5項は、それぞれ43ページの第125条第2項から44ページの第6項とほぼ同様の改正ですが、第125条との違いとして、協力医療機関の義務づけ及び入院を要すると認められた入所者の入院受入体制の確保となっています。

54ページお願いします。

第176条第2項は、28ページ第42条第2項と同様の改正です。

55ページお願いします。

第187条第5項は、ユニットケアの質向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者はユニットケア施設管理者研修の受講を努力義務化する規定を、新たに規定するものです。

56ページお願いします。

第191条から59ページの第202条までは、看護小規模多機能型居宅介護についての改正規定です。

57ページお願いします。

第192条は、26ページ第7条と同様の改正です。

58ページお願いします。

第197条第7号は、41ページ第92条第7号と同様の改正です。

次に、第201条第2項は、28ページ第42条第2項と同様の改正です。

以上で主な改正内容についての説明とさせていただきます。

なお、これまでに説明を省略した箇所の改正につきましては、主に引用条項や用語の整備等を行うものです。

次に、附則についてご説明いたしますので、議案書の113ページをお願いします。

第1項は施行期日を、第2項から114ページの第5項までは経過措置を定めるものです。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

次に、議案第22号 行田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案書の115ページをお願いします。

本案は、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本市の基準を国で定める基準と同様の基準とするほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

主な改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の61ページをお願いいたします。

第6条から64ページの第42条までは、介護予防認知症対応型通所介護についての改正規定です。

初めに、第6条及び62ページの第10条は、管理者に関する規定を改めるものです。

第11条第2項第2号は、電磁的記録媒体について語句の整理をするものです。

63ページをお願いします。

第32条第3項は、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をウェブサイトに掲載することについて、新たに規定するものです。

第40条第2項は、記録の保存期間を5年間に改めるとともに、64ページ第3号に身体的拘束を行う場合の記録すべき内容について、新たに規定するものです。

次に、第42条第10号は身体的拘束等の原則禁止について、第11号は身体的拘束を行う場合の記録すべき内容及び記録の義務について、それぞれ新たに規定するものです。

65ページをお願いします。

第44条から67ページの第64条までは、介護予防小規模多機能型居宅介護についての改正規定です。

第45条は、管理者の兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないことと改めるものです。

67ページをお願いします。

第53条第3項は、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、適正化のための対策を検討

する委員会の開催や指針の整備、定期的な研修の実施などの措置の義務づけを新たに規定するものです。

次に、第63条の2は、介護現場における生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務づけを新たに規定するものです。

第64条は、63ページの第40条第2項と同様の改正です。

68ページをお願いします。

第72条から71ページの第86条までは、介護予防認知症対応型共同生活介護についての改正規定です。

第72条及び第79条は、69ページ第6条及び62ページ第10条と同様の改正です。

69ページをお願いします。

第83条第2項は、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、協力医療機関を定める場合の協力医療機関の要件等を新たに規定するものです。

第1号は、利用者の病状急変時等において医師または看護職員が相談対応を行う体制の常時確保について。第2号は、診療の求めがあった場合に診療を行う体制の常時確保について。

第3項は、利用者の病状が急変した場合の対応を協力医療機関と共に1年に1回以上の確認すること、及び協力医療機関の名称等を市長に届け出ることについて。第4項及び70ページ第5項は、第二種協定指定医療機関との間における新興感染症発生時等の対応の取決めについて。第6項は、利用者の医療機関退院後の入居について、新たに規定するものです。

次に、第85条第2項は、63ページ第40条第2項と同様の改正です。

以上で改正内容についての説明とさせていただきます。

なお、これまでに説明を省略した箇所の改正につきましては、主に引用条項や用語の整備等を行うものです。

次に、附則についてご説明いたしますので、議案書の120ページをお願いします。

第1項は施行期日を、第2項から第4項までは経過措置を定めるものです。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。

次に、議案第23号 行田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案書の121ページをお願いします。

本案は、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本市の基準を国で定める基準と同様の基準とするほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

主な改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の73ページをお願いします。

初めに、第4条第2項は、居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者となった場合、介護予防支援の提供に当たる介護支援専門員の員数について、新たに規定するものです。

次に、第5条第3項及び74ページ第4項は、指定居宅介護支援事業者である介護予防支援事業者の管理者の要件について新たに規定するとともに、管理者の専従等に関する規定を新たに規定するものです。

75ページをお願いします。

第6条第4項第2号は、電磁的記録媒体について語句の整理をするものです。

第12条第2項は、通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問した場合に利用者から交通費の支払いを受けることができる規定を、第3項は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し説明を行い、同意を得なければならないことについて、新たに規定するものです。

76ページをお願いします。

第23条第3項は、運営規程の概要、担当職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をウェブサイトに掲載することについて、新たに規定するものです。

77ページをお願いします。

第30条第2項第3号は、身体的拘束に係る記録について、新たに規定するものです。

78ページをお願いします。

第32条第3号は身体的拘束等の原則禁止について、第4号は身体的拘束を行う場合の記録すべき内容及び記録の義務について、それぞれ新たに規定するものです。

79ページをお願いします。

第19号イは、指定介護予防支援の具体的取扱方針における利用者に対する面接の頻度及びテレビ電話等を活用した面接の要件について。80ページ、ウは、サービス評価期間終了月及び利用者の著しい変化があった場合の訪問による面接について、それぞれ新たに規定するも

のです。

81ページをお願いします。

第33号は、市長からの情報提供の求めに応じる義務について、新たに規定するものです。

なお、これまでに説明を省略した箇所の改正につきましては、用語及び引用条項の整備等を行うものです。

次に、附則についてご説明いたしますので、議案書の125ページをお願いいたします。

第1項は施行期日を、126ページ、第2項は経過措置を定めるものです。

以上、議案第23号の説明とさせていただきます。

以上で議案第20号ないし議案第23号についての説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第20号～議案第23号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 説明をありがとうございました。

いっぱいあるので、まず整理してお伺いしたいんですけども、先ほどの説明を聞いていると、第20号は4つの視点から3つの改正という説明がありました。1つが、管理者の兼務範囲が明確化になったと。2点目が身体的拘束義務づけで、3番目がウェブ掲載、これはさっき保育園の施設のほうと一緒になのかと思うんですけども、3つありました。

さらに、第21号から第23号というのは、同じような説明に聞こえたんです。最初に整理したいのは、第20号と、身体的拘束というのもまた第21号から出てきているんですけども、分けると、第21号から第23号というのはほぼ一緒ということで考えてよろしいですか。要は、対象が違うということでもいいですか。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

最初に私のほうで、4つの条例に共通する主な改正点として3つあるというふうに申し上げましたので、第20号だけではなくて、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の原則禁止や記録の義務化、重要事項のウェブサイトへの掲載、これにつきましては4つの条例共通した内容となっております。

○委員長 斉藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。

そうしますと、3つの改正点が、第20号から4つの議案が全て対象が違うけれども、同じことが含まれているということで、それを踏まえて、この3つのことに関してお伺いしたいんですけれども、まず、管理者の兼務範囲の明確化というのは、どういうことが明確化されたのかお伺いしたい。

あと、身体的拘束が義務づけられたというのは、簡単に言うとどういうことなのか。要は、身体的拘束というのは、縛りつけたりということなのかと思いますけれども、どうなのか。

それと、3つ目のウェブ掲載というのは、先ほどの保育施設のほうと同じですかね。課長が違いますが、部長がいらっしゃるので、確認をお願いします。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、管理者の件ですが、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないという形に変わったものです。

それと、身体的拘束等につきましては、原則、身体拘束は禁止という形でなっているものです。

○委員長 上村部長。

○健康福祉部長 齊藤委員からご指摘があった保育園と同じかについてですが、保育所のほうでも重要事項のウェブサイトへの掲載と、あと掲示していたものを保護者とかに紙でお渡しする文書について、ディスクとか種類を問わずに電磁的記録媒体で提示してくださいと、2つ改正をしていたと思うんですけれども、同様の改正を今回の介護サービス事業者に対してもしております。

以上となります。

○委員長 質疑について、なるべく議案第何号という形にさせていただけると。できる限りお願いします。

齊藤委員。

○2番 齊藤委員 その中で、医療機関との連携、実効性のある連携ということで全部に出ていると思うんです。要は、密にきなさいよということだと思います。条例の中にも、計画期間中は経過措置として努力義務ということで、経過措置が終わったらやっていきなさいというふうになるのかと思うんですけれども、まず、これをどういうふうに連携させていくの

かというのが分からないです。やらなくてはいけないのかと思いますけれども、どういうふうに連携させるのか。密にやっていきなさいということだと思うので、その辺どういうふう
にやっていくんですかという質問です。

あと、身体的拘束禁止ということだと思えます。それで、いろんな事業所がここに全部
書いてあるんですけども、例えばケアマネージャーとかは直接身体に触れることがない
ということですけども、ここに規定をされておりますけれども、それはどういう理由なのか。
要は、身体に触れることがない方に関してもこういう条例で定められているのではないかと
いうことで、それはどういう理由ですかということ。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 まず、医療機関の関係ですが、これは4つの条例ではなくて、今回でいい
ますと、議案第21号と第22号のみ、医療機関との連携になっています。第20号が居宅介護支
援、あと第23号が介護予防支援なので、そちらは医療機関との連携というのは載せておりま
せんので、第21号と第22号に関連したというところでお答えさせていただきます。

どうやってやっていくかという方法ですが、まず、国のほうからは、連携について推進と
いうことで示されていまして、国のほうからも、特に進め方というのはまだ出ていない中
では、まずは介護事業所のほうに今回の制度趣旨をちゃんと説明しまして、事業所のほうが医
療機関と連携をしっかりと取れていくように指導監督や支援をしていきたいと考えております。

次の拘束禁止の部分のケアマネージャーのところの部分ですが、原則、ケアマネージャー
は身体にさわることにはないですが、訪問して1対1とかになる可能性もありますので、そう
いうところも含めて、全ての介護サービス事業所に対して、身体拘束の禁止を今回盛り込ん
だものと考えられます。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、いろんな計画の提案をするケアマネージャーは、1対1に
なるけれども、触れることは決してないけれども、全て規定として入れたということによ
ろしいですか、この条例の中に。触れることはないけれども、そこがどうしてかというこ
とです。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答えします。

今回、参酌すべき基準ということで参酌した結果、各条項に規定する内容の性質ですとか、

本市の事情とか政策とか、いろいろなものも含めて、特段、国が定める基準を変えてまで条例を変える必要はないという判断しましたので、国が定める基準と同じにさせていただいた中では、あくまで推測の域で私のほうもお答えさせていただいているんですが、全ての介護サービス事業所に対して同様の基準を設けていると考えております。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

齊藤委員、よろしいですか。

○2番 齊藤委員 難しくて分からない、何か理解できたようなできないような。大体今の質疑で疑問点は。

○委員長 それでは、質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第20号～議案第23号の討論、採決

○委員長 討論を行います。討論のある方は挙手願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

議案第20号 行田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決するに決しました。

次に、議案第21号 行田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決するに決しました。

次に、議案第22号 行田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決するに決しました。

次に、議案第23号 行田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 02分 休憩

午後 2時 04分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第8号について

○委員長 次に、議案第8号 令和6年度行田市介護保険事業費特別会計予算を議題とし、執行部から説明を求めます。

高齢者福祉課、吉田課長、お願いします。

○高齢者福祉課長 それでは、議案第8号 令和6年度行田市介護保険事業費特別会計予算についてご説明いたします。

行田市特別会計予算書の21ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億4,535万6,000円と定めるもので、前年度と比較して6,786万4,000円の減額計上となっております。

減額の主な理由としましては、介護予防事業の一部及び地域包括支援センター運営事業などについて、令和6年度から重層的支援体制整備事業として実施することとなり、これらの事業に要する費用に関する歳入及び歳出が一般会計へ移行したためです。

第2条は、一時借入金の限度額を定めるもので、前年度と同額の2億円とするものです。

第3条は、歳出予算の流用について定めるもので、第2款保険給付費については、各項間の流用を可能とするものです。

それでは、歳出からご説明いたしますので、行田市特別会計予算に関する説明書の385ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費は、前年度と比較し776万1,000円の増額となっておりますが、こ

れは主に、令和6年度介護報酬改定等に伴うシステム改修を実施することによるものです。

主なものを申し上げますと、12節の3行目、OAシステム改修委託料は、令和6年度の介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る費用、13節OAシステム利用料及びOA機器借上料は、主に基幹系システムの介護保険資格管理業務に係る所要額を計上したものです。

387ページをお願いします。

2項1目賦課徴収費の主なものですが、11節郵便料及び12節電算委託料は、介護保険料の賦課徴収業務に係る所要額を計上したものです。

3項1目介護認定審査会費は、前年度と比較し938万7,000円の増額となっておりますが、これは主に、介護認定審査会業務のオンラインペーパーレス化を実施することに伴う増額となっております。

主なものを申し上げますと、1節委員報酬及び次の8節費用弁償は、要介護度判定のために年間147回の開催を見込んだ介護認定審査会の委員報酬及び費用弁償、17節事業用器具費は、介護認定審査会のオンラインペーパーレス化事業を実施するに当たり、介護認定審査会委員に貸与するパソコンを購入する費用などです。

次に、2目介護認定調査費は、主なものでは、11節、一番下の手数料は、要介護度の判定に必要となる主治医意見書の作成手数料、12節要介護認定調査委託料は、要介護認定更新時の認定調査の一部を居宅介護支援事業者等に委託しているため、その委託料を措置したものです。

389ページをお願いします。

4項1目趣旨普及費は、介護保険制度の普及を目的としたパンフレットなどの作成費用です。

391ページをお願いします。

2款1項1目介護サービス等諸費は、要介護と認定された方への保険給付費で、実績等を勘案し、前年度と比較し2,338万円の減額となっております。

主なものでは、18節、1行目、居宅介護サービス給付費は、前年度と比較し8,061万6,000円の減額、1つ飛んで地域密着型介護サービス給付費は、前年度と比較し1,126万3,000円の減額、1つ飛んで施設介護サービス給付費は、前年度と比較し6,178万円の増額、2つ飛んで居宅介護住宅改修費は、前年度と比較し122万3,000円の増額、次の居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業者が作成するケアプラン作成に対する給付費で、前年度と比較し560万9,000円の増額となっております。

次に、2項1目介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された方への保険給付費で、実績等を勘案し、前年度と比較し2,513万8,000円の増額となっております。

主なものでは、18節、1行目、介護予防サービス給付費は、前年度と比較し3,067万7,000円の増額、1つ飛んで地域密着型介護予防サービス給付費は、前年度と比較し734万6,000円の減額、2つ飛んで介護予防住宅改修費は、前年度と比較し130万2,000円の減額、次の介護予防サービス計画給付費は、前年度と比較し339万4,000円の増額となっております。

次に、3項1目審査支払手数料は、埼玉県国民健康保険団体連合会へ支払う審査手数料で、前年度と比較し6万1,000円の増額となっております。

4項高額介護サービス等費は、前年度と比較し24万2,000円の減額となっております。
393ページをお願いします。

5項高額医療合算介護サービス等費は、前年度と比較し186万4,000円の減額、6項特定入所者介護サービス等費は、低所得者が施設サービスを利用した場合の居住費と食費について負担の軽減を図るもので、実績を勘案し、前年度と比較し266万9,000円の減額となっております。

395ページをお願いします。

3款1項1目介護給付費準備基金積立金は、基金の利子を計上するものです。
397ページをお願いします。

4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの費用が主なもので、実績を勘案し、前年度と比較し40万4,000円の増額となっております。

主なものでは、12節介護予防・生活支援サービス事業委託料は、委託により実施する訪問型サービス及び通所型サービスの費用で、18節、1行目、介護予防サービス費負担金は、要支援認定者及び事業対象者が利用する訪問型サービス及び通所型サービスの所要額で、埼玉県国民健康保険団体連合会へ支払うものです。

次に、2目介護予防ケアマネジメント事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのみを利用する要支援認定者及び事業対象者のケアプラン作成費であり、前年度と比較し27万6,000円の減額となっております。

次に、3目一般介護予防事業費は、前年度と比較し146万円の減額となっておりますが、これは主に、事業の一部を令和6年度から重層的支援体制整備事業として実施することに伴い、それに係る経費を一般会計に移行したためです。

主なものでは、12節介護予防事業委託料は、介護予防のための各種出前講座及び介護予防教室を実施するための委託料です。

次に、2項1目包括的支援事業費は、前年度と比較し1億448万6,000円の減額となっておりますが、これは主に、事業の一部である地域包括支援センターの運営を令和6年度から重層的支援体制整備事業として実施することに伴い、それに係る経費を一般会計へ移行したためです。

次に、2目任意事業費は、前年度と比較し485万円の減額となっておりますが、これは主に、紙おむつ給付事業において、令和5年度までは国・県の地域支援事業交付金該当部分について介護保険特別会計で措置していたものを、令和6年度から一般会計で措置したためです。

主なものでは、400ページ、12節の3行目、緊急通報サービス事業委託料は、独り暮らし高齢者の安全を確保するため、24時間対応で緊急通報が可能なサービスを提供するための委託料、12節の5行目、高齢者等配食サービス事業委託料は、利用者増加や物価高騰等を勘案し、所要額を見込み計上したものです。

次に、3目在宅医療・介護連携推進事業費は、地域包括ケアシステムを構築するための核となる在宅医療と介護の連携推進のための費用であり、前年度と比較し110万6,000円の増額となっております。

主なものでは、12節在宅医療・介護連携支援センター運営委託料は、在宅医療を希望する方やその家族からの相談を受け、関係職種につなぐほか、ケアマネジャーからの相談対応業務などを行うために、市医師会に委託し実施している当該センターの運営費です。

次に、4目認知症総合支援事業費は、前年度と比較し4万3,000円の減額となっております。

主なものでは、12節認知症カフェ事業委託料は、認知症の方やその家族を支援するため、社会福祉法人等に委託して実施する認知症カフェ運営費用で、市内10箇所を予定しているものです。

次の生活支援体制整備事業費は、本事業が令和6年度から重層的支援体制整備事業として実施することに伴い、全額一般会計へ移行したものです。

401ページをお願いします。

5款1項1目利子は、科目存置です。

403ページをお願いします。

6款1項償還金及び還付加算金は、賦課更正等に伴う過年度分過誤納金の還付金及び国・県等の負担金の返還金などで、前年度と比較し66万5,000円の増額となっております。

2項繰出金は、令和6年度から重層的支援体制整備事業として実施することとなる介護予防事業の一部経費、地域包括支援センター運営に係る経費及び生活支援体制整備事業に係る経費の財源のうち、介護保険法で規定されている第1号介護保険料及び介護予防事業の一部経費に係る第2号介護保険料の法定割合分について、一般会計へ繰出金として措置するものです。

405ページをお願いします。

7款1項1目予備費は、前年度と同額計上です。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入について説明申し上げますので、戻りまして、367ページをお願いします。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、介護保険料改定に伴う増加を見込み、前年度と比較し2,146万5,000円の増額となっております。

369ページをお願いします。

2款1項1目督促手数料は、科目存置です。

371ページをお願いします。

3款1項1目介護給付費負担金は、前年度と比較し918万2,000円の増額で、国の負担割合は居宅サービス等給付費の20%及び施設サービス等給付費の15%相当額とされております。

次に、2項1目調整交付金は、所得段階別加入割合、後期高齢者加入割合などを加味し交付されるもので、前年度と比較し5万9,000円の減額となっております。

その下の2目地域支援事業交付金は、前年度と比較し4,339万7,000円の減額で、国の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業費の25%及び包括的支援事業・任意事業費の38.5%相当額とされております。

その下の3目保険者機能強化推進交付金は、前年度と比較し903万7,000円の減額、4目保険者努力支援交付金は、前年度と比較し313万6,000円の減額で、いずれも自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援するための交付金です。

373ページをお願いします。

4款1項支払基金交付金は、第2号被保険者の負担分について社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるもので、前年度と比較し84万2,000円の減額となっております。

375ページをお願いします。

5款1項1目介護給付費負担金は、前年度と比較し1,014万9,000円の減額で、県の負担割合は、居宅サービス等給付費の12.5%、施設サービス等給付費の17.5%相当額とされております。

その下、2項1目地域支援事業交付金は、前年度と比較し2,169万9,000円の減額で、県の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%及び包括的支援事業・任意事業費の19.25%相当額とされております。

その下の2目介護保険事業費補助金は、歳出の一般管理費における介護人材確保促進事業委託料など、介護人材確保の取組に対しての補助金です。

377ページお願いします。

6款1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子であります。

379ページお願いします。

7款1項1目介護給付費繰入金は、前年度と比較し37万1,000円の減額で、市の負担割合は、保険給付費の12.5%相当額とされております。

その下の2目地域支援事業繰入金は、前年度と比較し2,169万9,000円の減額で、市の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%及び包括的支援事業・任意事業費の19.25%相当額とされております。

その下の3目その他一般会計繰入金は、前年度と比較し1,963万3,000円の増額、その下の4目低所得者保険料軽減繰入金は、消費税率引上げに伴い、低所得者層を対象に実施している保険料軽減に対する公費負担でございまして、前年度と比較し1,052万6,000円の減額計上となっております。

次の2項1目介護給付費準備基金繰入金は、科目存置であります。

381ページお願いします。

8款1項1目繰越金は、歳出予算の充当財源として措置したものであります。

383ページお願いします。

9款の諸収入は、前年度と同額の計上です。

以上で議案第8号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

△議案第8号の質疑

○委員長 質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 388ページ、介護認定調査費についてお伺いしたいんですけれども、認定調査が行われる審査会の頻度と、それと1回につきどれくらい認定するものなのか。毎回違うと思うんですけれども、大体平均でどのくらい決定するのかということをお伺いしたいと思います。

それと、その上のオンライン、さっきペーパーレス化ということがあったと思います。これをペーパーレス化をするメリットですね。要は、審査が早くなるのかどうか、そういうことを見込んでペーパーレス化するのかどうか。メリットはどういうことなのか、それについてお伺いします。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答えします。

まず、審査会の頻度ということですが、審査会は週3回、毎週行っております。

件数ですが、大体1回当たり30件を目安で行っておりまして、大体月で約300件ほど認定を行っております。

あと、オンライン化のメリットでございますが、まず、今回オンライン化することにより、委員さんが直接こちらに来なくてもなるという、時間の軽減という部分もありますし、あと直接紙を送らなくて、クラウド上で見るということで、こちらとすると経費の削減にもなりますし、それを持っていったり、郵送の手間も減ります。また、来ていただかないでやることにより、1回当たりの件数も増やすことができますので、利用者の方に対する件数も増えるということは、認定の結果を出すまでの期間の短縮もできます。

また、今回のシステム上では、認定結果等、現在は窓口や電話での問合せをしていますが、それをウェブ上で見られるようにも考えております。そうすることで、結果を電話で問い合わせなくてもウェブ上で見られることで、より早く介護サービスにつなげられ、市民サービスの向上にもつながると考えております。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。

392ページですけれども、介護予防サービスで、先ほど地域密着型介護予防サービス給付費が734万円の減額とか、あと介護予防住宅改修費が130万円ぐらい減額ということがありましたけれども、これというのは、予算を組むに当たって、前年度の実績を勘案したということではないんですか。こんなに減っていいんですかということなんですけれども。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

介護給付費全体を予算で計上するに当たっては、令和3年度の決算額、あるいは令和4年度の決算額及び令和5年度の上半期の給付実績から、今後の給付費の伸び率等を勘案し算出しているもので、結果として前年度比に増減が生じるものなので、前年度の予算を見て算出しているものではないので、結果的に増減が生じているものというふうにご理解いただければと思います。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 伸び率ということがありましたけれども、例えば介護予防住宅改修費は、結構皆さんが利用したい項目だと思うんです。そうすると、130万円減額となると、その伸び率に従って組んだわけですけれども、不足するのではないかという感じがしまして、そういった場合、補正予算を組んだりとかと調整すると思いますが、最初にこの3月の予算で組んでおかないといけないのではないかと思うんですけれども、その辺は大丈夫でしょうか。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

昨年度のあくまで予算での比較の増減ですので、私のほうで先ほど説明させていただきましたように、こちら実績を基にやらせていただいていますので、予算的には減っていますが、あくまで実績ベースでやっていますので、こちらとしては足りると考えております。ただ、介護サービスのところにつきましては、不足が生じた場合は補正というよりも、項内で利用ができますので、その辺では対応させていただくことは可能と考えております。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 それとは逆に、その上の介護サービス等諸費という中の施設介護サービス給付費は、今度は6,178万円の増額ということで、これも同じように、決算、予算を見て予算を組んだということで、これが妥当ということでよろしいですか。すごい増えていますけれども、理由は何でしょうか。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

こちらの施設介護サービス給付費は、先ほど申し上げましたように実績ですが、こちらは行田市内だけではなくて、近隣に特別養護老人ホームができたり、市外の特養とか介護施設に入所される方が増えれば、ここの部分は増えていきますし、施設介護サービス自体が在宅

よりも単価が高くなっておりますので、必然的に高くなったので適正な数字と考えております。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。

特養ですけれども、行田市の待機者の現状を今知りたいんですけれども、かつて200人ぐらい待っていた方がいらっしゃったが、今現状というのは、待機されている方がどれぐらいいらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。それはどこで見ればいいですか。392ページの介護サービス諸費でいいんでしょうか。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

今、正確な数字は手元にはないですが、今年度、県のほうから行田市民の被保険者での入居待ちの調査が来た段階では、たしか私の記憶で160人前後だったと記憶しています。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 私何もどこのと指摘しなかったですが、例えば特養の待機者の人数は、どこで見ればいいですか。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

正確な数字が確認できまして、4月1日現在で166人です。この人数というのはあくまで待機者ですので、待機者の人数というのは予算上は見込んでおりません。あくまで利用する方で見込んでいるというものです。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 前は、施設を造るということでのっていたんですね、特養が。だから、分かりました。理由が今、分かりました。

あと、お伺いしたいのが、かなり一般会計に重層的支援ということで移行したというのがあったんですけれども、それをいろんなところで言っていたんですけれども、どういうのが移行したのか、一覧がないと思うのでお伺いしたいです。介護のほうからの移行は令和6年度当初予算の概要の31ページにも入っていますか。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

当初予算の概要の31ページで、高齢者福祉課に関する介護保険の絡みのものと、担当

部署として書いてありますが、まず、包括的な相談支援事業の上から4つ目の地域包括支援センター運営事業費、令和6年度予算額ですと1億767万6,000円、それと一番下の大きい項目の地域づくり事業の下から2番目の地域介護予防活動支援事業費118万3,000円と、その下の生活支援体制整備事業費364万6,000円、こちらが高齢者福祉課のほうの重層的支援体制整備事業への移行分です。

○2番 齊藤委員 3つだけ。

○高齢者福祉課長 はい。

○2番 齊藤委員 そうですか。何かいっぱいあるように感じたので、すみません、分かりました。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 今の重層的支援体制の事業、社会福祉法が令和3年に変わってこの事業がスタートしたんだと思うんですが、なぜ令和6年から始めることになったのかというのをお尋ねしてよろしいですか。

○委員長 上村部長。

○健康福祉部長 令和3年4月に社会福祉法が改正されて、重層的支援体制整備事業が創設されました。その後、31ページの概要のページに書いてあります5つの事業全てをやるのが重層的支援体制整備事業というんですけれども、5つの事業を全て一度にやるのが行田市の場合できなくて、一部の事業から始めた結果、全ての事業がそろったのが令和6年度ということになりましたので、ちょっと時間がかかったという結果になります。

以上になります。

○5番 村田委員 分かりました。

あと、予算書の404ページ、2,621万円を繰出金として一般会計に出すんですが、特定財源でその他の財源をここで見ているわけですよ、2,610万円というのが。歳入の部分で、どれがここに充当されているのか読み取れないので、聞いてよろしいですか。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 すみません、失礼いたしました。

繰入れのほうですね。一般会計の予算書の54ページ……

○5番 村田委員 ちょっと待って。介護保険会計だから、介護保険の歳入の部分にこれは出てくるんだと思うんですよ、歳出に充てているから。介護保険の歳入の部分の財源が特定財源のその他、何を充てているのかというふうに聞いているんですよ。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 すみません、お答えします。

予算書では、具体的にどこを見るとこの額と合うというのは分からなくてですね。

○5番 村田委員 これ財政が割り振りしたわけではないよ、きっとね。多分、原課でこの財源を充てていると思うんだけど、いいですよ。

何が言いたいかという、財源の性質によっては、なぜこの介護保険で一般会計に繰り出して、また一般会計の介護保険事業費に2,610万円を充当しているわけです。一般会計で予算化したほうが、来年度以降どうなのかというところで話を聞きたかったのです。

○委員長 上村部長。

○健康福祉部長 重層的体制整備事業に移行する場合に、歳入としてすぐに一般会計のほうに入れてしまえばいいのではないかとということだと思えるんですけども、1回介護保険特会に入れた上で一般会計に繰り出さないでと。この繰り出金の財源が介護保険料になっておりまして……

○5番 村田委員 介護保険料の中から繰り出している。

○健康福祉部長 そうです。そのため、介護保険料をそのまま一般会計に、歳入にするためには1回特会の歳入としてしないといけないので。

○5番 村田委員 分かりました。じゃ、2,610万円の財源というのは、介護保険料が2,610万円という割合だ。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 すみません、補足させていただきます。

まず、介護保険第1号被保険者の保険料と、あと第2号被保険者の保険料を一部、これが財源となっております。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 分かりました。

そうすると、毎年そういう形で介護保険から繰り出すということで、理解できました。ありがとうございました。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 398ページに、先ほど、一番下の任意事業費の中で紙おむつ給付事業、令和5年は介護保険で出していたけれども、令和6年度から一般会計という説明があったかと思うんです。今まで、一般会計からも紙おむつの事業費が出ていて、両方出していたかという

記憶があるんです。今度、一般会計でまとめちゃうという、まず理由は何なのかということ。

あと、その給付額というのが、減っていないのかということを知りたいんですよ。ただ移しただけということで、要は、これが一般会計になったことで減っちゃったということなのかということでお聞きします。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、介護保険特別会計で実施できる場合というのが、地域支援事業における任意事業で行われるのが家族介護支援事業というのがありますが、そのうち介護用品の支給に係る事業となりますが、平成27年4月からの、まず第6期介護保険事業計画において、原則任意事業の対象外とされる中で、平成26年度に介護用品支給事業を実施していた市町村に限り例外的な激変緩和措置として、国の定める要件の下で実施することが差し支えないとされておりましたことから、本市でもその要件の下、介護保険特別会計の中で実施してきたものです。

しかしながら、地域支援事業は、事業区分ごとに対象経費の上限額というのが設定されておりますので、今回、紙おむつ給付事業をこの任意事業の中に入れますと、任意事業についてがその上限額を超えてしまう状況になりました。また、介護用品の支給に関わる事業につきましては、国から廃止あるいは削減、または全てを第1号の被保険者で賄う市町村特別給付や、保健福祉事業等にするように要請されている中で、行田市としましては令和6年度から紙おむつ給付事業は、特別会計で措置していた部分も含めて、全て一般会計に移行したもので、今回、特別会計での措置はないということです。

なお、一本化したことによって、数の増減というのはありません。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 それでは、お尋ねさせていただきます。

400ページです。4款2項2目の、説明のところていくと12節の介護教室ほか云々とあるところですけども、改めましてお聞かせいただきたいと思います。

緊急通報サービス、この利用者の数と、あと高齢者等配食サービス、こちらの利用者の数について、まずはお尋ねさせていただきたいと思います。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、緊急通報サービスの利用者数ですが、12月末までの数字でございますが、累計で

365名です。配食サービスの利用者が257名となっております。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。

毎回言っていますが、緊急通報サービスに関しまして、昨年の質問の中に、固定電話を設置していない方も利用できるように見直していくという、こういうやり取りが昨年あったかと思うんですけども、この辺は、この1年間を通してどのように改善というか、どのような対応がされているか、その辺を改めてお尋ねしたいと思います。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

先ほどの365名のうちに、携帯型の利用の方が6名いらっしゃいます。実際、緊急通報サービスにつきましては、固定電話がない方を対象としておりますことから、現在は6名ということになっております。

以上です。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 確認です。そうすると、365名が利用されていて、うち携帯での対応が6名と。要は、残りの359人は、固定電話を使つてのということでございますね。若干なりともその対応しているということによろしいんでしょうかね。ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

養田委員。

○4番 養田委員 ご説明ありがとうございました。

歳入と歳出で、1点ずつ質問があります。

まず、歳出からですけれども、400ページの在宅医療・介護連携推進事業費の中の10節印刷製本費70万7,000円とあるんですけども、これは多分昨年度にはなかった予算だったと思うんですけども、これはどのようなことに使うんでしょうか、お願いします。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

こちらは、「わたしの人生ファイル」の増版の予算です。

以上です。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございました。

では次、歳入の部分ですけれども、378ページ、利子の部分です。介護給付費準備基金利子ですけれども、前年度より83万円ほど増えているんですけれども、この理由を教えてください。

以上です。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

こちらは、令和4年度に基金のほうに2億円積んだ関係で、その利子という形で増えているところです。

○4番 養田委員 分かりました。

○委員長 他に質疑ございますか。

野本委員。

○1番 野本委員 重層的支援体制整備事業の中の下から2番目の地域介護予防活動支援事業というのがありまして、介護保険事業の中で最近言われているのが、本市でもそうですけれども、できるだけ在宅の医療とか在宅で介護するとか、そうやって施設に入所する段階になる手前で予防していこうということが大事というふうなことで取組をされていると認識しているんですが、地域介護予防活動、この介護予防というのもこの間、継続的に取り組んでいる中で、その成果というか、例えばですけれども、入所する人の割合が抑制されてきているですとか、こうやって介護を予防してきていることの成果として、何か数値的なものとかが出ているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○委員長 今の一般会計のほうの質疑になりますが、課長のほう大丈夫でしょうか。

吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、具体的な成果というところですが、今回、第9期の介護保険事業計画を策定していく中で、現在は第8期の計画期間中ですが、認定率につきまして、当初の第8期の計画の認定率よりは少し低くなっていますので、そこら辺では成果が出ているのではないかと考えております。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第8号の討論、採決

○委員長 討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はありません。

これをもって討論を終結いたします。

○委員長 次に、採決いたします。

議案第8号 令和6年度行田市介護保険事業費特別会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決するに決しました。

△散会の宣告

○委員長 以上をもって、本日の議事日程を終了いたしました。

明12日は午前9時30分から委員会を開き、引き続き健康福祉部所管の議案について審査を行いますので、定刻までにご参集願います。

なお、明日開会前に、議会だよりに掲載する常任委員会の集合写真を撮影したいと思いますので、ご協力のほどお願いします。ネクタイ等は必要ございません。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時 53分 散会

健 康 福 祉 常 任 委 員 会

3 月 1 2 日 (火 曜 日)

令和6年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和6年3月12日（火曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第 5号 令和6年度行田市一般会計予算
- 審査日程 **【健康福祉部】**
議案第 5号 令和6年度行田市一般会計予算

○出席委員（7名）

委員長	橋本祐一	委員	3番	岩崎彰	委員
副委員長	田中和美	委員	4番	養田英雄	委員
1番	野本翔平	委員	5番	村田清治	委員
2番	斉藤博美	委員			

○欠席委員（0名）

○説明のため出席した者

上村浩代	健康福祉部長
藤倉敬士	福祉課長
上野浩二	子ども未来課長
吉田兼弘	高齢者福祉課長
柿沼宏和	地域共生社会推進室長兼副参事
長島浩司	保険年金課長
前島伸行	健康づくり課長兼保健センター所長
大木宏之	健康福祉部副参事

○事務局職員出席者

書記 高橋優太

午前 9時 29分 開議

△開議の宣告

○委員長 それでは、ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

審査につきましては、昨日配付いたしました審査日程により行います。

昨日に引き続き、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長 おはようございます。

昨日に引き続き、よろしくをお願いいたします。

本日は、令和6年度行田市一般会計予算案について審査をいただきます。本会議でも説明をさせていただきましたが、本市の最も深刻な課題は人口減少になります。その人口減少に歯止めをかけるため、一丁目一番地として、こどもまんなかの視点に立った子育て支援に関する予算案を計上しております。子育て支援だけで人口減少に歯止めがかかるわけではありませんが、それでも子育て支援というものが最も一番重要な要素になるのではないかと考えております。

子育て支援に関しては、切れ目のない支援という観点から、3歳未満保育料無償化のほか、おうち子育て支援事業などを盛り込んでおります。産後ケア事業の拡充や病児・病後児保育の増設、子ども等多世代食堂等の運営補助、ヤングケアラー家庭への家事支援など、全ての子どもの育ちを支援するための施策を盛り込みました。

そのほか、第5期障がい者計画で、アンケート結果から多くの意見がありました日常生活での困り事として外出先が限られる、そういった声を踏まえて、バリアフリーマップ作成の委託料を計上しております。また、見直しの声をいただいていたいきいき・元気サポート事業、敬老事業についても見直しをした上で6年度予算を計上するなど、市民の皆様、市議会の皆様の声を可能な限り施策に反映をしております。

本市の目指す姿の一つとして、「若い方も障害のある方も高齢者の方も、誰もが個性と能力を発揮できるまち」というものを目指しております。これが行田市長の目指す新しい行田の一つの将来像となりますが、これに向けて市民の皆様や市議会の皆様の声をお聞きする、そういったことも踏まえますが、執行部としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

例えば、令和8年度には60歳以上を対象とするねんりんピックが埼玉県で初めて開催されます。これの開催地として行田市としてもエントリーをしておりますし、来年度から本格実

施する重層的体制整備事業、昨日の審査でも質疑がありましたが、これについても本格実施することとなっております。

今日の予算案の各事業については、今後、順次担当課長より説明をさせていただきますが、大きな変更点として、歳入予算については、重層的支援体制整備事業を開始することに伴いまして、子ども、障害、介護、生活困窮の分野の相談支援や、地域づくり事業に係る既存事業の補助金を一体化する重層的支援体制整備事業交付金というものが新設をされておりますので、ここについて最初に説明をさせていただきました。詳細は担当課長より説明をさせていただきますが、健康福祉部の事業は対象者も幅広く、多種多様でございますので、委員の皆様方には疑問点やいろいろなご意見など、遠慮なくおっしゃっていただければと思っております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

△議案第5号について

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

では、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、健康福祉部所管部分についてを議題といたします。

執行部から説明を求めます。

初めに、福祉課、藤倉課長。

○福祉課長 おはようございます。

それでは、令和6年度一般会計予算のうち、福祉課所管部分についてご説明を申し上げます。

歳出から申し上げますので、予算に関する説明書の120ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費は、1,157万円の増です。

1目社会福祉総務費の右側説明欄、◎社会福祉一般管理費は、職員の人件費です。

2つ目の◎福祉課関係経費は、前年度と比較して503万9,000円の増額です。増額の主な理由ですが、7節委員謝金、12節地域福祉計画策定委託料は、令和7年から11年度までの5年間を計画期間とし、市の行田市地域福祉計画と市社会福祉協議会の行田市地域福祉活動計画を一体として作成する行田市地域福祉推進計画を策定するための費用です。

飛びまして、一番下の◎民生委員活動費は、本年度とほぼ同額です。

123ページをお願いいたします。

◎行旅死亡人措置費は、本年度と同額で、次の◎遺家族等慰藉費についても本年度とほぼ同額です。

次の◎社会福祉協議会振興費は170万円の増額で、主な理由は、先ほど福祉課関係費にて申し上げた行田市社会福祉活動計画を行田市地域福祉計画と一体として作成する、地域福祉推進計画を策定するための費用を計上したことによるものです。

125ページをお願いいたします。

◎安心生活創造事業費は、前年度と比較して21万5,000円の減額です。

主な内訳ですが、12節安心生活創造事業委託料は、支えあいマップづくりといきいき元気サポート制度を市社会福祉協議会に委託して実施するものです。

次に、2目障害者福祉費は、前年度と比較して1億1,679万円の増額です。

右側説明欄1つ目の◎障害者福祉費は、前年度と比較して1億869万7,000円の増額です。

主な内訳ですが、12節1行目の障害者生活支援センター運営委託料と次の障害者就労支援センター運営委託料は、行田市、加須市、羽生市の3市で共同設置するそれぞれの支援センターの運営費、次の障害者基幹相談支援センター運営委託料は、同様に3市で共同設置する地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言や人材育成の支援等を行うものです。次の生活サポート事業委託料は、在宅の障害者を支援するための費用で、実績に基づき184万2,000円の減額、次の地域活動支援センター運営委託料は、主に在宅の身体障害者を対象として、入浴、機能訓練、レクリエーション活動等のサービスを市社会福祉協議会に委託しているもので、86万4,000円の増額、1つ飛んで障害者バリアフリーマップ作成業務委託料は、改正障害者差別解消法及び行田市障がい者差別解消推進条例の趣旨に基づき、市内公共施設、商業施設におけるバリアフリーの状況を調査し、バリアフリーマップを作成するためのもの、12行目のOAシステム改修委託料は、障害福祉サービス等の報酬改定のためのものです。

127ページをお願いいたします。

19節、上から6つ目、地域生活支援費は、地域活動支援センターの利用や移動支援、日常

生活用具等給付等で、実績を勘案して262万2,000円の減額、3つ飛んで障害児通所給付費は、障害児の放課後等デイサービス事業等の経費で、実績を勘案し、3,580万円の増額、次の自立支援サービス等給付費は、障害者の日常生活を支援するための各種サービスを給付する費用で、実績を勘案し、7,646万円の増額、次の自立支援療養介護医療費は、病院において機能訓練等の介護及び日常生活上のケアを行うもので、156万円の増額、自立支援医療費は、身体障害者手帳保持者の手術や人工透析等の治療に係る医療費を公費負担するもので、実績を勘案し、532万4,000円の増額です。

131ページをお願いいたします。

5目総合福祉会館費、◎総合福祉会館運営費は、前年度と比較して3,363万4,000円の減額です。主な理由は、設備改修工事請負費の減額によるものです。令和6年度は、照明LED化工事のほか、監視カメラ更新工事、給水加圧ポンプ交換工事等を実施予定です。

少々飛びまして、147ページをお願いいたします。

3項生活保護費は、54万6,000円の増額で、1目生活保護等総務費は805万4,000円の減額です。

右側説明欄◎生活保護一般管理費は、前年度と比較して538万2,000円の減額です。主な減額の内訳ですが、令和5年度は医療扶助におけるオンライン資格確認への対応等のためのシステム改修、環境構築のための経費を計上していたことなどによるものです。

149ページをお願いいたします。

◎中国残留邦人支援費は、支援対象世帯の給付費です。

次の◎生活困窮者支援費は、前年と比較して293万9,000円の減額です。

主な内訳ですが、12節相談支援業務委託料及び学習支援業務委託料は、生活困窮世帯の自立に向けた相談業務や、中学生・高校生の学習教室のための費用で、市社会福祉協議会に委託して実施しているもの、次の19節住居確保給付金は、収入減少等により住居を失うおそれのある方等に対して家賃相当額を支給するもので、実績を勘案して366万4,000円の減額です。

次に、2目扶助費は、860万円の増で、生活保護費の執行状況を勘案したものです。

一番下になります。4項1目災害救助費は、前年度と同額です。

歳出予算は以上です。

続きまして、歳入予算の説明を申し上げますので、予算に関する説明書の34ページをお願いいたします。

13款1項2目1節社会福祉使用料のうち、右側説明欄の4つ目、総合福祉会館使用料は、

研修室やプールなどの使用料収入を見込んだものです。

38ページをお願いいたします。

14款1項2目1節社会福祉費負担金の右側説明欄1つ目、障害児通所給付費負担金、2つ飛んで障害者自立支援給付費負担金、1つ飛んで自立支援医療費負担金は、それぞれ対象経費の2分の1を国が負担するもの、上から5つ目の特別障害者手当等負担金は、4分の3を国が負担するものです。

次に、3目3節生活保護費負担金の右側説明欄、生活保護費負担金から生活困窮者支援費負担金までは、国が対象経費の4分の3を負担するものです。

一番下の重層的支援体制整備事業交付金（福祉課）は、令和6年度に開始する重層的支援体制整備事業のうち、3項1目の◎生活保護一般管理費の自立相談支援事業、被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業に係る対象経費の4分の3を国が負担するものです。

次に、左ページ中ほど、2項2目民生費国庫補助金のうち、1節社会福祉費補助金の右側説明欄、地域生活支援事業補助金は、国が2分の1を補助するもの、3行目の重層的支援体制整備事業交付金（福祉課）は、歳出の2目社会福祉費の障害者相談支援事業の基幹相談支援センター運営委託料と地域活動支援センター事業に係る経費の2分の1を国が補助するものです。

3目3節生活保護費補助金の説明欄、生活困窮者支援事業費補助金は、学習支援事業の2分の1及び面接相談員報酬体制強化事業と医療費扶助のレセプト点検業務委託の4分の3を国が補助するものです。

次の重層的支援体制整備事業交付金（福祉課）は、歳出の1項1目の安心生活創造事業に係る経費の2分の1を国が補助するものです。

42ページをお願いいたします。

15款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金の右側説明欄、1行目の障害児通所給付費負担金から3つ目の自立支援医療費負担金までは、4分の1を県が負担するもの、その下の行旅死亡人取扱費負担金は、全額を県が負担するものです。

3節生活保護費負担金は、住居のない方を現在地で保護した場合の生活保護費に対して、4分の1を県が負担するもの、4節災害救助費負担金の右側説明欄、災害障害見舞金、災害弔慰金負担金は、対象経費の4分の3を県が負担するものです。

次に、左ページの一番下、社会福祉費補助金の右側説明欄、民生委員活動費補助金は、県の基準に基づく補助金で、次の地域生活支援事業補助金は、県が基準額の4分の1を補助す

るもの、次の心身障害者福祉手当補助金、2つ下の重度障害者居宅改善事業費補助金と、4つ下の難聴児補聴器購入支援事業費補助金からその2つ下の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費補助金までは、県が対象経費の2分の1を補助するもの、上から4つ目の障害児・者生活サポート事業費補助金は、県の定額補助です。

45ページをお願いいたします。

一番上の重度訪問介護等利用促進市町村支援事業費補助金は、県が対象経費の4分の3を補助するもの、2つ下の重層的支援体制整備事業交付金（福祉課）は、重層的支援体制整備事業のうち、障害者相談支援事業の基幹相談支援センター運営委託料と地域活動支援センター事業に係る経費の2分の1を県が補助するものです。

次に、3目衛生費県補助金の1節保健衛生費補助金の右側説明欄4つ目、献血協力推進費補助金は、県の定額補助です。

66ページをお願いいたします。

21款1項2目民生債の1節総合福祉会館設備改修事業債は、歳出の1項5目14節設備改修工事請負費に対応するもの、3節災害援護事業債は、歳出の4項1目20節災害援護貸付金に対応するものです。

続きまして、継続費について申し上げますので、276ページをお願いいたします。

上から3番目の総合福祉会館照明LED化改修事業でございますが、歳出の1項5目14節設備改修工事請負費の総合福祉会館照明LED化工事事業の進捗率を、6年度に68.3%と年割額を定め、事業実施をしようとするものです。

以上で福祉課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、子ども未来課、上野課長、お願いいたします。

○子ども未来課長 初めに、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の132ページをお願いいたします。

2項1目児童福祉総務費、右側説明欄◎児童福祉一般管理費の主な内訳は、次のページ、12節1行目、子ども・子育て支援事業計画策定委託料は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第3期行田市子ども・子育て支援事業計画の策定業務のための費用です。12節の一番下、情報システム標準化移行業務委託料は、令和7年度末までに子ども・子育て支援システムを標準化システムに移行するための費用です。

18節の4行目、保育所運営費補助金は、市内保育所の環境整備や障害児の受入れに対する

補助金、次の保育対策等促進事業費補助金は、保育時間を超えて延長保育を実施する保育所への補助金、次の保育サービス支援事業費補助金は、低年齢児や障害児の受入れを促進するための補助金、次の子ども・子育て支援施設整備費補助金は、病氣中または病氣の回復期にある小学6年生までの児童を対象とする新たな病児保育施設の整備を予定している1事業者への補助を計上しています。1つ飛んで一時預かり事業費補助金は、冠婚葬祭や保護者の傷病、入院等により緊急、一時的に保育を必要とする児童を保育所において預かる事業に対する補助金、1つ飛んで保育士奨学金返済支援補助金は、市内保育所等で新たに勤務する保育士に対して奨学金返済の支援を行うもの、次の子ども等多世代の居場所づくり支援事業補助金は、子ども食堂事業などを実施するNPO法人やボランティア団体に対する補助金で、従来の補助対象である子どもを多世代へと拡充し、多世代型の交流食堂や交流場所を実施運営している団体なども対象として実施するものです。

次のページをお願いいたします。

幼稚園副食費補助金は、低所得等の理由により生計維持が困難である者などの子どもの幼稚園副食費に対する補助金、次の保育対策総合支援事業費補助金は、保育士の就業継続及び離職防止を図るとともに、保育士が働きやすい職場環境を整備することにより、保育人材の確保を目的として実施する保育士宿舍借上支援事業及び保育所等の実施意向を踏まえ措置した保育補助者雇上強化事業、医療的ケアを必要とする子どもの受入れ態勢の整備を推進するために、保育所などにおける看護師の配置などを支援する医療的ケア児保育支援事業などに対する補助金です。

19節1行目、ひとり親家庭等児童養育手当は、義務教育就学中の児童を養育しているひとり親家庭等の保護者に支給する手当で、次の母子家庭自立支援教育訓練給付金は、母子家庭の母または父子家庭の父が資格や技能取得のため講座を受講した場合の給付金、次の母子家庭高等職業訓練促進給付金は、母子家庭の母または父子家庭の父が資格取得のために養成機関で修業した場合の給付金、次のひとり親家庭高等学校卒業程度合格支援給付金は、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すひとり親家庭等の保護者に対し、受講費用の一部を給付するものです。

次の◎家庭児童相談室費は、2名の家庭児童相談員による相談業務を実施するための費用で、別の冊子、令和6年度当初予算の概要の冊子となりますが、18ページをご覧ください。

新規のこども家庭センター運営事業について、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援を行う子育て包括支援センターと、困窮や虐待など困難を抱える家庭への支援を行う子ども

家庭総合支援拠点を統合し、子育て支援の中核的な役割を担うこども家庭センターを保健センター内に設置することに伴い、当該センター内で家庭児童相談事業を実施するものでございます。

予算に関する説明書に戻っていただきまして、137ページをお願いいたします。

◎児童手当事務費は、児童手当及び児童扶養手当の支給事務に係る費用です。

次のページ、◎放課後児童対策事業費の主な内訳ですが、12節1行目、放課後児童対策事業委託料は、来年度、埼玉小学校校舎内に新たに開設する第二学童保育室を加えた市内20箇所の学童保育室の業務委託料です。

14節機器等設置工事請負費は、W i - F i 導入工事に伴うぎょうだ光回線移転工事などに伴うもの、17節事業用器具費は、学童保育室で使用する備品類の老朽化や破損による入替えなどに伴う費用、18節放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金は、学童保育室に勤務する支援員などの処遇改善のための費用です。

次に、◎地域子育て支援拠点事業費は、きっずプラザあおい及びつどいの広場を初めとする地域子育て支援拠点事業に係る費用で、主な内訳は、次のページ、12節1行目、地域子育て支援拠点事業委託料は、きっずプラザあおい及びつどいの広場5箇所の運営に係る委託料、次の施設管理委託料は、きっずプラザあおいにおける屋外のみ利用日に係る施設管理委託料、18節1行目、地域子育て支援拠点事業費補助金は、民間保育所が開設している地域子育て支援拠点の運営に対する補助金です。

次の◎おうち子育て支援事業費は新規事業で、18節1行目、こども誰でも通園事業費補助金により、国のこども誰でも通園制度の試行的事業を行うとともに、19節未就園1・2歳児子育て家庭支援給付金により、未就園1～2歳児の保護者の外出を促すことで育児ストレスの軽減や交流の機会の確保につなげることを目的に、旧忍町信用組合店舗内カフェの利用券を配布するものです。あわせて、その上、18節2行目、おうち子育て支援金により、出生したお子さんを対象に、おうち子育て支援金の給付も継続します。

次の3款2項2目児童措置費の主な内訳、1行目、保育所運営費負担金と次の地域型保育給付費負担金は、市内の子どもが通園する私立保育所や認定こども園、小規模保育事業所などの地域型保育事業者に対する運営費で、月ごとの入所児童数と人事院勧告の賃金上昇分を反映させて設定された運営費などの公定価格に基づき積算しています。これらに加え、令和6年度から実施する3歳未満児保育料無償化により、これまで認定こども園、小規模保育室等が保護者から直接徴収していた保育料について、市が新たに負担することになるため、18

節1行目、保育所運営費負担金において1,196万1,000円の増額、その下、地域型保育給付費負担金において1,437万8,000円の増額を見込んでおります。

なお、保護者が私立保育園や公立保育園の利用に当たって市に納付していた保育料については、歳入がなくなりますので、その減少と歳出の増加を合計した保育料無償化に要する額は1億679万6,000円を見込んでおります。

次の19節児童手当扶助費は、対象児童などの拡大により、前年度と比較して2億1,060万円の増額、次の児童扶養手当扶助費は、ひとり親家庭に支給するもので、支給単価の上昇により、前年度と比較して199万3,000円の増額でございます。

次のページ、3目保育所施設費、右側のページ、◎施設事務費は、公立の持田、長野及び南河原保育園に係る管理運営に伴う事務的費用で、会計年度任用職員の時給単価の上昇などにより、前年度と比較して5,898万8,000円の増額です。

主な内訳は、12節1行目、調査測量委託料は、南河原保育園において外壁の改修、屋上の防水改修及び屋根の改修、持田保育園において、照明機器のLED化、それらを令和7年度に実施するための設計を委託する費用、12節の一番下、OAシステム保守点検委託料は、ICTの導入などに伴う保守点検委託料で、13節、次のページ、1行目、OAシステム借上料、次の行、OA機器借上料もICTの導入に伴う費用です。

14節1行目、建物改修工事請負費は、持田保育園の4歳児室及び遊戯室床改修工事で、次の設備改修工事請負費も持田保育園の温水ボイラー設備更新工事と空調設備更新工事に係るものです。

次の◎施設事業費は、公立3保育園における保育業務を円滑に実施するための費用で、前年度とほぼ同様ですが、事業用器具費40万5,000円の増額となったのは、公立3園で使用する備品類の老朽化や破損による入替えなどに伴う費用を計上したためです。

次に、4目児童センター費は、前年度と比較して2,047万1,000円の減額で、主な要因は、コミュニティーセンターみずしろ3階の児童センターの空調設備について更新工事が完了したため、令和5年度に計上していました費用、2,057万8,000円がないことによるものです。

なお、12節1行目、児童センター運営委託料は、市社会福祉協議会を委託先として予定している委託料です。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして32ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金の2節児童福祉費負担金のうち、私立保育所の保護者が負担する保育料、保育所入所費負担金と、34ページをお願いいたします。13款

使用料及び手数料、1項2目民生使用料の2節児童福祉使用料のうち、公立保育所の保護者が負担する保育料、保育所保育料は、3歳未満児保育料無償化により、令和6年度の計上はありません。

戻りまして、33ページの説明欄、子どものための施設短期利用事業費負担金は、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の利用者からの負担金収入を見込んだものです。

35ページの説明欄、学童保育室保育料は、学童保育室を利用する児童の保護者からの保育料収入です。

38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金の2節児童福祉費負担金は、右側39ページ、説明欄1行目の子どものための教育・保育給付費負担金は、子ども・子育て支援新制度に基づき、保育所や認定こども園などの施設型給付及び家庭的保育等の地域型保育給付に対するもの、その下、子育てのための施設等利用給付費負担金は、私立幼稚園の利用や預かり保育など、子育てのための施設の利用給付に対するもので、幼児教育・保育の無償化に伴い措置されているもの、次の児童扶養手当給付費負担金は、児童扶養手当扶助費に対する国庫負担分、次の児童手当交付金は、児童手当扶助費に対する国庫負担分です。

次に、2項2目民生費国庫補助金の2節児童福祉費補助金は、右側39ページの説明欄1行目、子ども・子育て支援交付金は、子ども・子育て支援法に基づく事業に係る交付金で、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、幼児保育事業などに対するもの、次の子ども・子育て支援体制整備事業補助金は、保育の質の向上のための研修事業に対するもの、次の保育対策総合支援事業費補助金は、保育士宿舍借上支援事業に対するもの、次の母子家庭等対策費補助金は、母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金、及びひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金に対するもの、次の子ども・子育て支援施設整備交付金は、新たな病児保育施設の整備に対するものです。

次の重層的支援体制整備事業交付金（子ども未来課分）は、令和6年度に開始する重層的支援体制整備事業のうち、いわゆる保育コンシェルジュである利用者支援事業、きつずプラザあおいの運営などの地域子育て支援拠点事業、子ども等多世代の居場所づくり事業である生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る国の交付金です。

40ページ、3項2目民生費委託金の2節児童福祉費委託金は、右側、41ページの説明欄、特別児童扶養手当事務費委託金で、特別児童扶養手当の申請事務等に係る国の委託金です。

42ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の2節児童福祉費負担金、右ページ説明欄1行目、子どものための教育・保育給付費負担金、次の子育てのための施設等利用給付費負担金、次の児童手当負担金は、先ほど説明した国負担金の県負担金分です。

左側、2項2目民生費県補助金、ページをめくっていただきまして、44ページ、2節児童福祉費補助金ですが、右ページ、上から2行目の乳幼児医療費補助金及び3行目、ひとり親家庭等医療費補助金の2つを除いたものが子ども未来課の所管で、おおむね前年並みの計上で、子ども・子育て支援施設整備交付金と、次の重層的支援体制整備事業交付金（子ども未来課分）は、先ほど国庫補助金で説明したものの県補助金分です。

まず、1行目の保育サービス支援事業費補助金は、1歳児担当保育士雇用費や低年齢児途中入所促進事業などに対する県の補助金です。2行飛びまして、多子世帯保育料軽減事業費補助金は、私立保育所、公立保育所及び地域型保育事業における3歳未満児を対象とした第3子以降の保育料を免除することに対する県の補助金です。次の子ども・子育て支援交付金は、先ほどの国庫補助金の県補助金です。次の教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金は、教育認定である1号認定を受けた児童の認定こども園利用給付に係る県の補助金です。次の保育対策総合支援事業費補助金、その次の母子家庭等対策費補助金は、先ほどの国庫補助金の県補助金です。

58ページをお願いします。

20款諸収入、4項1目雑入の3節負担金収入のうち、右側のページ、説明欄3行目の保育所主食費等負担金は、公立保育所の3歳児以上の主食費として1人月額700円、副食費として1人月額4,500円を保護者から、職員などからは給食費として1人月額5,500円を負担いただくものです。

60ページをお願いします。

6節施設保護受託収入のうち、右側61ページの説明欄、保育所受託事業収入は、市外在住の児童を公立保育所でお預かりする場合の受託収入です。

62ページをお願いします。

13節返還金のうち、右側63ページの説明欄1行目、子ども手当返還金から3行目、ひとり親家庭等児童養育手当返還金までは、科目存置です。

左側62ページ、14節精算金のうち、右側ページの説明欄1行目、児童センター管理委託料精算金、次の学童保育室運営事業委託料精算金は、科目存置です。

左側62ページ、15節雑入のうち、右側ページの説明欄2行目、太田保育園敷地使用料11万

3,000円は、廃川敷1,578平方メートルを太田保育園が使用するため、市が見沼土地改良区から借り受け、その使用料を同園から徴収するものです。

66ページをお願いします。

21款市債、1項2目民生債、2節児童福祉債の右側ページ説明欄、保育園設備改修事業債と、その次、保育園園舎改修事業債は、歳出で説明しました持田保育園の改修工事に対するものです。

276ページをお願いいたします。

3款2項児童福祉費、標準準拠システム構築事業（子ども・子育て支援システム）は、歳出、児童福祉一般管理費で措置した事業で、令和6年度と令和7年度の2年にまたがるため、それぞれの年度の額を定めるものです。

以上で子ども未来課所管分の予算説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

次に、高齢者福祉課、吉田課長、お願いいたします。

○高齢者福祉課長 それでは、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算のうち高齢者福祉課所管部分について、歳出からご説明いたします。

行田市一般会計予算に関する説明書の128ページをお願いいたします。

3目老人福祉費は、前年度と比較して273万6,000円の増額となっております。

主な内訳ですが、7節の3行目、敬老祝金は、77歳、88歳、99歳の方へ市内共通商品券を贈呈するもので、対象者数の増加を見込み、増額計上したものの、10節2行目、印刷製本費は、高齢者の積極的な外出を促し、地域交流につなげることを目的として、敬老月間に当たる9月に75歳以上の高齢者が市内の商店や公共施設などで独自のサービスを受けられる高齢者優待制度を令和6年度から新たに開始することに伴い、店舗等に掲示するポスターや市民向けに配布する対象店舗一覧を作成するための費用を計上したものです。

なお、令和5年度まで計上しておりました敬老会事業補助金につきましては、補助目的に沿った事業の実施が困難となっていることから、地域の関係者の皆様の意見等を丁寧にお聞きし、令和5年度をもって廃止としたものです。今後は、先ほど説明しました高齢者優待制度の実施のほか、高齢者の健康づくりや生きがいづくりにつながる事業を検討していくこととしていきます。

次に、12節の1行目、ひとり暮らし高齢者見守り業務委託料は、ひとり暮らし高齢者の見守り安否確認について、シルバー人材センターへの委託により令和5年7月から新たに始めた

もの、2つ飛んで老人措置委託料は、養護老人ホーム入所者の措置費を計上したもの、18節1行目、老人クラブ補助金は、単位老人クラブの活動費に対し補助金を交付するもの、19節の2行目、紙おむつ給付費は、令和5年度まで、給付対象のうち一部を介護保険事業費特別会計で措置していましたが、令和6年度からは全対象者分を一般会計で措置したことから増額計上となっております。

次の◎ねんりんピック埼玉大会開催準備事業費は、60歳以上を対象として、健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的に行う全国健康福祉祭、通称ねんりんピックの第38回大会が令和8年度に埼玉県で開催予定となっており、本市も交流大会の開催にエントリーしていることから、開催の事前準備等に係る経費を計上したものです。

130ページをお願いします。

4目老人福祉センター費は、主に老人福祉センター大堰永寿荘と南河原荘の指定管理料です。

次に、8目介護保険事業費は、前年度と比較して9,959万円の増額ですが、増額の主な要因としては、令和6年度から重層的支援体制整備事業を開始することに伴い、令和5年度まで介護保険事業費特別会計で措置していた一部の事業について、一般会計へ移行したことによるものです。移行した主なものとして、133ページ、12節地域包括支援センター運営委託料、生活支援体制整備事業委託料、OAシステム保守点検委託料、13節OAシステム借上料、18節2行目、通いの場移動支援事業補助金となっております。

27節介護保険事業費特別会計へ繰出金は、介護保険給付費及び地域支援事業費に対する市の法定負担分などを措置したものです。

少し飛びまして、166ページをお願いします。

5款労働費、1項1目労働諸費のうち、説明欄の上から2つ目の◎シルバー人材センター費は、行田市シルバー人材センターの運営費の一部を補助するもので、前年度と比較して346万5,000円の減額となっております。

以上で、高齢者福祉課所管部分の歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして32ページをお願いします。

12款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金は、養護老人ホーム措置入所に係る入所者からの負担金です。

34ページをお願いします。

13款使用料及び手数料、1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料のうち、右ページ説明欄、老人福祉センター使用料関係3つの項目は、老人福祉センターの利用者が納入する使用料及び大堰永寿荘の売店の使用料を計上したものです。

38ページをお願いします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、右ページ説明欄の3行目、介護保険料低所得者軽減負担金は、低所得者層の介護保険料軽減分の2分の1相当の国の負担金、一番下、重層的支援体制整備事業交付金（高齢者福祉課）は、令和6年度から開始する重層的支援体制整備事業に対する国からの交付金です。

42ページをお願いします。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、右ページ説明欄の下2行目、介護保険料低所得者軽減負担金は、低所得者層の介護保険料軽減分の4分の1相当の県の負担金、その下、重層的支援体制整備事業交付金（高齢者福祉課）は、令和6年度から開始する重層的支援体制整備事業に対する県からの交付金です。

2項2目民生費県補助金の1節社会福祉費補助金のうち、右ページ説明欄7行目、老人在宅福祉事業費補助金は、老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動に対する県からの補助金、その下の介護保険事業費補助金は、介護施設に入所している低所得者に対し、事業者が利用者負担金を軽減した場合に、市と県が当該減額分を事業者に補助しますが、その県から受け入れる補助金分を措置したものです。

45ページをお願いします。

2行目、全国健康福祉祭埼玉大会開催準備事業補助金は、令和8年度に埼玉県において開催予定の全国健康福祉祭、通称ねんりんピックの開催準備に当たり、経費の一部が補助されるものです。

48ページをお願いします。

16款財産収入、1項1目土地建物貸付収入の右ページ説明欄、下から7行目、交番等敷地貸付収入（高齢者福祉課）は、老人福祉センター大堰永寿荘の敷地の一部を須加駐在所に貸し付けた貸付料を計上したものです。

54ページをお願いします。

18款繰入金、1項1目1節介護保険事業費特別会計繰入金は、重層的支援体制整備事業の開始に伴い、地域介護予防活動支援や地域包括支援センター運営及び生活支援体制整備の各

事業の費用に係る財源である第1号被保険者及び第2号被保険者の介護保険料分について、介護保険法で規定する法定割合に基づき繰り入れるものです。

60ページをお願いします。

20款諸収入、4項1目雑入の7節施設貸付収入のうち、右ページ8行目の老人福祉センター永寿荘電気、ガス、水道料は、大堰永寿荘の売店設置者から受け入れる電気料などの実額使用料を見込み計上したものです。

高齢者福祉課所管分の説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ここで暫時休憩といたします。

午前 10時 26分 休憩

午前 10時 38分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 次に、地域共生社会推進室、柿沼室長、お願いいたします。

○地域共生社会推進室長 それでは、当室所管部分について歳出から説明申し上げますので、予算に関する説明書の123ページをお願いします。

一番下の◎地域共生社会推進事業費は、前年度と比較して225万3,000円の減額です。

歳出予算の主な内訳ですが、7節謝金は、多機関協働に向けた各種研修会やワークショップ等の講師謝金のほか、新たにひきこもり等の方の職業体験を受け入れていただく個人や企業などへの謝金及びヤングケアラー家庭への家事支援を行っていただく支援員への謝金を計上したものです。

12節の訪問支援事業委託料及びその下の社会参加支援事業委託料は、社会とのつながりが無い方に訪問等を通じて社会とのつながりを回復するための支援を行うもので、市社会福祉協議会等に委託し事業を実施するものです。

続きまして、歳入について説明を申し上げますので、戻りまして38ページをお願いします。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金のうち、右側39ページの説明欄の2行目重層的支援体制整備事業交付金（地域共生社会推進室）は、令和6年度から開始する重層的支援体制整備事業のうち、地域共生社会推進事業に係る国の補助金です。

44ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項2目民生費県補助金の1節社会福祉費補助金のうち、右側45ページ、説明欄の4行目、重層的支援体制整備事業交付金（地域共生社会推進室）は、先ほど申し上げました地域共生社会推進事業費に係る県の補助金です。

当室所管部分の説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。

次に、保険年金課、長島課長、お願いいたします。

○保険年金課長 それでは、保険年金課所管部分について主なものを説明申し上げます。

歳出から説明申し上げますので、127ページをお願いします。

ページ下のほうの◎重度心身障害者医療支給費は、前年度と比較して58万6,000円の増額です。

主な内容は、19節重度心身障害者医療扶助費で、対象となる障害者約1,500人分の医療費の支給に係る経費です。

130ページをお願いします。

7目国民健康保険事業費は、国民健康保険事業費特別会計への繰出金で、前年度と比較して8,115万4,000円の減額です。

132ページをお願いします。

9目後期高齢者医療事業費は、前年度と比較して1億965万8,000円の増額で、その主な内容は、右ページ説明欄の12節健康診査委託料、18節後期高齢者医療療養給付費負担金、27節後期高齢者医療事業費特別会計への繰出金となりますが、それぞれ前年度の決算見込みや埼玉県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき計上したものです。また、令和6年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を開始します。具体的には、国民健康保険データベースシステムを用いて健診の受診や要介護認定、医療機関の受診がいずれも行われていない健康状態の不明な高齢者を抽出し、対象者に適切な支援を行うとともに、高齢者サロンなどの通いの場においてフレイル予防の普及啓発活動に取り組みます。この経費として、7節謝金や10節消耗品費などを計上しています。

137ページをお願いします。

一番下の◎子ども医療支給費は、前年度と比較して41万6,000円の増額です。

主な内訳は、19節子ども医療扶助費で、対象となる子ども約9,500日人分を見込み計上したものです。

139ページをお願いします。

2つ目の◎ひとり親家庭等医療支給費は、前年度と比較して6万8,000円の減額です。

主な内訳は、19節ひとり親家庭等医療扶助費で、対象となるひとり親家庭約550世帯分を見込み計上したものです。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして38ページをお願いします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金の右ページ説明欄2行目、国民健康保険税未就学児均等割負担金は、未就学児に係る国民健康保険税均等割の軽減措置の財源として交付されるものです。

次に、5行下の国民健康保険基盤安定負担金は、国保税の軽減を実施した際に一定割合が補てんされるもので、補助率は2分の1です。

次に、40ページをお願いします。

3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金は、国民年金業務の法定受託事務に係る委託金です。

42ページをお願いします。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金の右ページ説明欄5行目の国民健康保険基盤安定負担金は、国保税軽減額の4分の3と軽減対象者の一定割合に対して補てんされるもので、県の負担割合は4分の1です。その下の健康保険税未就学児均等割負担金は、国民健康保険税における未就学児均等割軽減額の4分の1を県が負担するものです。その下の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、後期高齢者医療事業に係るもので、保険料軽減分の4分の3を県が負担するものです。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の右ページ説明欄6行目、重度心身障害者医療費補助金は、重度心身障害者医療扶助費の2分の1について補助されるものです。

44ページをお願いします。

2節児童福祉費補助金の右ページ説明欄2行目、乳幼児医療費補助金は、子ども医療扶助費のうち、通院については小学生3年生まで、入院については中学校3年生までに係る費用の2分の1が補助されるものです。次のひとり親家庭等医療費補助金は、ひとり親家庭等医療費扶助費の2分の1が補助されるものです。

60ページをお願いします。

20款諸収入、4項1目雑入、4節交付金及び助成金収入の右ページ説明欄5行目の後期高

高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金は、人間ドックに係る埼玉県後期高齢者医療広域連合からの補助金です。

次に、5節委託金収入の説明欄2行目、後期高齢者健康診査委託金は、健康診査に係る広域連合からの委託金です。その4行下、高齢者保健事業・介護予防一体的実施業務委託金は、高齢者保健事業の実施に係る広域連合からの委託金です。

以上で保険年金課所管部分の説明を終わります。

○委員長 ありがとうございました。

次に、健康づくり課、前島課長、お願いします。

○健康づくり課長 それでは、予算に関する説明書の150ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費は、前年度と比較して2,004万6,000円の減額です。減額の主な要因は、本市を含む圏域8市町で構成する熊谷・深谷・児玉地区第二救急医療圏において実施する小児救急医療支援事業について、幹事市として、構成市の負担金及び埼玉県からの補助金を集約していた関連医療機関に支出する補助金を交付しておりましたが、幹事市ではなくなることによるためでございます。

右ページ◎保健衛生一般管理費ですが、7節委員謝金は、歯科保健業務連絡協議会及び健康づくり推進協議会開催に関わる委員謝金でございます。

12節、一番上の歯科在宅当番医実施委託料は、年末年始において歯の急病者を診療する医療機関を確保するもので、歯科医療機関に対する委託料です。その下の休日急患診療実施委託料は、日曜祝日、年末年始などの休日に発生する急患に対し初期治療を施す医療機関の確保を目的とするもので、市内で二次救急を担う医療機関の休日診療に対する委託料です。

153ページをお願いいたします。

18節2行目、熊谷・深谷・児玉地区小児救急医療支援事業負担金は、本市が所属しております熊谷・深谷・児玉地区第二救急医療圏の深谷赤十字病院、熊谷総合病院、行田総合病院において休日及び夜間の小児救急医療体制を確保することにより、小児に対する医療の充実を図るための負担金です。3行下の産科医等手当支給支援事業負担金は、分娩や帝王切開術を行う医師に分娩手当などを支払っている産科医療機関に対する産科医療体制を維持するための補助金です。その下の第二次救急輪番制病院運営事業補助金は、休日及び夜間において入院治療を必要とする重症患者を受け入れる救急医療体制確保のための市内医療機関に対する補助金でございます。

次に、2目保健費は、前年度と比較して2,441万5,000円の増額です。増額の主な要因は、

妊娠期から出産・子育て期にかけて伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援事業を1年分計上したことによるものでございます。

右説明欄◎健康づくり推進費ですが、7節謝金は、成人健康教育や健康講座の実施に関わる講師謝金や自殺対策計画策定に関わる委員謝金です。その下の褒賞品費は、健康づくりチャレンジポイント事業のポイントを獲得した方に贈呈する市内共通商品券の購入経費です。

次の◎母子保健費ですが、7節の謝金は、乳幼児健診等における医師、歯科医師、保健師、看護師、助産師、言語聴覚士、臨床心理士及び歯科衛生士に対する謝金です。

155ページをお願いいたします。

12節検診委託料は、妊婦の健康管理の向上と費用負担の軽減を目的とした妊婦健康診査、乳児4カ月健診、新生児聴覚検査、産後健康診査の委託料です。その下の妊産婦・乳幼児相談業務委託料は、生後4カ月までの乳児がいる全家庭を助産師または保健師が個別訪問し相談支援を行う業務及び出産後の母子に対する心身のケアや育児のサポートを、従来型の居住訪問型に宿泊型、通所型を加えて行う産後ケア事業の委託料です。

18節4行目、不妊検査・治療費助成金は、不妊治療を行っている夫婦に対し、その治療に要する費用の一部を助成するものです。その下の検診費助成金は、里帰り出産などにより契約医療機関以外の医療機関で受診した妊婦健康診査、新生児聴覚検査及び産後健康診査について立替え払いをされた費用を償還払いにより助成するもの及び新規事業といたしまして、低所得者の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、低所得者の妊婦に対する初回産科受療の助成を実施するものでございます。

19節未熟児養育医療扶助費は、入院を必要とする未熟児に対して、その治療に必要な医療費を支給するものです。

次の◎出産・子育て応援事業費ですが、18節出産・子育て応援給付金は、妊娠届出時5万円と出産届出時5万円の経済的支援に関わる給付金を計上したものでございます。

次の◎成人保健費ですが、7節謝金は、がん検診を実施する際に補助業務を行う看護師に対する謝金です。

12節検診委託料は、がんや生活習慣病などの疾病を早期に発見するための各種検診に関わる経費です。

157ページをお願いいたします。

18節、3行目、若年者在宅ターミナルケア助成金は、新規事業といたしまして、末期と診

断された若者のがん患者が、自分らしく住みなれた地域で安心して日常生活を送れるよう、在宅医療生活に要する費用の一部を助成するものでございます。

次に、3目予防費は、前年度と比較して4,896万6,000円の増額です。増額の主な要因は、予防接種の委託料の増額及び予防接種費助成金で、带状疱疹ワクチン接種費用助成金を計上したことによるものでございます。

右説明欄、◎感染症予防費ですが、12節1行目、検診委託料は、風疹抗体検査の委託料です。次の予防接種委託料は、予防法に基づく乳幼児から高齢者を対象とした定期接種に関わる費用を計上したものです。

18節、1行目、予防接種費助成金は、带状疱疹ワクチン接種費用の一部を助成するなどの費用を計上したものでございます。

次の◎狂犬病予防費は、狂犬病予防法に基づく狂犬病予防接種に関わる経費でございます。以上で歳出の説明を終わりにいたします。

続きまして、歳入について申し上げます。32ページをお願いいたします。

12款1項2目衛生費負担金の1節保健衛生費負担金の説明欄1行目、未熟児養育医療負担金は、未熟児養育医療に関わる保護者の所得に応じた自己負担金です。

36ページをお願いいたします。

13款2項2目衛生手数料、1節保健衛生手数料は、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済証交付手数料を見込んだものでございます。

38ページをお願いいたします。

14款1項3目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金の説明欄、1行目、未熟児養育医療負担金は、歳出計上額から自己負担額を除いた額の2分の1に対する負担金です。その下の予防接種健康被害給付費負担金は、予防接種にて健康被害を受けた方に給付する額を全額受け入れるものでございます。

40ページをお願いいたします。

一番上の2項3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の説明欄1行目、疾病予防対策事業費等補助金は、がん健診の受診勧奨と風疹の追加的対策事業に係る事務費に対する補助金で、事業費の2分の1を見込んだものでございます。その下の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、発達障害巡回相談業務相談員派遣手数料に対する補助金で、2分の1を見込んだものでございます。その下の母子保健衛生費補助金は、産後ケア事業、産婦健康診査事業に対する補助金で、2分の1を見込んだものです。その下の出産・子育て応援事業

費補助金は、出産・子育て応援給付金の3分の2を見込んだものでございます。

42ページをお願いいたします。

15款1項2目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金、右説明欄、未熟児養育医療負担金で、歳出計上額から自己負担金を除いた4分の1を県から受け入れるものです。

44ページをお願いいたします。

2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金、右説明欄、一番上、骨髄移植ドナー支援費補助金は、骨髄等を提供するドナーに対する休業補償に係る県補助金で、補助率は2分の1です。その下の健康増進事業補助金は、健康増進事業に係る県補助金で、補助率は3分の2です。その下の熱中症予防対策事業補助金は、熱中症予防対策事業に係る県補助金で、補助率は2分の1です。2行下の不妊検査・治療費助成事業補助金は、早期不妊検査、不育症検査に係る県補助金で、補助率は10分の10です。その下の産科医等手当支給支援費補助金は、産科医等の手当支給支援に係る県補助金で、補助率は3分の1です。その下の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、発達障害巡回相談業務相談員派遣事業に係る県補助金で、補助率は4分の1です。その下の自殺対策強化事業補助金は、対面相談やゲートキーパー養成事業に対する県補助金を見込んだものでございます。その下の出産・子育て応援事業費補助金は、出産・子育て応援給付金の6分の1を見込んだものでございます。

58ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、3節負担金収入のうち、右説明欄の上から4行目、検診自己負担金は、各種がん検診等における受診者の自己負担金です。その下の食生活改善推進委員養成講座自己負担金は、講座に参加された方の自己負担金です。その下の健康教室自己負担金は、教室に参加された方の自己負担金です。

60ページをお願いいたします。

7節施設貸付収入のうち、右説明欄の中ほど、保健センター電気料は、保健センターに設置している自動販売機の電気料でございます。

以上で健康づくり課所管部分の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第5号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

1 番 野本委員。

○1 番 野本委員 135ページ、子ども等多世代の居場所づくり支援事業についてお聞きします。補助事業ということで、補助金の詳細をもう少し教えていただきたいと思います。

もう一つ、141ページのおうち子育て支援事業の中で、予算の概要の説明の中に、保護者の外出を促すことでストレスを軽減する。これはすごく大事なことだと実感しているのですが、対策として、忍町信用組合カフェの利用券を配布するということですが、実際にカフェに行って、ストレスを軽減できるような対応をしてもらうことがすごく大事だと思います。そのため、その利用券を使ってカフェに行った子育て中の方がストレス軽減になるような工夫があるのか、そのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長 答弁を求めます。

上野課長。

○子ども未来課長 委員のご質疑に順次お答えいたします。

最初に、子ども等多世代の居場所づくり支援事業の詳細についてということでございまして、こちらは、まず、対象の団体は、子ども食堂、多世代参加型食堂、多世代交流拠点を対象としております。子ども食堂の運営費補助につきましては、10団体を予定しております。また、子ども食堂のうち多世代参加型の団体へは加算も予定しておりまして、多世代交流拠点の運営費補助についても7団体を予定しているところでございます。

補助の額につきましては、子ども食堂分として1回1万円の12回、10団体、それに加算としまして、多世代交流加算分として1回当たり5,000円の12回、こちらは5団体を見込んでおります。もう一つの多世代交流拠点補助金につきましては、月1万円で12カ月、こちらは7団体を想定してございます。

詳細についてはそういった内容でございます。

次に、おうち子育て支援事業の旧忍町信用組合店舗で使えるチケットの未就園1・2歳児子育て家庭支援給付金についてでございますが、委員からのご質疑では、利用した保護者の方に対するストレス軽減に資する何かしらの取組があるのかということにつきましては、実際、今、旧忍町信用組合店舗で、観光のほうで新たに3月31日からカフェをオープンしていただくというふうに承知しておるところではございますが、ストレス軽減のために何かしらの事業をやっていたかということまでは想定はしておりませんで、まずは、おうちの中から外に出向いていただいてということを実現したいということで、委員ご質疑のスト

レス軽減策があるかにつきましては、特段ございません。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

質疑に関しては、2つから3つ程度でお願いいたします。

他に質疑のある方。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 関連する部分もあるので、おうち子育て支援事業、旧忍町信用組合カフェ利用券が年間3,000円ということだったと思います。外出を促すことで育児ストレスの軽減ということですが、まず、3,000円では不十分ではないかということ、どうして3,000円になったのかという理由です。

それと、予算書141ページ、地域子育て支援拠点事業費補助金があると思うのですが、これはおうちで子育てをしている方が対象でしたよね。例えば、18節、民間保育園への地域子育て支援拠点事業費、これは和光保育園に委託してやっていたのと、12節のほうはきつぷラザあおいとかつどいの広場5箇所、これは市のほうでやっているものだと思いますが、この利用者の推移、どれぐらいいらっしゃるのか。要は、この子育て支援事業費のところに載せるべきではないのかということで、まずお伺いしたいと思います。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 委員のご質疑にお答えいたします。

おうち子育て支援事業の、なぜ3,000円にしたのかというご質疑でございますが、金額につきましては、3,000円でなければならない特段の理由は正直ございませんで、外出するきっかけとなる事業を実施したいというところから、来年度の当初予算におきましては3,000円で実施させていただきたいというところでございます。

続きまして、地域子育て支援事業ですが、まず推移についてですが、利用者の推移につきましては、申し訳ありませんが今手元に数字がないのですが、皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、令和2年度、3年度、4年度とぐっと利用者が減ってしまったという事実はございます。この頃、新型コロナウイルス感染症が5類になりまして、利用者数がまた戻ってきたという認識ではございますが、大変申し訳ないですが、今手元に数字がなくてお答えできずに申し訳ございません。

もう一つありました、地域子育て支援拠点事業をおうち子育て支援事業のほうに併せて捉えてはどうかというご質疑だったと認識しておるのですが、この地域子育て支援拠点

事業につきましては、国の制度でございまして、現状のところ、おうち子育て支援事業は市単独の事業でございまして、ここを行田でいうおうち子育て支援事業の中に入れ込むというのは、現状のところ考えてはいないところでございます、当面の間は、地域子育て支援拠点事業という国の事業がはっきり分かるような予算立てで進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 課長が言っているのは、予算立てのことで言っている。そこが、やはり行政の縦割りなのかなと思うところです。地域子育て支援拠点事業というのは、先ほど私が言った幼稚園にも保育園にも所属しない方の制度なわけですね。予算立ては置いておいて、これも活用してもらおう努力というか、せっきやくこの事業があるのに生かしていないと見えていますので、この部分に関して、これを利用する方が同じ対象なわけなので、そこをやっていないと、特に民間のほうですけども、市民の方にこの保育園でこの事業をやっているということがよく見えていないです。民間の保育園の一室でお願いしている状況がありまして、ここで行政がそういった事業をやっているということが見えていない。看板があるのですけれども、本当に見づらいです。民間の保育園に一般の方が入っていくということはなかなか難しいですので、その辺の工夫をしないと、せっきやく年間800万円もかけているわけです。これはどれぐらいの利用者がいるのか疑問が湧いておりますので、せっきやくこの事業をおうち子育てという視点でやるのだったら、こちらのほうも一緒に活用するというところでお願いしたいのですけれども、その辺どう考えますか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

まず、未就園の方々が地域子育て支援拠点を使われているということにつきましては、全くそのとおりでございまして、また、若干違うところがあるのは、きつぷらザあおいのほうは、保育園とか幼稚園に通っていらっしゃっても、未就学、要は小学校に入る前のお子さんであればご利用いただけますので、幼稚園が終わった後にきつぷらザあおいに来て遊んでいただくということは、現に行われているところではあります。ただ、それも含めて、おうちで子育てしている方々に向けてどんな活用をしていくかということは、ぜひこれから取り組んでいきたいと考えております。

2点目の和光保育園で行われております地域子育て支援拠点事業、和（なごみ）というの

ですけれども、こちらの周知が足りないのではないかとということで今ご指摘いただきましたので、こちらにつきましては、今後積極的に周知を図って、どんどん市民の皆様にご活用いただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 和光保育園は一生懸命やっただけなんですけど、これはずっと同じところを固定でいくのですか、どうしてそこをお願いしているのか理由が分からないのですけれども。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 和光保育園にずっとかということにつきましては、必ずそういうわけではございません。ただ、この地域子育て支援拠点をするには、それなりに体制といいますか、職員の配置、スペースの確保とかがございますので、市内に私立保育園がほかにございますけれども、現状のところ、地域子育て支援拠点事業を園でやりたいというお話は市では承知していないところでございまして、拠点も幾つかあったほうが皆さんも使っていただきやすいという考えがございまして、複数の場所で今後もやっていきたいと考えておりますが、これは、当然、和光保育園が絶対というわけではございませんので、そのときそのときの状況に応じて変更等もあってもおかしくない。現状、来年度の当初予算につきましては、和光保育園で1年間やっていただくという予算をつくらせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長 関連で、田中副委員長。

○副委員長 関連で質疑させていただきます。

新規事業としておうち子育て支援事業ということが開始されるわけですが、これは、国のこども誰でも通園制度の試行的事業ということで、県内4市ということで、先に手を挙げていただいたところが、一つ注目に値するというか、すばらしいと思います。全国の展開が令和8年度から始まるということでございます。市の独自事業としてまず手を挙げたということですが、他市からも行田市は始めるということで注目されておりますので、私自身も議員として応援していきたいと思うので、細かいところをお聞かせください。

どこにも属さない未就園児、そこのご家庭を抽出していただいて、ご案内というのはいつぐらいに差し上げるご予定でしょうか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 こちらにつきまして周知させていただくのは、実際の事業が、一番最初に開始していただくところが7月からの開始で今準備を進めているところですので、その前に、7月から始まりますということで、市報「ぎょうだ」、市ホームページですとか、いろいろな媒体を使って案内をしていくということを今のところ考えておまして、タイミングとしては、おおむね5月末、6月ぐらいには周知していかないと、せっかく7月に始まるのに利用していただけないということになってしまいますので、そこに向けては準備してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 ありがとうございます。

親御さんの世代もお若い世代なので、5月にいろいろな媒体も使い発信することによって、ママ友というか、横の連携もあったり、発信力のある世代なので、非常に行田市が注目される要因にもなり得る、こどもまんなかということで力を入れているというアピールにも使えると思います。

もう1点、確認です。個別の案内はもちろんされると思いますが、それは5月を目指してということでしょうか。同時にいろいろな媒体を使ってということをしていくということで、確認です。よろしくをお願いします。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 今回こども誰でも通園制度は、0歳6カ月から3歳未満が対象になっていますので、若干対象はずれるのですけれども、1、2歳児の旧忍町信用組合店舗で使えるチケットを発送するときに併せてご案内をしていければ、相乗効果が高いかと考えておりますので、そのタイミングで行いつつ、旧忍町信用組合店舗で使えるチケットの配布対象ではない0歳6カ月からのお子様たちについても、同じようなタイミングでご案内していきたいと考えています。既に出生のときに5,000円の支給をしており、対象は分かっておりますので、そういった方々に周知を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 保育園で現在の待機児童が公立、私立を合わせてどうなっているのかお聞きしたいです。私の記憶ですと、年度当初であれば待機児童はいなかったのですが、年度途

中で入るのが難しかったかと思うのですけれども、それが令和6年度になるとどうなっていますでしょうか、お伺いします。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 令和6年度当初の待機児童は、行田市はありません。ゼロでございます。年度途中になりますと、特定の園をご希望なさる方については入れないということは生じますが、園を選ばないでいただければ、受入れはできるような状況がここ数年続いております。以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 それに関連して、概要の20ページに公立保育園運営事業ということで出ていますのですけれども、2段目に受入れ児童数ということで、長野保育園、持田保育園、南河原保育園ということで、76人、70人、48人と書いてあります。定員が、長野保育園、持田保育園は90人だったと思うんです。南河原保育園は60人に対して48人ということで、大分空きがあるのかと取れるのですけれども、これはどういうことなんですか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

公立保育園におきましては、特に配慮が必要になるお子様を積極的に受け入れさせていただいている状況がございまして、定員でいいますと、委員ご指摘のとおりでございますので、空きは実際あるんですが、職員体制としては、1人のお子様に対して1人の保育士が付くですとか手厚い保育を実施しておりますし、そうしませんと安全・安心な保育ができないという現状もある中で最大限受け入れさせていただいている結果、定員までは満たしておりませんが、職員が対応できる人数で運営させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そういった配慮が必要なお子さんがいらっしゃるわけで、公立が民間が受けられないところの受皿となるということでは、本当にそれはいいことだと思うのです。そうすると20人ぐらいの空きがあるわけなんですけれども、配慮を含めて考えて、そこに配慮が要らないお子さんが入ることは可能なんですよね。現状は、これが限界なんですか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 当初予算の概要の20ページにある数字につきましては、令和5年12月末時点でこの数字ということになってございまして、保育園というのが、実は、年度を通してお

子様の入る、出るがそれなりにございまして、小学校とかでも、年度途中で引っ越しされて入ってくるお子さん、転出されるお子さんはありますけれども、それ以上に、保育園は親御さんの就労に伴ってどんどん動きますので、毎月のように数字が変動します。そうすると、配慮の必要なお子様がいたときには、そのお子様に対応するために限られた保育士がそちらのほうに積極的に関わるといことがございまして、そのお子様がたまたま転出されて園の利用がなくなったりしますと、保育士がゆとりができますので、その分、多くのお子様を受け入れるということ是可以ようになります。

正直、この数字で引き算をして余っている数字が単純に受けられるのかというご質疑であれば、それはそのときの状況に応じて対応する形になりますので、必ず受け入れられるとは言えないです。現状のこの数字自体も、現場の保育士は頑張ってくれていると子ども未来課長としては認識しております、1つのタイプのお子様だけではなくていろいろなタイプのお子様がいっぱいいますので、現場では、大変な状況の中、対応していただいているような認識でございます。そのため、単純にこの差分についてすぐ受け入れられるのかとおっしゃられるのであれば、それはそのときによってしまうというのが正直な回答でございます。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 今、保育士の話が出ていますけれども、公立保育園の保育士というのは、当然基準内でやっているかと思うんですが、例えば、産休・育休に入った場合、正規の保育士が担任を持つのかと思うのですけれども、現状は会計年度職員が担任をやっていたりということがありましたよね。やはり、担任を持つということの意味合い、責任感となると、正規ではないとということがあると思うんです。そのことから保育士は足りているのかと疑問に思うのですけれども、今は公立の話をしていきますけれども、3園ありますので、保育士の定数というのは足りていますか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 保育士については、足りておりますが、ゆとりがあると言われると、ゆとりはそれほどない。かなりぴったりの状況で頑張らせていただいているところでございます、今委員がご指摘いただきましたとおり、正規の保育士が担任をしていて、その保育士が産休・育休に入ってしまった場合に、もちろんほかの正規の保育士が当たればいいのですけれども、年度途中ですとその手配がなかなか難しいということになりますと、会計年度任用職員の方に担任を担っていただいたということが現にあったということは承知

しております。基本的には、委員おっしゃるとおり、担任については正規の職員で対応するように組んでいるところではあるのですけれども、年度途中だともどうしても賄い切れないということが発生することもありますし、今後もできるだけそのような体制を組んでいこうと考えているところでございます。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 年度途中でそういうことが起こると、対応がなかなか難しくて会計年度任用職員にお願いすることもあるということだと思います。担任という1つ上の仕事を頼むときに、手当とかを出さないと、不満に思ったりということがあるかもしれないと思います。同じ給料で上のことを求められるので、その辺の検討をすべきではないかと思うのですけれども、そういった予算立ても必要だということで1つお伺いしたい。

もう一つ、国が2024年度から保育士1人が担任する子どもの数を減らす、要は、手厚くする、目が行き届くようにするということです。それが、4歳、5歳児は30人が25人、3歳児は20人から15人になるということで、今、公立はぎりぎりの状況だということでした。これは全体ですよ、公立だけではなく私立もそうなんですけれども、そうすると、保育士の確保は非常に難しくなるのかと。公立でも今ぎりぎりの状況で、年度途中のイレギュラーなことに対して正規が対応できないというところがありますけれども、そうしたところも含めてやっていかななくてはいけないし、これはもう国で決まっていますから、非常に不足するのではないかということだと思います。その辺、子ども未来課としてどういうふうに対応していくのかだけお願いします。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 順次お答えいたします。

今2つあったかと思うのですけれども、最初の、例えば、会計年度任用職員が担任を担うことになった場合、通常より手当を増額という意味でご質疑していただいたのかと思うんですけれども、会計年度任用職員の手当につきましては人事課で統一的に対応しているところでございまして、保育士に限らず、ほかの会計年度任用職員とのバランス等もございまして、1つの課題として受け止めさせていただければと思います。

次の保育士不足になるのではないかとつきまちは、全く現状のままであればそうなるのではないかというおそれといたしますか、現場の人間として非常に恐ろしく感じてはいる一方で、もう一つ、そもそも子どもさんが少なくなっているというのもありまして、今のままお

子さんの生まれる数が少ない状況であると、1人の保育士が受けるお子さんの数が減ったとしても、もしかしたら賄い切れてしまうのではないかと。子どもさんの絶対数が本当に少なくなってしまうので、保育士が増えるほど子どもさんが増えないということもあるのかというところで、本当に難しいところなんですけれども、保育士の確保につきましては、先ほど歳出の説明の中でいろいろな保育士向けの補助の制度等について触れさせていただいたのですけれども、そういったものを継続しながら保育士資格を持っている方に保育士として働いていただく環境を今後も対応していくと同時に、本当に保育士が何人必要なのかについては、お子さんの出生状況等も踏まえて、また、夫婦、男性、女性にかかわらず、就労する人たちが増えれば保育の需要が増えるはずなので、親御さんの就労の状況、出生するお子様の数字、状況等をトータルで考えた上で、保育士不足にならないように気をつけて対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

間もなく休憩後1時間が経過しますが、このまま12時をめぐりに質疑を継続したいと思えます。

他に質疑がある方はお願いいたします。

1番 野本委員。

○1番 野本委員 令和6年度当初予算の概要の16ページと17ページで1件ずつです。

16ページの3歳未満児保育料無償化事業ということで、国に先駆けてこれに取り組むのは非常にすばらしい、ありがたいことだと思っています。お聞きしたいのは、この事業は今市内に住んでいる方にとっては明らかに子育て支援施策であると同時に、市外の方にとっては、ある種の移住・定住を促すための施策であるという両面があると思っています。それで考えると、もしかしたらこれは子ども未来課に聞くことではないかもしれませんが、市外の方に対してPRをしっかりとっていくこともすごく大事な施策だと思うんです。そういった点をどのように考えているのか。PRの部分、それを1つお聞きしたいと思っています。

もう一つが、概要の17ページ、ファミリー・サポート・センターの事業です。自分も日々子育てをしている中で、なかなかうまく使えていないという感想があるのですけれども、どういうときに使えばいいか書いてあるということ、概要の中には放課後の学童への送迎とか一時的な児童の預かりということで、ホームページにもそう書いてあって、1番下に、その他子育て支援として必要な場合というその他が入っているのですが、子ども未来課として想定

している、ファミリー・サポート・センターを使えるその他の状況というのを、幾つか具体的に示していただければと思います。

以上です。

○委員長 答弁を求めます。

上野課長。

○子ども未来課長 順次、委員のご質疑にお答えいたします。

3歳未満児保育料無償化について、市外に向けてもPRしていったほうがいいのではないかと、どのようにするのかというご質疑でございますが、実際、この事業をやるに当たりまして、報道機関に対して、こういった事業をやるのでぜひ取材してくださいということで投げ込みをしました。それについて興味、関心を持っていただいた報道機関、新聞社の方々から直接私の席に電話がありまして、そうしたところでお答えして、記事化していただいて、幾つかの新聞で3歳未満児保育料無償化が埼玉県で2市目だということで取り上げていただいて、周知していただいているところでございます。また、当然ですけれども、ホームページ等でも今後も積極的に周知してまいりたいと考えております。

次のファミリー・サポート・センターのほうですけれども、どのような内容かということでございますが、活動の手引というのがございまして、その中では、買い物などの外出の際に子どもを預かりますとか、先ほど委員がおっしゃっていましたが、学童保育だけではなく、いろいろな習い事等の送迎等も含めて、そういった活用もどうですかということで、援助の内容となっております。また、その他の状況として、冠婚葬祭や学校行事などで外出する際に子どもを預かるということが、子ども未来課として想定しているところでございます。

以上です。

○委員長 1番 野本委員。

○1番 野本委員 ありがとうございます。

ファミリー・サポート・センターのほうで付け加えて、例えばこんな場合はどうでしょうかという質問ですが、先ほどカフェの利用券の話がありましたが、そういった場合があるかどうか分かりませんが、利用券を使ってカフェに行こうと思う、あそこは文化財がたくさんあるし、文化財の施設としてやっていくということだし、子どもが一緒にいるとのんびりできないから、その1時間なり2時間なりをファミリー・サポート・センターに預かっていただく、そういったことは今の仕組みの上では可能なのでしょうか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

今のシステム上、可能でございます。マッチング次第ではございますが、排除するものではございませんので。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 129ページ、老人福祉費、10節の印刷製本費ということで、先ほど課長の説明がありましたけれども、今度新たに、高齢者の外出を促すということで、高齢者が市内店舗、公共施設などで独自のサービスを受けられるということで、9月に限定した新たなサービスだと思えます。これの詳しい説明をお願いしたい。

それに伴って、なくなる事業、敬老会補助金です。先ほど、なくなった理由については補助目的の実施が困難ということの説明がありました。前の事業に関しては、以前1人当たり1,000円、それから700円ぐらいになって、それを自治会に委託して、それぞれの自治会にお願いして敬老会をやっていたということで、自治会に入っていない方、施設に入っている方はどうなんだと、いろいろな課題があったかと思えますので、そういった困難になった理由についてお伺いしたいと思えます。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、優待制度の概要ですが、こちらにつきましては、高齢者の積極的な外出を促して地域交流や健康づくりを図ること、また地域経済の活性化も目的としまして、市内の店舗すとか公共施設で、対象の75歳以上の高齢者の方が敬老月間である9月にそういう施設等を利用する際に、店舗や施設で独自にいろいろなサービスを提供していただくような内容のものとなっております。

続きまして、敬老事業ができなくなった理由というところですが、敬老事業につきましては、そもそも地域における高齢者の交流の場づくりというものをまず目的としている中で、各地区に敬老会の開催に対して補助金を交付していたものですが、各地区において、高齢者数の増加に伴って、会場の確保すとか送迎が困難となっている中で、年々敬老会の開催から記念品の配布に切り替わっている自治会が増加している中で、今年度も、実際に敬老会として開催された地区が3地区、残りの12地区については記念品の配布という実情を鑑みまして、自治会連合会とか敬老会の検討事業とか、そういう関係者の皆さんの声を聞きながら、

今回廃止ということに至った経緯があります。

以上でございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 今聞いたら、やっている自治会が大分少ないですね。コロナがあつて、それでやめてしまったというところもあるかと思えますけれども、その3地区、今やっているところは、補助金をあげていたので実施していたという部分もあると思うんですけれども、このまま継続するかどうかの聞き取りというのはやっているのかお伺いしたいと思います。

それと、今、新しい事業を課長が説明していただいたのですけれども、独自のいろいろなサービスというのが何なのだと。その店舗にお任せするのか、市では全然把握していませんということなのか、内容をもうちょっと具体的にお聞きしたい。9月の1カ月限定ということですよ、お伺いします。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、1点目の3地区の声を聞いたかというご質問ですが、今回敬老会事業の見直しをするに当たりましては、北河原地区、南河原地区、須加地区でございますが、その3地区の地区連合会長さんには、もちろんご意見とかご意向はお伺いさせていただいています。それ以外のやっていない地区につきましても、全ての連合会長さんのお声というのはお伺いさせていただいている中で、やはり、集まる機会としてはやりたいというお声があったのですが、先ほど言いましたように、市全体として考えた中で、今後の事業の実施を検討する中でそういう差が出てきている状況では、見直しというような方針を出させていただいたところです。

2点目の優待制度につきましても、今のところ考えているのは、敬老月間の9月1カ月限定ということで、サービスにつきましても、委員おっしゃられるように各店舗での独自のサービスということで、市につきましても、そこでこういうものを行ってくださいというのは特に申し上げずに、各店舗で考えていただこうと考えております。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしますと、各店舗に補助金形式で何か補助をするということではなくてお願いする、各店舗で、優待ということなので少し割引するとか、そういうことでいいですか。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

委員おっしゃられるように、各店舗の創意工夫でサービスをしていただくことで、高齢者がそういう場に集まっていただくと店舗の利用促進にもつながるかと思っておりますので、市で特にそれに対して補助等は考えておりません。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 目的が外出を促すということで、店舗や公共施設はもちろんですけれども、かなり周知を図ってやっていかないと、ポスターも作ると印刷製本費で入っていますので、その辺どういうふうにお願いしていくのか。かなりの数がないと外出もしないだろうし、いろいろな分野のお店が対象でないとということもありますので、その辺どういうふうに考えていますか。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まずは、市報等での募集も行いますが、それ以外に、職員が直接店舗等に出向いてお願いをしたり、あとは、農村部で店舗が少ないところは、今年度から行っておりますウエルシアの移動販売等も協力いただきながら、なるべく高齢者の方が外出する機会を創出していきたいと考えております。

以上です。

○委員長 他に質疑ありますか。

村田委員。

○5番 村田委員 3点お尋ねします。

まず、ねりんピック埼玉県大会にエントリーしたというお話です。これは令和8年に埼玉県に来るということで、今から準備しておかないと、選手、役員を含めて60万人ほど来るというネット上の情報ですけれども、エントリーというのは、63市町村ある中で、行田市もその大会の趣旨に賛同して協力しますというエントリーなのか、具体的には、埼玉県が発表しているのは25種目、その中のスポーツと芸術・文化、そういったものにエントリーしたのかということをお尋ねします。

あと保育園の関係で、説明の中で看護師を設置している民間保育園、公立はないと思います。その基準です。設置しなくてはならない根拠、看護師が担う役割というのを教えていただけますか。

それと、149ページ、生活保護費関係になると思いますが、災害救助費というのがありますが、金額がかなり多い。過年度の決算を見ましたら、扶助費で6万円出て、令和4年度分も結構不用額で流しているのですけれども、国・県の補助金もあるので、これはこういう形で予算立てをしなくてはならないという根拠があつてしているのか、場合によっては科目存置という形でもいいような気もするのですけれども、今申し上げた3点についてご説明をお願いします。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、ねんりんピックにつきましては、令和8年度に埼玉県が開催予定という中では、エントリーの仕方として幾つかありまして、式典、あるいは、スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会、文化交流大会というものがありまして、それ以外に関連イベントがあるのですが、本市としましては、スポーツ交流大会にエントリーをしているところです。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 具体的に言うと種目は何になりますか。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 剣道でエントリーをさせていただいております。

以上です。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 災害救助費に関してお答えいたします。

額が需用費額に対して大きいのではないかとこのところだと思っておりますが、行田市の災害弔慰金等の支給に関する条例におきましては、死亡者が生計を維持していた場合には500万円、その他の場合には250万円等の規定がございます。また、火事の場合、全焼ですと1世帯6万円、半焼だと3万円、床上浸水等に関しましては1万5,000円等、住宅に関しても規定が、行田市罹災救助条例施行規則がございます。まだいろいろ細かい規定とかございますが、そのように、災害発生時においての見舞金に関しまして必要になってくるものですので、こちらを予算として計上しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 条例上はそうなっているのは、見舞金として支給する限度額が条例上載っているんだと思うのですけれども、予算立てする中で、ここまで見込みがないものを予算立てする必要はないのではないかと感じたので、状況が災害ですから、補正予算なり、科目があれば流用なりということで対応できるから、扶助費の部分で、令和4年度は6万円しか出ていないからお尋ねただけでございます。

あとは上野課長の回答待ちですけれども、剣道に戻りますけれども、剣道は、狭いから剣道場以外でも大会を開く形になるのでしょうか。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 お答え申し上げます。

開催に当たりましては、市の剣道連盟にもご協力いただく中では、今想定しているのは、グリーンアリーナのメインアリーナとかも含めて検討していく必要があるとは考えております。

以上です。

○委員長 上野課長、お願いします。

○子ども未来課長 保育園で看護師を置くということですが、委員ご承知のとおり、公立保育園では努めるにとどまっております、現状、公立保育園で看護師資格を持った職員の配置はございませんで、むしろ、看護師を保育士としてみなすことできるというような運用になっているところがございます、もちろん、保育士資格を持っている方がいらっしゃるのいいわけですが、合同で保育するとき看護師についても保育士としてみなして、そうすることによってたくさんお子さんを受け入れることができる。保育士1人に対するお子さんの受入れ人数は決まっていますので、看護師を保育士とみなせば、その分お子さんを多く受け入れることができるようになるということで運用されているというふうに承知しております。

以上です。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 看護師が果たす役割は保育士の代わりという説明ですよね。だから、看護師資格を持っている方が実際に民間保育園にいて、何をしているのかということ聞いたのですけれども。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 看護師資格を持っていて保育園にいる職員が、看護師としてではなく保育士としての職務をするということがまず1つあります。看護師にしかできないのは、医療的行為で看護師ができる範疇については看護師ができるので、今回ですと、医療的ケア児を受け入れていただいている保育所等においては、これは、逆に看護師がいないと医療的ケアができないので、そういったところには看護師が必置といたしますか、必ず付いている状況になったりはしております。そのため、おおよそ一般的な保育所において、看護師がいるからといって、特段医療的行為が発生しなければ普通に保育士として一緒にやっていただいているということですが、特別な状況で日々医療的ケアが必要なお子様とかを受けるときには、看護師の資格を持っていることが発揮されて、医療的ケアに対応できるというような状況になっているところでございます。

以上です。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 民間では何箇所ぐらい設置されていますか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

民間保育所では基本的に配置されたはずでございまして、私が承知している限りで、医療的ケア児を受け入れていただいている谷郷こども園には絶対いらっしゃいますし、太井保育園にも看護師資格を持っている方がいらっしゃるの承知しております。全ての保育所を今お答えできずに申し訳ございません。

以上でございます。

○5番 村田委員 分かりました。

以上です。

○委員長 ただいまの質疑で暫時休憩としたいと思います。

午前 11時 56分 休憩

午後 0時 58分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

△発言の申出

○委員長 質疑に入る前に、午前中、子ども未来課の質疑ですが、看護師を配置してい

る園の数について調べていただきたいということで申入れをしたところ、調べていただきましたので、そちらのほうをまず答弁していただきたいと思います。

上野課長。

○子ども未来課長 午前中は失礼いたしました。

確認いたしまして、看護師が配置されている園が太田保育園、太井保育園、やごうこども園の3園でございました。報告させていただきます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

△議案第5号の質疑続行

○委員長 それでは、質疑に戻りたいと思いますが、質疑のある方は挙手にてお願いします。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 2つの項目でお願いします。

1つ、保険年金課のほうでお伺いしたいんですけれども、子ども医療費の無償化に伴って、歳入の国庫負担金についてお伺いしたいんですけれども、多分39ページかと思います。

行田市においては18歳まで医療費無料化ということで、これはかなり県の中でも早く取り組んだということで評価してきたんですけれども、埼玉県は未就学児までだったと思うんですね。小学生から18歳までの間を市の独自ということで無償化してきたわけなんですけれども、国の制度がないということで、各自治体の努力によってそこまでやってきたということで。さらに、国は、独自でやっているということで、医療費が増えるということの意味合いでペナルティーを科してきたんですね。要は、国庫負担金を減らすということをやってきたと思うんです。

それで、私の記憶ですと、昨年4月ぐらいに報道があったんですけれども、国は医療費無料化もしてこなかった。さらに、ペナルティーも科してきたけれども、子育て支援ということでペナルティーを廃止するということを報道したと思うんです。今回のこの予算に関わってくるんです。このペナルティーがなくなると、国から頂く負担金が増えるということだと思いますけれども、それが39ページのどこで、どれぐらい前年と比べて増えるのか、お伺いします。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 委員お話のとおり、国においては子ども医療費の未就学分までは補助して

おりましたけれども、令和6年度からは18歳までの部分について多くの市町村でも実施しているということなので、その部分は補助するという形で話がございます。

この補助金に対しましては、埼玉県を通して来ているものですが、2項2目2節児童福祉費補助金の部分で、拡大部分が1,144万円というふうに見込んでおります。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 すみません。今、確認ですけれども、課長の言い方だと、補助するという言い方だと、ペナルティーをなくすということですよ。補助するのではなくて、補助金を減らされていたわけですね、その部分がね。独自でやっているということで、コンビニ受診が増えるのではないかとかいろんなことで、ペナルティーを科されていた部分がなくなるということですよ。

○委員長 長島課長。

○保険年金課長 そうです。ペナルティーを減らされた部分が、そこはなくなって、今の部分が増額になるということでございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 次、重層的支援体制整備事業ということでお聞きしたいんですけども、令和6年度当初予算の概要のほうでお伺いします。

要は、これは国が3年前に創設したということで、本市のほうは令和6年度からやりますということだと思います。それで、本会議でも聞いたんですけども、基本的なことですけども、31ページに載っている事業だけではなくて、あらゆる事業、たくさんあると思うんですけども、全てにおいて連携するというので私捉えているんですけども、それでよいのかどうか。ここに書いてある事業だけじゃないですよというのが1つ。

それと、全国的にこれを実施するので、国で何か基準というのがあると思うんですけども、それぞれの自治体での独自の取組というものもあるかと思うんです。それで、聞きたいのは、国の政策の基本的な部分と本市の独自性の部分です。こういうところは行田市の独自性なんだよというところがあれば、そこをお聞きしたいんです。これはすごく重要な事業ですし、横の連携が取れるとかなりいいのかなと、私もこれは期待している事業なのでお願いします。

○委員長 柿沼室長。

○地域共生社会推進室長 まず、ご質問の1点目ですけども、31ページにある事業だけかというところですけども、基本的に重層的支援体制整備事業という事業でやるのはこの事業

ですが、ただ、相談とか連絡体制は健康福祉部に限らず、教育部門であるですとか、あとは税務、また水道ですとか、そういった部分も含めて、連携して対応していくという形になっております。

続いて、ご質問の2点目、本市の独自性についてですけれども、重層的支援体制整備事業ということで、補助金の対象になるものというのは国のほうで決められておまして、社会福祉法の第106条の4の第2項で規定されておまして、同項の第1号で包括的な相談支援事業、第2号のほうで参加支援事業、第3号で地域づくり事業、第4号でアウトリーチ等の継続的支援事業、第5号で多機関協働事業ということが位置づけられておまして、これらを一体的かつ重層的に実施することで、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制の整備というものを図るものでございます。

本市独自のものですけれども、ひきこもりの支援ですとかヤングケアラーの支援ということを来年度から検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしましたら、いろいろな事業があって、それぞれの課が連携しながら、相談を受けた部分でつないでいくのかということところで、地域共生社会推進室の役割、ここが中心となってやるのかと思いますけれども、その役割について、まず1つお伺いしたいというのと。

あと、説明の中で国・県の補助金2分の1、4分の3というのがかなり出てきたんですね。今まではその補助金というのはなかった。これを重層的支援事業ということで新たに補助金がもらえるようになったのかというのを確認したいのと。新たにこの事業においてもらえる補助金、負担金というのが総額で幾らぐらいになるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長 柿沼室長。

○地域共生社会推進室長 地域共生社会推進室の役割ということですが、これまで、子どもですとか障害ですとか高齢者とか、制度や分野ごとの支援というのは、それぞれの専門のところをやっていたんですけれども、そちらの垣根を低くして、もちろん地域共生社会推進室のほうでも相談とかは受け付けるんですけれども、基本的にどの分野に行っても、どの部署に行っても相談が受けられるような体制をつくるというのが、まず地域共生社会の概念でもあるので、複合的な課題ですとか、あとは困難事例のようなものを地域共生社会推進室として扱っていくような形になると思います。

続いて、2点目ですけれども、国・県の補助金についてですけれども、委員おっしゃるとおり、重層的支援体制整備事業の実施に伴いまして、新たに頂ける補助金というのがございまして、当初予算の概要の31ページをご覧いただきたいと思うんですけれども、こちらにあります事業のうち、重層的支援体制整備事業実施に伴いまして、中ほどにある多機関協働事業とアウトリーチ事業、参加支援事業の全事業と、その下の地域づくり事業の一部事業、具体的に申し上げますと、子ども等の多世代の居場所づくり支援事業、それと安心生活創造事業、この事業について財政的な支援が受けられることによりまして、令和6年度は、先ほど言った多機関協働事業、アウトリーチ事業、参加支援事業と地域づくり事業の一部事業についてですけれども、この当該事業に係る事業費が1,925万7,000円のうち、国及び県から1,335万7,000円の財政的な支援が受けられますので、市の負担は590万円で済むという形になりまして、そのお金を使って、多機関協働の仕組みづくりやひきこもりなどの支援体制の構築などにつなげることができるという形になっております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。

それで、市の独自の事業、ヤングケアラーですけれども、ここって、なかなか部署が違うんですけれども、教育委員会との連携が非常に重要かと思うんです。なかなか庁内の中でも縦割り行政ということがありますけれども、教育委員会との連携ですよね。学校の担任の先生がそのご家庭の状況を知っているということもあると思うんですけれども、どういうふうにしていくのかというのを1つ伺いたいと思います。

○委員長 柿沼室長。

○地域共生社会推進室長 教育委員会との連携でございますけれども、まず、教育委員会のほうには連絡調整員ということで職員のほうを設定していただいております。それと、もう既に、教育委員会に限らず、子どもですとか障害ですとか高齢者とか、教育も含めた各分野の連携した支援に向けて、あとはそれプラス相談機関とか医療機関とか介護とか福祉従事者、その後社協ですとか、教育委員会の職員も含めて、会議とか研修だとか事例検討とかワークショップなどを実際にもう行ってございまして、そういった醸成を図っているところでございます。

今後、確かにヤングケアラーというのは実態の把握が難しいところですが、教育委員会などとも協力しながら、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

岩崎委員。

○3番 岩崎委員 すみません。それでは、質問させていただきます。

当初予算の概要の27ページということでございまして、細かいところで申し訳ございませんが、何かというと、生活困窮者自立相談支援事業、それからその下で生活困窮者自立支援、相談事業と「相談」がない自立支援事業ということでこの2つございまして、この2つについてまずお尋ねさせていただきたいと思います。

まず、それぞれ昨年度の実績がどのくらいあったのかということと、それを踏まえて今回予算立てしていると思うんですが、何人ぐらいを想定しているのかということをお尋ねさせていただきたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

藤倉課長。

○福祉課長 では、ご質疑にお答えいたします。

まず、生活困窮者自立相談支援事業の「相談」が入っている部分と、生活困窮者自立支援事業として「相談」が入っていないというところで、どこがどのように違うのかというところだと思うんですけども、自立相談支援事業というのは、こちらの自立相談の相談支援業務委託という部分と学習支援業務委託というのがあるんですが、その2点に関しましては社会福祉協議会に委託して実施をしております。相談支援は何を目的にしているかといいますと、第二のセーフティーネットといいまして、生活保護まで至らないように、その前の段階で、困窮の状態から自立に向けて援助を行うというものでございます。具体的には、例えば法テラス関係に同行していくとか、就業のための相談や、ハローワークへの同行支援など、そういったことを行っているものです。

学習支援のほうは学習教室をやっていて、そちらは先ほどもお話し申し上げたかと思いますが、中高生の方に対する学習教室をしております。

次に、住居確保給付金というのがございまして、こちらですが、失業等によって家賃が払えない状態になって、住居を失うおそれがある方に対して家賃分を支給するものでございます。

現在、相談を受けている者ですが、令和4年度末の数字になってしまうんですけども、新規に受けた相談が88件ございました。

あと、継続して相談をしてきた方は1,349件おったんですが、これは何かといいますと、新型コロナの関係で特例の貸付けというのを県社協がやっております、その関係で、まずは相談を受けなさいということがございましたので、この数字が継続しているものです。

あとは、現在、学習支援を受けている方は1名で、住居確保を受けている方は3名いらっしゃいます。

以上でございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。

1点追加でお尋ねします。学習支援ということでお話しございましたが、学習支援イコール職業訓練、こういった意味合いの支援ということでしょうか。

〔「中高生」と言う人あり〕

○3番 岩崎委員 中高生ですね。中高生の学習ということは、勉強の支援ですね。分かりました。了解です。

○委員長 岩崎委員、よろしいですか。

○3番 岩崎委員 はい。すみませんでした。ありがとうございます。

○委員長 野本委員。

○1番 野本委員 同じ生活困窮者自立相談支援事業、それから自立支援事業か。私が気になっているところが、生活困窮者自立相談支援事業、相談支援を行うということで、ふだん子ども食堂等とかの活動に参加したりしていると、実際にそういったいろいろな支援が必要な、親子で参加されている方が結構いて、そこで非常に感じることは、親に対しての相談の支援と、先ほど学習支援で中高生という話がありましたが、子どもですね。例えば、中学生とかになってくると、親に対していろいろな相談支援をしても、中学生の子どもが自分の将来を考えたりするときに、どうしても、子どもの進路というのは親の生活状況とかなるべく切り離すというか、今見ていると、どうしても親の暮らしの状況によって子どもの進路とかがすごく左右されている現状があると思うんですね。そういったところを、家庭の支援をする際に、何か親に対する支援、それから子どもに対する支援というところで、何か工夫されていることとかがあるのかどうか、何かそういった点があればお聞きしたいと思います。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 では、お答えいたします。

まず、子ども食堂に何回も行かれている親御さんというか、親子さんとかそういうところ

を頭の中で思い描いている方というのは、そういうような方ということによろしいでしょうか。

○1番 野本委員 はい。

○福祉課長 そういう方々がいらした場合、自立相談のほうの相談支援につなげてくださいますというのは、子ども食堂のほうに委託先の社協からお話はさせていただいているところであります。

お子さんの学習支援ですけれども、学習支援はそれぞれの家庭ではなくて、家庭とは別のところで勉強を教えていって、進路とか将来とか、その辺の話をできるような状態にはなっております。この学習支援をそもそも始められたのが、県で始まったんですけれども、高校の中退をなくし、高卒という大きな資格を取れるようにしましょうというので始まって、負の連鎖をなくしましょうという下で始まった事業ですので、その辺を考えながら事業としては進んでおります。

以上でございます。

○1番 野本委員 分かりました。大丈夫です。

○保険年金課長 すみません。1つ先ほどの発言で訂正をさせていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長 長島課長、お願いします。

○保険年金課長 斉藤委員からご質問いただきました子ども医療費のペナルティーに関してでございますけれども、すみません、私、1,144万円と申し上げましたが、額につきましては、実は154万円でございます。ちょっと勘違いしておりました。額は154万円で、実はそれは国民健康保険の特別会計のほうの補助金が、その分減らされていたものがその分増やされるというんですか……

○2番 斉藤委員 国保の取扱いだからね、そっちがね。

○保険年金課長 すみません、申し訳ありませんでした。ちょっと勘違いしておりました。私のほうで取り違えておりました。訂正させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 上村部長。

○健康福祉部長 すみません。先ほどの野本委員からのご指摘で、家庭環境によってお子さんの進路ですとか将来が左右されるべきではないという、そういったご意見だったと承知しておりますが、おっしゃるとおりでして、市の教育委員会のほうの予算になるので、すぐに施

策が出てこないですけれども、本市に住まいのご家庭で、一定程度所得が低いご家庭のお子さんに対しては、高校進学時ですとか、あと学校の学費のほうについて補助する制度を設けておまして、それに当たっては、中学校での活動内容ですとか意欲ですとか、そういったことを校長先生のご意見もいただきながら、教育委員会のほうで対象者を選定して支援をしておりますので、生まれる家庭環境とかによって進路が妨げられるということのないようにというような支援はさせていただいております。

以上になります。

○委員長 他に質疑ございますか。

養田委員。

○4番 養田委員 それぞれご説明ありがとうございました。

何点か質疑させていただきます。

予算書の129ページです。◎老人福祉費の7節敬老祝金ですけれども、こちらは77歳、88歳、99歳ということで、商品券がもらえる事業と思うんですけれども、77歳、88歳、99歳それぞれ何名ずつお金を支給されるのかということと。

民生委員が配ると思うんですけれども、民生委員は何名で配るのかという、2点だけ教えていただければと思うんですけれども。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、人数でございますが、令和6年度ベースですが、77歳が1,387人、88歳が458人、99歳が33人で見込んでおります。

それと、民生委員何人で配るかということですが、今のところ150名民生委員さんいらっしゃいますので、そちらのほうにお願いする予定でございます。

以上です。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 ご説明ありがとうございました。

こちらは商品券を配るということですが、これってとも現金を配っていて、商品券へ移行したということでしょうか。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

現金の経緯はありますが、現在は商店等の活性化の意味も含めて、地元で使っていただき

たいということで、商品券のほうを配布しております。

以上です。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございます。

次の質疑ですけれども、予算書の135ページ、児童福祉一般管理費の中にある18節、下から6番目の子ども・子育て支援施設整備費補助金、こちらは病児・病後児保育の新しい施設を新たに造るということだったと思うんですけれども、もともと1施設あって、今回2件に増やすということなんですけれども、この理由を教えてくださいと思います。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 委員さんのご質疑にお答えいたします。

もともと現在あります病児・病後児保育につきましては、医療法人に委託しておるところですが、その理事長先生がつい先日お亡くなりになりまして、その後、病児・病後児保育どうなるのかということでいろいろ調整させていただいて、現状のところだと、新理事長先生のほうから当面の間継続しますよという返事をいただいておりますので、その分を来年度にも計上させていただくとともに、あわせて、今1箇所だけですけれども、ほかの病院さんで施設整備等を進めることについて、行田市医師会なりにご相談させていただいたところ、医師会としても行田に病児・病後児保育は必要な施設であるということで認識していただきまして、新たな施設整備を進めましょうということで話が今進んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございます。

ということで、1件から2件に増えるということで、市民サービスとしては、特に感染症の時期に預けたくても預けられなかった事例がありますので、ぜひとも、今後ともこちらも施設を増やしていただいて、市民サービスの向上ということに寄与していただければと思います。

2つ下の一時預かり事業費補助金について伺います。

こちらですけれども、前年度よりこちらの予算が多く計上されている理由について伺います。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

こちら、対象となる施設が増えたことによるものでございます。

以上です。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございます。

対象の施設ってどちらになりますか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 こちら、新たに増える施設は、一般型と幼稚園型という2つの種類があるんですけども、一般型のほうは小羊チャイルドセンターです。もう1つの幼稚園型のほうはやなぎ幼稚園でございます。

以上です。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございます。

こちらも施設が増えるということで、子育ても一時預かりできる場所が増えれば、より市民の、お母さん方も選択肢が増えるのかということで期待しています。

最後、さらにその2つ下の保育士奨学金返済支援補助金というのがあるんですけども、具体的にどのような事業なのか、教えてください。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

こちらは、保育士の養成校を卒業した新卒の保育士に対して、市内保育所に就職する内定者に、保育所等で新たに勤務する保育士に対して奨学金返済の支援を行うものでございまして、こちら本年度の9月議会で補正予算で計上させていただいたものでございまして、これを通年化して、来年度は当初予算の段階で計上させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 こちらは、何名分の奨学金が措置されていて、大体どれぐらいの額を支援してくれるのかという、具体的な数字というのを教えていただければと思います。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 令和6年度予算につきましては、新卒の保育士さんを4名見込んでおります。一月当たり1万5,000円で12か月でございますので、72万円という計上額となっております。

以上です。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 先ほどの現金の部分で、すみません、確認取れまして、平成17年度から商品券に変更しております。

以上でございます。

○委員長 養田委員、よろしいでしょうか。

○4番 養田委員 はい。

○委員長 他に質疑ございますか。

野本委員。

○1番 野本委員 当初予算の概要の21ページ、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業ということで新規ということで、すごく大事なことだと思います。

新規の事業ですので、まずは、この事業をやることによってどういった社会課題というか、どういった課題を解決しようというお考えなのかというのが1点です。

それから、初回の受診した後のケアがすごく大事なことだと思いますので、その受診後、どうやって支援につなげていくのか、その部分をもう少しご説明をいただければと思います。

次に、産後ケア事業です。説明の中で、宿泊型、通所型もやっていきますということがあるんですけども、これは具体的に、どういった場所に宿泊あるいは通所するのかということをお教えください。

以上です。

○委員長 前島課長。

○健康づくり課長 お答えいたします。

まず、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業についてでございますが、事業の目的といたしましては、記載のとおりですけれども、低所得者の妊婦の経済的負担軽減を図ること、そして妊婦の状況を継続的に把握し必要な支援につなげるために、初回産科受診料の費用を助成するものでございます。

低所得者の方ですと、産科を受診するのにお金がかかりまして、そういったところのハードルを避けるために、1万円を上限といたしまして補助するものでございます。こちら、対象者といたしましては、妊娠で陽性になること、あとは課税状況の確認に同意した低所得者であること、住民税非課税世帯または同等の水準等である妊婦でございます。そういった方に対しまして、実際妊婦だと分からないと、産前産後ケアとか、そういった様々な包括的な

ケアがありますので、そういったものにつなげていくためのまずは探し出しという形で、こういう受診料の支援を行うものでございます。

続きまして、産後ケア事業についてでございます。

産後ケア事業、委員ご指摘のとおり、アウトリーチ、訪問型をもう既に行っているところではございますが、そのほか宿泊型、ショートステイという形で、産科医の病院の空きベッドを活用して、休養の機会の提供と、心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援を実施するという形で考えているところでございます。

そして、デイサービスということで通所型、こちらも産科医の病院のほうに日中、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施するために始めるものでございまして、実際産後ケア事業全体で7回分ご使用できるように考えているところでございます。

以上でございます。

○1番 野本委員 ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

田中副委員長。

○副委員長 ありがとうございます。

では、関連したところで、21ページの産後ケア事業ですけれども、通算で7回までということですが、細かいことで恐縮ですが、宿泊型ですと例えば、分からないですが、3日間とか5日間とか1週間とか、希望によって利用できるのかと思うんですけれども、例えば1週間宿泊型を利用すると、それは1回でしょうか、それとも宿泊の数によって7回で終わってしまうのか、細かいんですが、お願いいたします。

○委員長 前島課長。

○健康づくり課長 答えいたします。

宿泊型になりますと、1日に1回という考え方になりますので、1泊2日ですと2回という形になります。

以上でございます。

○副委員長 ありがとうございます。

あと、料金ですけれども、アウトリーチ型のほうは無料ということで承知しているんですが、宿泊型、通所型は料金がかかるのかと思うんですが、どのぐらい措置していただけるのか、お願いいたします。

○委員長 前島課長。

○健康づくり課長 訪問型のほうは補助金が入りまして、無料で5回はできるような形となっております。そして、まずはショートステイのほうで今、制度設計しているところではございますが、5回までは2,500円補助が出るものですから、自己負担は、宿泊型で1日2,500円プラス食事代、大体5,000円程度を見込んでおります。残りの大体約2万5,000円ぐらいが市から病院にお渡しするような額となります。全体では3万円病院には行くような形で、大体5,000円分が自己負担で、市が残りの2万5,000円ぐらいを考えているというような制度設計で今、考えているところでございます。

そして、デイサービスは、自己負担1,500円ぐらいを5回までは想定しているところでございます。残りは市のほうで負担するような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 ありがとうございます。

そうしますと、これから細かいところは詰めていただいて、制度設計していただくということになるということも、併せて承知しました。

これは、実際にいつぐらいに開始されることを目指しておりますでしょうか。

○委員長 前島課長。

○健康づくり課長 4月早々に考えておりますが、市内の産科医のほうと今打合せを進めて、最終的に早くできるように考えているところではございます。また、市内は産科医が1箇所ですので、近隣の市にある産科医等にも話合いを進めまして、できるだけ早くご利用できるような形で考えているところではございます。

以上でございます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 ありがとうございます。

では、同じページで、特に触れられること、そんななかったんですが、不妊検査・治療費助成事業について触れさせていただきたいと思います。

これは、不妊治療に対して保険も効くようになりましたので、この事業自体を本市独自の事業として、継続していらっしゃるということはとても評価できるのかと思います。

前年度と比べますと、予算額は同じですけれども、国・県支出金を措置していただいているところが違っていたと思ったんですが、これはどうして措置できるのかということをご説明願います。

○委員長 前島課長。

○健康づくり課長 まずは、不妊治療についてでございますが、不妊治療のほうは令和4年から保険適用が始まりまして、実際使われる方の負担は、保険適用となることから軽減されているかとは思いますが。そういった中で、早期不妊治療費助成事業を行っておりまして、その中で自己負担のうち上限額10万円まで行っているところでございます。2月末現在ですと、1件の方がご利用なさっているような状況でございます。

そして、保険適用外不妊治療費助成金につきましてもございますが、そちらは保険適用外という形で、保険以外の治療について助成金やっております。こちらにつきましても2月末では1件使用しまして、上限額10万円を使っているようなところでございます。こちら、高度な医療とかそういったものに対応して、助成のほうをしているところでございます。

そして早期不妊検査、不育症検査、両方ありますが、早期不妊検査のほうは2月末で4件ほど、そして不育症の検査は3件ほど助成をやっているような状況でございます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 ありがとうございます。細かい件数ですとか教えていただき、ありがとうございます。

私聞きそびれているのかもしれないですが、国・県支出金が前はなかったのが、今回はそこを使えるということはどうしてか。

○委員長 前島課長。

○健康づくり課長 すみませんでした。ちょっと確認させてもらって。

○委員長 田中副委員長、他の質疑で。

○副委員長 すみません。まだ健康づくり課お願いしたいんですが、ほかの課で1点だけ聞きたいと思います。

令和6年度当初予算の概要の18ページの子ども未来課のほうですけれども、これも新規事業で、こども家庭センター運営事業ということで始めていただきます。これも本当にこどもまんなかということで、切れ目のない支援を行うための体制というふうには受け止めているんですけれども、あえて今まであった子育て包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合して、子育て支援の中核的な役割を担うこども家庭センターを保健センター内に設置ということも、今までとは違う、1つに総合したということの特色、意味、センターのこれからの具体的な働きとか、こちら391万8,000円措置されていますけれども、どこに効果を目指しているかという一番の目的とか、教えてください。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 委員のご質疑にお答えいたします。

こども家庭センターを今回つくる意義ということでございますが、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ、一体的に相談支援を行う機能を有する機関ということで、今までも子育て包括支援センターで母子の方ですとか、子ども未来課でいうと、子ども家庭総合支援拠点で、その後の幼児の方からおおむね18歳までのお子様とその保護者の方たちに対する対応はしておったんですけれども、国のほうの児童福祉法が改正されて、こども家庭センターという形で一体として対応することを法令上定めができましたので、それに対応して、行田市としてもこども家庭センターという形で、今まで以上に一体的に、実際問題、子育て包括支援センターと我々の子ども家庭総合支援拠点、いつも連携して対応はしておったんですけれども、これが1つの組織、1つの課レベルになりますので、さらに今まで以上に連携を密にして、総合的に妊産婦、子育て世帯、子どもそのものに対する相談支援ができるようにということで、このたびこども家庭センターをつくろうという形になったものです。

以上です。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 ありがとうございます。

そうしますと、会計年度任用職員もお二人、兼務ではなくて、ここをつなぐというか、統括する部分の専任で働いていただくという、司令塔みたいな、そういった調整をしたりとかというようなことですか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

今回、この予算書上に現れているこども家庭センターの部分というのは、実は一部でございまして、会計年度任用職員は家庭児童相談室の職員の分でございます。組織的には、それ以外の正規の職員、現在、子ども未来課でいう子ども家庭総合支援拠点に務めている職員、正規、会計年度含めて。それと、健康づくり課の母子保健担当の正規の職員、会計年度の職員、これらが一体になりまして、こども家庭センターという形になりますので、予算書上は現れにくい表現で大変申し訳なかったんですけども、便宜上、見えるのは家庭児童相談室の職員のものしか表しようがないといえますか、ちょっと難しいところがございます、実態としては、組織がそもそも変わりますので、体制はもっと充実したものになります。

以上です。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 前島課長。

○健康づくり課長 失礼しました。不妊検査・治療費の助成事業についてでございますが、治療費のほうは国や県からの補助金がなくなりまして、代わりに検査につきまして補助金がついております。早期不妊検査助成事業補助金と不育症検査費助成事業補助金のほうがつきまして、それで21ページの概要のほうに記載してある40万1,000円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長 田中副委員長。

○副委員長 分かりました。ありがとうございます。

では、もう1つ、健康づくり課のほうでお願いいたします。

概要の28ページですけれども、健康づくり推進事業ということで今までも取り組んできていただいているわけですけれども、ここで実施事業のところでは昨年度と今年度を比べますと、健康づくりマイスター養成事業というのがなくなっていたんですけれども、健康づくりチャレンジポイント事業というのはこのまま継続されると受け止めているんですが、マイスター、地域の中で健康づくりを担っていただくような、認定していくようなのがあったと思うんですが、それはなくなったと理解してよろしいのでしょうか。

○委員長 前島課長。

○健康づくり課長 健康づくりマイスター養成事業についてでございますが、今年度までは、健康の対象講座6講座以上を受講していることや、チャレンジポイントに参加していただくこと、そして喫煙者ではないことをマイスターの認定条件として、地域への情報発信源になるようにという形で認定をしていたところですが、実際コロナの関係もございまして、講座のほうはなかなかできない時期もありました。そして、参加のほうを見合わせる方もおりました。そんな中、今年度は大体4名ぐらい見込みでマイスターになる予定ですが、令和4年度はゼロ人、そして令和3年度が4人、令和2年度が1人という形で、マイスターとしての人数は少ないような状況で、来年度は事業のほうの見直しを考えておりまして、養成事業については今年度をもって終了という形で捉えているところでございます。

実際こちらの健康発信のほうは、ほかのSNSだとかホームページ等、市報等を使って、直接市民の方に健康について広げていけたらと考えているところでございます。

以上でございます。

○副委員長 ありがとうございます。

きっと時代背景もあり、一定の実績というか、事業としてこのところはなくしていくというのにも必要な判断かと思いますので、ありがとうございます。

最後ですけれども、同じ28ページの感染症予防事業で、拡充ということで広く周知されてきた带状疱疹ワクチンの助成を、補正予算までつけてスタートしていただいております。それを継続するというので措置していただいておりますので、今まで带状疱疹ワクチンの助成を受けたという方の実績がお分かりになれば教えていただければと思います。

○委員長 前島課長。

○健康づくり課長 お答えいたします。

带状疱疹ワクチン接種助成についてでございますが、令和5年10月から開始させていただきました。2月末現在の数字ですと、全体で406件、そのうち生ワクチンについては258件、そして不活化ワクチンが148件でございます。

生ワクチンのほうは1回接種でございますので、10月からすぐに補助の申請は受けられるんですけれども、不活化ワクチンにつきましては2回になっておりまして、2回続けては、短い期間では打てないので、一定の期間が空いてから2回打った後、補助の申請となる形で、最初のほうは生ワクチンのほうが多かったんですけれども、2月ぐらいになりますと大体100件ぐらい申請があるんですけれども、生ワクチンと不活化ワクチンのほうは大体半々の割合で申請している状況でございます。

以上でございます。

○副委員長 ありがとうございます。

半年で406件の申請があったということですが、すばらしいなと思えます。大体でいいんですけれども、対象者に対してどこら辺の方が受けたという実感というか、ありますでしょうか。

○委員長 前島課長。

○健康づくり課長 感覚的なもので申し訳ないですけれども、50歳以上の方が薬のほうは接種できますので、その上の方ですけれども、70代が一番なりやすいと言われておりますので、70歳前後というのが一番多いのかというのは感覚的なものでございます。

以上でございます。

○副委員長 あと、対象者全体、年代は今教えていただいたんですが、全体でどのぐらい、例えば1割ぐらいいったんではないかとか、そういうのがもし、感覚的に分かれば。

○健康づくり課長 年間1,258名を、接種の申請していただけるだろうという形で計上しているところでございます。こちらが接種対象者の3%になっておりまして、大体でございますが、4万2,000人ぐらいが接種の対象者という形で、大まかな数字だとそんな形になります。

○副委員長 順調だということが分かりました。ありがとうございます。

○委員長 まだ質疑ありますか。

2名。

では、一旦ここで暫時休憩いたします。

午後 1時 57分 休憩

午後 2時 07分 再開

○委員長 時間前ではありますが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第5号の質疑続行

○委員長 質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

村田委員。

○5番 村田委員 お疲れさまです。

産後ケアのところですか。

拡充事業ということで、概要を見ますと、居宅訪問型の支援は今までやっていたよ。宿泊型と通所型が拡大になりましたということで解釈していいのかと思うんですけども、まず、拡大する前までの訪問型の支援は、回数は区切ってなかったですか。

○委員長 前島課長。

○健康づくり課長 お答えいたします。

訪問型につきましても、1人で使うのが訪問型だけで7回という形を取っております。

○5番 村田委員 以前から7回というね。

これは、専門の方が、保健師さんが訪問していたんでしょうか。

○委員長 前島課長。

○健康づくり課長 保健師のほうも訪問するんですけども、実際には助産師のほうで行っております。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 産後鬱というのを聞いたり、私も見たり、経験ですね。あと、誰でも産後鬱になるという可能性は、子どもを産んだ後、男性もなる場合もある。それは子育てをしてきた経験から分かることなので。

家庭環境が、旦那さんもいなくて母子家庭、そして身寄りも行田市内にいない。お母さんが宿泊型で空いているベッドに入院した場合、新生児、乳幼児はどういう形で、子ども未来課のほうがそこに関わってきて、児相扱いで一時施設に入ってしまうのか、一緒に病院へ連れていくのか。その辺、どういう想定をしているのか、お尋ねしたいんですけども。

○委員長 前島課長。

○健康づくり課長 今回、産後ケアにつきましては、生活支援を実施していくような形で、サポートとして考えているところをございまして、また、そのまま心身等が辛いとか、そういったところから、産前産後ケアとか、あとは包括支援センターも動いておりまして、包括支援センターなどで会議等を開きまして、今後どういった支援を進めていくかという形で、次のステップというか、次の支援体制等を検討して、進めていくような形となりますので、まずは産後ケア事業で、本人から休養したいとか、技術的な支援が欲しいといったときは、まずは助産師等によって支援を進めていくというような形となっております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 これは、あくまでも軽度な場合ということでの産後ケアを想定しているという理解でよろしいですね。

あともう1つ、中国残留邦人について。残留邦人ってよく聞くんですけども、これは定義が違おうと思うんですけども、予算規模的には何人分でしょうか。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 お答えいたします。

お一方1世帯です。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 そうですよ。予算的に1人かと思ったので。

これは1人が残留邦人ということで、残念ながらお亡くなりになった場合はそれで終わると、家族世襲ではないですよ。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 世襲という意味ではないです。

世帯の状況にもよりますけれども、子ども世帯の場合ですと、これで、もしこの方がお亡くなりになったとか、そういうことがあった場合は、それで終わりになります。

○5番 村田委員 そうですよ。分かりました。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 すみません、2つだけ。これで最後です。

確認したいのが、先ほど149ページ、生活困窮者支援費の学習支援業務委託料ですけれども、これは社協に委託するという事で285万4,000円と、主に中身ですけれども、人件費ですよ。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 お答えします。

そうです。人件費。教える指導員のものの関係が主で、あとは教材ですとかになっております。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、先ほど課長の説明の中で、現在1名ということでしたよね、この支援を受けている方が。これっていうのは、重層的支援って非常に必要なのかなと、ここにつなげるために。

それで、今1名に対して280万円ですよ。もっといるはずだと思います。塾に行けない、貧困層の家庭というのは、多分まだ見えてないのではないかと。非常にここで重層的支援が効いてくるのかと思うんですけども、ぜひね、もし、どういうふうにするのかあれですけども、いろんな子ども食堂なり、それこそ教育委員会なり、ここにつなげるという努力をしていただきたい、1人のはずないということです。その辺、ぜひやっていただきたいということで、いいですか。

○委員長 藤倉課長。

○福祉課長 現在、お一人のお子さんということでございますが、生活困窮の相談にいらっしゃった世帯ですとか、生保の世帯とかとともに、まだお子さんいらっしゃいます。

あと、加えて、この事業というのは、子ども未来課と共同して行っている事業でございます。事業費に関しましてはおおむね折半して事業を行っております。

子ども未来課のほうのひとり親世帯を対象とした学習教室と併催をしております。そちらの子ども未来課でやっているほうが9名で、福祉課でやっているほうが1名でございます。

合わせて10というのが現状でございます。

○2番 齊藤委員 そうすると、先ほど1名と言っていたのは、自分の担当のところだけ言ったということですか。

○福祉課長 さようでございます。

○2番 齊藤委員 全体で言わないと、聞いているほうは分からないですよ。だから、そこが縦割りではないかということ、さっきから言っているんですけども。

10名でも、まだいるかと思imasuので、ぜひそこは重層的支援を期待します。せつかく事業やっていますので、つなげていただきたいと思imasu。

それと最後、公立保育園、これ本当によかったと思imasu。令和6年度、持田保育園、南河原保育園ということで、長野保育園からやっています。ですけども、かなり公立保育園はぼろぼろです。これは何回も言ってきました。ですけども、持田保育園、今回予算が出ていません。壁が崩れています。ということで、非常に危険な状況を回避しなくてはならないということで、ここで具体的に令和6年度は予算が出ています。これは本当に評価したいんですけども、今までこの3園に関しては、施設更新の計画をつくっていたかと思imasu。

そうすると、この内容というのはあれですか、飛躍して進んだという認識でいいですか。何かここまで載っていたか。すみません、計画が多分あったかと思imasu。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 委員さんのご質疑にお答えいたします。

公立3園につきましては、個別マネジメント計画が、これは保育園に限った話ではなくて、行田市が持っている建物等について個別のマネジメント計画をそれぞれつくることになってございまして、当然保育園についても、園舎についてマネジメント計画をつくってございました。今、それに基づいて進んでおります。

そこに出ているものが、今のところ計画的に進めさせていただいてございまして、今、齊藤委員さんのほうからご指摘いただいております。持田保育園の園舎の外壁につきましては、まだ令和6年度には、子ども未来課としてもどんどん進めたいんですけども、順番にやっている都合で、来年度はまだ手はつけられない状況でございまして、来年度については持田保育園の中の部分の改修等をさせていただいて、翌年度以降に計画に沿って実施していく段取りになってございまして。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 なかなか課長も予算がつかないとできませんと言えないので、そのお気持ちは分かるんですけども、事故があったら大変なことですね。それは、財政課にきちつと言わないと、ちゃんと調査していますか。壁が崩れて、下に落下したときに園児がいたら大変ですから、そういうのは優先的に予算をつけてもらうよう、それは課長の話合いの中で進んでいくのかと思いますので、その辺お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 重く承らせていただきます。ありがとうございます。

以上です。

○委員長 野本委員。

○1番 野本委員 私も最後2つです。

1つは、概要のほう22ページの出産・子育て応援事業というのがありまして、これについてですが、伴走型相談支援と応援の給付金ということで、非常にどちらもありがたいなと思っているんですが。

先ほど村田委員からもありましたけれども、私も目下子どもを育てている中で、一概に言えないかもしれませんが、お父さんのほうはなかなか、妊娠期から出産、そして子育てに移行していく中で、かなりお母さんに比べると意識がなかなか高くないという現状があると思います。もちろん個人差はありますけれども。

そういうことを考えたときに、行田市としても積極的に、お父さんに対してもこういった事業に参加してくれということを促していくべきだと私は思っておりまして、この予算の中で、例えば印刷製本費でチラシを作りますとかということがありますので、もう既にそういったお金はあるかもしれませんが、ぜひ積極的に、お母さんだけが妊娠・出産を担うんじゃないと、子育てを担うんじゃないと、お父さん、お母さんみんなで、もちろん地域とかも含めてですけども、特にお父さんにも積極的に参加していただけるような発信をしていってほしいという思いがありますので、そういった取組をしていただけるのかどうかというのが1点です。

それからあと、最後ですけども、予算の概要26ページです。

生活支援体制整備事業ということで、これも重層的支援体制整備事業ということですが、これは概要の部分の説明を見ますと、すごく大切なことが書かれた文章だと思います。まさに、これこそ地域共生社会の構築だと思うんですが、今年度、委託料ということで、まず1

つは、委託先がどこなのかということ。それから、委託を受けたところは来年度、何をやるんでしょうか。少し具体的な話が聞きたいというので。

以上、お願いします。

○委員長 前島課長。

○健康づくり課長 男性の育児への意識を高めていくような取組といたしましては、実際そうやって意識を高めていくことは大変重要だと認識しているところでございます。そういった中で、健康づくり課のほうも、パパママ教室という銘を打ちまして、父親の参加、題目に入れることによりまして意識の向上を図っているのも1つだと思います。

パパママ教室で赤ちゃんに対しての保育の話、助産師による沐浴実習や体操、そして歯科衛生士による歯科講話とか栄養の話等、妊婦体験等も含めまして行うことによって、男性の意識を上げていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

生活支援体制整備事業の部分でございますが、まず委託先でございますが、社会福祉協議会となっております。

何をやるかという部分につきましては、こちらは生活支援コーディネーターというものがございまして、そのコーディネーターを配置しまして、地域課題や資源の把握を行い、課題と資源のマッチングや新たなサービスの創出、関係機関とのネットワーク構築を図り、高齢者が生活しやすい生活支援体制を推進させるもので、また、地域ごとの話合いの場である会議体というものも設置しまして、地域づくりを進めるものでございます。

以上です。

○委員長 野本委員。

○1番 野本委員 ありがとうございます。

生活支援体制のほうで、社協がやるということです。生活支援コーディネーターが地域の課題や資源の発掘をしていくという、あと会議体もつくるということなので、そこをもう少しお聞きしたいんですが、生活支援コーディネーターを担うのはどういった方なのかというのが1点です。

それから、会議体をつくってということでしたが、会議体の構成員はどんな方なのかというのを教えてください。

○委員長 吉田課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、コーディネーターを担う者ですが、社会福祉士となっております。

会議体の構成員でございますが、シルバー人材センターでありますとか自治会連合会、民生委員・児童委員会連合会、老人クラブ連合会、NPO法人、あとは移動販売の実施事業者、地域包括支援センターなどがございます。

以上です。

○1番 野本委員 分かりました。

○委員長 他に質疑ございますか。

岩崎委員。

○3番 岩崎委員 すみません。4款1目2項、157ページの説明欄18節のところでお尋ねします。

若年者在宅ターミナルケア助成金という部分ですが、若年者で在宅ターミナルということで、より具体的な形で表記されたことでの予算措置されていると思うんですが、具体的な対象者は、そうすると18歳から39歳までの方で、こういう方がいらっしゃるということによるしいわけですね。実際にいらっしゃるということでございますね。

○委員長 前島課長。

○健康づくり課長 実際にいるわけではなくて、こういう方がいた場合に支援をしてあげようという制度で、実際に今、特定の方がいらっしゃるわけではございません。

以上でございます。

○委員長 岩崎委員、よろしいでしょうか。

岩崎委員。

○3番 岩崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分について、全ての部署の質疑を終了いたしました。

△議案第5号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第5号についての討論及び採決を行います。

討論のある方は挙手願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はございません。

これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第5号 令和6年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって、健康福祉常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

午後 2時 30分 閉会

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長 橋 本 祐 一